

第4部 資料

1 意匠主要判決リスト

1. このリストには、意匠法に関する訴訟事件について、判決の内容を収集することができたものを掲載した。
2. 審決取消訴訟事件については、明治35年から平成20年まで（大正3年から同12年までを除く。）に判決言渡のあった判決674件（併合事件は1件として計算）をA表として掲載した。A-1～272の272件は『意匠制度100年の歩み』に、A-273～456の184件は『意匠制度この10年の歩み』に拠った。A-457～675の219件（平成11年～平成20年判決分）は本書編纂に際して収集した。
3. 侵害訴訟事件については、昭和46年から平成20年までに判決言渡のあった判決426件（併合事件は1件として計算）をB表として掲載した。B-1～116の116件は『意匠制度100年の歩み』に、B-117～296の180件は『意匠制度この10年の歩み』に拠った。B-297～426の130件（平成11年～平成20年判決分）は本書編纂に際して収集した。
4. 各判決は、判決言渡日順に掲載した。
5. 「分類」は、審決取消訴訟判決集の分類の説明を参照されたい。
6. 「物品」の欄には、旧法に関しては指定物品を、又現行法に関しては意匠に係る物品を記載した。
7. 「適用条文」の欄には、審決取消訴訟事件については原審決における適用条文等を、又侵害訴訟事件については内容上主に関係する条文を記載した。
8. 「掲載文献」の欄には、当該判決の全文、要旨等が掲載されている文献名を記載した。
9. 「判示事項」については、主な事件（意匠法に関する主な著書に引用された事件及び判示事項に表された内容に特徴のある事件）に関してのみ付した。ただし、戦前の大審院判決については全件付した。また、平成11年～平成20年判決分については、判示事項の有無と当該判決の重要度は直接の関係はない。
10. 編纂時期が異なるため、『意匠制度100年の歩み』収録分、『意匠制度この10年の歩み』収録分、本書編纂に際しての収集分のそれぞれの判決リストで、編集方針が若干異なる点がある。
11. 『意匠制度100年の歩み』収録分リストの作成に当たっては、編纂当時に、社団法人発明協会（工業所有権関係判決速報）と財団法人日本科学振興財団・日本特許アカデミー（特許と企業の判決速報）の協力をいただいた。
12. 『意匠制度この10年の歩み』収録分リストの作成に当たっては、編纂当時に、社団法人発明協会（知的所有権判決速報）、田邊 隆氏（社団法人日本デザイン保護協会）の協力をいただいた。

1.3. 略語凡例

最高＝最高裁判所 東高＝東京高等裁判所 大高＝大阪高等裁判所
東地＝東京地方裁判所 大地＝大阪地方裁判所 知財高＝知的財産高等裁判所
(他、これに準ずる。)

- ・取消判集＝審決取消訴訟判決集（特許庁公報）
- ・参考集＝参考審判判決集（特許庁審判部編）
- ・判例法＝判例工業所有権法〔第二期版〕（第一法規出版発行）
- ・判例集＝判例集〔特許管理別冊〕（日本知的財産協会発行）
- ・判タ＝判例タイムズ（判例タイムズ社発行）
- ・判時＝判例時報（判例時報社発行）
- ・判決速報＝工業所有権関係判決速報（発明協会発行、～平成4年3月）
- ・判決速報＝知的所有権判決速報（発明協会発行、平成4年4月～平成17年3月）
- ・判決速報＝知的財産権判決速報（発明協会発行、平成17年4月～）
- ・無体集＝無体財産関係民事・行政裁判例集（最高裁判所事務局発行、～平成2年）
- ・知的裁集＝知的財産権関係民事・行政裁判例集（最高裁判所事務局発行、平成3年～）

意匠審決取消訴訟判決リスト (A表)

<p>明治35年(オ)第365号判決 大審院 A-1</p> <p>判決言渡 明治35年11月28日 物 品 人力車 上 告 人 伊東竹三郎 適用条文 2条3号(32年旧) 被 上 告 人 西賀藤三郎 掲載文献 特許意匠審決録・明治37年8月 原 審 番 号 審判第581号(明治35年6月14日言渡)</p> <p>判 示 事 項 審査官補ヲシテ調書ヲ作ラシムルモ違法ニアラス</p>
<p>明治45年(オ)第81号判決 大審院 A-2</p> <p>判決言渡 明治45年6月27日 物 品 人力車 上 告 人 西賀藤三郎 適用条文 5条(42年旧) 被 上 告 人 伊東竹三郎 掲載文献 特許局審決録・大正4年4月 原 審 番 号 明治44年12月23日抗告審決</p> <p>判 示 事 項 原審決カ意匠法第5条ハ最先二出願ヲ為シタルモノニ限り登録シ其以後二出願シタルモノハ絶対ニ登録ヲ受クルノ権利ナキモノニシテ共ニ登録ヲ求ムル場合ニ限局セラルヘキ法意ニアラストシ登録ヲ受クルノ権利アル出願力競合シタルニアラサル本件ノ場合ニ同条ヲ適用シタルハ法則ヲ不当ニ適用シタル不法アルモノトス</p>
<p>大正2年(オ)第27号判決 大審院 A-3</p> <p>判決言渡 大正2年3月1日 物 品 人力車 上 告 人 西賀藤三郎 適用条文 1条(3条1項1号)(42年旧) 被 上 告 人 伊東竹三郎 掲載文献 特許局審決録・大正4年6月 原 審 番 号 大正元年11月15日抗告審決</p> <p>判 示 事 項 書面審理ノ方法ヲ採リシ原抗告審判ニ於テ証拠調ニ上告人ノ干與セシメサリシハ正当ナリ</p>
<p>大正14年(オ)第190号判決 D41. 06-Z (7) 大審院 A-4</p> <p>判決言渡 大正14年12月9日 物 品 菊盆 上 告 人 吉新安蔵 適用条文 1条(3条1項1号)(42年旧) 被 上 告 人 松本半左衛門 外2名 原 審 番 号 大正13年抗告審判第406号 掲載文献 審決公報・号外1号号</p> <p>判 示 事 項 初審判における証人の供述から、抗告審において反対の判断をするについては、直接その証人を訊問せず、調書によって判断して差し支えない。</p>
<p>昭和4年(オ)第164号判決 大審院 D48. 05. 082-W (5) A-5</p> <p>判決言渡 昭和4年5月14日 物 品 容器 上 告 人 藤田秀太郎 適用条文 被 上 告 人 国 掲載文献 審決公報・号外5号 原 審 番 号 昭和2年抗告審判第1156号</p> <p>判 示 事 項 説明書及び図面に記載があつて登録請求範囲の項に記載のない紙片は本件意匠の登録請求範囲に含まれるか否か不明であるから、それについて釈明権を行使しない限り、それが本願の構成要素でないとする事はできない。</p>
<p>昭和4年(オ)第730号判決 D41. 11-Z (19) 大審院 A-6</p> <p>判決言渡 昭和4年10月26日 物 品 化粧壇 上 告 人 三星辰次郎 適用条文 被 上 告 人 江木 卓 掲載文献 審決公報・号外6号</p> <p>判 示 事 項 出願前公知の採証を争つた例。</p>

<p>昭和4年(オ)第1790号判決 D48. 06-Z (19) 大審院 A-7</p> <p>判決言渡 昭和5年5月3日 物 品 食料品容器 上 告 人 藤田秀太郎 適用条文 1条(3条1項1号)(旧) 被 上 告 人 国 掲載文献 審決公報・号外6号</p> <p>判 示 事 項 1 引用の物品が公知に属したことが、原審で顕著な事実であれば、その事実について立証を必要としない。 2 本件意匠は公知の容器の意匠と類似であつて、本願容器に紙牌を貼着させたため、特に趣味感を増加させたとはいえない旨説示して、これを拒絶理由としたのは不当でない。また何故に趣味感を増加しないかの説明は、必要欠くことのできないものではない。</p>
<p>昭和5年(オ)第18号判決 D42. 0-Z (19) 大審院 A-8</p> <p>判決言渡 昭和5年5月3日 物 品 糊容器 上 告 人 高橋平太郎 適用条文 22条1項2号(旧) 被 上 告 人 不易糊工業株式会社 掲載文献 審決公報・号外6号</p> <p>判 示 事 項 所論は原審の事実認定を非難するにすぎない。</p>
<p>昭和5年(オ)第1255号判決 D41. 11-Y (19) 大審院 A-9</p> <p>判決言渡 昭和6年4月2日 物 品 糊容器 上 告 人 不易糊工業株式会社 適用条文 1条(3条1項1号)(旧) 被 上 告 人 高橋平太郎 外1名 掲載文献 審決公報・号外7号</p> <p>判 示 事 項 本件意匠と類似の意匠が本件出願前数人に示されたことを窺えるが、まだ公然知られる域には達しなかつたことは勿論、公然知られるべき状態に置かれたものでないとした原審決が支持された例。</p>
<p>昭和6年(オ)第2875号判決 D42. 1-Y (24) 大審院 A-10</p> <p>判決言渡 昭和7年3月25日 物 品 竈 上 告 人 合名会社 第一竈本店 適用条文 22条1項2号(旧) 被 上 告 人 小林英三 掲載文献 審決公報・号外8号 原 審 番 号 昭和6年抗告審判第584号</p> <p>判 示 事 項 イ号の意匠が登録意匠の権利範囲に属するとするためには各意匠を現わすべき物品を共通することを要するが、その各物品は同一種類のものであれば足り、その用途においても全然同一であることは必要でない。</p>
<p>昭和6年(オ)第2527号判決 D41. 11-Z (4) 大審院 A-11</p> <p>判決言渡 昭和7年3月26日 物 品 洋傘軸桿 上 告 人 川瀬与三郎 適用条文 1条(3条1項2号)(旧) 被 上 告 人 水原雄二郎 掲載文献 審決公報・号外8号</p> <p>判 示 事 項 洋傘軸桿の意匠が特許の明細書及び図面に容易にできる程度に記載されたものに類似するとされた事例。</p>
<p>昭和6年(オ)第1487号判決 D42. 02-Z (14) 大審院 A-12</p> <p>判決言渡 昭和7年4月22日 物 品 帽子 上 告 人 有方政一 外1名 適用条文 22条1項2号(旧) 被 上 告 人 梶村 茂 外2名 掲載文献 審決公報・号外8号</p> <p>判 示 事 項 原審において審判請求についての利害関係が争われなかつたと認定された事例。</p>

昭和6年（オ）第2917号判決 大審院 D42. 02. 081-Y (6=) A-13			
判決言渡	昭和7年5月10日	物 品	ストーブ
上 告 人	川上重三郎	適用条文	22条1項2号（旧）
被上告人	鈴木豊三郎	掲載文献	審決公報・号外8号
原審番号	昭和6年抗告審判第619号		
判決事項			
1 甲の登録意匠が乙の先登記の権利範囲に属するものとすれば、乙は甲の意匠の登録無効を請求できることもあり、請求できないとしても、甲がその意匠を実施するについては、乙の許諾を要することになるから乙は甲の意匠が自己の権利範囲に属することの確認を求める利害関係を有する。			
2 類似意匠の意匠権は発生すると同時に原意匠権に合体してその一部となる結果、類似意匠は原意匠権の客体である意匠の一部をなすものであるから、原意匠権の客体である意匠と他の意匠とを比照して類似するかどうかを判定するについては、原意匠の外に類似意匠をも比較するのは当然のことである。			
昭和6年（オ）第2882号判決 D42. 02-X (9) 大審院 A-14			
判決言渡	昭和7年5月17日	物 品	鉄筆
上 告 人	小林弥三郎	適用条文	22条1項2号（旧）
被上告人	須坂 豊	掲載文献	審決公報・号外8号
判示事項			
1 意匠法第22条第3項にいわゆる利害関係人というのは、その審決によって現在又は将来に権利者の利益の確保又は損害の排除若しくは防止ができる地位にある者を指称し、このような利益を有しない者を包含しない。			
2 甲の製造する（イ）号図面及び説明書に示す鉄筆が乙の有する登録意匠と同一若しくは類似でその権利範囲に属するとしても、甲はその意匠出願前の出願に係る登録実用新案の権利者丙の注文に基いてこれを製造するものであって、乙の意匠権の効力を及ぼすことはできず、むしろ意匠法第8条第4項の規定によって丙の実施許諾がなければその登録意匠を実施できない関係に立つものであるから、この点は乙の不利益であり、乙は甲を相手として確認審判請求をするについての利害関係を有しないというべきである。			
昭和6年（オ）第3567号判決 D42. 1-Z (4) 大審院 A-15			
判決言渡	昭和7年5月31日	物 品	傘
上 告 人	小松伊助	適用条文	22条1項2号（旧）
被上告人	工藤祐太郎	掲載文献	審決公報・号外8号
判示事項			
傘の紙布面の形状、またはこれに表わす輪廓模様を古代神鏡形とした本件登録意匠は、紙布面に画かれた八咫鏡形の外輪廓内に桐と鳳凰との組合わせ模様を配し、かつこの輪廓内の中央部に円形を描出した結合の模様意匠であるイ号意匠とは類似しない。			
昭和6年（オ）第3627号判決 D41. 06-Z (10) 大審院 A-16			
判決言渡	昭和7年6月10日	物 品	提燈
上 告 人	田中勝也	適用条文	
被上告人	小松伊助	掲載文献	審決公報・号外8号
原審番号	昭和6年抗告審判第750号		
判示事項			
裁判所が当事者が既に提出若しくは援用した証拠によって係争事実の真否について心証を得たときは更に進んで証拠調をする必要がないから、このような場合に裁判所が当事者のした証拠申請を却下して差し支えない。			
昭和7年（オ）第2641号判決 D48. 11-Z (12) 大審院 A-17			
判決言渡	昭和7年12月23日	物 品	建築用金属板
上 告 人	合資会社森岡平右衛門商店	適用条文	1条（3条1項1号）（旧）
被上告人	国	掲載文献	審決公報・号外8号
判示事項			
意匠は全体として観察すべきものであって、附加的であると認められる部分の差異は類否の判断を左右するものでない。			

昭和7年（オ）第212号判決 D42. 082-Y (24) 大審院 A-18			
判決言渡	昭和8年2月27日	物 品	竈
上 告 人	合名会社第一電本店	適用条文	22条1項2号（旧）
被上告人	小林英三	掲載文献	審決公報・号外11号
判示事項			
意匠の類否判断は全体観察によるべきであって、物品の使用目的の差異により生ずるような特別顕著でない差異があってもそれだけでは類似でないとはできない。			
昭和8年（オ）第1125号判決 D42. 1-Z (24) 大審院 A-19			
判決言渡	昭和8年7月7日	物 品	容器
上 告 人	加藤幾太郎	適用条文	22条1項2号（旧）
被上告人	平田内蔵吉	掲載文献	審決公報・号外11号
判示事項			
全体としての外観より生ずる趣味感を異にすると認められないこととはないとした事例。			
昭和7年（オ）第3595号判決 D41. 11-Z (5) 大審院 A-20			
判決言渡	昭和8年7月15日	物 品	赤飯
上 告 人	奥山友治郎	適用条文	
被上告人	日東石鹼株式会社	掲載文献	審決公報・号外11号
原審番号	昭和7年抗告審判第548号		
判示事項			
南天の葉の浮出し模様を有する赤飯の模様は、赤飯の模様と類似である。			
昭和8年（オ）第2368号判決 D42. 1-Z (5) 大審院 A-21			
判決言渡	昭和9年6月20日	物 品	固形懐炉灰
上 告 人	高崎新三	適用条文	22条1項2号（旧）
被上告人	株式会社森友商店	掲載文献	審決公報・号外12号
判示事項			
本件意匠および類似意匠が何れも固形懐炉灰の形状をその考察の要旨とするものである以上、イ号の意匠の形状における差異はその類似性の有無を判断するについて斟酌すべきである。			
昭和9年（オ）第2923号判決 D48. 11-Z (24) 大審院 A-22			
判決言渡	昭和10年3月29日	物 品	固形懐炉灰
上 告 人	森友徳兵衛	適用条文	
被上告人	国	掲載文献	審決公報・号外13号
判示事項			
本願意匠と公知例とは、全体として外観構造が甚だ似ているから類似と判定したもので、その判断は正当であり、部分的差異に過ぎないものは、前記判断を左右するに足らない。			
昭和10年（オ）第708号判決 D41. 11-Z (19) 大審院 A-23			
判決言渡	昭和10年6月12日	物 品	容器
上 告 人	山本文一	適用条文	
被上告人	国	掲載文献	審決公報・号外13号
原審番号	昭和9年抗告審判第1156号		
判示事項			
本願と公知例を全体として比較すれば両者は別異の趣味感を有しないものであり、しかも外観が類似するものであるから、本願は新規の考案と認め難い。			
昭和11年（オ）第1433号判決 D41. 0-Z (5) 大審院 A-24			
判決言渡	昭和11年10月20日	物 品	石鹼
上 告 人	山田吉太郎	適用条文	
被上告人	栗津孝太郎	掲載文献	審決公報・号外14号
原審番号	昭和9年抗告審判第1235号		
判示事項			
石鹼の登録意匠が無効とされた事例。			

昭和11年（オ）第2030号判決 D48. 11-Z (2) 大審院 A-25	
判決言渡	昭和12年2月3日
上告人	梅原トク
被上告人	国
原審番号	昭和10年抗告審判第1801号
物品	帯
適用条文	
掲載文献	審決公報・号外17号
判示事項	帯に鈴を吊下することはわが国で従来広く行われることであり、特許局に顕著である。
昭和12年（オ）第21号判決 D48. 1. 05-Z(6) 大審院 A-26	
判決言渡	昭和12年5月10日
上告人	新田宇吉
被上告人	国
原審番号	昭和11年抗告審判第886号
物品	洗濯板
適用条文	1条 (3条1項2号)
掲載文献	審決公報・号外17号
判示事項	1 意匠法第1条によって登録を受けられる意匠は、物品に関する形状、模様若しくは色彩またはその結合に係る新規の考案で、看者の趣味的快感を刺戟するに足りるものでなければならない。 2 査定に対する抗告審判においては審判官は、審査官の意見に拘束されることなく、独自の見解に基いて審判することができるから、仮令審査官とその意見を異にすることがあっても、その点についての理由を付する必要はない。
昭和12年（オ）第24号判決 D48. 12-W (19) 大審院 A-27	
判決言渡	昭和12年5月26日
上告人	エスペレス
被上告人	国
原審番号	昭和11年抗告審判第669号
物品	壘
適用条文	1条 (旧)
掲載文献	審決公報・号外17号
判示事項	模様を現わす手段に関するものであるという理由で意匠法第1条に所謂意匠の考案に係るものと認められないとした原審決には模様を現わす手段でないものをその手段と誤認して、考案の核心が浮出し模様のあるびんとレッテルの結合にあるのを看過して、考案の新規であるかどうかについて審理を尽さない違法がある。
昭和12年（オ）第729号判決 D41. 0-Z (17) 大審院 A-28	
判決言渡	昭和12年10月9日
上告人	松本新蔵
被上告大	三篠商事株式会社
原審番号	昭和10年抗告審判第1388号
物品	玩具計数器
適用条文	
掲載文献	審決公報・号外17号
判示事項	原審が適正にした判断を異なる見地から非難する上告人の主張は採用できない。
昭和12年（オ）第734号判決 D41. 0-Z (17) 大審院 A-29	
判決言渡	昭和12年10月9日
上告人	松本新蔵
被上告大	三篠商事株式会社
原審番号	昭和10年抗告審判第1389号
物品	台板
適用条文	
掲載文献	審決公報・号外17号
判示事項	原審の適正になした判断を異なる見地から非難する上告人の主張は採用できない。
昭和12年（オ）第739号判決 D41. 0-Z (17) 大審院 A-30	
判決言渡	昭和12年10月9日
上告人	松本新蔵
被上告大	三篠商事株式会社
原審番号	昭和10年抗告審判第1390号
物品	玩具計数器
適用条文	1条 (3条1項1号)
掲載文献	審決公報・号外17号
判示事項	原審の適正になした判断を異なる見地から非難する上告人の主張は採用できない。

昭和12年（オ）第871号判決 大審院 D42. 081-Y (17=) A-31	
判決言渡	昭和12年11月25日
上告人	合資会社広栄宝文舎
被上告人	三篠商事株式会社
原審番号	昭和9年抗告審判第863号
物品	玩具計数器
適用条文	22条1項2号 (旧)
掲載文献	審決公報・号外17号
判示事項	計数器の裏面のようなものは計数器本来の用法においてその要部をなすものでないから、この部分に描いた図形の存在によって別箇の意匠を構成しない。
昭和12年（オ）第1594号判決 D48. 12-Z(19) 大審院 A-32	
判決言渡	昭和12年12月1日
上告人	丸金醤油株式会社
被上告人	国
原審番号	昭和12年抗告審判第329号
物品	包装紙
適用条文	1条 (旧)
掲載文献	審決公報・号外17号
判示事項	本願意匠はいわゆる「オリンピックマーク」として世人周知の五輪の図形をありふれた正方形の水色地色面に単に大中小に配して成るものに過ぎないから、その着想が平易であり、意匠の考案とはいえない。
昭和12年（オ）第1599号判決 D48. 12-Z(19) 大審院 A-33	
判決言渡	昭和12年12月18日
上告人	丸金醤油株式会社
被上告人	国
原審番号	昭和12年抗告審判第330号
物品	レッテル
適用条文	1条 (旧)
掲載文献	審決公報・号外17号
判示事項	本願意匠の考案はいわゆる「オリンピックマーク」として世人周知の五輪の図形を有触れた輪廓内に表示したに過ぎないから、新規な意匠の工業的考案ということができない。
昭和12年（オ）第2046号判決 D48. 12-Z(10) 大審院 A-34	
判決言渡	昭和13年3月24日
上告人	丸金醤油株式会社
被上告人	国
原審番号	昭和12年抗告審判第955号
物品	提灯
適用条文	1条 (旧)
掲載文献	審決公報・号外18号
判示事項	本願意匠考案の要旨のような五輪のマークはオリンピックの記章として世人の周知するところで、このような模様をありふれた形状の提灯に現わすようなことは特殊の考案を要しないで何人も容易に想倒することができるものである。
昭和12年（オ）第2469号判決 D48. 12-Z(19) 大審院 A-35	
判決言渡	昭和13年7月30日
上告人	丸金醤油株式会社
被上告人	国
原審番号	昭和12年抗告審判第1093号
物品	紙牌
適用条文	1条 (旧)
掲載文献	審決公報・号外18号
判示事項	本願意匠は登録意匠の類似意匠として出願されたものであるが、それ自体として意匠の考案とはいえないから登録意匠の類似意匠とは認められない。従って他の登録意匠との類否を判断する必要もない。

昭和12年（オ）第2470号判決 D48. 11-Z(19)大審院 A-36	判決言渡 昭和13年8月12日	上告人 丸金醬油株式会社	物品 紙牌
被上告人 国	適用条文 1条(旧)	原審番号 昭和11年抗告審判第1092号	掲載文献 審決公報・号外18号
判示事項	<p>1 意匠であるには、審美的若しくは趣味的印象を与えるものであることを要するが更に、必ず考案であることが必要である。</p> <p>2 類似意匠登録は意匠登録要件のうち新規性を欠いていてもその要件を具備するという特別の制度である。</p> <p>3 特許局は類似意匠出願について出願者の既登録意匠若しくは登録出願中の他の意匠と類似するかどうかについて進んで審査し、出願者に対して釈明を求める義務を負うものでない。</p>		
昭和13年（オ）第576号判決 D48. 12-Z(19)大審院 A-37	判決言渡 昭和13年9月27日	上告人 丸金醬油株式会社	物品 食料品瓶
被上告人 国	適用条文 1条(旧)	原審番号 昭和12年抗告審判第762号	掲載文献 審決公報・号外18号
判示事項	<p>本願意匠は形状普通な角壺形瓶の正面に別段特異性があると認められない色彩でありふれた蛇の目図形及び波紋模様を重合して現わしたもので、着想平易で特別の考案を構成するものでない。</p>		
昭和13年（オ）第572号判決 D48. 12-Z(19)大審院 A-38	判決言渡 昭和13年9月28日	上告人 丸金醬油株式会社	物品 食料品瓶
被上告人 国	適用条文 1条(旧)	原審番号 昭和12年抗告審判第748号	掲載文献 審決公報・号外18号
判示事項	<p>意匠法第3条第2項は自己の登録意匠だけに類似する意匠を新規なものとして看做すだけの規定に過ぎないから、本来意匠としての考案を構成しない以上、同法第1条所定の登録要件を具備しないとすることが相当である。</p>		
昭和13年（オ）第574号判決 D48. 12-Z(19)大審院 A-39	判決言渡 昭和13年12月20日	上告人 丸金醬油株式会社	物品 食料品瓶
被上告人 国	適用条文 1条(旧)	原審番号 昭和12年抗告審判第574号	掲載文献 審決公報・号外18号
判示事項	<p>意匠であるためには審美的若しくは趣味的印象を見るものに与えることが必要であるが、更に考案であることを要する。考案でないとして認定した場合は審美的、趣味的印象を与えるかどうかについて審理する必要はない。</p>		
昭和14年（オ）第793号判決 D48. 13-Z(17)大審院 A-40	判決言渡 昭和15年3月15日	上告人 ライニツシエ・グミ・ウント・ツエルロイドフ	物品 玩具
被上告人 国	適用条文	原審番号 昭和12年抗告審判第1683号	掲載文献 審決公報・号外20号
判示事項	<p>意匠が類似するかどうかを判断するには、各意匠を現わす物品が共通であることが必要であるが、各物品は同一種類のものであれば足り、その用途が全然同一である必要はなく、本件意匠を現わす物品である第17類中の玩具と、引用米国雑誌プレーシングの図中の西洋人形とは同一種類の物品である。</p>		

昭和15年（オ）第844号判決 D41. 01-X 大審院 A-41	判決言渡 昭和15年11月16日	上告人 石井正文	
被上告人 株式会社稲村源助商店	掲載文献 審決公報・号外20号	原審番号 昭和12年抗告審判第1378号	
判示事項	<p>上告理由書不提出により却下された事例。</p>		
昭和16年（オ）第259号判決 D41. 12-W(7)大審院 A-42	判決言渡 昭和16年9月2日	上告人 株式会社島田硝子製造所	物品 コップ
被上告人 石塚幸七	適用条文 1条(旧)	原審番号 大正14年抗告審判第882号	掲載文献 審決公報・号外23号
判示事項	<p>本件意匠の模様は、単に特定の会社の商標中で図形を円形内に模様化させたものではなく、その間には意匠上の考案を要したものとなさざるを得ないという極めて抽象的な判示をしているが、その商標の図形の如何なる部分を如何に変更して模様化し、商標そのままでないように変更して表現したものであるかどうか具体的に明示しなかった原審は審理不盡、理由不備である。</p>		
昭和16年（オ）第544号判決 D41. 11-Y(1)大審院 A-43	判決言渡 昭和16年12月2日	上告人 株式会社太陽商社	物品 エブロン
被上告人 佐久田喜一郎	適用条文 1条(3条1項1号)(旧)	原審番号 昭和15年抗告審判第1023号	掲載文献 審決公報・号外23号
判示事項	<p>1 類似意匠権は登録によって発生した原意匠権発生の登録と別個のものとなされるべきであるから、類似意匠がその登録出願前に公知であろうというので、類似意匠の登録が無効となったときは、類似意匠の意匠権だけが初めから存在しなかったものと看做されるだけで、原意匠権に少しも影響を及ぼさない。</p> <p>2 意匠が類似意匠に類似するからといって必ずしも常に原意匠に類似するものではない。</p>		
昭和16年（オ）第549号判決 大審院 D41. 11. 3-Y(1)A-44	判決言渡 昭和16年12月2日	上告人 株式会社太陽商社	物品 エブロン
被上告人 佐久田喜一郎	適用条文 1条(3条1項1号)(旧)	原審番号 昭和15年抗告審判第1024号	掲載文献 審決公報・号外23号
判示事項	<p>1 原審は上告人引用の甲各号証の意匠が、その形状及び模様において本件登録意匠と全く異なるものと認めて、本件登録意匠の無効審判の請求を排斥したものであって、このような認定をなし得ないということはない。</p> <p>2 類似意匠に類似する意匠は、常に原意匠にも類似するとはいえない。類似意匠権もまた登録によって発生し、その登録は原意匠の登録と別個になされるものであるから、類似意匠の登録が公知のものに類似するために無効となっても、原意匠には何等影響を及ぼさない。</p>		
昭和16年（オ）第438号判決 D41. 02-Z(19)大審院 A-45	判決言渡 昭和16年12月10日	上告人 指吸清	物品 紙牌
被上告人 辻巖	適用条文	原審番号 昭和15年抗告審判第1049号	掲載文献 審決公報・号外23号
判示事項	<p>被上告人は塗料の標章として、上告人の登録意匠と同一又は類似の意匠にかかる紙牌を、現に使用し又は将来使用しようとする者であることは、原審で明らかであるから、右登録意匠の無効審判を請求できる利害関係者であるというべきである。</p> <p>被上告人がこの紙牌を使用するにあたり、不正競争防止法に抵触しない方法によるべきであるという制限を受けるが、これがため被上告人をもって利害関係人でないとして速断することはできない。</p>		

昭和16年（オ）第1219号判決 D41.11-Y（19）大審院 A-46	
判決言渡	昭和17年3月6日 物品 紙函
上告人	日本ゴム株式会社 適用条文 1条（3条1項1号）
被上告人	林 清忠 （旧）
原審番号	昭和15年抗告審判第707号 掲載文献 審決公報・号外23号
判示事項 本件登録意匠は旭日と舞鶴との結合をその要部とするものであるに反し、引用の登録意匠及びその類似第3号、第4号はいずれも旭日だけを二重に描いたものであるから、両者は明瞭に区別でき、類似の意匠とすべきでない。	
昭和17年（オ）第328号判決 D41.06-Z（1）大審院 A-47	
判決言渡	昭和17年8月22日 物品 チョッキ
上告人	村山松造 適用条文 1条（3条1項1号）
被上告人	株式会社福島洋行 （旧）
原審番号	昭和15年抗告審判第230号 掲載文献 審決公報・号外23号
判示事項 証拠の取捨判断は、原審の自らなし得るところであって、上告人の原審に於ける証言の信用性に関する主張を理由を示すことなく採用しないで、当該証人の証言を援用しても、審理不尽くということとはできない。	
昭和18年（オ）第259号判決 D48.11-Z（17）大審院 A-48	
判決言渡	昭和18年10月29日 物品 玩具
上告人	ライニツシエ、グミ、ウ 適用条文 1条（3条1項2号）
被上告人	ント、ツエルロイドフ 掲載文献 審決公報・号外24号
原審番号	アブリーク 昭和14年抗告審判第1346号
判示事項 本願意匠の人形と引用の人形図とは、両者の態様一致し、全体としての形状および色彩の結合において両者は外観的観察だけでなく、美術的に観察しても別異の意匠を構成するものと認めることができないとした事例。	
昭和18年（オ）第307号判決 D48.11-Z（17）大審院 A-49	
判決言渡	昭和18年10月29日 物品 玩具
上告人	ライニツシエ、グミ、ウ 適用条文 1条（3条1項2号）
被上告人	ント、ツエルロイドフ 掲載文献 審決公報・号外24号
原審番号	アブリーク 昭和14年抗告審判第1110号
判示事項 本願の意匠が物品の形状および色彩の結合にかかるものであり、刊行物に表わされた図面が玩具の正面だけのものであっても、側面および背面をも参酌し、全体の対比的観察により要部である形状において類似する以上、登録要件を具備していない。	
昭和18年（オ）第579号判決 D41.02-Z（11）大審院 A-50	
判決言渡	昭和18年12月28日 物品 腕時計用バンド
上告人	石井 勇 適用条文
被上告人	山崎福太郎 掲載文献 審決公報・号外24号
原審番号	昭和17年抗告審判第144号
判示事項 意匠法第22条第2項の利害関係人であるためには、その請求する審判の対象である意匠権の存在によって直接不利益をこうむる地位にある者であればよく、必ずしも自己の権利または利益に関してその意匠権に基づく紛争を惹起した事実があることを要しない。	
昭和24年（行ナ）第10号判決 D38.11-W（7）東高 A-51	
判決言渡	昭和24年12月13日 物品 スプーン
原告	山崎文言 適用条文 1条（3条1項1号）
被告	特許庁長官 （旧）
原審番号	昭和23年抗告審判第221号 掲載文献 取消判集・23～33年号

昭和26年（行ナ）第8号判決 D38.01-W（17）東高 A-52	
判決言渡	昭和26年12月27日 適用条文 87条（特旧）
原告	青木 延 掲載文献 取消判集・23～33年
被告	特許庁長官
原審番号	昭和25年抗告審判第615号
昭和26年（行ナ）第9号判決 D38.01-W（17）東高 A-53	
判決言渡	昭和26年12月27日 適用条文 87条（特旧）
原告	青木 延 掲載文献 取消判集・23～33年
被告	特許庁長官
原審番号	昭和25年抗告審判第616号
昭和32年（行ナ）第23号判決 D38.03-W（13）東高 A-54	
判決言渡	昭和32年11月28日 掲載文献 取消判集・23～33年
原告	若井一平
被告	特許庁長官
原審番号	昭和32年抗告審判第69号
昭和31年（行ナ）第13号判決 東高 D38.082.1.11-Z（19）A-55	
判決言渡	昭和33年1月18日 物品 曇帽
原告	高根藤雄 適用条文 一条（3条1項2号）
被告	特許庁長官 （旧）
原審番号	昭和29年抗告審判第1153号 掲載文献 取消判集・23～33年
判示事項 1 意匠の目的は審美的価値にあり、実用新案は実用的価値を目的とするものではあるが、ともに型に具現されるものであるから、実用新案の対象である型が同時に審美的価値を目的とする意匠の対象となることを妨げない。 2 意匠法第3条第1項第2号の刊行物の種類をなんら限定しないから、実用新案公報を引用しても、これに記載された型が、出願にかかる意匠の形状および模様と同一または類似する以上、これを新規性判断の資料として差し支えない。 3 意匠は全体として看者に訴えるものであるから、意匠の類否判断は登録出願にかかる物品の全体についてなすべきであり、引用例との間に部分的差異があっても、その部分が支配的要素となっていないばあいにおいては両者は類似するものというべきである。	
昭和32年（行ナ）第12号判決 D31.02-X（21）東高 A-56	
判決言渡	昭和33年6月17日 適用条文 1条（3条2項）（旧）
原告	横井昇一 外1名 掲載文献 取消判集・23～33年
被告	株式会社岡田台紙店 外2名
原審番号	昭和28年抗告審判第357号
昭和32年（行ナ）第30号判決 D38.5-Z（2）東高 A-57	
判決言渡	昭和33年7月3日 物品 装身具用下げ飾
原告	河原福寿 適用条文 1条（3条1項2号）
被告	特許庁長官 （旧）
原審番号	昭和30年抗告審判第2644号 掲載文献 取消判集・23～33年
判示事項 1 意匠法第3条第2項の規定は、出願の意匠が、出願人の有する登録意匠のみに類似するものであるときは、類似する原登録意匠が同条第1項各号の1に該当するという理由によっては、新規性を失わしめないことを規定したものと解するを相当とする。 2 いわゆる類似意匠であっても、意匠法第3条第2項および第8条第3項による制約を外にしては、他の一般の意匠と、その登録の要件、効力においてなんら異なるものではない。	

昭和31年（行ナ）第35号判決	D31. 11-Z (3)		
昭和31年（行ナ）第36号判決	D31. 11-Z (3)		
昭和31年（行ナ）第37号判決	D31. 11-Z (3)		
昭和31年（行ナ）第40号判決	D31. 11-Z (3)		
昭和31年（行ナ）第41号判決	D31. 11-Z (3)		
昭和31年（行ナ）第42号判決	D31. 11-Z (3)		
昭和31年（行ナ）第58号判決	D31. 11-Z (3)		
昭和31年（行ナ）第59号判決	D31. 11-Z (3)		
		東高	A-58
判決言渡	昭和33年10月28日	物 品	肩掛鞆またはハンド
原 告	ヒロス化工株式会社		バッグ
被 告	三田与一 外2名	適用条文	1条（旧）
原審番号	昭和27年抗告審判第 468、484、478、467、486、 480、482、483号	掲載文献	取消判集・23～33年
昭和34年（行ナ）第10号判決	東高 D38. 11-Z (17)		A-59
判決言渡	昭和35年2月9日	物 品	人形玩具
原 告	ライニツシエ、グミ、ウ ント、ツエルロイド、 ファブリーク	適用条文	1条（3条1項2号） （旧）
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・34～36年
原審番号	昭和32年抗告審判第 194号		
昭和33年（行ナ）第32号判決	D38. 11-W (20) 東高		A-60
判決言渡	昭和35年3月15日	物 品	車輛ブレーキ管及び ハイドロリック用油 圧管
原 告	日輪ゴム工業株式会社	適用条文	1条（3条1項1号） （旧）
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・34～36年
原審番号	昭和31年抗告審判第 2435号		
判示事項	意匠としての考案を施した要部において顕著な相違が存在するときは、全体として観察して別異の意匠とするに妨げあるものでなく、これを本件についてみるに、両意匠を全体として類似でないとするに十分である。		
昭和33年（オ）第817号判決	D48. 11-Z (2) 最高		A-61
判決言渡	昭和35年4月21日	適用条文	1条（旧）
原 告	河原福寿	掲載文献	取消判集・34～36年
被 告	特許庁長官		
原審番号	昭和30年抗告審判第 2644号		
判示事項	出願意匠がその出願前国内に頒布された刊行物に記載されている原意匠に類似しない第3者の意匠に類似するときは、新規性を失い、原意匠に類似するかどうかの判定を待つまでもなく登録することのできない旨を判断したのは正当である。		

昭和33年（行ナ）第53号判決			
昭和33年（行ナ）第54号判決			
昭和33年（行ナ）第55号判決			
昭和33年（行ナ）第56号判決	D38. 11. -W (20)		東高 A-62
判決言渡	昭和36年12月21日	物 品	乗合自動車（はとバス）
原 告	新日本観光株式会社	適用条文	1条（3条1項2号） （旧）
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・36～37年
原審番号	昭和31年抗告審判第 2627号、昭和31年抗告審判 第2628号、昭和31年抗告審判 第2629号、昭和31年抗告審判 第2630号		
判示事項	意匠の類否判断をするに当っては、意匠を全体として考察するを要し、各意匠間に程度の差異があっても、看者に強い印象を与える程のものでなく、単なる部分的な差異にすぎないときは、両者は別異のものと認むべきでないが、原告の主張する天窗の存在は看者の注意を強くひき、全体として顕著な特異性を有するものというべく、両意匠全体として類似の域を脱しているものと認めるのが相当である。		
昭和35年（行ナ）第62号判決	D31. 12-Z (24) 東高		A-63
判決言渡	昭和37年6月26日	物 品	電気オゾン殺菌器
原 告	塩沢一男	適用条文	1条（3条1項2号） （旧）
被 告	安田健次郎	掲載文献	取消判集・36～37年
原審番号	昭和33年審判第363号		
判示事項	両意匠は短い脚を取付けた戸棚状の形状、下部の扉の形状及びその設けられた位置も類似している。両者の差異点と認むべき下部の横長の部分及び脚部の形細部の差異と認むべきもののみであるから、両者は類似の意匠と認むべきものである。		
昭和35年（行ナ）第57号判決	D3. 2-2B (19) 東高		A-64
判決言渡	昭和37年9月18日	物 品	ローソク容器
上 告 人	谷川正士	適用条文	22条1項2号（旧）
被 上 告 人	合資会社 日本蠟燭製 造所	掲載文献	取消判集・36～37年
原審番号	昭和33年抗告審判第 557号		
判示事項	両者は形状においても差異があり更に窓孔の位置、形、模様の有無の著しい差異があり明快簡潔、しよしや云える本件登録意匠と均整、重厚、繁華の印象を受ける（イ）号意匠とは別異の趣味感ないしは審美感を誘発するもので、類似するものではない。容器としてローソクを収容した場合についての主張は、意匠の類否は意匠を現すべき物品の意匠として見れば足り、（イ）号意匠が本件登録意匠を実施しなければ実施できないものとする主張は、意匠の構成要素は美的なものとしてこん然一体として感得されるものであって、その構成要素から各別に感得されるものでなく、意匠の対比は全体としてすべきものであって採用し得ない。		
昭和37年（行ナ）第31号判決	D38. 11-Z (24) 東高		A-65
判決言渡	昭和37年10月30日	物 品	ピストンリング
原 告	塩谷三代作	適用条文	1条（3条1項2号） （旧）
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・36～37年
原審番号	昭34年抗告審判第2157号		
昭和36年（行ナ）第130号判決	D38. 11-Z (5) 東高		A-66
判決言渡	昭和37年11月6日	物 品	防虫剤兼防臭剤
原 告	大西寛	適用条文	1条（3条1項2号） （旧）
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・36～37年
原審番号	昭和33年抗告審判第 2825号		
判示事項	両者間には部分的に差異があるけれども、その差異は全体として観察すればいまだ別異の意匠とするに足りないものであり、両物品は同一のものであるから、両意匠は類似といわねばならない。		

昭和36年（行ナ）第93号判決 D31. 12-W (24) 東高 A-67	判決言渡 昭和37年11月22日	物 品 ラジオ受信機
原 告 榎岡 洋	適用条文 1条(3条1項1号)(旧)	被 告 第一電機株式会社
原審番号 昭和33年抗告審判第706号	掲載文献 取消判集・36～37年号	
昭和37年（行ナ）第57号判決 D38. 4-Z (7) 東高 A-68	判決言渡 昭和38年5月23日	物 品 スプーン
原 告 小林工業株式会社	適用条文 4条(旧)	被 告 特許庁長官
原審番号 昭和35年抗告審判第914号	掲載文献 取消判集・38～39年号	
判示事項 スプーンは、人が直接手にする物品で細部の点に審美的印象の差異を感じるであろうが、その差異を考慮に入れても、類似であることを免れない。引例の意匠は、本件出願意匠の原意匠に類似しないものであることはその原意匠の登録された後に登録されたものであることよって推断するに充分であり、これに類似する本件出願意匠はこれが原意匠に類似すると否にかかわらず「自己の登録意匠のみに類似する」ものではなく、意匠法第4条により拒絶すべきものと云わなければならない。		
昭和37年（行ナ）第58号判決 D38. 4-Z (7) 東高 A-69	判決言渡 昭和38年5月23日	物 品 フォーク
原 告 小林工業株式会社	適用条文 4条(旧)	被 告 特許庁長官
原審番号 昭和35年抗告審判第915号	掲載文献 取消判集・38～39年号	
昭和37年（行ナ）第59号判決 D38. 4-Z (7) 東高 A-70	判決言渡 昭和38年5月23日	物 品 ナイフ
原 告 小林工業株式会社	適用条文 4条(旧)	被 告 特許庁長官
原審番号 昭和35年抗告審判第916号	掲載文献 取消判集・38～39年号	
昭和38年（行ナ）第30号判決 △D311. 11-Z (6) 東高 A-71	判決言渡 昭和38年6月27日	物 品 椅子
原 告 岡部金属工業合名会社	適用条文 1条(3条1項2号)(旧)	被 告 高藤金属工業株式会社
原審番号 昭和36年審判第734号	掲載文献 取消判集・38～39年号	
昭和37年（オ）第1085号判決 D41. 02. 113-Z (24) 最高 A-72	判決言渡 昭和38年8月27日	物 品 電気オゾン殺菌器
上 告 人 塩沢一男	適用条文 1条(3条1項2号)(旧)	被 上 告 人 安田健次郎
原審番号 昭和35年（行ナ）第62号	掲載文献 取消判集・38～39年号	
判示事項 意匠の類否判断に作用効果が関係のないことは原判示の通りであって、意匠として細部の差異のあることを認めたから、両者を全体として類似の意匠と認めた原判示は当番においても首肯できる。利害関係については、請求人が証拠として引用したものを製造販売していることを要しないとしたのは当然である。		
昭和34年（行ナ）第59号判決 D38. 11-Z (19) 東高 A-73	判決言渡 昭和38年9月19日	物 品 粉末シャンプーを 填充した袋
原 告 花王石鹼株式会社	適用条文 1条(3条1項2号)(旧)	被 告 特許庁長官
原審番号 昭和32年抗告審判第1186号	掲載文献 取消判集・38～39年号	
判示事項 両者は支配的要素をなすものと認めざるを得ない点において基を一にするから、全体として観察して類似するものと判断せざるを得ない。		

昭和34年（行ナ）第43号判決 D38. 11-Z (24) 東高 A-74	判決言渡 昭和38年9月26日	物 品 プレート
原 告 合資会社中電機製作所	適用条文 1条(3条1項2号)(旧)	被 告 特許庁長官
原審番号 昭和32年抗告審判第1877号	掲載文献 取消判集・38～39年号	
昭和34年（行ナ）第44号判決 D38. 11-Z (24) 東高 A-75	判決言渡 昭和38年9月26日	物 品 電気接続器
原 告 合資会社中電機製作所	適用条文 1条(3条1項2号)(旧)	被 告 特許庁長官
原審番号 昭和32年抗告審判第1855号	掲載文献 取消判集・38～39年号	
判示事項 両者が意匠として看者の最も注意を引く部分における基本的構想において軌を一にすると考えざるを得ないから、両者は類似のものと断ぜざるを得ない。		
昭和37年（オ）第380号判決 D48. 11-Z (20) 最高 A-76	判決言渡 昭和39年6月26日	物 品 乗合自動車（はとバス）
上 告 人 特許庁長官	適用条文 1条(3条1項2号)(旧)	被 上 告 人 株式会社はとバス
原審番号 昭和33年（行ナ）第53号 昭和33年（行ナ）第54号 昭和33年（行ナ）第55号 昭和33年（行ナ）第56号	掲載文献 取消判集・38～39年号	
判示事項 乗合自動車殊にこれに含まれる観光用乗合自動車にあっては、何人も引用意匠に関する刊行物の記載から特別の考案を要せず容易に着実実施し得べきものであり、天窓が考案の要部になっているものであると認めるにしても、全体として観察する場合新規性を欠くものと判断するのが相当である。		
昭和35年（行ナ）第115号判決 D31. 11-W (24) 東高 A-77	判決言渡 昭和39年7月16日	物 品 撰穀飯
原 告 株式会社柳原製作所	適用条文 1条(3条1項1号)(旧)	被 告 村上玉男
原審番号 昭和33年審判第92号	掲載文献 取消判集・39～40年号	
判示事項 原審において採用しなかった請求人の主張する公知事実を裁判所で行った検証及び証人調べの結果原審決を取り消した。		
昭和35年（行ナ）第102号判決 U31. 11-W (24) 東高 A-78	判決言渡 昭和39年7月16日	物 品 撰穀機
原 告 株式会社柳原製作所	適用条文 1条(3条1項1号)(旧)	被 告 村上玉男
原審番号 昭和33年審判第226号	掲載文献 取消判集・39～40年号	
昭和38年（行ナ）第51号判決 △D311. 11-W (5) 東高 A-79	判決言渡 昭和40年10月28日	物 品 キャップ付き注射器
原 告 奥泉甲子八	適用条文 1条(3条1項1号)(旧)	被 告 株式会社森田加工製作所
原審番号 昭和35年審判第346号	掲載文献 取消判集・39～40年号	
昭和40年（行ケ）第58号判決 D38. 11-Z (24) 東高 A-80	判決言渡 昭和41年5月31日	物 品 ちくわ
原 告 鈴木広吉	適用条文 3条1項3号	被 告 特許庁長官
原審番号 昭和38年審判第686号	掲載文献 取消判集・41年号	
判示事項 両意匠は、その形状の構成において類似し、その各部分の大きさの割合もほとんど同一であり、その形状は両者の意匠全体としての支配的特徴であることが認められ、両者の差異点は全体として部分的であり軽微なものにとどまるといわざるを得ず、これらの差異は一方のものを他のものと区分選択させるほどのものと認められないから、両者は類似するものであって、本願の意匠は新規な意匠として登録に値しない。		

昭和40年（行ケ）第107号判決 D38. 111-Z (8) 東高 A-81	判決言渡 昭和41年6月21日	物 品 錨
原 告 株式会社東京鋳鋼所	適用条文 1条 (3条1項2号)	
被 告 尾道錨製造株式会社	(旧)	
原審番号 昭和38年審判第814号	掲載文献 取消判集・41年	
判示事項	本願の意匠は日常取引ないし生活面においてきわめて親近に取り扱われる物品の意匠をほぼそのままを現わしたに過ぎないものであり、両者の差異点はきわめて一般的な形状においての差異であり又その他の差異も看者に異なる美感ないし趣味感を起させるほどのものとは認められないから、全体としてみて本願の意匠を新規意匠の創作として登録しうべき意匠と云えない。	
昭和40年（行ケ）第42号判決 東高 A-82	判決言渡 昭和41年6月23日	物 品 糸巻機のドラム
原 告 滝川利男	適用条文 1条 (3条1項2号)	
被 告 服部一雄	(旧)	
原審番号 昭和38年審判第1733号	掲載文献 取消判集・41年	
昭和40年（行ケ）第47号判決 D38. 113-Z (11) 東高 A-83	判決言渡 昭和42年3月16日	物 品 飲食用フォーク
原 告 株式会社社融谷製作所	適用条文 10条	
被 告 渡辺貞意知	掲載文献 取消判集・42年	
原審番号 昭和37年審判第2573号		
判示事項	1. 色彩を請求していないA意匠と色彩を請求しているB意匠について意匠の類否を検討する場合、その色彩については、A意匠の図面中濃調子の部分を濃黒色と認め（添付図面中濃墨にて描いた図面によるものと思われる）、その濃調子以外の部分の色彩については色彩を施していない以上B意匠に施している色彩も含むものというべきである。 2. B意匠の黒色以外の部分の色彩が物品の性質上普通にありふれた色彩であると認められた場合には、両意匠に格別の差異をもたらすものとはなり得ないと見るのが相当である。	
昭和42年（行ケ）第39号判決 D37. 03-W (10) 東高 A-84	判決言渡 昭和42年5月18日	物 品 フラシ用アクセサリ
原 告 速水純吉	掲載文献 取消判集・42年	
被 告 特許庁長官		
原審番号 昭和41年審判第5798号		
昭和37年（行ナ）第187号判決 D38. 11-Z (24) 東高 A-85	判決言渡 昭和42年7月25日	物 品 ラジオ受信機
原 告 細田富雄	適用条文 1条 (旧)	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・42年	
原審番号 昭和35年抗告審判第2385号		
判示事項	著名な著作物（イ）をそのまま象ってA物品の主要部に利用するようなことが、出願前公然知られているときは、A物品とは一応異なる物品としても、一般にA物品と同様な目的をも具有することが顕著な事実であるB物品に、著名な著作物（イ）をそのまま象って意匠の主要部に利用することは、B物品を取り扱う業者であれば容易に想定されうるものである。	
昭和38年（行ナ）第124号判決 D38. 113-Z (50) 東高 A-86	判決言渡 昭和42年11月28日	物 品 スライドファスナー
原 告 指宿八洲夫	適用条文 3条1項3号	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・42年	
原審番号 昭和36年審判第549号		
昭和42年（行ケ）第37号判決 D31. 11-Z (36) 東高 A-87	判決言渡 昭和43年4月16日	物 品 台はかり
原 告 大和製衡株式会社	適用条文 3条1項3号	
被 告 鎌長製衡株式会社	掲載文献 取消判集・43年	
原審番号 昭和38年審判第4541号		

昭和38年（行ナ）第178号判決	判決言渡 昭和43年5月21日	物 品 最中
昭和38年（行ナ）第179号判決 D31. 111-Z (18) 東高A-88	原 告 株式会社京都橋屋	適用条文 1条 (3条1項1号)
判決言渡 昭和43年5月21日	被 告 株式会社橋屋	(旧)
原 告 株式会社京都橋屋	原審番号 昭和36年審判504号、昭和36年審判963号	掲載文献 取消判集・43年
被 告 株式会社橋屋		
原審番号 昭和36年審判504号、昭和36年審判963号		
判示事項	1. 本件登録意匠とほとんど同一の意匠がその出願前に百貨店主催の展示即売会において、一般に展示即売されたことは、証人の証言及び証明書によって認められる。 2. 表裏に、特に特異性のない字体の文字をわずかにくぼませて、縦に表わした最中の意匠と、その文字の全くないその他の形状及び模様がこれとほとんど同一の最中の意匠が類似することは、特に説示するまでもなく、きわめて明らかである。	
昭和41年（行ツ）第81号判決 D31. 113-Z (24) 最高 A-89	判決言渡 昭和43年6月14日	物 品 糸巻機ドラム
上告人 滝川利男	適用条文 1条 (3条1項2号)	
被上告人 服部一雄	(旧)	
原審番号 昭和40年（行ナ）第42号	掲載文献 取消判集・43年	
号		
判示事項	1. 意匠の主要部分をなす形状が機能をもつうえで必要であるからといて、意匠の面でその点を除外して類否を判定すべきものとする理由はない。 2. 両意匠が同一の構想に属することは到底否定しがたく、部分の形状、あるいはその意匠から受ける感じにおいて多少の相違は存するにしても、意匠として全体的に考察すれば、所論の相違点をもって、両者を非類似とするに足りない。	
昭和42年（行ケ）第130号判決 D38. 11-W (21) 東高 A-90	判決言渡 昭和44年1月28日	物 品 羊羹容器
原 告 露木清 外5名	適用条文 1条 (3条1項2号)	
被 告 特許庁長官	(旧)	
原審番号 昭和41年審判 第898号	掲載文献 取消判集・44年	
判示事項	意匠の類否判断においては、全体として奏する美感をこそ問題とすべきであり、本件において、個々の形状の差異の顕著、特別のものでないこと、あるいは、表面の一端寄りに窓部が設けられていることが共通であることのみを捕えて、意匠の類否を決することは、当を得ないというべきである。	
昭和41年（行ツ）第72号判決 D41. 111-Z (24) 最高 A-91	判決言渡 昭和44年6月19日	物 品 錨
上告人 株式会社東京鋳鋼所	適用条文 3条1項3号	
被上告人 尾道錨製造株式会社	掲載文献 取消判集・44年	
原審番号 昭和40年（行ケ）第58号		
判示事項	本願意匠と引用意匠とを全体として観察すれば、両者は類似の範囲を超えているとした事例。	
昭和42年（行ケ）第111号判決 D38. 4-W (8) 東高 A-92	判決言渡 昭和44年6月28日	物 品 ソーセージ
原 告 日本冷蔵株式会社	適用条文 9条1項	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・44年	
原審番号 昭和39年審判第5707号		
判示事項	本願意匠と引用意匠とを全体として観察すれば、両者は類似の範囲を超えているとした事例。	
昭和43年（行ケ）第45号判決 D31. 113-Z (3) 東高 A-93	判決言渡 昭和44年10月28日	物 品 ショール
原 告 今川 猛	適用条文 3条1項3号	
被 告 河野卓男	掲載文献 取消判集・44年	
原審番号 昭和39年審判第1039号		

昭和44年（行ツ）第69号判決	D48. 4 -W (8) 最高 A-94
判決言渡	昭和44年12月23日
上告人	特許庁長官
被上告人	日本冷蔵株式会社
原審番号	昭和42年（行ケ）第111号
物品	ソーセージ
適用条文	9条1項
掲載文献	取消判集・44年
昭和41年（行ケ）第167号判決	東高 D311・113-Y(50) A-95
判決言渡	昭和45年1月29日
原告	株式会社十川ゴム製造所
被告	タイガースゴム株式会社
原審番号	昭和39年審判第2489号
判示事項	意匠登録の登録要件の有無の判断は、同一または類似の物品間では、もっぱら意匠法第3条第1項によるべきで、それ以外の物品間の判断では、同条第2項の適用はないと解すべきである。
昭和42年（行ケ）第123号判決	東高 D38・113-W (36) A-96
判決言渡	昭和45年2月24日
原告	山田勘助
被告	特許庁長官
原審番号	昭和38年審判第5306号
物品	比重計
適用条文	3条1項3号
掲載文献	取消判集・45年
昭和42年（行ケ）第20号判決	D311・113-Z (45) 東高A-97
判決言渡	昭和45年3月19日
原告	ポール・アール・ブラウン
被告	安藤 晃
原審番号	昭和39年審判第5730号
物品	電話機
適用条文	3条1項3号
掲載文献	取消判集・45年
昭和42年（行ケ）第158号判決	東高 D311. 113-Z (50) A-98
判決言渡	昭和45年3月31日
原告	坪山克己
被告	芝谷産業株式会社
原審番号	昭和39年審判第4585号
判示事項	意匠の類否判断において、意匠法にいう意匠（物品の形態）が表示しない記載された刊行物であれば、その種類性質を問うものではないから、たとえ実用新案公報を判断の資料としても違法とする理由はない
昭和43年（行ケ）第84号判決	東高 D311・111-Z (3) A-99
判決言渡	昭和45年5月19日
原告	ムトウ衣料株式会社
被告	株式会社玉川屋商店
原審番号	昭和34年抗告審判第1838号
物品	婦人トッパー
適用条文	1条（3条1項1号）（旧）
掲載文献	取消判集・45年
昭和43年（行ケ）第85号判決	D311・111-2 (3) 東高 A-100
判決言渡	昭和45年5月19日
原告	ムトウ衣料株式会社
被告	豊橋被服工業有限会社
原審番号	昭和34年抗告審判第2581号
物品	婦人トッパー
適用条文	1条く3条1項1号）（旧）
掲載文献	取消判集・45年
昭和44年（行ケ）第110号判決	東高 D311・113-Y(2)A-101
判決言渡	昭和45年11月17日
原告	日本ボウリング・チェー ン株式会社
被告	鎌田利彦
原審番号	昭和40年審判第7391号
物品	ボーリング用手袋
適用条文	3条2項
掲載文献	取消判集・45年

昭和45年（行ツ）第76号判決	最高 D411. 111-Z (2) A-102
判決言渡	昭和46年3月12日
上告人	ムトウ衣料株式会社
被上告人	豊橋被服工業有限会社
原審番号	昭和34年抗告審判第2581号
物品	婦人用トッパー
適用条文	1条（3条1項1号）（旧）
掲載文献	取消判集・46年
昭和45年（行ツ）第77号判決	最高 D411. 111-Z (2) A-103
判決言渡	昭和46年3月12日
上告人	ムトウ衣料株式会社
被上告人	株式会社玉川屋商店
原審番号	昭和34年抗告審判第1838号
物品	婦人用トッパー
適用条文	1条（3条1項1号）（旧）
掲載文献	取消判集・46年
昭和43年（行ケ）第156号判決	D38. 113 東高 A-104
判決言渡	昭和46年7月29日
原告	谷口英雄 外3名
被告	特許庁長官
原審番号	昭和40年審判第5115号
判示事項	① 形状を創作の主要部とした意匠について、全体の形態のうち、その基本的形態が意匠に係る物品としては、周知であるときでも、意匠の要部（最も看者の注意を惹く点）になり得ないわけではなく、それが周知の形態でない場合に比べて重要性の比重が相対的に低下するに過ぎないと解するのが相当である。 ② 「刴摺機」に係る出願の意匠について、その全体の形態が刴摺機として機能上必要な配置に基づく基本的な形態のほかには、看者の注意を惹く点がなく、引用意匠との間に差異があったとしても、基本的な形態が同一である以上、引用意匠と類似であることを免れない。
昭和43年（行ツ）第15号判決	D48. 113-X (50) 最高A-105
判決言渡	昭和47年4月11日
上告人	指宿八洲夫
被上告人	特許庁長官
原審番号	昭和36年審判第549号
物品	スライドファスナー
適用条文	3条1項3号
掲載文献	取消判集・47年
昭和45年（行ツ）第64号判決	最高 D411. 113-X (10) A-106
判決言渡	昭和48年2月15日
上告人	坪山克己
被上告人	芝谷産業株式会社
原審番号	昭和42年（行ケ）第158号
物品	簾用緯条
適用条文	1条（3条1項2号）（旧）
掲載文献	取消判集・48年
判示事項	1. 本件登録意匠と引用例との類否判断にあたり「視覚を通じての美感」或いは「視覚における作用効果」なるものを考慮する必要があるとは到底認め難いから、原審がその点につき判示しなかったからといって違法ならしめるものではない。 2. 被上告人が登録意匠権につき通常実施権を有する事実の立証をしようとしたからといって登録無効の審判を請求する法律上の利益は失われない。 3. 書証について成立が真正であるとしても証拠価値が之しいとしてその成立についての立証を許さなかった原審の措置に違法はない。

昭和46年（行ケ）第4号判決 D38. 113-Z (8) 東高 A-107	
判決言渡	昭和48年2月27日
原告	日本冷蔵株式会社
被告	特許庁長官
原審番号	昭和39年審判第5707号
判示事項	<p>審決は、引用例記載の図面をもって直ちに本願意匠と類似すると判断したわけではなく、公知のウインナーソーセージの一例として挙示したものと解すべきものであり、本願のものの角度が24度の鋭角で、公知のものの角度が下特定であっても、24度の鋭角をなすため特に審美的要素が著大であると認めるべき根拠はないから、角度の点を理由に、類似性を否定できない。</p> <p>本願意匠を全体的に観察した場合、その要部はV字状に形成した点にあることが明らかであって、2本つなぎの各端部に嵌められた銀色の小環の有無の差異は、公知のソーセージとの対比において類否判断を左右するほどの意義を有しない部分的差異に止まる。</p>
昭和40年（行ケ）第89号判決 D38. 113-Z (21) 東高A-108	
判決言渡	昭和48年3月6日
原告	柴崎 清
被告	特許庁長官
原審番号	昭和37年審判第2902号
判示事項	<p>本願意匠に係る卵容器と引用意匠に係る電球容器とは、包装用パッケージングとして用途および機能を同じくするものと認められるから、同一物品である。</p> <p>引用意匠の上面、下面の各凸出部が截頭円錐形状で、本願意匠は下面が截頭円錐状で上面が八角形角錐状であるが、八角形角錐形は円錐形に近似するから、本願意匠を全体として観察する場合は、上面と下面の各凸出部はほぼ同一形状であるとの印象を与えるものと認めるのが相当である。とすれば両者のコントラストにより本願が引用意匠とは違った独特の美感を呈するとはいえず、その差異は、看者の注意を惹かない微差に過ぎない。</p>
昭和43年（行ケ）第5号判決 D38. 4-W (21) 東高 A-109	
判決言渡	昭和48年3月6日
原告	柴崎 清
被告	特許庁長官
原審番号	昭和38年審判第2501号
判示事項	<p>引用意匠の各図は相互に矛盾していることが明らかであるから、その内容を客観的に確定することが不可能である。として審決が取り消された事例。</p>
昭和43年（行ケ）第16号判決 D38・4-W (21) 東高 A-110	
判決言渡	昭和48年3月6日
原告	柴崎 清
被告	特許庁長官
原審番号	昭和38年審判第2500号
昭和47年（行ケ）第97号判決 D311. 05-Z (35) 東高A-111	
判決言渡	昭和48年3月30日
原告	井上重一
被告	佐藤工業株式会社
原審番号	昭和42年審判第4297号

昭和45年（行ケ）第1号判決 D38. 113-Z (21) 東高A-112	
判決言渡	昭和48年5月31日
原告	清水信次郎 外1名
被告	特許庁長官
原審番号	昭和42年審判第6486号
判示事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 物品の性質、用途上看者の目にふれることが期待されない部分の形状、色彩等は意匠の要部にはならない。 2. 類否の判断の基準は創作性の有無であるから、形状、色彩としてありふれた部分はその要部とならない。 3. 意匠の類否は一般需要者が物品の出所を混同するおそれがあるか否かを基準にして判断すべきであるとの見解には左祖できない。 4. 意匠法第3条第1項第3号は、同一物品の公知意匠と同一の意匠でなくとも、これに基づき容易に創作できる意匠は、同一の意匠に準ずるものとして意匠登録を受けることができない旨を定めたものと解するのが相当である。 5. 意匠の類否判断すなわち創作性の有無の判断は、全体観察による総合判断でなければならないから、意匠を構成する一部分に軽微な差異があっても要部にはならない。 6. 他の物品においてありふれた配色であっても、その意匠において要部でなくなるといふ理由はない。しかしながら、当事者が転用することは極めて容易であるときは、意匠法第3条第2項との関係において創作性を有しない。
昭和44年（行ツ）第25号判決 8. 113-WZ (21) 最高 A-113	
判決言渡	昭和48年6月21日
上告人	特許庁長官
被上告人	露木清 外5名
原審番号	昭和42年（行ケ）第130号
判示事項	<p>意匠の類否を判断する際の最も重要な経験則に、「ありふれた部分は小さく評価され、特徴のある部分は大きく評価される。」がある。また従来同種の判決例、審決例も多数存在する。原判決は、この経験則に違背し、意匠法第3条第1項第3号の解釈適用を誤ったものである。を主張した。</p> <p>所論の点に関する原審の認定判断は、いずれも首肯するに足り、所論引用の判決および審決も、原審の判示と抵触するものとは認められない。</p>
昭和46年（行ツ）第81号判決 D48. 113-Z (34) 最高A-114	
判決言渡	昭和48年7月5日
上告人	谷口英雄 外3名
被上告人	特許庁長官
原審番号	昭和43年（行ケ）156号
判示事項	<p>意匠の類否を判断する際の最も重要な経験則に、「ありふれた部分は小さく評価され、特徴のある部分は大きく評価される。」がある。また従来同種の判決例、審決例も多数存在する。原判決は、この経験則に違背し、意匠法第3条第1項第3号の解釈適用を誤ったものである。を主張した。</p> <p>所論の点に関する原審の認定判断は、いずれも首肯するに足り、所論引用の判決および審決も、原審の判示と抵触するものとは認められない。</p>
昭和46年（行ケ）第41号判決 D38. 111-Z (40) 東高A-115	
判決言渡	昭和48年12月21日
原告	ブラザー工業株式会社
被告	特許庁長官
原審番号	昭和46年審判第7948号
判示事項	<p>意匠の類否を判断する際の最も重要な経験則に、「ありふれた部分は小さく評価され、特徴のある部分は大きく評価される。」がある。また従来同種の判決例、審決例も多数存在する。原判決は、この経験則に違背し、意匠法第3条第1項第3号の解釈適用を誤ったものである。を主張した。</p> <p>所論の点に関する原審の認定判断は、いずれも首肯するに足り、所論引用の判決および審決も、原審の判示と抵触するものとは認められない。</p>
昭和45年（行ツ）第45号判決 最高 D411. 113. 121-Y (50) A-116	
判決言渡	昭和49年3月19日
上告人	株式会社十川ゴム製造所
被上告人	タイガースゴム株式会社
原審番号	昭和39年審判第2489号
判示事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本件登録意匠は原判示の引用意匠に類似するものではないとの認定を是認する。 2. 原判決が意匠法第3条第2項は、同一又は類似の物品以外の物品に関する意匠について創作性のあることを登録要件とした規定であるから、本件のような同一分野の作品の関係においては、同条第2項を適用する余地はないと説示したのに対し、同項は同一又は類似という制限をはずしたもので、同一又は類似の物品に関する意匠相互間においても、創作容易性はありうべく、原判決は同項の解釈を誤った違法がある。

昭和48年（行ツ）第61号判決 D48. 113-Z (21) 最高A-117	
判決言渡	昭和49年3月28日
上告人	柴崎清
被上告人	特許庁長官
原審番号	昭和37年審判第2902号
物 品	卵容器
適用条文	3条1項3号
掲載文献	取消判集・49年
昭和45年（行ツ）第81号判決 最高 A-118	
判決言渡	昭和49年6月4日
上告人	ポール・アール・ブラウ
被上告人	安藤 晃
原審番号	昭和37年審判第2902号
物 品	電話機
適用条文	3条1項3号
掲載文献	参考集・3
判示事項	
1. 上告人は、原審第2回口頭弁論期日において、本件審決を取消すべき事由の主張を、被上告人が本件審判を請求するにつき法律上の利益を有しないことを看過誤認したことに限定し、その余の主張を撤回したことが明らかであって、原審が所論の点につき判断を示さなかったことはなんら違法ではないとされた事例。	
2. 被上告人が本件審判請求をするにつき法律上の利益を有するとして原審の判断は正当であるとして、上告理由が斥けられた事例。	
昭和48年（行ケ）第93号判決 D38. 113-W (21) 東高A-119	
判決言渡	昭和49年6月26日
原告	積水化学工業株式会社
被告	特許庁長官
原審番号	昭和42年審判第8867号
物 品	運搬用容器
適用条文	3条1項3号
掲載文献	取消判集・49年
判示事項	
外観の構成形態において共通性があっても、底面部の差異が看る者に与える印象を異にするから、両意匠は互いに類似するものとはいえない。	
昭和49年（行ケ）第25号判決 東高 D38. 113-WY (11) A-120	
判決言渡	昭和49年9月18日
原告	丸兼刃物株式会社
被告	特許庁長官
原審番号	昭和44年審判第1904号
物 品	厨房用具の柄
適用条文	3条1項3号
掲載文献	取消判集・49年
判示事項	
青龍刀の刃先状をした柄の内側に波形のえりぐりを設けた意匠について、そのえりぐりが一側と両側にある点及びその配置等にみられる差異を、部分的相違であるとした本件審決は、判断を誤ったものであり、取消しを免れない。	
昭和48年（行ツ）第82号判決 最高 D48・113-Z (21) A-121	
判決言渡	昭和50年2月28日
上告人	清水信次郎 外1名
被上告人	特許庁長官
原審番号	昭和42年審判第6486号
物 品	帽子
適用条文	3条1項3号
掲載文献	取消判集・50年
判示事項	
(1) 本願意匠の裏面は、機能上無視されるものであり、(2) 形状もありふれたもので、(3) 各部分の差異も全体観察において看者の目を惹くものでないという判断も、両意匠の構成に徴し是認することができる。	
原審が両意匠の差異点として指摘する色彩配合の点は、明度及び色相において判示のごとき違いあることを考慮しても、要するにごくありふれた二色の配合であるにすぎず、その差異は顕著なものといえない。	
そうであるとする、全体的観察により対比すれば、両意匠は類似するものであるというを妨げず、本願意匠は、意匠法3条1項3号に該当するものと解するのが相当である。	
昭和48年（行ケ）第3号判決 東高 D31・113-W (3) A-122	
判決言渡	昭和50年10月29日
原告	朝倉勝一
被告	ユニチカ株式会社
原審番号	昭和42年審判第5450号
物 品	保温着
適用条文	3条1項3号
掲載文献	取消判集・50年

昭和47年（行ケ）第124号判決 D311. 113-Z (20) 東高 A-123	
判決言渡	昭和51年1月20日
原告	池田 寛
被告	株式会社中日産業
原審番号	昭和47年審判第2902号
物 品	パチンコ球用計数器
適用条文	(実) 3各1項1号
掲載文献	参考集・3
判示事項	
1. 意匠権の設定登録後で、意匠公報の発行前の登録意匠を引用してなされた審決における引用例の公知性について争われた事例。	
2. 登録意匠から本件考案（実用新案）の内部構造の把握の難易性について争われた事例。	
昭和49年（行ケ）第169号判決 東高 D311. 113-Z (44) A-124	
判決言渡	昭和51年10月6日
原告	勝倉喜一郎
被告	有限会社小竹精機製作所
原審番号	昭和44年審判第343号
物 品	投光器
適用条文	3条1項
掲載文献	取消判集・51年
判示事項	
全体として観察するときは、看者にほぼ同一の形状であるとの印象を与えるものであって、両者の構成上の相違点は、看者の注意を惹いて上記印象を動かすに足るものではない。	
昭和47年（行ケ）第105号判決 東高 D38. 121-Z (10) A-125	
判決言渡	昭和51年11月4日
原告	ヤマキ織物株式会社
被告	特許庁長官
原審番号	昭和41年審判第3917号
物 品	畳縁地
適用条文	3条2項
掲載文献	取消判集・51年
判示事項	
織物地と畳縁地とは技術的に同一分野に属するものであるから、一般織物地において極めて普通に知られている模様を表わしたにすぎない本件意匠は、当業者間における通常の知識を有する者が容易に創作することができたものであるとされた事例。	
昭和51年（行ケ）第12号判決 D38. 52-W (20) 東高 A-126	
判決言渡	昭和52年3月30日
原告	日本楽器製造株式会社
被告	特許庁長官
原審番号	昭和47年審判第556号
物 品	ギター用下ゴマ
適用条文	7条
掲載文献	取消判集・52年
判示事項	
ギター用下ゴマが、互換性を有する単一物であり、かつ通常の状態において独立して取引の対象となっていることが、証拠によって十分に認めることができ、意匠登録に関しては一物品として取扱われるべきものであるにもかかわらず、物品の区分により意匠ごとになされた出願でないとしたところに違法がある。	
昭和51年（行ケ）第56号 D311. 113-Z (9) 東高 A-127	
判決言渡	昭和52年3月30日
原告	金田保彦
被告	丹下一男
原審番号	昭和44年審判第8526号
物 品	脱衣籠
適用条文	3条1項3号
掲載文献	取消判集・52、53年
判示事項	
審決認定の全体形状は一致点は、ありふれた所であって、特に看者の注意を引くべき支配的要素があるものとは考え難く、むしろ各部の具体的形状の相違に重点があるから別異のものであるとし、両意匠を類似するとし無効とした審決を取り消した。	

昭和45年（行ケ）第66号 D311. 113-Z (35) 東高 A-128	判決言渡 昭和52年4月14日	物 品 噴霧器噴口
原 告 多田哲也	適用条文 9条1項	掲載文献 取消判集・52、53年
被 告 インターコンテナ タル・インダストリー ズ（ファーイースト）イ ンコーポレイテッド		
原審番号 昭和40年審判第8505号		
判示事項 両意匠の要部は基本的形態にあり、この点において類似しているものと認められ、その余の構成の差異は、見る者の注意をひくといえない。		
昭和49年（行ツ）第93号 D48. 113-W (21) 最高 A-129	判決言渡 昭和52年6月7日	物 品 運搬用容器
上 告 人 特許庁長官	適用条文 3条1項3号	掲載文献 取消判集・52、53年
被 上 告 人 積水化学工業株式会社		
原審番号 昭和42年審判第8809号		
昭和52年（行ケ）第93号 D38. 113-Z (2) 東高 A-130	判決言渡 昭和53年3月29日	物 品 野球帽
原 告 鈴木正雄	適用条文 3条1項3号	掲載文献 取消判集・52、53年
被 告 特許庁長官		
原審番号 昭和46年審判第3214号		
判示事項 引用意匠の野球帽の後方に位置する上方部分が、網地であるとみることにはできず、この誤りは類否判断に重大な影響を及ぼし、判断を誤らせているから、取消を免れない。		
昭和50年（行ケ）第64号 D38. 111-Z (45) 東高 A-131	判決言渡 昭和53年7月5日	物 品 電話機
原 告 株式会社日立製作所	適用条文 3条1項3号	掲載文献 取消判集・52、53年
被 告 特許庁長官		
原審番号 昭和45年審判第9611号		
判示事項 本願意匠は、引用意匠と基本的構成において共通しているものの、審決は構成並びに構成上の相違点を看過誤認したものであって、全体としては、看者に対する印象は引用意匠と異るとみるのが相当であるとして審決を取り消した。		
昭和52年（行ケ）第121号 D38. 14-W (45) 東高 A-132	判決言渡 昭和53年7月26日	物 品 レコードプレーヤー用ターンテーブル
原 告 日本コロムビア株式会社	適用条文 3条1項本文	掲載文献 取消判集・52、53年
被 告 特許庁長官		
原審番号 昭和51年審判第3213号		
判示事項 意匠法上の一物品は (a) 互換性を有すること、(b) 通常の状態と独立して取引の対象となること、が必要である。そうして登録例を通観すると、モーターを装備したもの、しないものも一物品として取扱っていることが認められるから、本願意匠も出願時において、上記物品の必要条件を具備していると推認することができるとして審決が取消された。		
昭和52年（行ケ）第177号 D38. 113-W (27) 東高 A-133	判決言渡 昭和53年8月30日	物 品 リーマ
原 告 西村隆侑	適用条文 3条1項3号	掲載文献 取消判集・52、53年
被 告 特許庁長官		
原審番号 昭和51年審判第13217号		
判示事項 本願意匠及び引用意匠は、その切刃部に於いて、先端のエンドミル刃の有無、螺旋突条の数、ねじれ角、ピッチ及び外周の形状並びに溝の形状などが相違し、これらの相違点は種々の共通点の存在にもかかわらず看者の注意を惹くところであるから、両意匠は互に類似しないものといふべきであり、従って本件審決の判断は誤りである。		

昭和51年（行ケ）第62号 D38. 113-W (7) 東高 A-134	判決言渡 昭和53年9月27日	物 品 ゴルフシューズ
原 告 シヤルダンシューズ産業株式会社	適用条文 3条1項3号	掲載文献 取消判集・52、53年
被 告 特許庁長官		
原審番号 昭和47年審判第1822号		
昭和51年（行ケ）第63号 D38. 113-W (7) 東高 A-135	判決言渡 昭和53年9月27日	物 品 ゴルフシューズ
原 告 シヤルダンシューズ産業株式会社	適用条文 3条1項3号	掲載文献 取消判集・52、53年
被 告 特許庁長官		
原審番号 昭和47年審判第1823号		
昭和53年（行ケ）第48号 D38. 113-Z (44) 東高 A-136	判決言渡 昭和53年11月22日	物 品 天井吊下燈用グループ
原 告 伏見産業株式会社	適用条文 3条1項3号	掲載文献 取消判集・52、53年
被 告 特許庁長官		
原審番号 昭和49年審判第4327号		
判示事項 本件審決は、本願意匠及び引用意匠の構成について誤った認定をしたという原告の主張は、相当でない。 両意匠の横ひごにおける相対的な規則性、不規則性等から生ずる差異は、それなりに看者の注意を惹く部分ではあっても、基本的な構成態様における顕著な共通点から生ずる共通した印象を破るほどのものではなく、共通点を凌駕して看者に別異感を与えるほどのものではないとみるのが相当である。		
昭和52年（行ケ）第78号 D38. 113-W (49) 東高 A-137	判決言渡 昭和53年11月28日	物 品 型材
原 告 株式会社ダイケン	適用条文 3条1項3号	掲載文献 取消判集・52、53年
被 告 特許庁長官		
原審番号 昭和49年審判第8145号		
判示事項 本願意匠は、開口部両側板のうち一方が内側に向ってほぼ45度傾斜し、他方が水平となっているという、左右の対称性を欠く点に特徴があると認められるのであって、この点において、開口部両側板の双方が、いずれも内側に向ってほぼ45度傾斜し、左右対称である引用意匠に対し、明確な識別性があるといふべきであるから、類似しないとされた事例。		
昭和53年（行ケ）第69号判決 D38. 4-Z (49) 東高 A-138	判決言渡 昭和54年1月24日	物 品 モールド
原 告 華輪栄三	適用条文 9条1項	掲載文献 取消判集・54年
被 告 特許庁長官		
原審番号 昭和48年審判第4052号		
判示事項 1. 引用意匠の先願性について イ、引用意匠は、その手続きが無効にされず拒絶査定が確定している以上、引用意匠が先願たる地位を失ういわれはない。 ロ、引用意匠の願書には、「平モールド」「隅モールド」を対象とする各別の意匠が表わされているとみるのが相当であって、その二個の意匠がそれぞれ先願たる地位を有するものとみるべきもので、その出願が分割されていることを必要とするものでない。 2. 両意匠の類否について 2個の意匠が類似するか否かと、利用関係にあるか否かと、本来別個の問題であって、原告の主張には理由がなく、本願意匠を類似するとして審決の認定判断は是認することができる。		

昭和53年（行ケ）第59号判決 D38. 113-W (11) 東高A-139	
判決言渡	昭和54年1月31日
原 告	更生会社ナショナル魔 法瓶工業株式会社
被 告	特許庁長官
原審番号	昭和51年審判第13458号
判示事項	両意匠の本体正面と背面との中央上辺から下辺ほぼいっばいに、幅のあるスリットを形成した構成は、周知の形状、水筒の用途、機能からの必然的な形態と認むべき証拠がないから、全体として看者の注意を惹くところであり、本体側面に長方形の透視窓を設ける着想が困難であったとはいえないとしても、本願意匠においては、正面側のスリット中央に透視窓を一定の構成として設けることにより、引用意匠のもつ創作の範囲を超えた別異の美感を与えるものであり、両意匠は、類似しない。
昭和53年（行ケ）第90号判決 D38. 113-W (28) 東高 A-140	
判決言渡	昭和54年2月14日
原 告	株式会社 共栄精工
被 告	特許庁長官
原審番号	昭和51年審判第13421号
判示事項	両意匠の共通点は、運搬用回転車において本来機能的に要請される物品固有の形態であって、さして看者の注意をひく点であるとも考えられない。そして、相違点が共通点を凌駕して、本願意匠は、全体の重心が下方にあり、重厚な感を抱かせるのに対し、引用意匠は、全体の重心が上方にあって軽快な感を抱かせ、両意匠は看者に非類似の感を与える。
昭和52年（行ケ）第71号判決 D38. 113-W (27) 東高 A-141	
判決言渡	昭和54年4月23日
原 告	泉沢 修
被 告	特許庁長官
原審番号	昭和50年審判第479号
判示事項	意匠権の設定登録があっても、直ちにその意匠が現実一般第三者に知られるものでないことは明らかであり、本件についてみるに、引用意匠の登録に関しては、登録後その意匠公報の発行されるまでの間、何人も書類の閲覧を申請した事実のないことが認められるし、他に本願意匠の出願前に、引用意匠が一般第三者たる不特定人又は多数者によって現実に知られていた状態にあったことについては、認めるに足る証拠が全くない。 したがって、引用意匠は、本願意匠の出願前に公然知られたものとするとはできない。
昭和52年（行ケ）第72号判決 D38. 113-W (27) 東高 A-142	
判決言渡	昭和54年4月23日
原 告	泉沢 修
被 告	特許庁長官
原審番号	昭和50年審判第480号
判示事項	両意匠は、基本的形態における共通点にもかかわらず、把持部における特徴的差異のゆえに、全体として一般の需要者に与える印象は別異であって、両者間の混同誤認のおそれはない。
昭和53（行ケ）第91号判決 D38. 113-W (6) 東高 A-143	
判決言渡	昭和54年5月16日
原 告	守田義国
被 告	特許庁長官
原審番号	昭和52年審判第9283号
判示事項	意匠登録出願約2ヶ月前に国内雑誌「貿易通信」に掲載された本願意匠の実施品の写真は、認定の事実関係からすれば、出願人の意に反して刊行物に記載され、ひいては本願意匠は、意匠法第3条第1項第2号の規定に該当するに至ったものというべきである。

昭和53年（行ケ）第27号28号判決 東高 D38. 113-Z. W (20) A-144	
判決言渡	昭和54年5月30日
原 告	ブラザー工業株式会社
被 告	特許庁長官
原審番号	昭和48年審判第8503号 昭和50年審判第2477号
判示事項	1 第27号事件 本件に顕われた周辺意匠に関する各証拠を子細に対比考量しつつ、両意匠を全体的に観察するときは、各相違点ととも、原告の主張ほど軽快感（本願意匠）と重厚感（引用意匠）の顕著な差異を印象づけるものとは考えられず、蓋の有無も、本件意匠の場合、開蓋時が主となり、閉蓋時は従とならざるをえないから細部の差異であり、類否判断を左右するに足りるものではなく、相違点よりも共通点が強く観者の視覚に訴え、類似の感を与えるに至っている。 2 第28号事件 「公然知られた意匠」とは、その意匠が、一般第三者たる不特定人又は多数人にとって、単に知りうる状態にあるだけでは足りず、現実に知られている状態にあることを要するものであり、意匠権の設定登録があっても、直ちにその意匠が現実一般第三者に知られるものではない。〔昭和54年4月23日判決、昭和52年（行ケ）第71号事件参照〕
昭和54年（行ツ）第58号判決 最高 D48. 4-ZZZ (49) A-145	
判決言渡	昭和55年2月22日
上 告 人	華輪栄三
被 上 告 人	特許庁長官
原審番号	昭和53年（行ケ）第69号 昭和48年審判第4052号
判示事項	1 本願意匠と引用意匠との類否を判断するにあたり、利用の関係があるか否かについて認定判断しなかったとしても違法であるということはできない。 2 原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、本願意匠が引用意匠に類似するとした原審の判断は正当として是認することができる。
昭和53年（行ケ）第30号判決 東高 D31. 1.5-YW (21) A-146	
判決言渡	昭和55年3月25日
原 告	井上美哉
被 告	日清食品株式会社
審判番号	昭和48年審判第9234号
判示事項	1. 審決には、請求の理由についての判断を直接的、結論的に表現した部分はないが、該CUP NOODLEの部分模様と認めて、意匠法第3条第1項柱書にいう意匠、ひいては同法第2条第1項にいう意匠にあると判断し、これを前提として議論を進めていることは明らかであるから、原告の主張に対する判断を脱漏したとはいえない。 2. 元来は文字であっても模様化が進み言語の伝達手段としての文字本来の機能を失なっているとみられるものは、模様としてその創作性を認める余地があることはいうまでもない。しかしCUPおよびNOODLEは、ローマ字を読むための普通の配列方法で配列されており、いまだ模様に変化して文字本来の機能を失っているとはいえない。したがって、これを模様と認められる範囲のものとした審決の判断は誤まりといわざるをえない。

昭和52年（行ケ）第86号判決 東高 D31. 4-ZW (9) A-147	判決言渡 昭和55年5月6日	物 品 いす
原 告 鈴木章司	適用条文 9条1項	
被 告 松屋電工株式会社	掲載文献 取消判集・55年	
審判番号 昭和48年審判第740号		
判示事項		
両意匠の要部を、下端の水平脚部、これに垂直に取付けられた脚柱、その上部に配された受梁からなる脚部にあるとしたうえ、脚柱と受梁の長さの比に差異があるから、一方がスマートであるのに対し他方はずんぐりした感などを抱かせるため両者は否類似であると、そして前記構成比は螺子による調節可能部分であるとする被告の主張については、その旨の説明記載は各願書にはなく、図面の記載からもそのような認められないとして登録無効の審決が取り消された事例。		
昭和54年（行ケ）第196号判決 東高 D38. 02-XW(22)A-148	判決言渡 昭和55年6月5日	物 品 冷凍ショーケース
原 告 三菱電機株式会社 外1名	適用条文 52条	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・55年	
審判番号 昭和54年審判第4768号		
昭和54年（行ケ）第197号判決 東高 D38. 02-XW(22)A-149	判決言渡 昭和55年6月5日	物 品 冷凍ショーケース
原 告 三菱電機株式会社 外1名	適用条文 52条	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・55年	
審判番号 昭和54年審判第4769号		
昭和54年（行ケ）第131号判決 東高D31. 113-ZZ(25)A-150	判決言渡 昭和55年7月23日	物 品 動力伝導用ローラーチェーンのプッシュ
原 告 オリエンタルチエン工業株式会社	適用条文 3条1項3号	
被 告 株式会社椿本チエン	掲載文献 取消判集・55年	
審判番号 昭和52年審判第2863号		
昭和54年（行ケ）第132号判決 東高 D31. 113-ZZ (25) A-151	判決言渡 昭和55年7月23日	物 品 動力伝導用ローラーチェーンのプッシュ
原 告 オリエンタルチエン工業株式会社	適用条文 3条1項3号	
被 告 株式会社椿本チエン	掲載文献 取消判集・55年	
審判番号 昭和53年審判第6114号		
昭和54年（行ケ）第193号判決 東高 D31. 113-ZZ (44) A-152	判決言渡 昭和55年7月23日	物 品 池用濾過機付き庭園灯
原 告 タカラ工業株式会社	適用条文 3条1項3号	
被 告 五十鈴工業株式会社	掲載文献 取消判集・55年	
審判番号 昭和51年審判第5316号		
判示事項		
1 両意匠は、意匠全体の基本的な構成態様、構成各部の基本的形状を共通とし、構成各部の具体的構成態様も共通点を有しているため原告主張の差異を考慮しても、なお、全体としてみればそれは部分的な微差にすぎず、両者は類似する。		
2 原告は、審決が両者の差異を看過したと指摘するが、その点については、両者の図面（別紙第1目録、同第2目録に示すところのものとする）を指示した上「・・・全体として引用意匠に類似するものである。」としているので前記差異を看過したものとするのは当たらない。		
昭和54年（行ケ）第223号判決 東高 D31. 113-ZZ (3) A-153	判決言渡 昭和55年7月28日	物 品 包装用かんの提手
原 告 広浜金属工業株式会社	適用条文 3条1項3号	
被 告 八洲工業株式会社	掲載文献 取消判集・55年	
審判番号 昭和50年審判第5507号		

昭和54年（行ケ）第224号判決 東高 D31. 113-ZZ(3) A-154	判決言渡 昭和55年7月28日	物 品 包装用かんの提手
原 告 広浜金属工業株式会社	適用条文 3条1項3号	
被 告 八洲工業株式会社	掲載文献 取消判集・55年	
審判番号 昭和50年審判第10550号		
昭和55年（行ツ）第75号判決 最高 D41. 1-YWZ (21) A-155	判決言渡 昭和55年10月16日	物 品 包装用容器
上 告 人 日清食品株式会社	適用条文 3条1項3号	
被 上 告 人 井上美哉	掲載文献 取消判集・55年	
原審番号 昭和53年（行ケ）第30号 昭和48年審判第9234号		
昭和54年（行ケ）第70号判決 東高 D31. 113-ZZ (20) A-156	判決言渡 昭和55年12月18日	物 品 ギター
原 告 野上三郎	適用条文 3条1項3号	
被 告 日本楽器製造株式会社	掲載文献 取消判集・55年	
原審番号 昭和52年審判第17091号		
昭和55年（行ケ）第4号判決 東高 D38. 4-ZW (6) A-157	判決言渡 昭和56年1月26日	物 品 ライター
原 告 日本ビック株式会社	適用条文 9条1項	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・56年	
審判番号 昭和52年審判第15683号		
判示事項		
当番において引用した先願意匠に対し、請求人より当引用意匠は冒認による出願であるとの申し立てがあったが、申し立てのみで何等の証拠も提出していない以上、引用意匠を冒認による出願とは認めがたく正当な先願の地位を有するものとして審決したのに対し、審決後引用意匠が冒認によるものであることを立証する証拠が提出されたため、引用意匠は意匠法第9条第4項の規定により、意匠登録出願でないものとみなされるから、同条第1項の規定を適用したことは違法であるとされた。		
昭和55年（行ケ）第203号判決 東高 D311. 113-ZZ (3) A-158	判決言渡 昭和56年1月28日	物 品 ハンドバック
原 告 株式会社鳳苑	適用条文 3条1項3号	
被 告 大阪高級装履工業協同組合 外1名	掲載文献 取消判集・56年	
審判番号 昭和53年審判第11482号		
判示事項		
この種物品においては正面から受ける印象が全体を支配するもので両意匠正面にむいて、濃から淡へ、淡から濃への緩やかなボカシの印象が勝り、看者に共通の意匠の効果を与えるものであるから、両意匠は類似するものとされた事例。		
昭和55年（行ケ）第142号判決 東高 A-159	判決言渡 昭和56年2月18日	物 品 分注器
原 告 株式会社ニチリョー	適用条文 3条1項3号	
被 告 株式会社ミクロ	掲載文献 判決速報・70	
昭和53年（行ケ）第151号判決 東高 D38. 4-ZW (6) A-160	判決言渡 昭和56年2月19日	物 品 ガスライター
原 告 株式会社東海精器	適用条文 9条1項	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・56年	
審判番号 昭和52年審判第16319号		
判示事項		
正背面形状が、縦長長方形板状をしたライター本体に於て、右肩部を一部切欠したような状態にして、その部分に着火用転輪と押圧片を設けた2つのライターが、主としてその断面形状の相違（即ち、正背面が互いに平行な面で、左右両側面を円弧状にした本願と、正背面が互いに非平行で、左側面が大きい半円弧状、右側面が小さい半円弧状になった引用意匠）によって互いに非類似であるとされた事例。		

昭和54年（行ケ）第201号判決 東高 D38. 4-ZZ (15) A-161	判決言渡 昭和56年3月25日	物 品 はさみ
原 告 クロバー株式会社	適用条文 9条1項	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・56年	
審判番号 昭和54年審判第3474号		
判示事項	両者は、審決のいう基本形態ないし主要部を共通にしており、柄部の中央幅狭部の広狭、輪状部の突出部の形状その他の差異は、すべて支配的な差異とはみられず、部分的な差異にとどまり、意匠全体として受ける感じも、両者を別異の意匠とするほど顕著なものがあるとは認められないから、両意匠は、類似するとされた事例。	
昭和54年（行ケ）第226号判決 東高 D38. 4-ZZ (15) A-162	判決言渡 昭和56年3月25日	物 品 はさみ
原 告 クロバー株式会社	適用条文 9条1項	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・56年	
審判番号 昭和53年審判第11744号		
昭和55年（行ケ）第55号判決 東高 D38. 4-ZZ (50) A-163	判決言渡 昭和56年3月25日	物 品 合成樹脂紐
原 告 株式会社第一化学工業所	適用条文 9条1項	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・56年	
原審番号 昭和52年審判第9173号		
昭和55年（行ケ）第241号判決 東高 D38. 4-ZZ (21) A-164	判決言渡 昭和56年4月10日	物 品 包装用さら
原 告 中央化学株式会社	適用条文 9条1項	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・56年	
審判番号 昭和54年審判第4704号		
昭和54年（行ケ）第220号判決 D38. 4-ZW (49) 東高A-165	判決言渡 昭和56年4月28日	物 品 構築用ブロック
原 告 東京プラント株式会社	適用条文 9条1項	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・56年	
審判番号 昭和49年審判第10541号		
昭和55年（行ケ）第166号判決 東高 D38. 113-WZZ (49) A-166	判決言渡 昭和56年5月27日	物 品 ビニール膜の支持フレーム
原 告 東都興業株式会社	適用条文 3条1項3号	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・56年	
原審番号 昭和54年審判第2462号		
判示事項	引用意匠は2つの図面からなる実用新案出願公告の公報における実施例を示すものであり、この2つの図面は互いに不一致であって一意匠（不特定）を表わしているとはいえないとする原告に対し、この2つの図面はそれぞれ目的の相違からくる作図の技術上の差（斜視図と断面図）であり、設計図のような正確さはなくとも1個の意匠を統一的に認識できるとして審決が維持された事例。	
昭和55年（行ケ）第168号判決 東高 D311. 113-ZZ (49) A-167	判決言渡 昭和56年5月27日	物 品 シート地用押え材
原 告 東都興業株式会社	適用条文 3条1項3号	
被 告 中出商事株式会社	掲載文献 取消判集・56年	
原審番号 昭和54年審判第13808号		
判示事項	登録意匠の無効審判における無効原因の引用例である実用新案公報の図面は、1個の意匠を客観的に確定できないとした原告に対し、これらの図面には具体的表現において若干の差があるか実質的には同一であるとして審決が維持された事例。	

昭和55年（行ケ）第349号判決 東高 D31. 4-ZZ (9) A-168	判決言渡 昭和56年6月17日	物 品 椅子
原 告 鈴木章司	適用条文 9条1項	
被 告 松屋電工株式会社	掲載文献 取消判集・56年	
原審番号 昭和52年審判第12780号		
判示事項	この種椅子において、高さを調節可能とすることは当裁判所に顕著な事実であること及び図面の表示を併せ考えれば、両意匠の2重円形及び円形は係止具及び係止用貫通孔を表示したものと認められ、これによって、両意匠は、ともに高さを調節可能とする態様のものであると認めるのが相当であり、意匠法第6条第5項は、添付図面それ自体から当該機能及びその変化の前後にわたる形状等が明らかに認識できる程度、内容のものである場合には、これを省略することを排斥しない趣旨の規定であると解するのが相当である。として審決が支持された事例。	
昭和55年（行ケ）第350号判決 東高 D31. 4-ZZ (9) A-169	判決言渡 昭和56年6月17日	物 品 いす
原 告 鈴木章司	適用条文 9条1項	
被 告 松屋電工株式会社	掲載文献 取消判集・56年	
原審番号 昭和52年審判第13986号		
昭和55年（行ケ）第36号判決 東高 D38. 113-ZW (49) A-170	判決言渡 昭和56年6月30日	物 品 シートの止め具
原 告 弘田善成	適用条文 3条1項3号	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・56年	
原審番号 昭和54年審判第5129号		
昭和56年（行ケ）第5号判決 東高 D311. 113-ZZ (16) A-171	判決言渡 昭和56年8月31日	物 品 イカ釣針
原 告 浅利 研	適用条文 3条1項3号	
被 告 有限会社中部サンパー	掲載文献 取消判集・56年	
原審番号 昭和52年審判第14425号		
昭和55年（行ケ）第269号判決 東高 D311. 111-YZ (24) A-172	判決言渡 昭和56年9月16日	物 品 ガスパナー火口
原 告 東京調理器興業株式会社	適用条文 3条1項3号	
被 告 株式会社マルゼン	掲載文献 取消判集・56年	
原審番号 昭和49年審判第8188号		
判示事項	本件登録意匠の「カスパナーの火口」が、その登録出願前に公然知られたものであったとする原告の主張に対し、すべての証拠関係に照らしても、原告の主張する販売の事実を認めるに足る証拠はなく、又製造の事実があっても、それが公然たる製造であることが立証されない限り、無効とすることはできないとし、その他「実施」といっても、通常は「製造、使用、譲渡、貸渡し等のいずれも含む広い意味を有し、実施のみの主張を以ては、直ちに公然たる製造なり、販売の事実があったとは認定することはできないとした。	
昭和56年（行ケ）第95号判決 D38. 113-ZW (21) 東高A-173	判決言渡 昭和56年9月30日	物 品 包装用箱
原 告 樋屋製菓株式会社	適用条文 3条1項3号	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・56年	
原審番号 昭和54年審判第3244号		
昭和55年（行ケ）第1号判決 東高D38. 113-ZW (5) A-174	判決言渡 昭和56年10月13日	物 品 櫛
原 告 永見利夫	適用条文 3条1項3号	
被 告 特許庁長官	掲載文献 取消判集・56年	
原審番号 昭和53年審判第3545号		

昭和54年（行ケ）第218号判決 東高 D311. 113-ZZ (3) A-175			
判決言渡	昭和56年10月20日	物 品	鐘の揚げ手
原 告	広浜金属工業株式会社	適用条文	3条1項3号
被 告	白井工業株式会社	掲載文献	取消判集・56年
原審番号	昭和51年審判第9635号		
判定事項	<p>1. 原告は、本件登録意匠の把手が回転自在でないため、引用意匠と異なる旨の主張をするが、法24条、法6条1項の規定を勘案すれば登録意匠の範囲は、意匠に係る物品の当然持つ機能を考慮して定めるべきであるから、本件登録意匠について、把手が回転し得るものであることは、物品のもつ機能上当然のことといわなければならない。</p> <p>2. 把手の一面の両端附近の小凹部及び把手の他面の3条の突条の断面形状の差異は、微差であるから、非類似の意匠とすることはできない。</p>		
昭和54年（行ケ）第219号判決 東高 D311. 113-ZZ (3) A-176			
判決言渡	昭和56年10月20日	物 品	鐘の揚げ手
原 告	広浜金属工業株式会社	適用条文	3条1項3号
被 告	八洲工業株式会社	掲載文献	取消判集・56年
原審番号	昭和50年審判第10549号		
昭和56年（行ツ）第55号判決 最高 A-177			
判決言渡	昭和56年10月30日	物 品	ギター
上 告 人	野上三郎	適用条文	3条1項3号
被 上 告 人	日本楽器製造株式会社	掲載文献	判決速報・112号
原審番号	昭和54年（行ケ）第70号		
昭和55年（行ケ）第147号判決 東高 A-178			
判決言渡	昭和56年11月26日	物 品	ドライバビット
原 告	日本捻廻株式会社	適用条文	3条1項3号
被 告	株式会社青山製作所	掲載文献	判決速報・79
昭和56年（行ツ）第147号判決 最高 A-179			
判決言渡	昭和56年12月17日	物 品	ビニール膜の支持フレーム
上 告 人	東都興業株式会社	適用条文	3条1項2号
被 上 告 人	特許庁長官	掲載文献	判決速報・80
原審番号	昭和55年（行ケ）第166号		
昭和56年（行ツ）第148号判決 最高 A-180			
判決言渡	昭和56年12月17日	物 品	シート地用押え材
上 告 人	東都興業株式会社	適用条文	3条1項2号・3号
被 上 告 人	中出商事株式会社	掲載文献	判決速報・80
原審番号	昭和55年（行ケ）第168号		
昭和55年（行ケ）第315号判決 東高 D31. 113-ZZ (27) A-181			
判決言渡	昭和57年1月28日	物 品	ホールソー
原 告	宮永昌明	適用条文	3条1項3号
被 告	ユニカ株式会社	掲載文献	参考集・7
判示事項	<p>両意匠の共通点はホールソーやホールカッターの機能に支配される必然的形狀であるから需要を喚起する特徴ではなく、各部の構成比率や具体的形状こそが要部なりとする原告の主張に対し、審決は全体を比較し、前記の差異を部分的小差として捉え、共通点の中の部分的小差であるから両者は全体として互いに類似するとしてのであって、共通点を要部として捉えたわけではなく、この点審決の要部認定を誤って違法のものとした原告の主張は理由がないとした。また本体ホールソーが原告主張のような機能を有するとの点は、願書及び図面の記載から明らかでなく、意匠の類否判断の要素にはなり得ないものであるとした。</p>		

昭和56年（行ツ）第197号判決 最高 A-182			
判決言渡	昭和57年3月9日	物 品	イカ釣針
上 告 人	浅利研	適用条文	3条1項3号
被 上 告 人	有限会社中部サンパー	掲載文献	判決速報・83
原審番号	昭和56年（行ケ）第5号		
昭和55年（行ケ）第90号判決 東高 D31. 113-ZZ A-183			
判決言渡	昭和57年3月31日	物 品	管継手のプラグ
原 告	日東工器株式会社	適用条文	3条1項3号
被 告	東陽通商株式会社 外1名	掲載文献	取消判集・57年
審判番号	昭和50年審判第3689号		
昭和56年（行ケ）第233号判決 東高D38. 113-ZW (11) A-184			
判決言渡	昭和57年3月31日	物 品	煮炊具用蓋
原 告	宮内恵之助	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・57年
審判番号	昭和54年審判第5815号		
判決事項	<p>蓋体が、本願意匠は透明であるのに対し、引用意匠は不透明である点。蓋体周縁部が本願意匠は不透明の環状帯を捲回しているのに対し、引用意匠は蓋体自体を帯状縁としている点。摘み部座板が本願意匠は無いのに対し、引用意匠には座板が有る点で相違しており、たとえ蓋体を透明とすることが従来普通に行われているとしても、本願意匠と引用意匠とは美感が異なり、全体として類似しないものである。</p>		
昭和57年（行ツ）第10号判決 最高 A-185			
判決言渡	昭和57年4月22日	物 品	缶の提手
上 告 人	廣浜金属工業株式会社	適用条文	3条1項3号
被 上 告 人	白井工業株式会社	掲載文献	判決速報・85
原審番号	昭和54年（行ケ）第218号		
昭和56年（行ケ）第41号判決 D38. 4-ZZ (49) 東高 A-186			
判決言渡	昭和57年7月7日	物 品	建築用コンクリートブロック
原 告	株式会社岸ブロック製作所	適用条文	9条1項
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・57年
審判番号	昭和54年審判第14503号		
昭和56年（行ケ）第40号判決 D38. 4-ZZ (49) 東高 A-187			
判決言渡	昭和57年7月7日	物 品	建築用コンクリートブロック
原 告	株式会社岸ブロック製作所	適用条文	9条1項
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・57年
審判番号	昭和54年審判第14502号		

昭和56年（行ケ）第39号判決 D38. 4-ZZ (49) 東高 A-188
判決言渡 昭和57年7月7日 物 品 建築用コンクリー 原 告 株式会社岸ブロック製 トブロック 作所 適用条文 9条1項 被 告 特許庁長官 掲載文献 取消判集・57年 審判番号 昭和54年審判第14501号 判示事項 1. 基本構成及び具体的態様を共通する構成が、両意匠の意匠にかかる物品については、特段の事情のない限り、それぞれの意匠の支配的態様をなすものとみられるのに対し、相異点は、両意匠の類否に格別の影響を及ぼすものでなく、また共通点に比べて看者に特別に強い印象を与えるものでなく、両意匠を類似とするのに妨げとなるほどのものとは考えられないから、両意匠は類似する。 2. フランス特許公報の記載をもって、基本構造を両意匠の支配的要素とみることを妨げるべき特別の事情とすることはできない。 なお、上記ブロックの具体的態様をもってしては、両意匠における基本構成その他の共通する構成を一般に周知のものとして両意匠の類否判断の根拠より排除することはできない。 3. 審決に両意匠における構成及び構成比の認定記載に若干の誤りはあっても、両意匠の対比はそれぞれの図面を中心に行なっているものとみられ、結局、相当であり、審決にはこれを取り消すべき違法の点はない。
昭和56年（行ケ）第277号判決 東高 D38. 113-ZW (50) A-189
判決言渡 昭和57年7月28日 物 品 座金 原 告 大和産業株式会社 適用条文 3条1項3号 被 告 特許庁長官 掲載文献 取消判集・57年 審判番号 昭和55年審判第21667号
昭和55年（行ケ）第22号判決 東高 D31. 113-ZW (47) A-190
判決言渡 昭和57年7月29日 物 品 自動車扉縁金具 原 告 株式会社野村製作所 適用条文 3条1項3号 被 告 株式会社大成製作所 掲載文献 取消判集・57年 審判番号 昭和48年審判第447号 判示事項 引用刊行物からは、縁金具を構成する線條体の具体的形状として、装着されて隠れてしまっている断面内側面や座席側の縁面の有無及びその態様などを理解することはできない。 結局、審決には、引用刊行物にみられる自動車扉縁金具の構成態用についての認定に誤りがあり、かつ、これが、審決の結論にも影響を及ぼすこと明らかであるので、審決は違法として取消を免れない。
昭和56年（行ケ）第259号判決 東高 D31. 113-ZZ (15) A-191
判決言渡 昭和57年7月29日 物 品 手カギの柄 原 告 有限会社三本木工所 適用条文 3条1項3号 被 告 指方哲一 外2名 掲載文献 取消判集・57年 審判番号 昭和53年審判第119号
昭和55年（行ケ）第239号判決 東高 D31. 113-ZZ (49) A-192
判決言渡 昭和57年10月21日 物 品 水道用弁室の口枠 原 告 草竹杉晃 適用条文 3条1項3号 被 告 寺田商事株式会社 掲載文献 取消判集・57年 審判番号 昭和50年審判第5504号

昭和55年（行ケ）第221号判決 D31. 113-ZW 東高 A-193
判決言渡 昭和57年10月21日 物 品 道路用消火栓ブロッ 原 告 草竹杉晃 ック 被 告 寺田商事株式会社 適用条文 3条1項3号 審判番号 昭和50年審判第5503号 掲載文献 取消判集・57年 判示事項 枠体の周囲西側面の凹陥網目模様は、本件意匠にのみ表わされているものであり、看者に訴える印象がきわめて大きいから、両者を全体として対比観察するときは、類似するものとするはできない。
昭和57年（行ケ）第41号判決 D38. 4-ZZ (6) 東高 A-194
判決言渡 昭和57年12月22日 物 品 ライター 原 告 新田義教 適用条文 9条1項 被 告 特許庁長官 掲載文献 取消判集・57年 審判番号 昭和53年審判第8192号 判示事項 ライターにおいて明度を中心としたトーンの表現構成は、意匠上それほど特徴ある要素となすに足りず、また、ライターの本体部に縦溝模様を設けることは、従来極めて普通に用いられていた態様と認められるうえに、そのような模様はこの種ライターの意匠構成上さほど重要な要素となるに足りないものであるから、この差異は、両意匠の類否を判断するうえで微差に止まるものであると判示した事例。
昭和55年（行ケ）第333号判決 東高 D31. 113-ZZ (E2-119) A-195
判決言渡 昭和58年3月9日 物 品 組み立ておもちゃ 原 告 清水信吉 用ブロック 被 告 プロツパーウエルク・ゲ 適用条文 3条1項3号 ゼルシャフト・ミツト・ 掲載文献 取消判集・58年 ベシュレンクテル・ハフ ツング 審判番号 昭和53年審判第15599号
昭和55年（行ケ）第334号判決 東高 D31. 113-ZZ (E2-119) A-196
判決言渡 昭和58年3月9日 物 品 組み立ておもちゃ 原 告 清水信吉 用ブロック 被 告 プロツパーウエルク・ゲ 適用条文 3条1項3号 ゼルシャフト・ミツト・ 掲載文献 取消判集・58年 ベシュレンクテル・ハフ ツング 審判番号 昭和53年審判第15598号
昭和57年（行ツ）第148号判決 最高 D41. 113-ZWZ (G2-2) A-197
判決言渡 昭和58年3月18日 物 品 自動車扉縁金具 審判番号 昭和48年審判第447号 適用条文 3条1項3号 原審番号 昭和55年（行ケ）第22 掲載文献 取消判集・58年 号
昭和57年（行ケ）第33号判決 東高 D31. 05. 113-ZW (M1-1) A-198
判決言渡 昭和58年3月29日 物 品 織物地 原 告 パーバリーズ・リミテツ 適用条文 3条1項3号 ト 掲載文献 取消判集・58年 被 告 小関義一 審判番号 昭和53年審判第118号
昭和57年（行ケ）第139号判決 東高 D38. 113-ZZ (C4-1) A-199
判決言渡 昭和58年3月30日 物 品 歯ブラシ 原 告 福山干 適用条文 3条1項3号 被 告 特許庁長官 掲載文献 取消判集・58年 審判番号 昭和53年審判第15687号

昭和57年（行ケ）第113号判決 東高 D38. 4-ZZ (J1-610) A-200	
判決言渡 昭和58年3月31日	物 品 間隔測定杆
審判番号 昭和54年審判第14073号	適用条文 9条1項 掲載文献 取消判集・58年
判示事項	
<p>審決が、本願意匠の要旨認定において、原告指摘のように目盛函の背面側が横断面半円形になっている点を明確に摘示してはいないとしても、これはこの点を看過したものではなく、両意匠の意匠全体としての対比判断において、この点の差異を対比すべき要部としなかったことによるものとみるのが相当であり、本願意匠の形態に関する審決の認定には違法とすべき誤りはない。</p> <p>この種物品に係る従来周知の意匠が共通してもつ基本的構成からみて、両意匠は「最下段の外筒管上端寄りに、扁平なほぼ直方体の上方一隈を大きく台形状に斜切欠し、切欠傾斜面に目盛窓を形成した態様の目盛函を一方の側に大きく突出するように設けた構成において、従来みられなかった特異なもの」と認められ、相違点も意匠全体として観察した場合には、看者が相違点から引用意匠にはない特段別異の印象を受けるとみることはできず、むしろ両意匠に共通の印象のなかに包摂されてしまう程度の微差とみるべきであり、両者は類似しているものというほかないとした審決の判断には何ら誤りはない。</p>	
昭和57年（行ケ）第208号判決 東高 D31. 1-ZZ (F4-5) A-201	
判決言渡 昭和58年7月28日	物 品 包装用容器 (CUP NOODLE)
審判番号 昭和48年審判第9234号	適用条文 3条1項3号
原審番号 昭和58年（行ケ）第30号	掲載文献 取消判集・58年
判示事項	
<p>本件審決は、本件意匠が文字部分を含んでいるとしても、その他の部分に新規性が認められるから、これを無効とすべきものでないとしたものであり、この審決の判断はなんら前記確定判決の判断と矛盾するものではなく本件意匠が文字部分を除いて考察してもなを新規性を有するものであるかどうかの点については、原告の本件審決の取消事由としては、主張しないところである。</p>	
昭和58年（行ケ）第12号判決 東高 D38. 113-ZZ (F4-9) A-202	
判決言渡 昭和58年9月8日	物 品 つけまつげ展示用 収納箱
原告 株式会社コージー本舗	適用条文 3条1項3号
被告 特局庁長官	掲載文献 取消判集・58年
審判番号 昭和55年審判第12273号	
判示事項	
<p>(1) 両意匠は、正方形の板体状の正面に細い線状の円軌道模様を同じ態様で配置しており、この点は、看者に強い類似感を与えている。この種物品は正面模様の関連が重要であり、前記模様の具体的態様の差異は単なる細部における微差で、そして正面以外の碎石模様も素材自体の有する自然模様にすぎず、この種物品に普通にみられるもので、これら差異に拘わらず両者は類似する。なお、従来の審査基準として意匠公報を援用するが、前記意匠の登録が前示判断を左右するものではない。</p> <p>(2) 引用意匠の「タイル」は当時の規則では建物の付属品に属するとされていたが、建物外のポーチ、階段、周辺道路や駅のホーム等に敷設して使用するものを含んでいるとみるのが相当で、物品の用途を共通にするところがある両者を類似するとした審決の判断に誤りはないとされた事例。</p>	

昭和57年（行ケ）第115号判決 東高 D31. 121-ZZ (F4-50) A-204	
判決言渡 昭和58年11月8日	物 品 包装用容器
原告 関西ヨーグルトン株式会社 池田盛人	適用条文 3条2項 掲載文献 取消判集・58年
被告 日本ブルガエリー株式会社	
審判番号 昭和54年審判第8552号	
判示事項	
<p>〔事件の概要〕 容易創作</p> <p>〔当事の主張の概要〕 (原告) 1. 当事者が主張しなかった理由によって無効の判断をしたこと。2. 外装体の形態が広く知られていたという審決の認定は誤りである。</p> <p>〔判決理由の概要〕 1. 説示の事実は、容易創作の判断に至る推論の過程を具体的に説示すべく、当業者の常識の一端に触れ、例示的にあげたにすぎないものであり、「広く知られた形状」等そのものとしたのではない。2. 本件刊行物掲載の外装体の形態は、その刊行物が業界新聞であって、全国的に頒布されたものであることが認められるので、国内において広く知られていたものと認められる。</p>	
昭和57年（行ケ）第116号判決 東高 D31. 121-ZZ (F4-50) A-205	
判決言渡 昭和58年11月8日	物 品 包装用容器
原告 関西ヨーグルトン株式会社 池田盛人	適用条文 3条2項 掲載文献 取消判集・58年
被告 株式会社エルビー株式会社 太田乳業 関西ルナ株式会社	
審判番号 昭和54年審判第6618号	
昭和57年（行ケ）第117号判決 東高 D31. 121-ZZ (F4-50) A-206	
判決言渡 昭和58年11月8日	物 品 包装用容器
原告 関西ヨーグルトン株式会社 池田盛人	適用条文 3条2項 掲載文献 取消判集・58年
被告 トキワ工業株式会社 藤本産業株式会社 四国化工機株式会社	
審判番号 昭和54年審判第11299号	
昭和58年（行ツ）第57号判決 最高 D41. 113-ZZZ (E2-119) A-207	
判決言渡 昭和58年12月6日	物 品 組み立ておもちゃ 用ブロック
審判番号 昭和53年審判第15599号	適用条文 3条1項3号
原審番号 昭和55年（行ケ）第333号	掲載文献 取消判集・58年
判示事項	
<p>昭和58年（行ツ）第58号判決 最高 D41. 113-ZZZ (E2-119) A-208</p> <p>判決言渡 昭和58年12月6日</p>	
審判番号 昭和53年審判第15598号	物 品 組み立ておもちゃ 用ブロック
原審番号 昭和55年（行ケ）第334号	適用条文 3条1項3号 掲載文献 取消判集・58年

昭和56年（行ケ）第124号判決 東高 D311. 113-Z (D3-3) A-209	
判決言渡	昭和59年1月31日
原告	伏重産業株式会社
被告	イサム・ノグチ
物品	天上吊下燈用グロ ープ
適用条文	3条1項3号
掲載文献	参考集・9
<p>判示事項</p> <p>本件意匠は、看者にとって、周胴面における三側面の線条体の並行状態が一側面においてジグザグ状により一部変化しているものとして観察されるものであって、周胴面全体に線条体がジグザグ状に現れることを特徴とする引用意匠から生ずる印象と共通するところがあり、線状体の並行状態を示す三面側との結合によって、殊更引用意匠の印象を越えて別異感を看者に与えるほどのものではなく、普遍化された線条体の並行態様の面との単なる組合せの域を出たものとはいえない。</p> <p>したがって、本件意匠は、普遍化された意匠の水準を前提とし、全体として引用意匠に類似するものと認めた事例。</p>	
昭和58年（行ケ）第168号判決 東高 D38. 03-ZW (L3-5) A-210	
判決言渡	昭和59年2月14日
原告	沼田金属工業株式会社
被告	特許庁長官
物品	フェンス
適用条文	52条（特135条）
掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和57年審判第25361号
昭和57年（行ケ）第109号判決 東高 D38. 113-ZW (L3-5) A-211	
判決言渡	昭和59年2月28日
原告	四国化成工業株式会社
被告	株式会社ダイケン
物品	門扉
適用条文	3条1項3号
掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和53年審判第16567号
昭和58年（行ツ）第130号判決 最高 D41. 1-YZZ (F4-5) A-212	
判決言渡	昭和59年3月30日
原告	昭和57年（行ケ）第208号
被告	昭和48年審判第9234号
物品	包装用容器
適用条文	3条1項3号
掲載文献	取消判集・60年
<p>判示事項</p> <p>「包装用容器」の周側部に模様と認められない「CUP NOODLE」の文字が表わされていても、その他の部分に新規性が認められるから登録を無効とすべきでないとした審決を支持した原判決が支持された。</p>	
昭和58年（行ツ）第133号判決 最高 A-213	
判決言渡	昭和59年4月6日
原告	西川勝太郎 外1名
被告	佐渡島金属株式会社
物品	道路用ブロック
適用条文	3条1項3号
掲載文献	判決速報・108
審判番号	昭和57年（行ケ）第107号
昭和58年（行ケ）第135号判決 東高 D38. 113-ZZ (L1-3) A-214	
判決言渡	昭和59年4月18日
原告	浮谷良作
被告	特許庁長官
物品	コンクリート型枠 連結具
適用条文	3条1項3号
掲載文献	参考集・9
<p>判示事項</p> <p>基本的形態が周知であるとしても、両意匠につき顕著な差異点が認められない以上、基本形態を共通する両意匠は全体として類似するものとした事例。</p>	
昭和57年（行ケ）第5号判決 東高 D38. 113-ZW (K3-4) A-215	
判決言渡	昭和59年5月31日
原告	赤江機械工業株式会社
被告	日建産業株式会社
物品	分級機
適用条文	3条1項3号
掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和53年審判第10899号

昭和59年（行ツ）第18号判決 最高 D41. 121-YZZ (F4-5) A-216	
判決言渡	昭和59年7月3日
原告	昭和57年（行ケ）第115号
被告	昭和54年審判第8552号
物品	包装用容器
適用条文	3条2項
掲載文献	取消判集・59年
昭和59年（行ツ）第19号判決 最高 D41. 121-YZZ (F4-5) A-217	
判決言渡	昭和59年7月3日
原告	昭和57年（行ケ）第116号
被告	昭和54年審判第6618号
物品	包装用容器
適用条文	3条2項
掲載文献	取消判集・59年
昭和59年（行ツ）第20号判決 最高 D41. 121-YZZ (F4-5) A-218	
判決言渡	昭和59年7月3日
原告	昭和57年（行ケ）第117号
被告	昭和54年審判第11299号
物品	包装用容器
適用条文	3条2項
掲載文献	取消判集・59年
昭和57年（行ケ）第211号判決 東高 P38. 113-Z (A1-1) A-219	
判決言渡	昭和59年7月26日
原告	大嶽一郎
被告	特許庁長官
物品	ハムフライ
適用条文	3条1項3号
掲載文献	参考集・9
<p>判示事項</p> <p>本願意匠「ハムフライ」と引用意匠「ミンチカツレツ」とは、共に、一番外側にパン粉をまぶし、これをフライにして食する食品であるから、互いに類似する物品と認められ、且つ、引用項目記載の6個のミンチカツレツの意匠は、同一種類の意匠として、たやすく把握できる類のものであるから、審決中でそのうちの一つを特定すべく記載していなくとも審決を違法ということとはできない。そして、両意匠は、共に、平面が変形勾玉状でやや厚い板状をしていると認められるものであるから互いに類似するものであり、審決に、これを違法として取り消すべき点を認めることはできないとされた事例。</p>	
昭和57年（行ケ）第212号判決 東高 D38. 113-ZZ (A1-1) A-220	
判決言渡	昭和59年7月26日
原告	大嶽一郎
被告	特許庁長官
物品	コロッケ
適用条文	3条1項3号
掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和55年審判19385号
昭和54年（行ケ）第225号判決 東高 D3. 121-ZW (L1-3) A-221	
判決言渡	昭和59年7月26日
原告	株式会社神戸製鋼所
被告	特許庁長官
物品	コンクリート型枠
適用条文	3条2項
掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和53年審判第8189号
<p>判示事項</p> <p>意匠法第3条第2項適用において、引用意匠掲載のカタログは、その発行部数等から周知性を認めることはできない。また乙各号証をもって本件意匠の形態が周知形態であると立証しようとするが、審判手続には現れなかった証拠に基づいて、これを主張、立証することは許されない。本件審決には、周知の形態とは認められない引用意匠をもって、意匠法第3条第2項にいう周知の形態と認定した誤りがあり、違法として取り消しを免れない。とされた事例。</p>	

昭和58年（行ケ）第232号判決 東高 D38. 4-ZW (H1) A-222			
判決言渡	昭和59年9月17日	物 品	端子盤
原 告	フジコン株式会社	適用条文	9条1項
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和56年審判第3506号		
判示事項	<p>本願意匠が、前認定のとおり、本件本意匠の登録出願後本願出願前の出願にかかる引用意匠に類似し、かつ、引用意匠が本件本意匠に類似しないときは、仮に本願意匠が本件本意匠に類似していても、意匠法9条1項により類似意匠登録を受けることができない。これに対し引用意匠が本件本意匠に類似するときは、引用意匠の出願は右9条1項により拒絶される関係にあるから、引用意匠に先願の地位があると、これに後願である本願類似意匠登録の出願を排除する効力を認めることは前示類似意匠登録の制度の趣旨に反する。従って、この場合は、本願意匠が本件本意匠に類似する限り、意匠法10条1項により類似意匠登録を受けることができると解すべきである。</p>		
昭和58年（行ケ）第196号判決 東高 D311. 11-ZZ (L5-6) A-223			
判決言渡	昭和59年9月26日	物 品	建物用取手
原 告	株式会社ユニオン	適用条文	3条1項3号
被 告	樹建工業株式会社	掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和55年審判第16128号		
判示事項	<p>(1) 証拠の申出はその写しによってなされたものであるが、当該文章の原本と同一のものが当該事件の審判機関たる特許庁に保管されており、かつ審判手続が書面審理により行われている以上、右のような証拠申出の方法は適式なものと認めて差支えないものというべきである。</p> <p>(2) 意匠とはその構成が全体的なまとまりとして把握されることが必要であり、個々の構成要素の認識がきわめて高度の正確性をもってなされる必要はない。したがって、物品の写真又は図面は、全体的な構成がまとまりあるものとして把握可能であれば、ある部位の長さ、太さ、傾斜度等について正確な数値が不明であっても、それが一応通常的手段で測定可能な限り、意匠の構成を備えており意匠法3条1項1号、2号の意匠になり得るといふべきである。</p> <p>(3) これらの観点から、本願意匠が当該甲号記載の引用意匠と類似するとして審判が支持されたもの。</p>		
昭和55年（行ケ）第316号判決 東高 D38. 4-ZW (F4-4) A-224			
判決言渡	昭和59年9月27日	物 品	包装用袋
原 告	日本編物工業株式会社	適用条文	9条1項
被 告	クロバー株式会社	掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和51年審判第1440号		
昭和55年（行ケ）第362号判決 東高 D38. 113-ZZ (H4-4) A-225			
判決言渡	昭和59年10月9日	物 品	ターンテーブル
原 告	日本コロムビア株式会社	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和51年審判第3223号		
昭和55年（行ケ）第363号判決 東高 D38. 113-ZZ (H4-4) A-226			
判決言渡	昭和59年10月9日	物 品	ターンテーブル
原 告	日本コロムビア株式会社	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和52年審判第15762号		
昭和56年（行ケ）第23号判決 東高 D38. 113-WZW (H4-4) A-227			
判決言渡	昭和59年10月9日	物 品	レコードプレーヤー用ターンテーブル
原 告	日本コロムビア株式会社	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和51年審判第3213号		

昭和58年（行ケ）第220号判決 東高 D31. 113-ZZ (G1-5) A-228			
判決言渡	昭和59年11月28日	物 品	輸送コンテナ
原 告	株式会社ナショナル・マリン・プラスチック	適用条文	3条1項3号
被 告	関西帆布化学防水株式会社	掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和56年審判第724号		
昭和54年（行ケ）第208号判決 東高 D38. 113-22 (L3-3) A-229			
判決言渡	昭和59年11月29日	物 品	パイプ用継手
原 告	平戸幹秀	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和51年審判第11413号		
昭和59年（行ケ）第46号判決 東高 D38. 113-ZW (C5-4) A-230			
判決言渡	昭和59年12月18日	物 品	煮炊具用蓋
原 告	宮内恵之助	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和54年審判第5815号		
昭和58年（行ケ）第254号判決 東高 D38. 4113-ZZ (K3-1) A-231			
判決言渡	昭和59年12月18日	物 品	刈取機用刈取刃
原 告	皆川農器製造株式会社	適用条文	9条1項
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・59年
審判番号	昭和52年審判第10715号		
判示事項	<p>「工業上利用することができる意匠」であることは、意匠登録を受ける要件の1つであるが、意匠法が先願主義に関する同法第9条の適用に当り、先願が拒絶査定されたことをもってその先願が初めからなかったものとなるか、先願としての取り扱いを受けることができない事由としていない以上拒絶査定された理由の如何に拘らず、引用意匠が先願の意匠たるの地位を失うものではない。また、引用意匠の図面の不備は、先願の意匠たるの地位を有することを否定する何らの理由となるものではなく、更に引用意匠は、その出願手続が無効とされることなく拒絶査定を受け確定しているものである以上、手続の瑕疵により先願たる地位を失うものではない。</p>		
昭和59年（行ケ）第177号判決 東高 D31. 113-YW (F4-9) A-232			
判決言渡	昭和60年3月13日	物 品	包装用容器の封印冠
原 告	長島広久	適用条文	3条1項3号
被 告	長島定雄	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和53年審判第9500号		
昭和59年（行ケ）第178号判決 東高 D31. 113-YW (F4-9) A-233			
判決言渡	昭和60年3月13日	物 品	包装用容器の封印冠
原 告	長島広久	適用条文	9条1項
被 告	長島定雄	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和56年審判第14252号		
昭和60年（行ツ）第3号判決 最高 D41. 11-YAWZ (F4-5) A-234			
判決言渡	昭和60年4月5日	物 品	包装用袋
原審番号	昭和55年（行ケ）第316号	適用条文	9条1項
審判番号	昭和51年審判第1440号	掲載文献	取消判集・60年
昭和60年（行ツ）第58号判決 最高 D41. 11-ZZZ (G1-5) A-235			
判決言渡	昭和60年4月9日	物 品	輸送コンテナ
原審番号	昭和58年（行ケ）第220号	適用条文	3条1項3号
審判番号	昭和56年審判第724号	掲載文献	取消判集・60年

昭和55年（行ケ）第218号判決 東高 D31. 113-YZ (B9-1) A-236			
判決言渡	昭和60年4月17日	物 品	手提袋
原 告	正田乙女	適用条文	3条1項3号
被 告	優美社産業株式会社	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和52年審判11101号		
昭和59年（行ケ）第6号判決 東高 D31. 113-YZ (M2-4) A-237			
判決言渡	昭和60年7月30日	物 品	蛇口接続金具
原 告	太田美好	適用条文	3条1項3号
被 告	フタバ水栓株式会社 有限会社伸栄金属	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和57年審判第20425号		
昭和59年（行ケ）第7号判決 東高 D31. 113-YZ (M2-4) A-238			
判決言渡	昭和60年7月30日	物 品	蛇口接続金具
原 告	太田美好	適用条文	3条1項3号
被 告	株式会社オンダ製作所	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和57年審判第8307号		
判示事項	原告の、通常実施権者たる被告が無効審判の請求をなすことは信義則に反する旨の主張を採用せず、引用意匠について、刊行物における図面に基づいて基本的形態を把握した上で、その要旨を認定し、両意匠の類否判断においての相違点については、外観上さほど大きな差異はなく、引用刊行物の付表の数値を参照し、ほぼ同一比率のものが表示されていることからみて特徴点とすることはできず部分的なものであるとし、要部において共通している両意匠は、全体として類似しているものと認定し、審判が維持された事例。		
昭和59年（行ケ）第192号判決 東高 D38. 113-ZW (B4-1) A-239			
判決言渡	昭和60年8月15日	物 品	アタッシュ・ケース
原 告	サムソナイトコーポレーション	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・60年
判決番号	昭和54年審判第12997号		
判示事項	この種の意匠は、その用途からみて単純なものとならざるを得ないので、公知の意匠と或る程度の共通性を有することは避けられないところであり、全体的にみて、特に看者の眼につきやすい部分について引用意匠にはみられない相当程度きわ立った差異感が当該意匠から生ずるならば、これに新規性を認めるのが相当というべきである。本願意匠は引用意匠と同一の特徴を備えたとうえでこれと別異なる印象を与えるに至ったもので、マイナ・チェンジの域を越えた創作意匠と認めるのが相当である。		
昭和59年（行ケ）第179号判決 東高 D31. 113-ZW (F4-9) A-240			
判決言渡	昭和60年9月3日	物 品	包装用容器の封印印
原 告	長島広久 長島定雄	適用条文	3条1項3号
被 告	日本クラウンコルク株式会社	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和53年審判第11120号		
昭和59年（行ケ）第44号判決 東高 D31. 111-YZ (L4-430) A-241			
判決言渡	昭和60年9月10日	物 品	目地形成用目地部材
原 告	株式会社中津商店	適用条文	3条1項3号
被 告	合資会社落合製材社	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和52年審判第3548号		
昭和58年（行ケ）第219号判決 東高 D31. 04-YZ (C2-22) A-242			
判決言渡	昭和60年9月19日	物 品	額受金具
原 告	株式会社ヤマダ	適用条文	9条1項
被 告	山田 紘	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和52年審判第1222号		

昭和59年（行ケ）第134号判決 東高 D38. 113-ZZ (M2-490) A-243			
判決言渡	昭和60年10月15日	物 品	断熱材被覆管用エルボー型カバー
原 告	ヤマト工業株式会社	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和55年審判第10057号		
1. 意匠に係る物品について、両意匠が物品の区分の名称を異にするけれども、ともに意匠法施行規則別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品である場合には、両者の物品区分の名称が異なるからといって、直ちに両意匠の意匠に係る物品が異なるということとはできなく、当該物品の用途、使用方法、機能等の観点から判断すべきである。			
2. 意匠の構成のうち、ある部分が周知であるとしても、当該意匠を全体的に観察した場合に、それが意匠全体の支配的部分を占め、意匠的まとまりを形成し、看者の注意を最も引くときには、なおその周知の部分も意匠上の要部と認められる。			
昭和59年（行ケ）第135号判決 東高 D38. 113-ZZ (M2-490) A-244			
判決言渡	昭和60年10月15日	物 品	断熱材被覆管用エルボー型カバー
原 告	ヤマト工業株式会社	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和55年審判第10058号		
昭和60年（行ケ）第80号判決 東高 D31. 113-YZ (J1-5) A-245			
判決言渡	昭和60年11月25日	物 品	携帯用コンクリート非破壊試験機
原 告	亀倉精機株式会社	適用条文	3条1項3号
被 告	富士物産株式会社	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和57年審判第6706号		
昭和60年（行ケ）第82号判決 東高 D31. 04-ZW (H3-3) A-246			
判決言渡	昭和60年11月26日	物 品	インターホン
原 告	アイホン株式会社	適用条文	9条1項
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和56年審判第10995号		
昭和58年（行ケ）第247号判決 東高 D38. 04-ZZ (B9-1) A-247			
判決言渡	昭和60年11月27日	物 品	係合具
原 告	有限会社ターモ	適用条文	9条1項
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和56年審判第2949号		
昭和58年（行ケ）第249号判決 東高 D38. 4-ZZ (B9-1) A-248			
判決言渡	昭和60年11月27日	物 品	止具
原 告	有限会社ターモ	適用条文	9条1項
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和56年審判第2947号		
昭和58年（行ケ）第246号判決 東高 D38. 113-ZW (B9-1) A-249			
判決言渡	昭和60年11月27日	物 品	係合具
原 告	有限会社ターモ	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和56年審判第2950号		
昭和58年（行ケ）第248号判決 東高 D38. 113-ZW (B9-1) A-250			
判決言渡	昭和60年11月27日	物 品	係合具
原 告	有限会社ターモ	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和56年審判第2948号		
昭和60年（行ケ）第152号判決 東高 D31. 15-YW (D1-3) A-251			
判決言渡	昭和60年11月27日	物 品	新聞整理箱
原 告	積水化学工業株式会社	適用条文	17条4号
被 告	新輝合成株式会社	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和56年審判第10376号		

昭和59年（行ケ）第94号判決 東高 D31. 113-YZ (L4-1) A-252			
判決言渡	昭和60年11月28日	物 品	アーチトラス
原 告	小坂義春	適用条文	3条1項3号
被 告	日拓産業株式会社	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和54年審判第2381号		
昭和59年（行ケ）第209号判決 東高 D38. 113-ZZ (C2-2) A-253			
判決言渡	昭和60年12月3日	物 品 額	
原 告	株式会社マキシム	適用条文	9条1項
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和58年審判第20996号		
昭和59年（行ケ）第210号判決 東高 D38. 113-ZZ (C2-2) A-254			
判決言渡	昭和60年12月3日	物 品 額	
原 告	株式会社マキシム	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・60年
審判番号	昭和55年審判第11401号		
昭和59年（行ケ）第275号判決 東高 D38. 113-WZW (L2-2) A-255			
判決言渡	昭和61年1月21日	物 品	構築用ブロック
原 告	笹岡工業株式会社	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・61年
審判番号	昭和57年審判第5340号		
昭和60年（行ケ）第94号判決 東高 D38. 113-ZZ (A1-1) A-256			
判決言渡	昭和61年1月30日	物 品	ウインナーの改造
原 告	大嶽一郎		フライ用ウインナ
被 告	特許庁長官		ー
審判番号	昭和54年審判第5617号	適用条文	3条1項3号
		掲載文献	取消判集・61年
判示事項			
1. 唐揚げの衣の形状の差異については、比較対照すべきものは、本願意匠の全体と引用意匠の全体であって、素材の違いではなく、素材の違いが衣の形状の差異をもたらすとしても、その差異は意匠全体の中で評価されるべきで、その違いが直ちに意匠の差異をもたらすものと解することはできず、これを本件についてみても、素材の違いによる衣の状態の差異が両意匠の類否を左右するほどの顕著な差異と認められない。			
2. 商品化したという創作性の点は、発明又は考案として評価されることはあり得ても、物品の形状、模様等に関する意匠の対象とはなり得ない。			
昭和60年（行ケ）第169号判決 東高 D31. 113-ZW (K9-1) A-257			
判決言渡	昭和61年1月30日	物 品	トルクロッドブッシュ
原 告	埼玉機器株式会社		
被 告	株式会社ブリヂストン	適用条文	3条1項3号
	(旧商号 ブリヂストンタイヤ株式会社)	掲載文献	取消判集・61年
審判番号	昭和56年審判第25540号		

昭和60年（行ケ）第146号判決 東高 D38. 4-ZW (H1-3) A-258			
判決言渡	昭和61年2月12日	物 品	端子盤
原 告	フジコン株式会社	適用条文	9条1項
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・61年
審判番号	昭和56年審判第3506号		
判示事項			
1. 意匠法10条1項は、類似意匠登録を受けるための特別登録要件を定めたものであるから、類似意匠として出願された本願意匠が本件、本意匠に類似しなければ登録要件を欠き、その点を理由に本願意匠の登録を拒絶するためには、その旨の拒絶理由通知を発し意見書の提出及び補正の機会を与えなければならない。したがって、本件審決がかかる手続を履践することなく本願意匠が同法10条1項に該当しないことを理由としてその登録を拒絶した点は違法である。			
2. 取決後審判において、引用意匠が本願意匠に対し先願の地位にあり、本願意匠が9条1項の意匠に該当しないとの理由でその登録を拒絶するためには、両意匠の類似性だけでなく、引用意匠と本件本意匠との類似性を認定しなければならないのに、引用意匠と本願意匠の類似性のみ認定して、本願意匠が9条1項に該当する意匠でないとしてその登録出願を拒絶したのであるから、取消判決に示された拘束力ある判断にしたがっておらず、違法というほかない。			
昭和60年（行ツ）第177号判決 最高 D41. 113-ZWZ (M2-4) A-259			
判決言渡	昭和61年2月13日	物 品	蛇口接続金具
原審番号	昭和59年（行ケ）第7号	適用条文	3条1項3号
審判番号	昭和57年審判8307号	掲載文献	取消判集・61年
昭和60年（行ツ）第186号判決 最高 D41. 113-ZWZ (M2-4) A-260			
判決言渡	昭和61年2月13日	物 品	蛇口接続金具
原審番号	昭和59年（行ケ）第6号	適用条文	3条1項3号
審判番号	昭和57年審判20425号	掲載文献	取消判集・61年
昭和61年（行ツ）第9号判決 最高 D41. 111-ZZZ (M2) A-261			
判決言渡	昭和61年4月4日	物 品	断熱材被覆管用エ
原審番号	昭和59年（行ケ）第135号	適用条文	3条1項3号
審判番号	昭和53年審判15385号	掲載文献	取消判集・61年
昭和60年（行ケ）第162号判決 東高 D31. 113-ZZ (J I -6) A-262			
判決言渡	昭和61年5月21日	物 品	箱尺
原 告	株式会社溝口製作所	適用条文	3条1項3号
被 告	宣真工業株式会社	掲載文献	取消判集・61年
審判番号	昭和56年審判第15296号		
昭和57年（行ケ）第106号判決 東高 D31. 4-ZW (L2-4) A-263			
判決言渡	昭和61年5月29日	物 品	排水用コンクリー
原 告	藤村一夫		トブロック
被 告	藤林寅吉	適用条文	9条1項
審判番号	昭和54年審判第5209号	掲載文献	取消判集・61年
昭和60年（行ツ）第200号判決 最高 D41. 4-ZZZ (C2) A-264			
判決言渡	昭和61年6月10日	物 品 額	額受金具
原審番号	昭和58年（行ケ）第219号	適用条文	9条1項
審判番号	昭和52年審判1222号	掲載文献	取消判集・61年
昭和60年（行ケ）第96号判決 東高 D38. 113-ZW (F4-5) A-265			
判決言渡	昭和61年6月24日	物 品	包装用箱
原 告	株式会社雅	適用条文	3条1項3号
被 告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・61年
審判番号	昭和55年審判第21140号		

昭和61年(行ツ)第34号判決	最高	D41.	111-ZZZ (L4)	A-266
判決言渡	昭和61年6月27日	物 品	アーチトラス	
原審番号	昭和59年(行ケ)第94号	適用条文	3条1項3号	
審判番号	昭和54年審判2381号	掲載文献	取消判集・61年	
昭和60年(行ケ)第101号判決	東高	D38.	113-ZZ (H2-4)	A-267
判決言渡	昭和61年9月30日	物 品	フラッシュプレート	
審判番号	昭和57年審判20810号	適用条文	3条1項3号	
		掲載文献	取消判集・61年	
昭和60年(行ケ)第102号判決	東高	D38.	113-ZZ (H2-4)	A-268
判決言渡	昭和61年9月30日	物 品	フラッシュプレート	
審判番号	昭和57年審判20811号	適用条文	3条1項3号	
		掲載文献	取消判集・61年	
昭和60年(行ケ)第103号判決	東高	D38.	113-ZZ (H2-4)	A-269
判決言渡	昭和61年9月30日	物 品	フラッシュプレート	
審判番号	昭和57年審判20812号	適用条文	3条1項3号	
		掲載文献	取消判集・61年	
昭和60年(行ケ)第104号判決	東高	D38.	113-ZZ (H2-4)	A-270
判決言渡	昭和61年9月30日	物 品	フラッシュプレート	
審判番号	昭和57年審判20813号	適用条文	3条1項3号	
		掲載文献	取消判集・61年	
昭和60年(行ケ)第115号判決	東高	D38.	113-ZZ (H2-4)	A-271
判決言渡	昭和61年9月30日	物 品	フラッシュプレート	
原告	東芝電材株式会社	適用条文	3条1項3号	
被告	特許庁長官	掲載文献	取消判集・61年	
審判番号	昭和57年審判第20802号			
昭和60年(行ケ)第116号判決	東高	D38.	113-ZZ (H2-4)	A-272
判決言渡	昭和61年9月30日	物 品	フラッシュプレート	
審判番号	昭和57年審判13974号	適用条文	3条1項3号	
		掲載文献	取消判集・61年	
昭和61年(行ケ)第156号判決	東京高			A-273
判決言渡	昭和62年1月29日	結 論	請求棄却	
原告	村上 房子	物 品	編棒	
被告	奈良県編針工業協同組合		(C 0-3)	
審判番号	昭和57年審判第1583号	適用条文	3条2項	
		掲載文献	取消判集(昭62) 参考集(13) 判決速報(141)	
判示事項	<p>本件登録意匠「編棒」につき、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において広く知られ一般化していた形状に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものといわざるを得ないとして無効にすべきものとした審決が支持された。</p>			

昭和60年(行ケ)第138号判決	東京高			A-274
判決言渡	昭和62年2月24日	結 論	審決取消	
原告	川本 正	物 品	墓前花立筒	
被告	田井中 千代松		(C 7-1)	
審判番号	昭和56年審判第11559号	適用条文	3条1項3号	
		掲載文献	取消判集(昭62) 判決速報(142)	
判示事項	<p>本件意匠は甲号意匠に類似するものであるから、意匠法第3条第1項第3号に規定した意匠に該当するものであり、その意匠登録は同条第1項の規定に違反してなされたものであるから、無効にすべきものであるとした審決が取り消された。</p>			
昭和61年(行ツ)第134号判決	最高			A-275
判決言渡	昭和62年3月12日	結 論	上告棄却	
上告人	株式会社溝口製作所	物 品	箱尺	
被上告人	宣真工業株式会社		(J 1-6)	
原審番号	昭和60年(行ケ)第162号	適用条文	3条1項3号	
審判番号	昭和56年審判第15296号		48条1項1号	
		掲載文献	取消判集(昭62) 判決速報(143)	
判示事項	<p>上告理由について所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし是認しえないでもなく、その過程に所論の違法があるとは言えない。所論引用の判決は事案を異にし、本件に適切でないとして上告理由が斥けられた。</p>			
昭和61年(行ケ)第258号判決	東京高			A-276
判決言渡	昭和62年5月26日	結 論	請求棄却	
原告	コロナ産業株式会社	物 品	クリスマス用装飾電球	
被告	東和電業株式会社		(D 3-1)	
審判番号	昭和58年審判第310号	適用条文	3条1項3号	
		掲載文献	取消判集(昭62) 判決速報(145)	
判示事項	<p>本件審決の認定判断は、以下に説示するとおり正当であって、これを違法とする原告の主張は理由がない。両意匠において看者の注意を惹く特徴的な構成は、前認定の基本的構成態様であって、この部分が両意匠の類否を支配する主要部であるというべく、右構成態様が共通する以上両意匠は互いにその美観において類似するのといふべきである。</p>			
昭和56年(行ケ)第279号判決	東京高			A-277
判決言渡	昭和62年5月28日	結 論	請求棄却	
原告	エヌ・ヴェー・フィリップス・グリュイランペンファブリーケン	物 品	電気かみそり用カッター	
被告	泉精密工業株式会社	適用条文	3条1項本文	
審判番号	昭和53年審判第14007号		48条1項1号	
		掲載文献	参考集(12) 判決速報(145)	
判示事項	<p>本件登録意匠は、願書添付の図面と意匠の説明との間、正面図と右側面図との間、平面図と底面図との間及び正面図と平面図との間にかなり顕著に一致しない点があり、その違いの程度は、参考斜視図を参酌しても特定し得ないものといわざるを得ない。しかも、この特定し得ない部分は、本件登録意匠を構成するうえで重要な部分であるといふことができるから、この部分について特定性を欠く意匠は、結局、意匠法第三条第一項柱書きに規定する工業上利用することができる意匠に該当するものといふことができない。</p>			

昭和61年(行ケ)第116号判決	東京高	A-278
判決言渡	昭和62年7月27日	結論 審決取消
原告	株式会社鈴木楽器製作所	物品 鍵盤付吹奏楽器
被告	特許庁長官	(E4-4)
審判番号	昭和60年審判第4030号	適用条文 3条1項3号 9条1項
	掲載文献	取消判集(昭62) 判決速報(147)
判示事項		
<p>本体部の上半部を曲面構成により立体的な印象を与え、その一方端部に直状円管状の吹奏管を配し、且つ鍵盤部上方寄りに小長円形の排気孔を横一列に多数個連接した本願意匠と、本体部の上半部を平面構成により平面的な印象を与え、その一方端に曲状扁平管状の吹奏管を配し、且つ鍵盤部上方寄りに排気孔を設けていない引用意匠とは、全体として観る人に異なる美観を与える別異の意匠と認める。</p>		
昭和61年(行ケ)第220号判決	東京高	A-279
判決言渡	昭和62年8月18日	結論 審決取消
原告	ニチバン株式会社	物品 接着テープホルダー
被告	特許庁長官	(F2-8)
審判番号	昭和56年審判第1510号	適用条文 3条1項3号
	掲載文献	参考集(12) 判決速報(148)
判示事項		
<p>本願意匠と引用意匠とは、その要部を成す基本的構成態様の一部の認定につき、本願意匠が、角部を弧状にした横長四角形を基調とする外周縁で囲まれる本体を有するのに対して、引用意匠は扁平な卵形を基調とするそれを有するものであって、審決の認定は誤りであるというべきであり、具体的態様の認定についても、各差異点の認定、判断は、本体上辺下辺、右辺の直線部分の長さにつき認定を誤っており、切欠部について、引用意匠の切欠部が斜め上方を向いて表されていることを看過し、かつ切欠部の左上端部の形状を誤認した誤りがある。切断視支持部の形状についても誤った認定に基づくもので美観を異にするものであることを誤認したものであり、これらの誤りはいずれも、本願意匠と引用意匠が類似するとし、本件出願を拒絶すべきものとした審決の結論に影響を及ぼすことが明らかであるから、審決は違法として、取消しを免れない。</p>		
昭和61年(行ケ)第174号判決	東京高	A-280
判決言渡	昭和62年9月29日	結論 請求棄却
原告	ニチバン株式会社	物品 接着テープホルダー
被告	特許庁長官	(F2-8)
審判番号	昭和56年審判第1511号	適用条文 3条1項3号
	掲載文献	参考集(12) 判決速報(149)
判示事項		
<p>1. 両意匠の要旨の認定につき、原告の主張は、つきるところ、本件審決の認定と表現を多少異にし、あるいは、その構成を単に詳細に述べているにすぎないものであって採用するに由なく、本件審決の認定は、相当であって、右認定に誤りがあると原告の主張は採用することができない。2. 両意匠は、全体がやや扁平な横長直方体の右側約半分を右辺と下辺に余地を残して高さの約半分の長さの径のほぼU字状の弧状の切欠部を開口状に設け、左側半分の中央寄りに高さの約五分の1の径の巻芯部の円孔を穿ち、右辺の余地の先端を水平にして切断刃支持部とした基本的な構成態様において一致し、他の構成部分を圧して看者に特異な印象、美感を起こさせるものとみるべきであるから、上記の構成態様が看者の注意を最も惹くものとして、両意匠において支配的な要素をなすものと認められる。3. 両意匠は、(1)～(7)の点において差異があるが、いずれも部分的な相違であって、両意匠全体の印象に大きな影響を与えて、両意匠を非類似のものとするほどの相違とみることはできない。</p>		

昭和62年(行ケ)第31号判決	東京高	A-281
判決言渡	昭和62年9月29日	結論 請求棄却
原告	カルイ工業株式会社	物品 遠心ポンプ
被告	特許庁長官	(K8-5)
審判番号	昭和58年審判第4515号	適用条文 3条1項3号
	掲載文献	取消判集(昭62) 判決速報(149)
判示事項		
<p>本願意匠と引用意匠間に有する主たる差異点(①本体下端の切欠部の有無②板状態の形態の差異③吐出孔パイプの形態の差異)はいずれについても、本願意匠と同様の形態のものが出願前周知であって、それらが両意匠全体の類否判断に影響を及ぼすものとは認め難い。と説示し、両意匠は、要部である基本的構成態様を同一とするものであり、両意匠間に有する差異により両意匠を非類似のものとすることはできない。</p>		
昭和61年(行ケ)第242号判決	東京高	A-282
判決言渡	昭和62年11月30日	結論 請求棄却
原告	宮内 恵之助	物品 煮炊具用蓋
被告	川村工業株式会社	(C5-4)
審判番号	昭和59年審判第16682号	適用条文 3条1項3号
	掲載文献	取消判集(昭62) 判決速報(151)
判示事項		
<p>蓋本体と環状縁体の構成比の差異について、審決が部分的な変化にすぎず全体の具体的構成態様を著しく変更したと認められる程度の差異ではないと判断した点に誤りはなく、環状縁体の構成の差異については、基本的構成態様の1つの要素である環状縁体の中のしかも極めて局所的な差異にとどまるもので共通感を左右する程でなく、蓋本体の曲率の差異については、審決が注意を集中してやっとなり程度程度の微差であるとした判断に誤りはなく、原告主張の審決取消事由はいずれも失当であり、審決にはこれを取消すべき違法の点はない。</p>		
昭和62年(行ケ)第73号判決	東京高	A-283
判決言渡	昭和62年12月23日	結論 請求棄却
原告	船木 元旦	物品 建築用板材
被告	特許庁長官	(L6-1)
審判番号	昭和57年審判第13321号	適用条文 3条1項3号
	掲載文献	取消判集(昭62) 判決速報(152)
判示事項		
<p>両意匠は、差異をすべて考慮に入れて観察しても、その共通する基本的構成態様及び具体的構成態様の一部から生ずる美感を同じくし、類似の範囲を出ないものと認められ、係止部、係合部の差異によって両者を別異のものとすることはできない。</p>		
昭和61年(行ケ)第290号判決	東京高	A-284
判決言渡	昭和63年1月18日	結論 請求棄却
原告	エヌ・ヴェー・フィリップス・グリュイランペンファブリーケン	物品 電気かみそり
被告	泉精密工業株式会社	(B7-2)
審判番号	昭和55年審判第1947号	適用条文 10条1項 48条1項1号
	掲載文献	取消判集(1) 判決速報(153)
判示事項		
<p>本件登録意匠と本件登録意匠の本意匠は、全体の基本的構成態様における共通点を考慮しても、その具体的構成態様における差異により、見る人に別異の印象を与える別異の意匠というべきであり、したがって、本意匠に類似する意匠ということとはできない。</p>		

昭和62年(行ケ)第93号判決	東京高	A-285
判決言渡	昭和63年2月17日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社溝口製作所	物 品 箱尺
被 告	宣真工業株式会社	(J1-6)
審判番号	昭和61年審判第1165号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(1) 判決速報(153)
判示事項		
<p>1. 本件意匠の各単位体の横断面図の正面隅の隅取は、最も大きい最下部の単位体においてすら背面側の隅取の二分の一弱であり、内部の単位体になるに従い小さくなり、最内部の単位体のそれに、わずかでほぼ直角状になっているにすぎないことが認められ、更に、各単位体の正面側の両隅の隅取のほとんどないものが本件意匠の類似として登録されていることが認められる。そうとすると、差異点は各単位体の背面側を大きく隅取した両意匠の共通点に比べ看者に与える印象が微弱で、意匠上重要視されないと認めるのが相当であり、又2. 証拠によれば、本件意匠の目盛はありふれた態様の目盛表示記号及び数字によって構成されているということができる上、目盛りをいずれも鍵状で表し、それに数字を配したものと数字のないものがともに本件意匠の類似意匠として登録されていることが認められることを考慮すると、引用意匠に比し横一文字状を太く、かつ、これに数字記号を配している差異点も意匠上重要視されないとすべきである。</p>		
昭和62年(行ケ)第160号判決	東京高	A-286
判決言渡	昭和63年2月24日	結 論 請求棄却
原 告	布施 俊夫	物 品 墓前花立筒
被 告	特許庁長官	(C7-1)
審判番号	昭和58年審判第23598号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(2) 判決速報(154)
判示事項		
<p>両意匠の円筒の口縁での差異、台座が比較的大きい形態を有する点、円筒の底部と台座の大きさの比率の差異、開口部付近の形状の差異につき使い勝手に大きな相違を生じさせているとする原告の主張を合わせ考慮しても両意匠の基本的構成態様及び具体的態様における一致点、共通点から生じる共通の美観を越えて別異の美感を生じさせるものと認めることはできない。</p>		
昭和62年(行ツ)第139号判決	最高	A-287
判決言渡	昭和63年3月15日	結 論 上告棄却
上 告 人	エヌ・ヴェー・フィリップス・グリュイランペンファブリケー	物 品 電気かみそり用カッター
被告	泉精密工業株式会社	(B7-2)
原審番号	昭和56年(行ケ)第279号	適用条文 3条1項本文 48条1項1号
審判番号	昭和53年審判第14007号	掲載文献 取消判集(1) 判決速報(155)
判示事項		
<p>所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひっきょう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。</p>		
昭和62年(行ツ)第54号判決	最高	A-288
判決言渡	昭和63年3月18日	結 論 上告棄却
上 告 人	村上 房子	物 品 編棒
被告	奈良県編針工業協同組合	(C0-3)
原審番号	昭和61年(行ケ)第156号	適用条文 3条2項
審判番号	昭和57年審判第1583号	掲載文献 取消判集(1) 判決速報(155)
判示事項		
<p>本件意匠(編棒)が、引用意匠に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものであるとして原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はなく、所論引用の判例に抵触する点も存しないとして上告理由が斥けられた事例。</p>		

昭和62年(行ケ)第158号判決	東京高	A-289
判決言渡	昭和63年4月12日	結 論 審決取消
原 告	ミヤコ、スポーツ株式会社	物 品 ガスストーブ兼用こ
被告	社	んろ
被告	特許庁長官	(C6-4)
審判番号	昭和59年審判第7253号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(1) 判決速報(156)
判示事項		
<p>本願意匠と引用意匠とは、ガス容器直径とバーナー部直径との比率、ガス容器下端に装着された台座の有無等の差異が、看者の注意をひきやすく両意匠の要部をなすものと認めるのが相当であるから、要部に於いてこれらの差異が認められる両意匠は、互いに類似するものではない。</p>		
昭和60年(行ケ)第158号判決	東京高	A-290
判決言渡	昭和63年4月20日	結 論 請求棄却
原 告	泉精密工業株式会社	物 品 電気かみそり用カッター
被告	特許庁長官	
審判番号	昭和56年審判第24972号	(B7-2)
		適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(2) 判決速報(156) 無体集20巻1号
判示事項		
<p>引用意匠の図面には正確に整合しない点があるが、前示認定の形態を特定するに足りる程度においてほぼ整合しているといつてさしつかえないと認められるものであり、本願意匠と対比してその類否を判断する妨げとなる程度のものではない。そして、引用意匠に嵌合されている円形座部は、カッター本体の附属部品にすぎないから、その有無はカッター本体の形状において一致する本願意匠と引用意匠の全体としての美感を左右するものではなく、したがって両意匠を類似すると認めた審決の判断に誤りはない。</p>		
昭和62年(行ケ)第202号判決	東京高	A-291
判決言渡	昭和63年6月30日	結 論 請求棄却
原 告	宣真工業株式会社	物 品 間隔測定杆
被告	特許庁長官	(J1-6)
審判番号	昭和61年審判第4724号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(3) 判決速報(158)
判示事項		
<p>従前の意匠の状況を参酌、両意匠を全体観察するとき、最外側の単位の単位杆体の上端寄りの位置に扁平な角形箱状の目盛表示箱を取り付け、その結合状態を目盛表示箱の前縁部で右杆体に貫通状に結合したものとし、該箱体の大部分は後方へ突出した状態となし、また、該箱体の後上方を肩落とし状にして、その肩部に目盛表示窓を設け、後下方は後あがり状とした点が要部と認めるのが相当で、フランス特許公報の図面等の意匠が前記構成及び態様を具有するものであるとしても何ら前示判断を左右するものといふことはできず、その要部を同じくする両意匠は類似の意匠である、として審判を支持した事例。</p>		

昭和62年(行ケ)第241号判決	東京高	A-292
判決言渡	昭和63年7月25日	結 論 請求棄却
原告	フジコン株式会社	物 品 端子盤
被告	特許庁長官	(H1-3)
審判番号	昭和58年審判第12875号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(3) 判決速報(159)
判示事項		
<p>基本的構成態様に示される各構成要素を結合して一体とした端子盤の意匠の出願は引用意匠の出願をもって嚆矢とし、本願意匠の出願がこれに次ぐものであることが認められ、また、基本的構成態様に示される各構成要素が両意匠の形態を構成する要素の大きな部分を占めていることが明らかであるから、基本的構成態様は、両意匠の形態全体の基調を決定づけるものであって、両意匠の特徴を最も強く形成し、見る人の目を強く惹くところと認めるに十分である。端子数の多少によって生じるプロポーシヨンの差異は、基本的形態を同一とし端子数を異なったものとした一連の端子盤は一個の型式に含まれるものとして市場に提供されている事実によれば、端子数の多少によって必然的に生じる形態の変化は同一基本形態を具備する端子盤の類型的変化に過ぎないものと一般に認識されていることが明らかであるから、端子盤の意匠の類否を判断する主要な要素とならない。</p>		
昭和62年(行ケ)第195号判決	東京高	A-293
判決言渡	昭和63年7月26日	結 論 審決取消
原告	芥川製菓株式会社	物 品 チョコレート
被告	特許庁長官	(A1-1)
審判番号	昭和58年審判第9746号	適用条文 3条2項
		掲載文献 取消判集(3) 判決速報(159) 無体集20巻2号
判示事項		
<p>本件意匠の出願前約4、5ヶ月前に発行頒布された意匠公報に掲載された引用意匠が、公開後不特定多数の者がこれを閲覧し、その形状を知り得る状態におかれていたことは認められるけれども、このことにより当業者が現実これを知らずとまでは認定できずその意匠が周知の形態になったとは認められない。したがって周知の形態とは認められない引用意匠をもって、意匠法第3条第2項にいう周知の形態と認定した点において誤っており、その引用意匠に基づき容易に創作をすることができたとしたものであるから、違法として本件審決は取消を免れない。</p>		
昭和62年(行ケ)第45号判決	東京高	A-294
判決言渡	昭和63年7月27日	結 論 請求棄却
原告	山浅鋳物株式会社	物 品 合成樹脂管継手
被告	特許庁長官	(M2-4)
審判番号	昭和56年審判第12994号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(3) 判決速報(159)
判示事項		
<p>本体の下方部分は使用状態では連結される管体内側に隠れ、かつ、その連結管である相対物に応じ必然的にその構造が決まるので注意を引かず、フランジの薄肉状切欠部分は、出願前乙号証により周知の資料があり、またこれが全体的印象を左右するものではない。</p> <p>審決が要部とするところも公知であるが、全体的に支配的部分を占め、まとまりを形成し、注意を引くとき、その公知も意匠上の要部と認められるので要部とはなり得ないとはいえないとして審決が維持された。</p>		

昭和62年(行ケ)第186号判決	東京高	A-295
判決言渡	昭和63年7月27日	結 論 請求棄却
原告	因幡電工株式会社	物 品 建物壁用裝飾板
被告	特許庁長官	(M2-4)
審判番号	昭和58年審判第15242号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(3) 判決速報(159)
判示事項		
<p>壁面に挿入される部分は二義的として主要部でないとしているのではなく、他の差異点の集約をもってしても主要部である基本的な構成形態に勝らないと審決は判断している。構成部分のうち、部分が周知、公知であっても全体を統一的に観察し、その部分が全体の中で支配的でまとまりを形成し、見る人の注意を引くときは周知、公知の部分は要部になり得ないとはいえない。本願意匠に類似した意匠が引用意匠の類似意匠として本願意匠の出願前に出願され登録されているので、本願意匠が特異な態様であったとはみられず、前記類似意匠が登録されているので、本願意匠は見る人に顕著な印象を与えるものではないとして審決が維持された。</p>		
昭和63年(行ケ)第71号判決	東京高	A-296
判決言渡	昭和63年9月2日	結 論 請求棄却
原告	メタル ボックス パブリック リミテッド カンパニー	物 品 罐
被告	特許庁長官	(F4-2)
審判番号	昭和60年審判第13828号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(4) 判決速報(161)
判示事項		
<p>1. 両意匠の一致点である基本的構成態様と具体的構成態様は両意匠において見る人の目を最も引くところであり、両意匠の美感を決定する要部として把握すべきところと認める。2. これに対し、原告が主張する相違点(1)開口部の直径の相違(2)肩部の相違(3)底部の相違のうち、(1)は微差にすぎず、(2)(3)は上記要部を共通にする構成態様のうちにあつては、両意匠に共通する美感を左右するに足りる顕著な差異ということとはできず、結局、両意匠は類似の意匠と認めるのが相当である。として審決が支持された。</p>		
昭和63年(行ツ)第85号判決	最高	A-297
判決言渡	昭和63年10月21日	結 論 上告棄却
上告人	株式会社溝口製作所	物 品 箱尺
被告	株式会社太平産業	(J1-6)
原審番号	昭和62年(行ケ)第93号	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和61年審判第1165号	掲載文献 取消判集(28)、 判決速報(163)
判示事項		
<p>本件意匠は引用意匠に類似するとして原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に基づき原判決を論難するものであって、採用することができない。</p>		
昭和63年(行ケ)第72号判決	東京高	A-298
判決言渡	昭和63年10月25日	結 論 請求棄却
原告	メタル ボックス パブリック リミテッド カンパニー	物 品 罐
被告	特許庁長官	(F4-5)
審判番号	昭和60年審判第13837号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(6) 判決速報(162)
判示事項		
<p>両意匠は、両者の肩部について視覚上の別異感ほとんどなく、また、開口部直径、底部周縁及び直径、側面形状の三点についても一体として観察した場合、個別的な差異はあるものの、何れも外観上特に看者の目を引きつける程度の差異とも認められない。従って両意匠を全体として観察した場合、その差異が看者に対し基本的構成態様における一致点により受ける印象を越え、両者について別異の印象を与える程顕著なものとは到底認めることはできないから、本願意匠と引用意匠とは類似するものというべきである。</p>		

昭和62年(行ケ)第203号判決	東京高	A-299
判決言渡	昭和63年11月8日	結 論 請求棄却
原 告	大嶽 一郎	物 品 ハム(ソーセージ)
被 告	特許庁長官	(A1-1)
審判番号	昭和58年審判第9073号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(4) 判決速報(163)
判示事項		
<p>本件意匠に係る物品「ハム(ソーセージ)」につき、側面のかまぼこ型の上部曲線の片側半分を斜状に形成した点、芯部の模様における年輪状を呈するものとした点の差異点は意匠全体の基本的な構成態様を凌駕するほどの差異とは認められず、全体の形状について「短い柱状のもの」とした点で共通する点とした判断は正当であり、審決が両者に共通する点とした具体的態様は意匠の類否判断を左右する支配的要素と認めるのが相当であって、本願意匠は引用意匠に類似するものというべきである。</p>		
昭和62年(行ケ)第227号判決	東京高	A-300
判決言渡	昭和63年11月8日	結 論 審決取消
原 告	大嶽 一郎	物 品 ハム
被 告	特許庁長官	(A1-1)
審判番号	昭和57年審判第10993号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(4) 判決速報(163)
判示事項		
<p>本願意匠に係る物品「ハム」につき、平面形状がすべて曲線で構成され全体が丸味を帯びたものであるのに対し、引用のものは楕円形の丸みと直角形状のものを曲線で結んだ形状で全体が不安定なゴツゴツしたものである点、マイナスアール状を形成する部位の差異、左側端の凸状の部位の面積及び形状の差異、の各差異点の判断に誤りがあり、本件出願を拒絶すべきものとした審決の結論に影響を及ぼすことが明らかであるから、審決は違法として取消を免れない。</p>		
昭和63年(行ケ)第6号判決	東京高	A-301
判決言渡	平成1年1月22日	結 論 請求棄却
原 告	大島 明	物 品 制水弁
被 告	前澤工業株式会社	(M2-5)
審判番号	昭和60年審判第7312号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(5) 判決速報(165)
判示事項		
<p>1、両意匠の基本的構成態様の共通点及び具体的態様の共通点が両意匠の形態に関する基調をなす特徴であり、かつ全体の主要部を構成し、類否判断を左右する支配的要素である。2、基本的構成態様の共通点及び具体的態様の共通点の一部が本願意匠の出願前本願意匠の属する水道用のちょう形弁の一類型として既に公知のものであったことは認められるが、本願意匠の一部が公知であるからと言って、そのことから直ちに、本願意匠の評価に当たってその部分が意匠の要部を形成することにはならないということではできず、公知の部分が、物品全体の基調を構成し、物品の特徴を表して意匠的なまとまりを形成していると認められるときは、当該意匠の要部となる。</p>		

昭和63年(行ケ)第139号判決	東京高	A-302
判決言渡	平成1年1月25日	結 論 請求棄却
原 告	清水 隆夫	物 品 動物おもちゃ
被 告	株式会社サンアンドスター	(E1-3)
審判番号	昭和58年審判第25889号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(6) 判決速報(165)
判示事項		
<p>本願意匠及び引用意匠は、両者とも、両脚を前方へ折り曲げて座った親パンダがその腹部正面に親パンダとほぼ同様のポーズをした子パンダを抱きかかえている本件審決挙示の基本的構成態様の一一致点によって、共に親パンダと子パンダとが形態的にも感情的にも一体となった印象を強く看者に与えるものであって、この一致点が両意匠の要部をなし看者の最も注目を引くところであるから、両者の間に認められる多少の差異はその形態に若干の変更を加えた程度の差異に止まるにすぎないというべきである。従って、両意匠を類似する点とした本件審決の認定判断に誤りはない。</p>		
昭和63年(行ケ)第103号判決	東京高	A-303
判決言渡	平成1年1月30日	結 論 審決取消
原 告	川本 正	物 品 墓前花立筒
被 告	田井中 千代松	(C7-1)
審判番号	昭和56年審判第11559号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(5) 判決速報(165)
判示事項		
<p>本願意匠と引用意匠との間に存する、台座が脚筒を有し、花立筒が底部に短円筒状の突出部を有し、台座の脚筒部の具体的態様の認定を全く欠いている点を看過誤認した結果、類否判断において台座の墓台石への定着手段及び花立筒と台座との嵌合手段の形状につき比較検討をせず両意匠が類似する点の認定判断したことは誤りがあり、本件審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。</p>		
昭和63年(行ツ)第162号判決	最高	A-304
判決言渡	平成1年2月21日	結 論 上告棄却
上 告 人	因幡電機産業株式会社	物 品 建築壁用裝飾板
被 告 人	特許庁長官	(M2-4)
原審番号	昭和62年(行ケ)第186号	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和58年審判第15242号	掲載文献 取消判集(5) 判決速報(166)
判示事項		
<p>所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。</p>		
昭和63年(行ケ)第67号判決	東京高	A-305
判決言渡	平成1年2月23日	結 論 審決取消
原 告	不二高圧コンクリート株式会社	物 品 配線用コンクリート樹
被 告	株式会社関根近次郎商店 外2名	(L2-4)
審判番号	昭和58年審判第16578号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(5) 判決速報(166) 無体集21巻1号
判示事項		
<p>審決は、筒体の横辺と長さの比の差について、微差にすぎないとしているが、点は両意匠の正面及び側面に顕著に表れる部分であり、前記認定の基本的構成態様と共に両意匠の要部をなすものというべきであるから、この点をもって単なる微差とすることはできない。したがって、両意匠は看者に異なった美感を起させるものであるから、本願意匠は引用意匠に類似しない意匠というべきである。</p>		

昭和63年(行ケ)第68号判決	東京高	A-306
判決言渡	平成1年2月23日	結論 審決取消
原告	不二高圧コンクリート株式会社	物品 配線用コンクリート桷
被告	株式会社関根近次郎商店 外2名	(L2-4)
審判番号	昭和58年審判第16579号	適用条文 3条1項3号
判示事項	昭和58年審判第16579号	掲載文献 取消判集(5)
<p>審決は、筒体の横辺と長さの比の差について、微差にすぎないとしているが、点は両意匠の正面及び側面に顕著に表れる部分であり、前記認定の基本的構成態様と共に両意匠の要部をなすものというべきであるから、この点をもって単なる微差とすることはできない。したがって、両意匠は看者に異なった美感を起こさせるものであるから、本件意匠は引用意匠に類似しない意匠というべきである。</p>		
昭和63年(行ケ)第129号判決	東京高	A-307
判決言渡	平成1年3月14日	結論 請求棄却
原告	ザ コカコーラカンパニー	物品 包装用容器
被告	オリオン株式会社	(F4-5)
審判番号	昭和58年審判第18326号	適用条文 3条1項3号 3条2項
判示事項	昭和58年審判第18326号	掲載文献 取消判集(8) 判決速報(167)
<p>本願意匠及び引用意匠における意匠の要部は、その側面に表された模様の態様にあり、その模様は、本願意匠においては「2本の逆S字状の曲線模様と星形模様」引用意匠においては「1本のS字状模様と小円模様」である。本願意匠の曲線は2本の等幅で白色逆S字状の態様であるから、本願意匠に赤色のリボン状の模様が存在し、この点を看過したまま引用意匠との類似性を否定した審決は誤りであるとする原告の主張は理由がなく、又、本願意匠の星形模様は特異なものであり、創作性のある図形と認められるから意匠の要部というべきであって、周縁を鋸歯状にした小円型の引用意匠の模様とは明らかに異なるから、これが本願意匠と引用意匠を類似するものとする要素であるとは到底いい得ない。</p>		
昭和63年(行ケ)第131号判決	東京高	A-308
判決言渡	平成1年3月23日	結論 審決取消
原告	株式会社オグラ	物品 油圧作動カッター
被告	特許庁長官	(K1-3)
審判番号	昭和58年審判第7255号	適用条文 3条1項3号
判示事項	昭和58年審判第7255号	掲載文献 取消判集(6) 判決速報(167)
<p>1、審決が摘示した共通点中の「基本的な構成形態における共通点」の評価について、本願意匠出願当時の背景(意匠の傾向やその普及の程度)等を勘案すべきであるとし、それ等を勘案した場合、この共通点は一般需要者にとって格別真新しいものではなく、看者の注意を最も強く惹く個所ではない故、そこに意匠の要部があるといえない。2、他の差異点を勘案し、両者を全体として対比すると、本願意匠は引用意匠とは異なった美的な印象を看者に与える故、両者を類似するものとした本件審決の判断は誤りである。</p>		

昭和63年(行ケ)第250号判決	東京高	A-309
判決言渡	平成1年4月27日	結論 請求棄却
原告	株式会社サン美術工芸	物品 額縁用枠材
被告	オリジン工業株式会社	(C2-2)
審判番号	昭和60年審判第23993号	適用条文 9条1項 10条1項
判示事項	昭和60年審判第23993号	掲載文献 取消判集(7) 判決速報(168)
<p>1、意匠登録出願に係る意匠の把握は、願書において指定された「意匠に係る物品」との関係でなされるべきものであり、件外原出願において意匠に係る物品を「額縁」として指定し、添付図面には一個の「額縁」が記載されているにすぎない以上、これを「額縁」と「枠材」に分解して複数の意匠が含まれているものと認めることは到底できないから、件外分割出願は、一つの意匠のみからなる件外原出願を分割するものであって適法な分割出願とは認められず、従っていわゆる出願日の遡及は認められない。</p> <p>2、本件意匠と件外本意匠とは、その基本的及び具体的構成態様並びに意匠上最も重要な正面形状をも共通にするもので、相違点も、全体として観察すれば、これを非類似の意匠とするに足りず、また、両意匠は意匠に係る物品を共通にするものであるから、本件意匠と件外本意匠とは類似するものというべきである。そうであれば、件外本意匠の類似意匠としてなされた本件意匠の意匠登録をもって意匠法10条1項に違反するものとすることはできない。</p>		
昭和63年(行ケ)第270号判決	東京高	A-310
判決言渡	平成1年5月25日	結論 審決取消
原告	ジーエヌツール株式会社	物品 リーマ
被告	株式会社日研研究所	(K1-4)
審判番号	昭和61年審判第12012号	適用条文 3条1項3号
判示事項	昭和61年審判第12012号	掲載文献 取消判集(7) 判決速報(169)
<p>切刃の数、そのねじれ角度は共通するが、本件意匠の切刃部先端は、周側面から切り込みを入れた直刃が、前方へ突出しているのに対し、引用意匠の切刃部先端には、これを認めることができない。エンドミル刃を設けているか否かの点において明らかな差異がある。この部分は重要な機能を有する需要者の注意を強く引く部分で、その部分の大きさが全体の大きさの中では僅かな割合に止まっても看者の注意を強くひく。切刃部先端の態様は本件意匠の要部を成すとするのが相当で、引用意匠の切刃部先端にエンドミル刃の存在を認めることができない以上、本件意匠が引用意匠に類似すると認める余地はない。</p>		
昭和63年(行ケ)第235号判決	東京高	A-311
判決言渡	平成1年5月30日	結論 請求棄却
原告	株式会社大阪タイユー	物品 載置台用回転台
被告	特許庁長官	(G1-1)
審判番号	昭和60年審判第23284号	適用条文 3条1項3号
判示事項	昭和60年審判第23284号	掲載文献 取消判集(8) 判決速報(169) 無体集21巻2号
<p>刊行物に記載された意匠としての物品の形状とは、そこに掲載されている物品の写真、図面を通じて(その説明文があるときはそれをも参酌して)認識される物品の形状をいうのであって、必ずしも認識の素材たる写真、図面そのままの形状をいうのではない。したがって、物品の外観と共に内部構造を示す必要がある場合に外観写真、外観図面の一部を切欠いて、切欠け写真あるいは切欠け図面の手法で表現することは広く知られた慣用的表現であることが認められた。そうして、引用例の写真がこの慣用的表現方法を用いたものであることが認められた。</p>		

平成元年(行ツ)第28号判決	最高	A-312
判決言渡	平成1年6月1日	結論 上告棄却
上告人	エム・ビー・グループ・ピーエルシー	物品 罐 (F4-5)
被上告人	特許庁長官	適用条文 3条1項3号
原審番号	昭和63年(行ケ)第71号	掲載文献 取消判集(8)
審判番号	昭和60年審判第13828号	判決速報(170)
判示事項		
<p>所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひっきょう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。</p>		
昭和63年(行ケ)第130号判決	東京高	A-313
判決言渡	平成1年6月14日	結論 審決取消
原告	アクシュネットカンパニー	物品 ゴルフボール (E3-3)
被告	特許庁長官	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和61年審判第19355号	掲載文献 取消判集(8) 判決速報(170)
判示事項		
<p>1、引用オフィシャルガゼット(OG)だけで米国意匠登録第237983号の意匠全体の要旨を認定し得ると判断することはできず、これに反する被告の主張は採用できない。本件出願に対しては、本願意匠と対比すべき意匠はOGに記載された意匠ではなく、U、S、P、Dに記載された意匠でなければならなかった。したがって、意匠法第3条第1項第3号に規定する刊行物としては、後者でなければならなかった。その意味で本件審決は、引用すべき刊行物の選択を誤った。その誤りが本件審決の結論に影響を及ぼさないとはいえないので、本件審決は違法として取消を免れないものである。2、本願意匠にみられる平滑な帯状部とU、S、P、Dにみられる平滑な帯状部とは明瞭性が明らかに異なるものであることが認められるから、看者の注意を惹くものではないという被告の主張も採用の限りでない。本願意匠とU、S、P、Dの意匠とは類似しない。</p>		
平成元年(行ツ)第56号判決	最高	A-314
判決言渡	平成1年6月23日	結論 上告棄却
上告人	清水 隆夫	物品 動物おもちゃ (E1-3)
被上告人	株式会社サンアンドスター	適用条文 3条1項3号
原審番号	昭和63年(行ケ)第139号	掲載文献 取消判集(9)
審判番号	昭和58年審判第25889号	判決速報(171)
判示事項		
<p>本件登録意匠(動物おもちゃ)につき、原審の認定判断は原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、上告理由は採用することができない。</p>		
昭和64年(行ケ)第2号判決	東京高	A-315
判決言渡	平成1年6月27日	結論 請求棄却
原告	東都観光バス株式会社	物品 観光バス (G2-2)
被告	特許庁長官	適用条文 9条1項
審判番号	昭和59年審判第13478号	掲載文献 取消判集(9) 判決速報(170)
判示事項		
<p>観光バスの胴周側に加飾された帯状模様は、本件出願の日前に広く知られていた観光バス等の胴周側部に表された模様と比べて特に特徴あるものとはいえないありふれたものであるから、この点に看者の注意を強く惹く意匠の要素があるとは認め難いとして、原審を支持した事例。</p>		

昭和63年(行ケ)第286号判決	東京高	A-316
判決言渡	平成1年7月27日	結論 請求棄却
原告	ヤマハ株式会社	物品 サキソフォン (E4-4)
被告	特許庁長官	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和56年審判第1834号	掲載文献 取消判集(9) 判決速報(171)
判示事項		
<p>1、このような楽器に向けられる看者の関心は吹込管という特定部分に片寄ることなく楽器全体に及ぶと言ふべきであり、両意匠の類否判断においては、意匠全体から看者に与える印象に差異があるかどうかを基準として判断するべきである故、吹込管の形態のみを要部として把握すべきであるとする原告の主張は採用できない。2、両意匠の差異点が吹込管という限られた部分であつて、屈曲の程度も緩やかなものであることを勘案すると、全体として観察する場合この点を格別顕著な差異ということとはできないから、この程度の差異では、両意匠の共通点を越えて看者に別異の印象を与えるものとは認めることができない。</p>		
昭和63年(行ケ)第172号判決	東京高	A-317
判決言渡	平成1年8月16日	結論 請求棄却
原告	マス商事株式会社	物品 しょく台 (D3-2)
被告	ベガサス・キャンドル株式会社	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和61年審判第19859号	掲載文献 取消判集(9) 判決速報(172)
判示事項		
<p>1、両意匠のキャンドルホルダーにおける差異点及び支持座板の形状における差異点は、前者が主として先端にかかる差異であり、全体に占める大きさが小さいことにより、また後者が、いずれも円形の一部を変形したものである点では共通点もあることが認められることから、両意匠に共通する基本的構成態様、具体的構成態様から受ける美感の類似性を左右するものとは認められない。2、両意匠が共通するところの基本的構成態様及び具体的構成態様は、この種しょく台においてありふれた構成であるとする原告の主張は、これを認めるに足りる証拠はない。3、むしろ、前記共通点は両意匠の特徴として際立った点であり、形態の基調を形成するものであるから、類否判断を左右する主要部と認められる。</p>		
平成元年(行ツ)第54号判決	最高	A-318
判決言渡	平成1年11月7日	結論 上告棄却
上告人	エム・ビー・グループ・ピーエルシー	物品 罐 (F4-5)
被上告人	特許庁長官	適用条文 3条1項3号
原審番号	昭和63年(行ケ)第72号	掲載文献 取消判集(12)
審判番号	昭和60年審判第13837号	判決速報(175)
判示事項		
<p>上告理由について、所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひっきょう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は原審の認定にそわない事実に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。</p>		

平成元年(行ケ)第95号判決	東京高	A-319
判決言渡	平成1年12月19日	結論 請求棄却
原告	大嶽 一郎	物品 加工肉成形用容器
被告	特許庁長官	(C 6-2)
審判番号	昭和59年審判第18774号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(12) 判決速報(176)
判示事項		
<p>1、本件本意匠の登録出願前から日本国内の当業者間において広く知られた食品成型器において、ロース肉に似た形状にするため、広く知られたロース肉の形状である勾玉状を単に三個並列してくり抜くことは、当業者として容易になし得るところというべきである。2、原告は、審決が図面によることなく判断した点を違法として主張するが、勾玉状がいかなる形状かは広く一般に知られているところであり、審決が図面を示すことなく創作性を判断したからといって、右判断が単なる観念のみに基づくものとはできず、違法ではない。その他、他にどのような意匠登録の事例があるにせよ、それらが当裁判所の判断を拘束するものでないことは、いうまでもない。</p>		
平成元年(行ケ)第73号判決	東京高	A-320
判決言渡	平成1年12月20日	結論 審決取消
原告	山川 義治	物品 琴の爪
被告	特許庁長官	(E 4-3)
審判番号	昭和56年審判第1489号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(12) 判決速報(176)
判示事項		
<p>琴の爪と爪革とは、別体として取引されるものであるから、琴の爪の需要者は、琴の爪を爪革を付さない状態で観察する場合があるものと認めるのが相当である。したがって、類否判断を支配する主要部は、爪革を付さない状態において目に触れる部分の態様(すなわち全体)にあると解するべきであり、主要部は爪革を付した状態において専ら目に触れる部分の態様にあるとする被告の主張は採用できない。そして、両意匠は、前記の差異により全体として看者に異なる美感を与える別異の意匠と認めるのが相当であり、類似することを理由に登録を受けられないとした本件審決は違法なものとして取消を免れない。</p>		
平成元年(行ケ)第129号判決	東京高	A-321
判決言渡	平成2年3月7日	結論 請求棄却
原告	大塚製菓株式会社	物品 包装用かん
被告	特許庁長官	(F 4-5)
審判番号	昭和60年審判第18421号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(15) 判決速報(179) 無体集22巻1号
判示事項		
<p>原告主張の相違点のうち、(1)直径と高さの割合の相違(2)色彩の相違(3)文字の有無の相違は、いずれも類否判断の要素として、採り上げるに足りないもの、又は採り上げるべきでないものである。相違点の看過誤認があるということとはできない。他の点、(4)明調子模様(引用意匠)については、同じ模様につき異なる言葉を用いて表現しているにすぎないので、相違点の看過誤認はない。(5)看者に与える美感が異なる旨の主張は、波形の模様を縦に明調子で表した点で両意匠とも酷似し、この点が看者の最も注意をひくところと認められるので、両意匠は美感を共通にし、原告指摘の相違点(前記の点も含む)は、共通点を凌駕して別異の印象を与えると認めることができない。(6)類似意匠として4件登録されている事実があることをもって、本願と引用意匠が直ちに類似しないとはいえない。</p>		

平成元年(行ケ)第149号判決	東京高	A-322
判決言渡	平成2年3月15日	結論 請求棄却
原告	株式会社タカトリ	物品 くつ下仕上用型板
被告	石井 嘉信	(K 5-2)
審判番号	昭和61年審判第719号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(15) 判決速報(179) 無体集22巻1号
判示事項		
<p>原告は、本件登録意匠の無効理由は本件出願前公然使用されていた事実があるとの前提をもって、審決にその公知事実を立証する証拠の検甲第一号証の審理を尽さず、これに対する判断を示さなかった違法が存すると主張する。しかし、原告はその対比すべき意匠を具体的に特定せず、単に日時場所のみを特定するに止まる抽象的主張は無効理由として不十分である。意匠登録無効請求の審判手続きは当事者対立構造が採用されていることから、請求人が主張していない無効理由については審理義務違反になるものではない。</p>		
平成元年(行ケ)第171号判決	東京高	A-323
判決言渡	平成2年3月28日	結論 審決取消
原告	ダウ化工株式会社	物品 包装用皿
被告	特許庁長官	(F 4-5)
審判番号	昭和61年審判第20886号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(14) 判決速報(179)
判示事項		
<p>1、本件審決の認定判断のうち、壁部上面の態様につき、一致点(正背面中央を浅く割った点)及び共通点(左右両側面を僅かに高くした点)と認定した点は誤りである。2、具体的差異点を過小評価し、全体として類似するものとした本件審決の認定判断は誤りである。3、柾目模様の有無について、本件審決の認定判断は正当である。即ち、乙号証によれば「この模様自体、従来より極めてありふれたものであり、それを単に全面に表したにすぎないものであるから、何ら創作性も認められないとして、その差異は全体の具体的構成態様を著しく変更したと認められるほどの差異ということとはできない。」</p>		
平成元年(行ツ)第170号判決	最高	A-324
判決言渡	平成2年4月17日	結論 上告棄却
上告人	マス商事株式会社	物品 しょく台
被上告人	ペガサス・キャンドル株式会社	(D 3-2)
原審番号	昭和63年(行ケ)第172号	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和61年審判第19859号	掲載文献 取消判集(16) 判決速報(181)
判示事項		
<p>原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎないとして上告理由が斥けられた事例。</p>		

平成元年(行ケ)第82号判決	東京高	A-325
判決言渡	平成2年5月31日	結論 審決取消
原告	クローバー株式会社	物品 編針
被告	特許庁長官	(C0-3)
審判番号	昭和59年審判第18803号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(17) 判決速報(182) 無体集22巻2号
判示事項		
<p>本願意匠と引用意匠との類否判断をするに当たっては、玉付き編針の基本的な構成態様を当然の前提としながらも、玉付き編針における頭部を構成する具体的な形態や軸体との具体的な関連に着目してなされるべきであるところ、審決の引用した引用意匠は極めて小さいものであり、頭部の径と軸体との比や高さや径との関係が審決認定のように明確には認定できないものであるから、引用意匠と本願意匠との類否につき、正確な対比判断をして本願意匠が意匠法第3条第1項第3号に該当し意匠登録を受けることができない意匠であると断定することは不可能というほかなく、したがって、本件審決の結論に影響を及ぼすものといわざるを得ない。</p>		
昭和63年(行ツ)第119号判決	最高	A-326
判決言渡	平成2年6月14日	結論 上告棄却
上告人	エヌ・ヴェー・フィリップス・グリュイランペ	物品 電気かみそり
	ンファブリーケン	(B7-2)
被告	泉精密工業株式会社	適用条文 10条1項
原審番号	昭和61年(行ケ)第290号	3条1項3号
審判番号	昭和55年審判第1947号	掲載文献 取消判集(18) 判決速報(182)
判示事項		
<p>類似意匠制度は他人の意匠と混同する虞のないことのみをその登録要件とすべきのものであり、類似意匠が自己の他の公知意匠と類似するかどうかは問題とすべきではないのに、審決が本件類似意匠と本意匠との共通点として認めた全体の基本的構成態様は、公知又は先願の各登録意匠も共通して有する構成態様であることが認められるから、本件登録意匠が本意匠のみに類似する意匠ということができないと認定して原告の請求を棄却した原判決は、意匠法第10条の解釈を誤った違法があるとの上告理由に対し、原審の認定判断は、原判決の挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はなく、論旨は採用することができないとして棄却した。</p>		
平成元年(行ケ)第256号判決	東京高	A-327
判決言渡	平成2年6月26日	結論 審決取消
原告	株式会社ヒガノ	物品 道路用ガードポール
被告	帝金株式会社	(L3-5)
審判番号	昭和60年審判第22931号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(17) 判決速報(182)
判示事項		
<p>両意匠の基本的構成態様のうち、円筒部の上方に設けられた広幅の帯状区画部を除く構成態様は、本件出願前より周知の形状であることが認められ、そこに意匠の要部があると認めることはできず、むしろ、該帯状区画部の存在こそが取引者、需要者の注意を強く喚起し、両意匠の特徴を印象づけるのであって、その具体的な構成態様が意匠の要部をなすというべきである。</p>		

平成元年(行ケ)第266号判決	東京高	A-328
判決言渡	平成2年6月26日	結論 審決取消
原告	船木 元旦	物品 型材
被告	特許庁長官	(L4-2)
審判番号	昭和61年審判第20528号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(17) 判決速報(182)
判示事項		
<p>本願意匠と引用意匠の断面形状における具体的構成態様の差異は、共通する基本的構成態様に埋没する程度のものとはいえない。断面形状における具体的構成形態の各差異点は、それらが集合することによって、本願意匠と引用意匠に全体として別異の美感をもたらしているというべきであって、需要者である建築業者が、本願意匠と引用意匠を彼此混合することがあり得るような類似の意匠と考えると到底認めることができない。</p>		
平成元年(行ケ)第15号判決	東京高	A-329
判決言渡	平成2年6月26日	結論 請求棄却
原告	大同鋼板株式会社	物品 建築用板材
被告	特許庁長官	(L6-1)
審判番号	昭和58年審判第22999号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(17) 判決速報(182)
判示事項		
<p>取引者・需要者が建築用板材の構成態様を意匠としてみる際には、屋根材等として敷設された態様が表出する美感に多くの関心が向けられるものであるから、その意匠を特徴づける部分は、板体の表面形状及び断面形状における意匠的創作であり、板体同士を接続したときに表面に表れない局部的形状は、意匠評価の主要な対象となるものとはいえない。</p>		
平成元年(行ケ)第162号判決	東京高	A-330
判決言渡	平成2年6月28日	結論 請求棄却
原告	高畑 政宏	物品 送電線用引留クランプ
被告	日立電線株式会社	(H2-4)
審判番号	昭和47年審判第4411号	適用条文 48条1項3号
		掲載文献 取消判集(17) 判決速報(182)
判示事項		
<p>「本件意匠の意匠登録は、意匠の創作をした者でない者であってその意匠について意匠登録を受ける権利を承継しないもの意匠登録出願に対してなされたものと認められ、意匠法第4条第1項第3号の規定に該当するものであるから、本件意匠の登録は、同条第1項の規定により無効とする。」旨の審決の認定、判断は正当であって、審決に原告主張の違法は存しないとして原告の請求を棄却した事例。</p>		
平成元年(行ケ)第219号判決	東京高	A-331
判決言渡	平成2年7月17日	結論 請求棄却
原告	株式会社ユニオン装飾金物部	物品 棚用支柱
被告	特許庁長官	(L3-5)
審判番号	昭和58年審判第16958号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(18) 判決速報(183)
判示事項		
<p>1、本願意匠と引用意匠との相違点を全体的に観察してみても、意匠の創作として格別の評価をなし得る全体的形態としての特徴は認められないから、本願意匠には、審決認定の評価に係る両意匠に共通した基本的構成態様を凌駕して、看者の注目を惹く特徴的態様として評価できる点はない。2、したがって、両意匠に共通する基本的構成態様が、両意匠の特徴的態様を表出しているものであり、具体的態様における相違点をもって本願意匠の特徴的態様と捉えることができないとした審決の判断は正当である。</p>		

平成元年(行ケ)第234号判決	東京高	A-332
判決言渡	平成2年11月13日	結論 請求棄却
原告	上野 茂	物品 包丁研ぎ器
被告	日本ヘンケル株式会社	(K1-2)
審判番号	昭和62年審判第624号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(20) 判決速報(187)
判示事項		
<p>本件意匠は引用意匠と要部が一致し、差異点は微差であるとした審決が維持された。両意匠は本体を四角柱体とし、平行四辺形状開口部の握持部と研ぎ機構体を収納した刃研ぎ部、本体下部に板体を垂下して係止部とする基本的構成態様が一致する。これを両意匠の要部と認めるのが相当である。これに対して差異点である握持部右端からの下降斜縁部分は出願前既登録例の意匠に現れており本件意匠固有の特徴ということはできない。そうであれば本件意匠の外形輪郭は全体として横長の略長方形と認めて差し支えなく、原告の指摘する両意匠の差異は、基本的構成態様を凌駕するほど顕著なものまで認めることはできない。</p>		
平成2年(行ケ)第25号判決	東京高	A-333
判決言渡	平成2年11月27日	結論 請求棄却
原告	増井 計彦	物品 精米機用精白転子
被告	新中野工業株式会社	(K4-1)
審判番号	昭和63年審判第11733号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(20) 判決速報(187)
判示事項		
<p>公開特許公報に記載された実施例の縦断面図に表された正面図のみのものを引用意匠として抽出することの適否について、審決が維持された。引用公報自体から別紙図面(二)のうち赤斜線部分が精白転子であると理解されるのであり、この部分を抽出して、その形状を本件意匠との類否判断の対象とすることはなんら差支えない。原告が一般需要者と主張する精米業者等は、いわゆる一般消費者とは異なり、日常営業の一部として精米機を使用しているもので、引用公報に記載された引用意匠の基本的構成態様も十分認識し得るものというべきである。両意匠が類似するものであるとした審決の判断に誤りはなく、審決には原告主張の違法は存在しない。</p>		
平成2年(行ケ)第75号判決	東京高	A-334
判決言渡	平成2年11月29日	結論 審決取消
原告	船木 元旦	物品 建築用板材の連結具
被告	特許庁長官	(L4-1)
審判番号	昭和59年審判第18843号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(20) 判決速報(187)
判示事項		
<p>1、引用意匠が実用新案公報所載の分解斜視図に現された意匠であり、それを連結した態様として認定した審決は誤りであるという原告の主張に対し、その分解図における各構成部分が一体に結合されて所期の物品となるものであることが当該引用刊行物の図面に関する説明及び各構成部分の機能ないし目的についての説明から明らかであって、一体に図示された場合と視覚的にみて同じ程度に結合されて一体となった全体の構成態様が認識される場合には、結合された状態の全体としての構成態様を引用意匠として把握すべきであるとして、審決の共通点の認定を、一部を除き支持した。2、本願意匠における連結板の幅は、面板の約1/4であり、連結板の長さが短いのにに対し、審決は共通点の一部として、連結板につき幅は面板の約1/3とし、長さはやや短いものとした認定は誤りというべきであり、審決が共通点として類否判断の基礎とした事項(連結板の幅及び長さの点は除く)に基づいて認められるとした特徴的態様に両意匠の差異が吸収されるものとはいえないから、本願意匠と引用意匠とは類似する意匠とはいえない。</p>		

平成2年(行ケ)第95号判決	東京高	A-335
判決言渡	平成2年12月13日	結論 審決取消
原告	三笠産業株式会社	物品 王冠
被告	特許庁長官	(F4-9)
審判番号	昭和60年審判第12383号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(21) 判決速報(188)
判示事項		
<p>1、手続の違背について査定時の引用図面の他に図版及び記事を掲記して引用意匠を認定した審決が、図版及び記事は引用意匠の形態を特定するための一資料として斟酌されたものに他ならず審判において新たな拒絶の理由を示したのではないとされた。2、類否判断について「王冠」は瓶口の開閉を容易にするための要部であるところでの基本的構成態様について引用意匠が単純な短円筒体状としているのに対し、本願意匠は凸状の短円筒体状としている点で相違しているとして審決を取消した。</p>		
平成2年(行ケ)第145号判決	東京高	A-336
判決言渡	平成2年12月20日	結論 請求棄却
原告	三菱アルミニウム株式会社	物品 型材
被告	特許庁長官	(G2-9)
審判番号	昭和57年審判第25335号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(21) 判決速報(188)
判示事項		
<p>意匠の要部は、当該物品の性質、用途や使用形態という観点から看者がどの部分の形態に注意を強く惹かれるかによって決せられるのであって、たとえありふれた形態であったとしても、それが前記観点から看者の注意を惹くものである場合には、意匠上の要部と認められるのである。したがって、ありふれた形態であるから意匠の要部たり得ないとする原告の主張は採用し得ない。</p>		
平成元年(行ケ)第187号判決	東京高	A-337
判決言渡	平成2年12月26日	結論 審決取消
原告	株式会社セキネ	物品 養豚用自動給餌器
被告	有限会社ミナギ技研	(K3-1)
審判番号	昭和59年審判第21447号	適用条文 3条1項
		10条1項 掲載文献 取消判集(21) 判決速報(188)
判示事項		
<p>本意匠と類似意匠(本件登録意匠)の間に引用意匠が存在している場合、引用意匠が本意匠にも類似するときは、当該類似意匠は意匠法第10条第1項の類似意匠登録を受けることが出来るとした審決の判断に対し、本意匠の箱体前面の突出の程度は、必ずしもわずかとはいえず、意匠の要部と解することができるとして、箱体前面下部の突出はわずかであり、引用意匠は本意匠に類似するとして審決の認定判断は誤りであるとして、審決が取り消された事例。</p>		
平成元年(行ツ)第91号判決	最高	A-338
判決言渡	平成3年3月19日	結論 上告棄却
上告人	株式会社日研工作所	物品 リーマ
被上告人	ジーエヌツール株式会社	(K1-4)
原審番号	昭和63年(行ケ)第270号	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和61年審判第12012号	3条2項
		10条1項 22条 50条2項 掲載文献 取消判集(22) 判決速報(191)
判示事項		
<p>原判決は意匠法10条1項、22条、50条2項、また同法3条1項3号の解釈適用を誤った違法があるというが、本件意匠の切刃部先端の具体的構成態様をもって、看者の注意を惹くに足り、要部を成すもので、独自の美感を特徴づけており、引用意匠の切刃部先端の具体的構成態様とは明らかな差異があるので、本件審決を取り消すべきものとした認定判断は正当であり、その過程にも所論の違法はないとした。</p>		

平成2年(行ケ)第131・136・142号判決	東京高	A-339
判決言渡	平成3年3月28日	結論 審決取消
原告	東芝ライテック株式会社	物品 天井埋込み灯
被告	特許庁長官	(D3-3)
審判番号	昭和62年審判第10622・10621・10623号	適用条文 9条1項、10条1項 掲載文献 取消判集(23) 判決速報(191) 知的裁集23巻1号
判示事項		
<p>類似意匠登録出願に際し、該類似意匠登録出願により先願の第三の意匠が存し、かつ該類似意匠登録出願に係る意匠が右第三の意匠に類似するときであっても、右第三の意匠が本意匠の登録出願後の出願に係り、かつ本意匠に類似するものである場合は、右第三の意匠は、本来、本意匠の意匠権の効力の及ぶ範囲に属するものとして実施が認められない筈のものであり、かかる第三の意匠にまで先願としての地位(後願排除効)を認めるとすれば、かえって、類似意匠制度趣旨に反することになるから、このような場合には、右第三の意匠の先願としての地位は否定されると解するのを相当とする。そして、現行意匠法の規定の下では、本意匠に固有の類似範囲(効力範囲)そのものは客観的に存在し、これを拡張するという概念を入れる余地は全くなく、その範囲外にあるものはすべて本意匠に非類似であるといわざるを得ないことは明らかであって、類似範囲を拡張しその中に非類似のものをとり込むということ自体矛盾というほかないから、いわゆる純然たる拡張説なるものは採用しがたい。</p>		
平成2年(行ケ)第60号判決	東京高	A-340
判決言渡	平成3年4月16日	結論 請求棄却
原告	ペーペーエス・クラフト	物品 自動車用ホイール
	ファールツオイグテク	(G2-9)
	ニク・アクチエンゲゼルシャフト	適用条文 3条1項3号 掲載文献 取消判集(24) 判決速報(192)
被告	株式会社アローエント	
	プライズ 外1名	
審判番号	昭和63年審判第16816号	
判示事項		
<p>基本的構成態様が一致するだけでなく、これを具体化した各個の態様、特に意匠の要部を成すデスク部において同一の意匠的特徴を示し、内側スポーク部と外側スポーク部との接合部に現れた細線の有無及び太い線状部がや丸みを帯びているか直線状かの差異は、デスク部に現れた共通する意匠的特徴から把握される美感からすれば、極めて微細な看者の注意を惹かない点であり、また意匠に係る物品を自動車用ホイールとする意匠において、本件出願前太い線状部のセンターキャップ側の始端部分が基本形状をY字状とし、内方を五角形状に区画する構成態様は極く普通に用いられており、取引者、需要者がしばしば目にするありふれた構成態様であるから、看者はこの部分から両意匠が美感を異にする認識されることはないというべきである、として審決を支持した事例。</p>		
平成2年(行ケ)第240号判決	東京高	A-341
判決言渡	平成3年4月16日	結論 請求棄却
原告	井関農機株式会社	物品 育苗器
被告	特許庁長官	(K3-1)
審判番号	昭和63年審判第10538号	適用条文 3条1項3号 掲載文献 取消判集(23) 判決速報(192)
判示事項		
<p>本願意匠と引用意匠には、(1)小容器の数、(2)小容器の天地が逆、(3)小容器の形が均一でないという3点の差異がある。原告は差異点(2)及び(3)について、両意匠は異なる美感を与えるから、これを類似すると判断した審決は誤りであると主張した。判決は、(2)は類書添付の説明からも、使用時における天地の方向が定まっているという原告の主張は失当であるとし、(3)は材質に起因する質感の差であるが、本願意匠の程度では、とりたてて特徴的なものとはいえず、物品の美感に格別の影響をあたえているとも認められないと判示し、本願意匠と引用意匠は類似するとして審決の認定及び判断は正当であって、審決には原告が主張するような誤りはないとする。</p>		

平成2年(行ケ)第206号判決	東京高	A-342
判決言渡	平成3年4月25日	結論 請求棄却
原告	長谷川 富男	物品 臍付きダルマ
被告	特許庁長官	(C2-1)
審判番号	昭和60年審判第22083号	適用条文 3条1項3号 掲載文献 取消判集(24) 判決速報(192)
判示事項		
<p>意匠法は、意匠の創作を奨励するものであるから、意匠の類否判断においては、意匠の構成ないし形態自体についての創作的要素のある、みるべき差異があるか否かが問われるものであって、その構成ないし形態を特定の用に供する(祈願の対象とする家紋や標章等を固着し、臍付縁起ダルマとする。)という着想が意匠の類否判断を左右するものではない。そして、本願意匠の円形の凹部が、目に付き易い腹部にあるとしても、その形態を意匠的にみれば、何ら創作的要素のないものであるから、そこに意匠上の形態的特徴を見出すことはできないとして、原告の請求を棄却した。</p>		
平成2年(行ケ)第208号判決	東京高	A-343
判決言渡	平成3年5月30日	結論 請求棄却
原告	高山 昌照	物品 とい受け
被告	特許庁長官	(L4-2)
審判番号	昭和63年審判第6218号	適用条文 9条1項 掲載文献 取消判集(24) 判決速報(193)
判示事項		
<p>1、基本形態が周知であっても、それが意匠の要部となり得ないものではない。2、意匠に係る物品に共通性がある限り当該意匠と形態を異にする意匠をも含めて判断の資料とすることが許されないとする理由を見出すことはできない。3、本願意匠の正面視右側の二個の内向き樋押片、左端の略T字状の樋押片は機能に関する実用的効果であるから、物品の形状、模様若しくは色彩またはこれらの結合の視覚を通じての美感を対象とする意匠の新規性の判断において、考慮の対象となるものではない。4、この種物品の取引は、樋受販売店や取付業者等の職人間に限られるものではないが、一般消費者よりもこれらの職人間においてなされることが多いことは否めない事実である。そのため、取引における選択は、その使用時の便宜性を考慮し、細部的な事項も重要な要素として判断の対象とするものといえるがそれらは主として「とい受け」の機能面に着目した見解に過ぎず、美的印象という面から着目される主な部位が樋受本体及び樋取付片であることは、一般消費者であろうと職人であろうと変わることはない、として審決を支持した事例。</p>		
平成2年(行ケ)第209号判決	東京高	A-344
判決言渡	平成3年5月30日	結論 請求棄却
原告	高山 昌照	物品 とい受け
被告	特許庁長官	(L4-2)
審判番号	昭和63年審判第6224号	適用条文 9条1項 掲載文献 取消判集(24) 判決速報(193)
判示事項		
<p>1、基本形態が周知であっても、それが意匠の要部となり得ないものではない。2、意匠に係る物品に共通性がある限り当該意匠と形態を異にする意匠をも含めて判断の資料とすることが許されないとする理由を見出すことはできない。3、本願意匠の正面視右側の二個の内向き樋押片、左端の略T字状の樋押片は機能に関する実用的効果であるから、物品の形状、模様若しくは色彩またはこれらの結合の視覚を通じての美感を対象とする意匠の新規性の判断において、考慮の対象となるものではない。4、この種物品の取引は、樋受販売店や取付業者等の職人間に限られるものではないが、一般消費者よりもこれらの職人間においてなされることが多いことは否めない事実である。そのため、取引における選択は、その使用時の便宜性を考慮し、細部的な事項も重要な要素として判断の対象とするものといえるがそれらは主として「とい受け」の機能面に着目した見解に過ぎず、美的印象という面から着目される主な部位が樋受本体及び樋取付片であることは、一般消費者であろうと職人であろうと変わることはない、として審決を支持した事例。</p>		

平成2年(行ケ)第148号判決	東京高	A-345
判決言渡	平成3年6月3日	結 論 請求棄却
原 告	ミヤコ、スポーツ株式会社	物 品 ストープ兼用こんろ(C6-4)
被 告	特許庁長官	適用条文 3条2項
審判番号	昭和59年審判第7253号	掲載文献 取消判集(24) 判決速報(194)
判示事項		
<p>本願意匠(意匠に係る物品「ガラストープ兼用こんろ」)について、出願前刊行物記載の同種の物品に属する(コンロに係る)2つの意匠の各構成要素を引用(引用形態1, 2)し、意匠法3条2項を適用した審決に対して、1、本願意匠の創作容易性の有無の判断に当たって、本願意匠に係る物品と同一若しくは同種の「こんろ」である引用形態2を引用形態として引用したことに違法はない。2、本願意匠は、こんろ本体のガス噴出口より上の部分及び煮炊器は引用形態1の上部及び煮炊器と、また、こんろ本体の下部は引用形態2のカートリッジ(ポンベ)及びカートリッジ固定プレートと、いずれも意匠の要旨は同一と認められ、本件審決が「本願意匠は、引用形態1の下部ポンベ部及びポンベ固定プレートに組替えたものにすぎない」と認定判断したことに原告主張の違法はない。3、本願意匠登録願の意匠に係る物品の欄の記載からも明らかのように、ポンベを変更することは、この種物品では一般に行われていると認められるから、本件審決が「このようにポンベを変更することは、」極めて容易に着想しうることである。」と認定判断したことに、原告主張の違法はない、として審決を支持した事例。</p>		
平成2年(行ケ)第61号判決	東京高	A-346
判決言渡	平成3年6月11日	結 論 請求棄却
原 告	ペーペーエス・クラフト ファールツオイグテク ニク・アクチエンゲゼル シャフト	物 品 自動車用ホイール(G2-9)
被 告	株式会社レイズ 外1名	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和63年審判第16715号	掲載文献 取消判集(25) 判決速報(194)
判示事項		
<p>1、引用意匠1が掲載されたドイツ雑誌の発行日が原告主張の日であることは当事者に争いがなく、この事実によれば他に特段の事情のない限り、右雑誌は前記の発行日に頒布されたものと推定される。2、スポークの差異については、一般に線状部を形成するに当たり表面隅部を角張った形状とするか、丸みを帯びた形状とするか、また全体を太くするか、細くするかはその用途において特に機能に害しない限り、ごく普通に選択される範囲に属する事項であり、両意匠にかかる物品である自動車ホイールにおいていずれを選ぶも機能的制約を受けるものではないから広く選択され得る形状であって、要は使用者の好みの問題にすぎず、そのいずれを選択したかにより、一方が他に勝り著しく異なった美的印象を看者に与えるというものと認めることはできない。3、センタープレートについては、既に引用意匠2が本件意匠におけるのと類似したカバープレートを採用していることが認められるのであるから、本件意匠に固有の形態とまでいうことはできない。4、ハブ部外周に接する本件意匠の五角形状について、看者に与える支配的な印象を変更せしめる程強いものといえないし、本件意匠の登録出願前において、既に、本件意匠の内側スポーク部にみられる前記のような形状に類似するものは広く用いられていたものと認められるところであるから、本願意匠の特徴を示すものとはいえない、として審決を維持した事例。</p>		

平成2年(行ケ)第239号判決	東京高	A-347
判決言渡	平成3年6月20日	結 論 審決取消
原 告	株式会社淀川製鋼所	物 品 屋根材(L6-1)
被 告	特許庁長官	適用条文 9条1項
審判番号	昭和58年審判第17372号	掲載文献 取消判集(24) 判決速報(194)
判示事項		
<p>両意匠の各相違点は、それぞれが集合することによって本願意匠と引用意匠に全体として別異の美的印象をもたらしているといふべきであり、相違点の個々の態様が本願出願前に公知であっても、本願意匠は、各相違点が集合することによってその美的印象を特徴づけているのであって、本件全証拠によっても各相違点が集合した態様の意匠が本願出願前に公知であると認めることはできない。</p>		
平成2年(行ケ)第226号判決	東京高	A-348
判決言渡	平成3年7月10日	結 論 審決取消
原 告	有限会社三真	物 品 配電盤用ハンドル(H2-5)
被 告	タキゲン製造株式会社	適用条文 9条1項
審判番号	平成1年審判第11768号	掲載文献 取消判集(25) 判決速報(195)
判示事項		
<p>本件登録意匠と基本的態様を同じくする出願が登録されているので、この基本的態様は類否判断を決定する要部とすることはできないとした審決に対して、周辺意匠はいずれも本件意匠の出願日以降に出願されたものであるから、出願当時、基本的態様が存在していたとは認められないとして、審決が取消された。なお、各相違点が基本的態様の共通感を越えて、類否を支配するかについては、第一次判断権を有する特許庁に、まず判断を委ねるのが相当であるとして、裁判所は、原告主張のその余の点について、判断を保留した。</p>		
平成3年(行ケ)第18号判決	東京高	A-349
判決言渡	平成3年7月25日	結 論 審決取消
原 告	クリナップ株式会社	物 品 流し台(D5-1)
被 告	特許庁長官	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和60年審判第12470号	掲載文献 取消判集(25) 判決速報(195)
判示事項		
<p>1、甲板についてみると、本件意匠や引用意匠のように、横に長い水槽を甲板の片方に偏して設けたという点はあるが、水槽のものであることを認めることができるが、その中でも、水槽の幅、甲板に占める割合及びその位置等いろいろの態様のものがあり、その組合せによって看者に異なる美観を与えるものである。そうして本願意匠と引用意匠の甲板の構成に際立った差異があるような場合、看者は必ずその際立った差異に注目し、それぞれの意匠の特徴として認識するものであって、引用意匠との類否を判断するに当たり、その違いを無視することはできないといふべきである。2、正面形状の構成についてみると、本願意匠は単に角を落として丸くしただけで、正面から見た場合にはほとんど気付かない程度のものであるのに対し、引用意匠は、斜状の部分を長くとり、正面から見た場合、明らかに中央部分が突出して見えるものであり、この点が引用意匠の基本的な特徴となっているものである。そして、本願意匠の幕板が湾曲状をなして突出しているのに対し、引用のそれが平板であることと相まって、全体として、本願意匠が看者にフラットな落ち着いた感じを与えるものに対し、引用意匠は看者にどっしりとした重厚な感じを与えるものであり、明らかに美観を異にするものである。</p>		

平成3年(行ケ)第17号判決	東京高	A-350
判決言渡	平成3年8月15日	結論 請求棄却
原告	ジャパンライブ株式会社	物品 あんま器
被告	特許庁長官	(J7-1)
審判番号	昭和60年審判第3366号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(25) 判決速報(196)
判示事項		
原告の「意匠の要部は最も看者の注意を惹く押圧体自体の構成態様にあり、その要部をもって類否判断をすべき」と主張した点について、判決は「意匠の要部は、当該物品の構成、用途及び通常の使用態様等を総合して決せられるべき」とし、さらに「類否判断は要部にのみとられることなく、意匠全体として観察した上で行うべきものである」とした上で、「審決は要部のみを対象として類否を判断しているものではなく、原告主張の各差異点についても検討を加えた上、類否の判断を行っているもので…原告の主張は採用できない。」とした。また(1)握持棒に対する押圧体の相対的大きさの違い、(2)二つの押圧体について本願意匠は分離されていて男性的であるのに対して引用意匠は一体成形で瓢箪型の女性的である点、(3)各押圧体の小突起の三列か二列の違い及びその設置面の平坦面か球面かの違い、のそれぞれの争いについて、判決は「各差異点は、いずれも微細な差異点と評すべきものであり…共通点もたらず類似した美観を凌駕するほどのものとは到底いえない。」として、審決が維持された。		
平成3年(行ケ)第22号判決	東京高	A-351
判決言渡	平成3年8月20日	結論 審決取消
原告	布施 俊夫	物品 墓石用花立
被告	特許庁長官	(C7-1)
審判番号	昭和60年審判第17092号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(25) 判決速報(196)
判示事項		
本願意匠と引用意匠には、(1)全体高さや台座部幅員の比率等、(2)開口部の形状、(3)意匠に係る物品を構成する部品(の点数の差異)、(4)定着手段、について、争いがあったが、(1)の点については、判決は、「開口部、台座部ともにその幅員の全体高さに対する比率については、本願意匠が引用意匠に比べて大きくなっている。」とし、(2)の点については、「本願意匠は、直接的なテーパ状であり、フランジ部での折返しは極めて大きいのに対し、引用意匠は緩やかに拡開する湾曲したラップ状であり、フランジ部の折返しは小さい」とし差異を認めた。しかし、(3)の点については、「取引者・需要者において通常物品を選択するに当たり、意匠の外観に現れず、視覚を通じて認識することができない物品の形状は、意匠の類否判断を左右する要素となり得ないものと言うべき」とし、原告の主張を斥けた。また、(4)の点については、単に、「引用意匠では、定着手段の形状が明らかでない点で相違する」とした。以上により、本願意匠と引用意匠とは、異なる美観のものであり、両者は、非類似のものとされ、審決が取り消された。		
平成2年(行ケ)第190号判決	東京高	A-352
判決言渡	平成3年8月28日	結論 請求棄却
原告	フジコン株式会社	物品 端子
被告	特許庁長官	(H1-3)
審判番号	昭和63年審判第1526号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(25) 判決速報(196)
判示事項		
「引用意匠の垂下片は漏斗状」とした原告の主張は、「垂下片とは両側から垂れ下がった部分」であり、上辺と下辺が平行でほぼ同じ長さであるから、誤っており、「略方形の垂下片」とした審決に誤りはない。脚片の高さと幅については、両意匠ともに脚片が頭部の真下に細幅片として垂下された態様の共通性が強く、類否判断の要素として重く見ることはできない。連結部位は基本的構成態様、具体的態様が共通する中での比較的目立たない部位であるから、両意匠のその態様の違いは、わずかな差異である、として審決を支持した例。		

平成元年(行ツ)第82号判決	最高	A-353
判決言渡	平成3年9月26日	結論 上告棄却
上告人	株式会社サン美術工芸	物品 額縁用枠材
被上告人	オリジン工業株式会社	(D2-1)
原審番号	昭和63年(行ケ)第250号	適用条文 9条1項
審判番号	昭和60年審判第23993号	10条の2第1項
		掲載文献 取消判集(26) 判決速報(198)
判示事項		
引用した出願意匠は、適法な分割出願とは認められないものであるから、結果として出願日の遡及が認められないため、本件登録意匠の後願になり、本件登録意匠の登録無効の引用とすることができないとした審決を支持した東京高裁の判決に不服であるとしてした上告が棄却された事例。		
平成2年(行ケ)第224号判決	東京高	A-354
判決言渡	平成3年11月21日	結論 審決取消
原告	フジコン株式会社	物品 端子盤
被告	特許庁長官	(H1-3)
審判番号	昭和56年審判第3506号	適用条文 10条1項
		掲載文献 取消判集(26) 判決速報(199)
判示事項		
類似意匠たる(端子盤/意願昭53-32646)は、本意匠と顕著な相違があり、類似するものとはいえないとした審決が取り消された事例。		
平成3年(行ケ)第72号判決	東京高	A-355
判決言渡	平成3年11月28日	結論 請求棄却
原告	元旦ビューティ工業株式会社	物品 下地材止着用たる木
被告	特許庁長官	(L4-2)
審判番号	昭和59年審判第11163号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(29) 判決速報(199)
判示事項		
1、本願意匠の「下地材止着用たる木」と引用意匠の圧延形鋼とは機能の一部を異にし、用途も広狭の違いがあるので同一の物品ということとはできないが、ともに建築用部材であり、垂木としての用途については一致しているものであって、同一または、類似する意匠のものとするれば、取引者、需要者が物品の混同を生ずるおそれがあると認められるものであるから、両物品は類似するものというべきである。2、登録意匠に係る意匠の一部の形状が周知であり、又はありふれたものであることをもって、直ちに意匠の類否判断においてそれを無視するのは相当ではなく、引用意匠との対比においてそのことによる形状の差異は十分考慮に入れられるべきである。しかし、本願意匠の突起爪(周知)は小さく、その高さも垂直壁の2分の1以下であり、かつ、その配し方も疎らであるため、両意匠の類似の判断においてそれほど大きな評価は与えられないのである。		
平成2年(行ツ)第92号判決	最高	A-356
判決言渡	平成3年12月5日	結論 上告棄却
上告人	株式会社タカトリ	物品 くつ下仕上用型板
被上告人	石井 嘉信	(K5-2)
原審番号	平成元年(行ケ)第149号	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和61年審判第719号	掲載文献 取消判集(26) 判決速報(200)
判示事項		
原審の適法に確定した事実関係によれば、本件審決が審判手続で提出された検甲第1号証の型板の態様と本件登録意匠との類似判断をしなかったことに審理不尽、判断遺脱の違法はないとした原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。また、その余の所論に係る原審の判断も、その説示に照らして是認することができる。論旨はいずれも採用することができないとして、上告理由が退けられた事例。		

平成3年(行ツ)第45号判決	最高	A-357
判決言渡	平成3年12月19日	結論 上告棄却
上告人	増井 計彦	物品 精米機用精白転子
被上告人	新中野工業株式会社	(K4-1)
原審番号	平成2年(行ケ)第25号	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和63年審判第11733号	掲載文献 取消判集(26) 判決速報(200)
判示事項		
公開特許公報に記載された実施例の縦断面図に表された正面図のみのものを引用意匠として抽出することの適否について、審決を維持した判決は、所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。上告理由の論旨は、ひっきょう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものによらず、採用することができないとして、上告が退けられた。		
平成3年(行ツ)第198号判決	最高	A-358
判決言渡	平成3年12月20日	結論 上告棄却
上告人	ミヤコ、スポーツ株式会社	物品 ガスストーブ兼用こ
被上告人	特許庁長官	んろ
原審番号	平成2年(行ケ)第148号	適用条文 3条2項
審判番号	昭和59年審判第7253号	掲載文献 取消判集(26) 判決速報(201)
判示事項		
所論の点に関する原告の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に立って原判決を論難するものによらず、採用することができないとして、上告理由が退けられた事例。		
平成2年(行ケ)第273号判決	東京高	A-359
判決言渡	平成3年12月25日	結論 請求棄却
原告	株式会社光電製作所	物品 レーダーアンテナ
被告	特許庁長官	(H3-1)
審判番号	昭和61年審判第9251号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(26) 判決速報(200)
判示事項		
本願意匠(意願昭58-22936)及び引用意匠の各基本的構成態様及び具体的構成態様を誤認した結果、類否の判断を誤った違法があるとの原告の主張が斥けられ、両意匠は全体として類似するとして審決が支持された事例。		
平成2年(行ケ)第274号判決	東京高	A-360
判決言渡	平成3年12月25日	結論 請求棄却
原告	株式会社光電製作所	物品 レーダーアンテナ
被告	特許庁長官	(H3-1)
審判番号	昭和60年審判第1692号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(26) 判決速報(200)
判示事項		
本願意匠(意願昭57-23603)及び先願引用意匠の各基本的構成態様及び具体的構成態様を誤認した結果、類否の判断を誤った違法があるとの原告の主張が斥けられ、両意匠は全体として類似するとして審決が支持された事例。		
平成2年(行ケ)第275号判決	東京高	A-361
判決言渡	平成3年12月25日	結論 請求棄却
原告	株式会社光電製作所	物品 レーダーアンテナ
被告	特許庁長官	(H3-1)
審判番号	昭和61年審判第9250号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(26) 判決速報(200)
判示事項		
本願意匠(意願昭58-22935)及び引用意匠の各基本的構成態様及び具体的構成態様を誤認した結果、類否の判断を誤った違法があるとの原告の主張が斥けられ、両意匠は全体として類似するとして審決が支持された事例。		

平成3年(行ケ)第74号判決	東京高	A-362
判決言渡	平成3年12月26日	結論 請求棄却
原告	大分県厚型スレート協	物品 かわら
	同組合 外4名	(L6-1)
被告	神前 一郎	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和58年審判第13738号	3条2項
		掲載文献 取消判集(29) 判決速報(200)
判示事項		
本件意匠(登録329963)は、引用例(S型瓦)から容易に創作することができたものとは認められないとした審決が支持された事例。		
平成3年(行ケ)第75号判決	東京高	A-363
判決言渡	平成3年12月26日	結論 請求棄却
原告	大分県厚型スレート協	物品 かわら
	同組合 外4名	(L6-1)
被告	神前 一郎	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和58年審判第13739号	3条2項
		掲載文献 取消判集(29) 判決速報(200)
判示事項		
本件意匠(登録329964)は、引用例(S型瓦)から容易に創作することができたものとは認められないとした審決が支持された事例。		
平成3年(行ケ)第76号判決	東京高	A-364
判決言渡	平成3年12月26日	結論 請求棄却
原告	大分県厚型スレート協	物品 かわら
	同組合 外4名	(L6-1)
被告	神前 一郎	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和57年審判第15334号	3条2項
		掲載文献 取消判集(29) 判決速報(200)
判示事項		
本件意匠(登録329962)は、引用例(S型瓦)から容易に創作することができたものとは認められないとした審決が支持された事例。		
平成3年(行ツ)第205号判決	最高	A-365
判決言渡	平成4年1月21日	結論 上告棄却
上告人	タキゲン製造株式会社	物品 配電盤用ハンドル
被上告人	有限会社三真	(H2-5)
原審番号	平成2年(行ケ)第226号	適用条文 9条1項
審判番号	平成1年審判第11768号	掲載文献 取消判集(27) 判決速報(201)
判示事項		
基本形態を同じくする後願が登録されているので、基本形態は意匠の要部とはいえないとした審決に対し、提出された証拠によつては、本件出願時には基本形態が周知であったとはいえないとして、審決を取り消した判決が、所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない、論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものによらず、採用することができないとして、上告理由が退けられた事例。		

平成3年(行ケ)第105号判決	東京高	A-366
判決言渡	平成4年1月30日	結 論 請求棄却
原告	工藤 武重	物 品 自動車用社名燈
被告	株式会社武内工業所	(F 5-1)
審判番号	平成1年審判第20366号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(29)
		判決速報(201)
判示事項		
社名燈において、本体の前後面にタクシー事業者の名称、シンボルマーク等を表示するに当たり枠取線や欧文文字等によるシンボルマークを付加することは周知の慣用された手法であるというべきである。そうすると、本件意匠における3分割枠取線と中央の枠取線の内側略「m」の字状の模様は、これらの事業者の名称、シンボルマーク等の表示の一部を構成するものとして認識される可能性が極めて高く、右表示等の中に埋没しているものというべきであるから、独立の意匠の価値を有する模様として認識することは困難というほかはない。したがって、本件意匠における前記部分の意匠的価値は極めて乏しいといわざるを得ない。		
平成3年(行ケ)第58号判決	東京高	A-367
判決言渡	平成4年2月27日	結 論 請求棄却
原告	田村プラスチック製品株式会社	物 品 自動車用パイザー
被告	特許庁長官	(G 2-2)
審判番号	昭和60年審判第7174号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(29)
		判決速報(202)
判示事項		
引用意匠の形態を示す図面の表示の瑕疵を理由に引用意匠が対比資料としての適格性を欠いたものであるとする原告の主張を退け、差異点として採り上げた本願意匠の具体的態様は、いずれも周知手段を採用したありふれたもので、特に、看者の視覚に訴えるような特徴的差異をなすものでない。		
平成3年(行ツ)第204号判決	最高	A-368
判決言渡	平成4年3月27日	結 論 上告棄却
上告人	ペーペーエス・クラフトファールツオイグテク	物 品 自動車用ホイール
被告	ニク・アクチエンゲゼルシャフト	(G 2-9)
被上告人	株式会社アローエンタープライズ、株式会社インターハウス	適用条文 3条1項3号
原審番号	平成2年(行ケ)第60号	掲載文献 取消判集(27)
審判番号	昭和63年審判第16816号	判決速報(204)
判示事項		
所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができないとして、上告理由が退けられた事例。		
平成4年(行ツ)第3号判決	最高	A-369
判決言渡	平成4年3月27日	結 論 上告棄却
上告人	ペーペーエス・クラフトファールツオイグテク	物 品 自動車用ホイール
被告	ニク・アクチエンゲゼルシャフト	(G 2-9)
被上告人	株式会社レイズ、株式会社クリムソン	適用条文 3条1項3号
原審番号	平成2年(行ケ)第61号	掲載文献 取消判集(27)
審判番号	昭和63年審判第16715号	判決速報(204)
判示事項		
所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができないとして、上告理由が退けられた事例。		

平成3年(行ツ)第50号判決	最高	A-370
判決言渡	平成4年4月7日	結 論 上告棄却
上告人	有限会社ミナギ技研	物 品 養豚用自動車給餌器
被告	株式会社セキネ	(K 3-2)
原審番号	平成元年(行ケ)第187号	適用条文 3条1項
審判番号	昭和59年審判第21447号	10条1項
		掲載文献 取消判集(28)
		判決速報(204)
判示事項		
所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する事実の認定を非難するか、又は独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができないとして、上告理由が退けられた事例。		
平成3年(行ケ)第231号判決	東京高	A-371
判決言渡	平成4年5月28日	結 論 請求棄却
原告	日本植生株式会社	物 品 植生用網体
被告	ユタニ緑地株式会社	(K 3-1)
審判番号	平成1年審判第12036号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(30)
		判決速報(205)
判示事項		
本願意匠(登録584506)は、その出願前に公然知られた引用意匠と類似するとして、登録を無効にした審決が支持された事例。		
平成3年(行ケ)第263号判決	東京高	A-372
判決言渡	平成4年7月30日	結 論 審決取消
原告	田中 巧	物 品 包装用袋
被告	特許庁長官	(F 4-4)
審判番号	昭和61年審判第588号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(28)
		判決速報(207)
判示事項		
本願意匠(意願昭58-52138)は引用意匠(「穀粒袋」実開昭54-81807所載の「穀粒袋」と類似するとして審決が取り消された事例。		
平成4年(行ケ)第9号判決	東京高	A-373
判決言渡	平成4年7月30日	結 論 審決取消
原告	ニホン・ドレン工業株式会社	物 品 集束暗渠管
被告	山本 明雄	(L 2-4)
審判番号	昭和63年審判第1562号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(31)
		判決速報(207)
判示事項		
本願意匠(登録718104)は、引用意匠(実開昭51-99908所載の「盲排水樋」と類似するとして審決が取り消された事例。		
平成4年(行ツ)第73号判決	最高	A-374
判決言渡	平成4年9月22日	結 論 上告棄却
上告人	大分県厚型スレート協同組合	物 品 かわら
被告	神前 一郎	(L 6-1)
原審番号	平成3年(行ケ)第76号	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和57年審判第15334号	3条2項
		掲載文献 取消判集(28)
		判決速報(209)
判示事項		
所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない、として、上告が退けられた事例。		

平成4年(行ツ)第79号判決	最高	A-375
判決言渡	平成4年9月22日	結論 上告棄却
上告人	大分県厚型スレート協 同組合 外4名	物品 かわら (L6-1)
被上告人	神前 一郎	適用条文 3条1項3号
原審番号	平成3年(行ケ)第74号	3条2項
審判番号	昭和58年審判第13738号	掲載文献 取消判集(28)
判示事項	同旨判決 平4(行ツ)73	
平成4年(行ツ)第80号判決	最高	A-376
判決言渡	平成4年9月22日	結論 上告棄却
上告人	大分県厚型スレート協 同組合 外4名	物品 かわら (L6-1)
被上告人	神前 一郎	適用条文 3条1項3号
原審番号	平成3年(行ケ)第75号	3条2項
審判番号	昭和58年審判第13739号	掲載文献 取消判集(28)
判示事項	同旨判決 平4(行ツ)73	
平成3年(行ケ)第254号判決	東京高	A-377
判決言渡	平成4年9月24日	結論 請求棄却
原告	株式会社ビーブランド・ メディコーデンタル	物品 歯ブラシ (C4-1)
被告	ライオン株式会社	適用条文 9条1項
審判番号	昭和62年審判第8264号	掲載文献 取消判集(31) 判決速報(209)
判示事項	本件意匠(登録594526)は、先頭に係る引用意匠(「歯ブラシ」 /登録594668)と類似しないとした審決が支持された事例。	
平成4年(行ケ)第67号判決	東京高	A-378
判決言渡	平成4年9月29日	結論 請求棄却
原告	タカノ株式会社	物品 椅子 (D2-1)
被告	特許庁長官	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和62年審判第4181号	掲載文献 取消判集(30) 判決速報(209)
判示事項	本願意匠は、引用意匠(「椅子」/登録660200)と類似するとし た審決が支持された事例。	
平成3年(行ケ)第274号判決	東京高	A-379
判決言渡	平成4年9月30日	結論 請求棄却
原告	日亜精密工業株式会社	物品 ミニチュアベアリン グ用保護板
被告	特許庁長官	(K9-1)
審判番号	昭和62年審判第21392号	適用条文 3条2項
		掲載文献 取消判集(31) 判決速報(209)
判示事項	本願意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識を有す る者が容易に創作することができたのものであるとした審決が支持 された事例。	
平成3年(行ケ)第191号判決	東京高	A-380
判決言渡	平成4年11月26日	結論 請求棄却
原告	藤澤 光男	物品 繊維テープ溶断ロー ル
被告	野田 孟 外20名	(K5-1)
審判番号	昭和63年審判第6949号	適用条文 3条2項
		掲載文献 取消判集(32) 判決速報(211)
判示事項	本件意匠(登録729989)は、周知模様を現した創作にすぎない とした審決が支持された事例。	

平成4年(行ケ)第119号判決	東京高	A-381
判決言渡	平成4年12月24日	結論 審決取消
原告	川本 正	物品 墓前花立筒 (C7-1)
被告	田井中 千代松	適用条文 3条2項
審判番号	昭和56年審判第11559号	掲載文献 取消判集(33) 判決速報(212)
判示事項	本件意匠(登録550709)は周知意匠に基づいて容易に創作する ことができたものであるとした審決が取り消された事例。	
平成3年(行ケ)第208号判決	東京高	A-382
判決言渡	平成5年2月10日	結論 請求棄却
原告	三和シャッター工業株 式会社	物品 建築用シャッターの シャッターカーテン (L5-3)
被告	特許庁長官	適用条文 3条2項
審判番号	昭和61年審判第7434号	掲載文献 取消判集(33) 判決速報(214)
判示事項	本願意匠(意願昭58-27708)は出願前から広く知られている形 状、模様から容易に創作できたものとした審決が支持された事例。	
平成4年(行ケ)第66号判決	東京高	A-383
判決言渡	平成5年2月25日	結論 請求棄却
原告	富川化学工業株式会社	物品 包装用容器 (F4-5)
被告	特許庁長官	適用条文 9条1項
審判番号	昭和60年審判第6004号	掲載文献 取消判集(34) 判決速報(214)
判示事項	本願意匠(意願昭57-12788)は拒絶先願の意匠と類似するとし た審決が支持された事例。	
平成4年(行ツ)第191号判決	最高	A-384
判決言渡	平成5年2月26日	結論 上告棄却
上告人	山本 明雄	物品 集束暗渠管 (L2-4)
被上告人	ニホン・ドレン工業株式 会社	適用条文 3条1項3号
原審番号	平成4年(行ケ)第9号	掲載文献 取消判集(33)
審判番号	昭和63年審判第1562号	判決速報(215)
判示事項	所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に 照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法 はなく、所論引用の判例に抵触する点も存しないとして上告が斥 けられた事例。	
平成4年(行ケ)第227号判決	東京高	A-385
判決言渡	平成5年7月15日	結論 審決取消
原告	アサヒ電機株式会社	物品 回転警告灯 (J6-4)
被告	株式会社佐々木電機製 作所	適用条文 3条1項3号
審判番号	平成4年審判第4207号	15条1項
		掲載文献 取消判集(36) 判決速報(219) 知的裁集25巻2号
判示事項	本件の出願当初の図面代用写真及び意匠の説明の記載からのグ ローブの各階層部の態様と、補正後の「グローブの各階層がそれ ぞれ異なった色に着色した透明」とした態様とは、意匠の重要な 要素(色彩)に変更を加え、意匠の本質の同一性を失わせるもの であるので、意匠の要旨を変更するものであるとして、審決が取り 消された事例。	

平成4年(行ケ)第122号判決	東京高	A-386
判決言渡	平成5年7月29日	結論 審決取消
原告	ブラウン・アクチエンゲ ゼルシャフト	物品 電気かみそり (B7-2)
被告	特許庁長官	適用条文 9条1項
審判番号	昭和62年審判第10205号	掲載文献 取消判集(35) 判決速報(219)
判示事項 本願意匠は、拒絶先願の意匠と類似するとした審決が取り消された事例。		
平成4年(行ケ)第192号判決	東京高	A-387
判決言渡	平成5年11月30日	結論 請求棄却
原告	新興繊維株式会社	物品 ボート (G3-2)
被告	リョービ株式会社	適用条文 9条1項
審判番号	平成1年審判第12037号	掲載文献 取消判集(37) 判決速報(223)
判示事項 本件意匠(登録764263)と引用意匠(「オールボート本体」/登録750149類似2)は類似するとした審決が支持された事例。		
平成5年(行ケ)第19号判決	東京高	A-388
判決言渡	平成6年3月9日	結論 請求棄却
原告	植松 義則	物品 研磨布紙ホイール (K1-4)
被告	特許庁長官	適用条文 3条1項3号 10条1項
審判番号	平成2年審判第3532号	掲載文献 判決速報(227)
判示事項 類似意匠登録願に係る本願意匠が引用意匠に類似する本件の場合、引用意匠と本願の本意匠との類否判断をせず、本願意匠と引用意匠との類否判断を行った審決に誤りはないとし、カタログに掲載の引用意匠の写真は不鮮明であり、引用意匠の形状を把握することが困難であるとの主張に対し引用意匠の写真を検討すると、引用意匠は、審決が認定した基本的構成態様及びその具体的な態様を備えるものであることは十分認められるとして審決が支持された事例。		
平成5年(行ケ)第48号判決	東京高	A-389
判決言渡	平成6年3月16日	結論 請求棄却
原告	三和シャッター工業株式会社	物品 建物用窓シャッターのガイドレール下地 枠材 (L5-3)
被告	特許庁長官	適用条文 3条1項3号
審判番号	平成3年審判第1857号	掲載文献 取消判集(40) 判決速報(227)
判示事項 本願意匠(意願昭60-29579)は引用意匠(窓シャッターの取付装置/実開昭59-96294)に類似するとした審決が支持された事例。		
平成5年(行ケ)第50号判決	東京高	A-390
判決言渡	平成6年3月22日	結論 請求棄却
原告	三和シャッター工業株式会社	物品 建物用窓シャッターのガイドレール下地 枠材 (L5-3)
被告	特許庁長官	適用条文 3条1項3号
審判番号	平成3年審判第1864号	掲載文献 取消判集(40) 判決速報(227)
判示事項 本願意匠(意願昭60-29551)は引用意匠(窓シャッターの取付装置/実開昭59-96294)に類似するとした審決が支持された事例。		

平成5年(行ケ)第60号判決	東京高	A-391
判決言渡	平成6年5月17日	結論 請求棄却
原告	タキゲン製造株式会社	物品 配電盤用ハンドル (H2-5)
被告	有限会社三真	適用条文 9条1項
審判番号	平成3年審判第11768号	掲載文献 取消判集(40) 判決速報(229)
判示事項 本件意匠(登録323632)は甲号意匠と類似するとした審決が支持された事例。		
平成5年(行ケ)第49号判決	東京高	A-392
判決言渡	平成6年5月26日	結論 請求棄却
原告	三和シャッター工業株式会社	物品 建物用窓シャッターのガイドレール組立 材 (L5-3)
被告	特許庁長官	適用条文 3条1項3号
審判番号	平成3年審判第1859号	掲載文献 判決速報(229)
判示事項 本願意匠(意願昭60-25581)は引用意匠(実開昭59-96294)に類似するとした審決が支持された事例。		
平成5年(行ケ)第194号判決	東京高	A-393
判決言渡	平成6年9月13日	結論 請求棄却
原告	田中産業株式会社	物品 包装用袋 (F4-4)
被告	特許庁長官	適用条文 3条2項
審判番号	昭和61年審判第588号	掲載文献 取消判集(43) 判決速報(233)
判示事項 本願意匠(意願昭58-52138)は、当業者が容易に創作できたものであるとした審決が支持された事例。		
平成6年(行ツ)第155号判決	最高	A-394
判決言渡	平成6年10月27日	結論 上告棄却
上告人	タキゲン製造株式会社	物品 配電盤用ハンドル (H2-5)
被上告人	有限会社三真	適用条文 9条1項
原審番号	平成5年(行ケ)第60号	掲載文献 取消判集(43)
審判番号	平成1年審判第11768号	判決速報(236)
判示事項 所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない、として、上告理由が斥けられた事例。		
平成6年(行ケ)第5号判決	東京高	A-395
判決言渡	平成6年11月29日	結論 審決取消
原告	東陶機器株式会社	物品 洗面化粧台 (D5-2)
被告	特許庁長官	適用条文 46条、68条5項
審判番号	平成4年審判第18960号	掲載文献 取消判集(44) 判決速報(235)
判示事項 請求期間を徒過した審判請求であるとして請求を却下した審決が取り消された事例。		

平成3年(行ツ)第139号判決	最高	A-396
判決言渡	平成7年2月24日	結論 原判決破棄
上告人	特許庁長官	物品 天井用埋込み灯
被上告人	東芝ライテック株式会社	(D3-3)
原審番号	平成2年(行ケ)第131号、 第136号、第142号	適用条文 9条1項 10条1項
審判番号	昭和62年審判第10621号、 第10622号、第10623号	掲載文献 判決速報(240)
判示事項		
<p>類似意匠の意匠登録出願に係る意匠が先願意匠と類似する場合には、先願意匠の意匠登録出願が取り下げられ又は無効とされたときを除き、先願意匠が本意匠に類似するかどうかにかかわらず、右類似意匠の類似出願は、意匠法9条1項により拒絶されるべきものと解するのが相当である。ただし、意匠法9条1項の規定の適用上、意匠登録出願が初めから無かったものと見なされるのは、同条3項によりその意匠登録出願が取り下げられ、又は無効とされたときに限られていることからすれば、先願の意匠登録出願につき拒絶査定が確定したとしても、その意匠登録出願が先願としての地位を失うものではないと解すべきだからである。右のように解したとしても、本意匠の範囲には影響しないから、本意匠の保護を目的とする類似意匠登録制度の趣旨を損なうものではない。また、右の場合に本意匠の意匠権者が類似意匠の意匠登録を受けることができなくなるのは、その意匠登録出願が先願意匠の意匠登録出願に後れたためであって、意匠法が類似意匠の意匠登録出願の時期について本意匠の意匠権者を優遇する特別の規定を設けていない以上、やむを得ないというべきである。これと異なる判断の下に本件審決に違法があるとした原判決には法令の解釈適用を誤った違法があり、この違法が原判決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、前記事実関係の下においては、本願意匠が意匠法9条1項所定の登録要件を充足せず、意匠登録を受けることができないとした本件審決に違法はない、と判示して原判決を破棄して審決が支持された事例。</p>		
平成6年(行ケ)第197号判決	東京高	A-397
判決言渡	平成7年3月15日	結論 請求棄却
原告	キハラ製園機産業株式会社	物品 定規
被告	クローバー株式会社	(F2-3)
審判番号	平成3年審判第2569号	適用条文 48条1項3号 掲載文献 取消判集(46) 判決速報(239)
判示事項		
<p>本件登録類似意匠(登録751314の類似1)は意匠の創作をした者でない者の出願であるとして登録を無効とした審決が支持された事例。</p>		
平成6年(行ケ)第172号判決	東京高	A-398
判決言渡	平成7年4月12日	結論 請求棄却
原告	キンシ化学工業株式会社	物品 物干し器
被告	特許庁長官	(C3-7)
審判番号	平成1年審判第13995号	適用条文 3条1項3号 掲載文献 取消判集(49) 判決速報(240)
判示事項		
<p>原告は、審決が両意匠の共通点として挙げたA～Jの各点は、悉く引用意匠の出願前公知のものであり、両意匠の類否を判断する材料として挙げるべきでない旨主張する。しかし、…両意匠の上記差異点は、微差というべきであり、…原告の主張するとおりにA～Jの各点が全て公知のものであるとすると、本願意匠もまた、公知の意匠に微差というべき点を加えたにすぎないところの意匠的創作のほとんどない意匠ということになって、このような意匠を保護することは、意匠法の本来予定するところではないといわなければならない、として本願意匠の出願前頒布の刊行物所載の引用意匠に類似するとして審決が支持された事例。</p>		

平成6年(行ケ)第228号判決	東京高	A-399
判決言渡	平成7年7月12日	結論 請求棄却
原告	三山工業株式会社	物品 マンホール用足場金
被告	特許庁長官	具
審判番号	平成1年審判第18457号	(L2-4) 適用条文 3条1項3号 掲載文献 取消判集(51) 判決速報(243)
判示事項		
<p>意匠の類否判断は、意匠全体として看者に別異の印象を与えるか否かによるべきであり、本件登録意匠と引用の意匠とは、手足掛部の波形状凹凸面の態様のみを捉えると、引用の意匠も本件登録意匠の類似の範囲に入るかのようであるが、両意匠に共通する基本的構成態様及び具体的である連続略X字状模様を付加したものであり、これを二義的なものといえないこと等総合すると、結局、両意匠は、看者に別異の印象を与えるものであり、本件登録意匠と引用の意匠とは、意匠全体として類似しないものである。原告が意匠法10条に関し、類似意匠の新規性は本意匠の出願時点で判断すべきものであるとする主張、現行意匠法の解釈として採用できない、として審決が支持された事例。</p>		
平成7年(行ケ)第32号判決	東京高	A-400
判決言渡	平成7年7月20日	結論 請求棄却
原告	渡辺工業株式会社	物品 建築用板材
被告	元旦ビューティ工業株式会社	(L6-1)
審判番号	平成5年審判第19954号	適用条文 3条1項3号 掲載文献 取消判集(51) 判決速報(243)
判示事項		
<p>審決摘示の本件登録意匠と甲号意匠との差異は、類否判断に大きな影響を与えるものと認められるから、本件登録意匠は、甲号意匠に類似するものとは認められない。なお、類似意匠登録に際して、本意匠との類似の範囲を広く解する判断が特許庁においてなされたとしても、かかる判断が審決における本意匠と他の意匠との類否判断を拘束するものではない。原告は、本件審判手続において、甲第2号意匠が本件登録意匠と類似するものであるとの主張はしておらず、本件登録意匠の登録の無効原因となり得る意匠を示す証拠として提出されたものではないと認められ、この点について審決が判断しなかったからといって何ら判断の遺脱はない、として審決が支持された事例。</p>		
平成6年(行ケ)第249号判決	東京高	A-401
判決言渡	平成7年9月12日	結論 請求棄却
原告	協永産業株式会社	物品 盗難防止用ホイール
被告	村上 頼明	ナット
審判番号	平成1年審判第18558号	(M3-1) 適用条文 3条1項3号 掲載文献 取消判集(52) 判決速報(245)
判示事項		
<p>本件意匠(登録766565)は出願前頒布のカタログ所載の引用意匠に類似するとして審決が支持された事例。</p>		
平成6年(行ケ)第281号判決	東京高	A-402
判決言渡	平成7年9月21日	結論 請求棄却
原告	合名会社黒瀬商店	物品 シェルター用パネル
被告	特許庁長官	(L6-1)
審判番号	平成5年審判第10720号	適用条文 3条1項3号 掲載文献 取消判集(53) 判決速報(245)
判示事項		
<p>本願意匠(意願昭62-33559)は意匠公報掲載の引用意匠に類似するとして審決が支持された事例。</p>		

平成7年(行ケ)第33号判決	東京高	A-403
判決言渡	平成7年9月26日	結論 審決取消
原告	米山 悦司	物品 タイムカード
被告	特許庁長官	(F3-1)
審判番号	平成2年審判第8551号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(53)
		判決速報(245)
		知的裁集27巻1号
判示事項		
意匠の類否判断の方法を検討するに、意匠登録に際し、登録出願に係る意匠が公知意匠と類似する意匠であるときは意匠登録の要件を具備しないとされるのは、当該意匠に係る物品が流通過程に置かれ、取引の対象とされる場合において取引者、需要者が両意匠を類似していると認識することにより当該物品の誤認混同を生じないようにするためにであると解されるから、その類否判断は、両意匠の構成を全体的に観察したうえ、取引者、需要者が最も注意を惹く意匠の構成、すなわち要部がどこであるかを当該物品の性質、目的、用途、使用状態などに基づいて認定し、その要部に表された意匠の形態が看者に異なった美感を与えるか否かによって判断すべきものと解される。そして、「物品の形状」も1つの構成要素であるところ、本願の意匠は通常の2倍の左右幅を有し、表面のみに表示欄、記録欄などを印刷表示し裏面は白紙とし、使用時に2つに折り畳んで使用するものであるのに対し、引用意匠は、通常のタイムカードの大きさであって、表面及び裏面にそれぞれ表示欄、記録欄を印刷表示し、その表裏を使用するものであるから、両意匠の形状は明らかに相違している、として審決が取り消された事例。		
平成5年(行ケ)第195号判決	東京高	A-404
判決言渡	平成7年10月25日	結論 請求棄却
原告	レイテック株式会社	物品 ゴム手袋
被告	特許庁長官	(B2-5)
審判番号	平成1年審判第9381号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(53)
		判決速報(246)
判示事項		
本願意匠(意願昭60-23140)は出願前頒布の意匠公報掲載の引用意匠に類似するとして審決が支持された事例。		
平成6年(行ケ)第290号判決	東京高	A-405
判決言渡	平成7年10月26日	結論 請求棄却
原告	合名会社黒瀬商店	物品 シェルター用パネル
被告	日本ハンター・ダグラス株式会社	(L6-1)
審判番号	平成3年審判第23528号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(53)
		判決速報(246)
判示事項		
本件意匠(登録677693-1)は出願前頒布の意匠公報掲載の引用意匠に類似するとして審決が支持された事例。		
平成7年(行ケ)第36号判決	東京高	A-406
判決言渡	平成7年11月14日	結論 請求棄却
原告	三和シャッター工業株式会社 外1名	物品 門扉
被告	特許庁長官	(L3-5)
審判番号	平成3年審判第10448号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(54)
		判決速報(247)
判示事項		
本願意匠(意願昭62-27823)は引用意匠(実開昭54-153030記載の「扉」の意匠)と類似するとして審決が支持された事例。		

平成7年(行ケ)第53号判決	東京高	A-407
判決言渡	平成7年11月14日	結論 請求棄却
原告	三和シャッター工業株式会社 外1名	物品 門扉
被告	特許庁長官	(L3-5)
審判番号	平成3年審判第10449号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(54)
		判決速報(247)
判示事項		
本願意匠(意願昭62-27824)は引用意匠(実開昭54-153030記載の「扉」の意匠)と類似するとして審決が支持された事例。		
平成7年(行ケ)第54号判決	東京高	A-408
判決言渡	平成7年11月14日	結論 請求棄却
原告	三和シャッター工業株式会社 外1名	物品 門扉
被告	特許庁長官	(L3-5)
審判番号	平成3年審判第10445号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(54)
		判決速報(247)
判示事項		
本願意匠(意願昭62-27830)は引用意匠(意願昭50-29296「門扉」)と類似するとして審決が支持された事例。		
平成7年(行ケ)第64号判決	東京高	A-409
判決言渡	平成7年12月13日	結論 請求棄却
原告	三和シャッター工業株式会社 外1名	物品 門扉
被告	特許庁長官	(L3-5)
審判番号	平成3年審判第8411号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(54)
		判決速報(248)
判示事項		
本願意匠(意願昭62-14985)は引用意匠(「門扉」/登録549123)と類似するとして審決が支持された事例。		
平成7年(行ケ)第91号判決	東京高	A-410
判決言渡	平成7年12月13日	結論 請求棄却
原告	三和シャッター工業株式会社 外1名	物品 門扉
被告	特許庁長官	(L3-5)
審判番号	平成3年審判第8414号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(54)
		判決速報(248)
判示事項		
本願意匠(意願昭62-14988)は引用意匠(「門扉」/登録549123)と類似するとして審決が支持された事例。		
平成7年(行ケ)第139号判決	東京高	A-411
判決言渡	平成8年1月24日	結論 請求棄却
原告	三和シャッター工業株式会社 外1名	物品 門扉
被告	特許庁長官	(L3-5)
審判番号	平成3年審判第10446号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(55)
		判決速報(249)
判示事項		
本願意匠(意願昭62-27821)は引用意匠(「門扉」/登録551350類似1)と類似するとして審決が支持された事例。		

平成7年(行ケ)第159号判決	東京高	A-412
判決言渡	平成8年2月28日	結論 審決取消
原告	フジコン株式会社	物品 端子盤
被告	特許庁長官	(H1-3)
審判番号	平成元年審判第5227号	適用条文 3条1項3号 4条2項
	掲載文献	取消判集(55) 判決速報(250) 知的裁集28巻1号
判示事項		
1、新規性喪失の例外を設けた立法趣旨に照らせば、意匠の「同一」と「類似」とが別個の概念であることを前提としても、同条の同一性の要件のうち、審決のいう形態上の「同一」とは、法律上の概念として、単に物理的に形態が完全に一致するものだけではなく、形態において微差があっても、同条の立法趣旨に適した限度において、社会通念上、意匠の表現として同一の範囲と理解されるものをいうと解するのが相当である。このように解することが、意匠法が目的とする「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発展に寄与すること」に資するものとして、同法4条において、新規性喪失の例外を定めていることに適合するというべきである。2、両意匠の同一性を検討すると、審決が同一でないとして認定したいずれの差異点も、基本的構成態様及び各部の具体的態様の共通性に比し、両意匠の形態上の同一性を覆すに足る差異ということとはできない。3、意匠を公開した後、新規性喪失の例外として出願するまでの間に、実質的同一の範囲と解される意匠を自から反復して公開した場合、最初に公開した意匠について、同条3項に規定する書面を提出すれば足りると解するのが相当である、として新規性喪失の例外を認めず、審決が取り消された事例。		
平成7年(行ケ)第167号判決	東京高	A-413
判決言渡	平成8年3月21日	結論 請求棄却
原告	鈴木 政夫	物品 滑止め用敷板
被告	特許庁長官	(L6-1)
審判番号	平成2年審判第7220号	適用条文 3条1項3号
	掲載文献	取消判集(56) 判決速報(251)
判示事項		
本件意匠(意願昭61-49044)は外国カタログ収録の引用意匠に類似するとして審決が支持された事例。		
平成7年(行ケ)第247号判決	東京高	A-414
判決言渡	平成8年3月28日	結論 請求棄却
原告	サニーペット株式会社	物品 ふとん・畳乾燥用支持枠
被告	株式会社栄	(C3-7)
審判番号	平成5年審判第22354号	適用条文 3条1項3号
	掲載文献	取消判集(57) 判決速報(251)
判示事項		
本件意匠(登録841398)は引用意匠(「畳・ふとん兼用乾燥車」/実開昭62-165138)に類似するとして審決が支持された事例		
平成7年(行ケ)第182号判決	東京高	A-415
判決言渡	平成8年4月11日	結論 請求棄却
原告	日本ファイリング株式会社	物品 棚用支柱
被告	特許庁長官	(D2-9)
審判番号	平成3年審判第10439号	適用条文 3条1項3号
	掲載文献	取消判集(57) 判決速報(252)
判示事項		
本願意匠(意願昭62-28567)は出願前頒布した公開実用新案公報所載の引用意匠に類似するとして審決が支持された事例		

平成7年(行ウ)第116号判決	東京地	A-416
判決言渡	平成8年5月31日	結論 不受理処分取消
原告	株式会社アサヒコーポレーション	物品 運動靴
被告	特許庁長官	(B5-1)
	適用条文	10条、22条、42条、43条、49条、61条、68条
	掲載文献	取消判集(69) 判決速報(254)
判示事項		
本件各類似意匠登録出願につき各々登録査定がなされ、原告が登録料納付書を提出したところ、本意匠権の存続期間が満了したことを理由に、各登録料納付書につき不受理処分がなされ、同処分の異議申立についても却下されたため、各不受理処分の取消及び右異議申立に対する決定の取消が求められた事件において、各不受理処分の取消が認められ、決定の取消を求める訴えが訴えの利益がないとして却下された事例。		
平成7年(行ケ)第11号判決	東京高	A-417
判決言渡	平成8年6月11日	結論 請求棄却
原告	株式会社レオナード	物品 自動車用ホイール
被告	石田 長造	(G2-9)
審判番号	平成2年審判第23890号	適用条文 3条1項3号 4条1項 17条4号
	掲載文献	取消判集(58) 判決速報(254)
判示事項		
本件意匠(登録765446)の願書記載の創作者は出願人と同じであり、真の創作者でないが、意匠登録を受ける権利を承継しているため本件意匠が意匠法17条4号に該当するということができないとした審決が支持された事例。		
平成7年(行ケ)第133号判決	東京高	A-418
判決言渡	平成8年6月11日	結論 請求棄却
原告	ペーパーエス・クラフト	物品 自動車用ホイール
	ファールツオイグテクニク・アクチェンゲゼルン	(G2-9)
	ヤフト	適用条文 3条1項3号
被告	株式会社クリムソン	掲載文献 取消判集(59) 判決速報(254)
審判番号	昭和62年審判第9387号	
判示事項		
本件意匠(登録677072)は引用意匠と類似するとして審決が支持された事例。		
平成7年(行ケ)第134号判決	東京高	A-419
判決言渡	平成8年6月11日	結論 請求棄却
原告	ペーパーエス・クラフト	物品 自動車用ホイール
	ファールツオイグテクニク・アクチェンゲゼルン	(G2-9)
	ヤフト	適用条文 3条1項3号
被告	株式会社レイズ	掲載文献 取消判集(59) 判決速報(254)
審判番号	昭和62年審判第6712号	
判示事項		
本件意匠(登録677072)は引用意匠と類似するとして審決が支持された事例。		
平成7年(行ケ)第255号判決	東京高	A-420
判決言渡	平成8年8月20日	結論 請求棄却
原告	バクマ工業株式会社	物品 鋸の背金
被告	株式会社岡田金属工業所	(K1-2)
審判番号	平成5年審判第12281号	適用条文 3条1項3号
	掲載文献	取消判集(60) 判決速報(256)
判示事項		
本件意匠(登録867117)は、出願前の刊行物に記載された意匠と類似しないとして審決が支持された事例。		

平成7年(行ウ)第290号判決	東京地	A-421
判決言渡	平成8年8月30日	結 論 請求棄却
原告	ソーラ ワイド インダ	物 品 庭園灯
	ストリアル リミテッド	(D3-4)
被告	特許庁長官	適用条文 15条1項
		60条の3
	掲載文献	取消判集(69)
		判決速報(257)
判示事項		
<p>本件出願の際、優先権を主張する旨並びに最初に出願したパリ条約同盟国の国名及び出願日を記載せず、それらの記載のある書面を提出しなかったが、後日、優先権の主張を補正する各書面を提出した原告に対し、被告のした不受理処分を違法とした原告の請求が棄却された事例。</p>		
平成7年(行ケ)第207号判決	東京高	A-422
判決言渡	平成8年9月11日	結 論 請求棄却
原告	株式会社森井	物 品 電子レンジ用蒸し器
被告	清水産業株式会社	(C5-3)
審判番号	平成5年審判第20388号	適用条文 3条1項3号
	掲載文献	取消判集(65)
		判決速報(257)
判示事項		
<p>本件意匠(登録875866)は引用意匠(「電子レンジ用蒸し器」/登録809757)に類似しないものとした審決が支持された事例。</p>		
平成7年(行ケ)第116号判決	東京高	A-423
判決言渡	平成8年9月18日	結 論 請求棄却
原告	コロナ産業株式会社	物 品 裝飾電燈用ソケット
被告	株式会社新井清太郎商店	(H1-3)
審判番号	平成5年審判第14560号	適用条文 3条1項3号
	掲載文献	取消判集(61)
		判決速報(257)
判示事項		
<p>本件意匠(登録721785)は出願前公然知られた意匠に類似するものとした審決が支持された事例。</p>		
平成8年(行ケ)第66号判決	東京高	A-424
判決言渡	平成9年2月26日	結 論 請求棄却
原告	元旦ビューティ工業株式	物 品 金属垂木用ジョイント
	会社	(L4-1)
被告	特許庁長官	適用条文 9条1項
審判番号	平成3年審判第17566号	掲載文献 取消判集(61)
		判決速報(263)
判示事項		
<p>1、本願物品が1つの用途と1つの機能を有する物品であるのに対し、引用物品が、他用途、多機能を有する物品であるとしても、これをもって直ちに非類似物品であるとする事はできず、用途、機能に共通のものが含まれる以上、両者は、意匠法上、類似の物品とみるのが相当である。2、建築用構造材にあっては、その長さの要素よりも、それが持つ一定の断面形状がその使用目的や用途に照らし重要な要素となるものである、として本願類似意匠は引用意匠(「天井パネル用連結部材」)と類似するものとした審決が支持された。</p>		

平成8年(行ケ)第140号判決	東京高	A-425
判決言渡	平成9年2月26日	結 論 請求棄却
原告	元旦ビューティ工業株式	物 品 金属垂木用ジョイント
	会社	(L4-1)
被告	特許庁長官	適用条文 9条1項
審判番号	昭和63年審判第10537号	掲載文献 取消判集(63)
		判決速報(263)
判示事項		
<p>1、本願物品が1つの用途と1つの機能を有する物品であるのに対し、引用物品が、他用途、多機能を有する物品であるとしても、これをもって直ちに非類似物品であるとする事はできず、用途、機能に共通のものが含まれる以上、両者は、意匠法上、類似の物品とみるのが相当である。2、建築用構造材にあっては、その長さの要素よりも、それが持つ一定の断面形状がその使用目的や用途に照らし重要な要素となるものである、として本願意匠は引用意匠(「天井パネル用連結部材」)と類似するものとした審決が支持された。</p>		
平成7年(行ケ)第214号判決	東京高	A-426
判決言渡	平成9年2月27日	結 論 請求棄却
原告	株式会社加藤製作所	物 品 自走式クレーン
被告	株式会社神戸製鋼所	(G2-2)
審判番号	平成4年審判第23903号	適用条文 3条1項
	掲載文献	取消判集(65)
		判決速報(263)
判示事項		
<p>審決には、本件登録意匠(登録766928)の特徴を正しく認定していない理由不備の違法があり、また、原告主張の無効理由第1、第2に対する判断の誤り、理由不備の違法があるとの原告の主張が斥けられ、本件登録意匠の登録を無効とすることができないものとした審決が支持された事例。</p>		
平成7年(行ケ)第215号判決	東京高	A-427
判決言渡	平成9年2月27日	結 論 審決取消
原告	株式会社加藤製作所	物 品 クレーン車
被告	株式会社神戸製鋼所	(G2-2)
審判番号	平成6年審判第5984号	適用条文 10条1項
	掲載文献	取消判集(62)
		判決速報(263)
判示事項		
<p>特許庁に、原告の自走式クレーンの意匠との対比、検討を踏まえた本件類似登録意匠(登録766928の類似6)の登録適格性の検討も含めて、本件本意匠及び本件類似登録意匠の要部についても再検討させることが相当であるとし、本件類似登録意匠の登録を無効とすることができないものとした審決が取消された事例。</p>		
平成8年(行ケ)第99号判決	東京高	A-428
判決言渡	平成9年4月16日	結 論 請求棄却
原告	株式会社元旦ビューティ	物 品 型材
	工業株式会社	(L4-2)
被告	特許庁長官	適用条文 3条1項3号
審判番号	昭和61年審判第20528号	掲載文献 取消判集(64)
		判決速報(264)
判示事項		
<p>引用意匠(「型材」/登録482800の上部部材)の上部部材の分離性、物品性、開示性を争い、本願意匠は引用意匠と類似するものとした審決が支持された事例。</p>		
平成8年(行コ)第115号判決	東京高	A-429
判決言渡	平成9年4月24日	結 論 控訴棄却
原告	ソーラ ワイド インダ	物 品 庭園灯
	ストリアル リミテッド	(D3-4)
被告	特許庁長官	適用条文 15条1項
原審番号	平成7年(行ウ)第290号	60条の3
	掲載文献	判決速報(265)
判示事項		
<p>優先権主張の手続について記載方式に違反した場合には優先権の効力を生じないとされた事例。</p>		

平成8年(行ケ)第190号判決	東京高	A-430
判決言渡	平成9年4月24日	結 論 審決取消
原 告	ツルサキヒューム株式	物 品 側溝用ブロック
	会社	(L2-4)
被 告	株式会社池永セメント	適用条文 3条1項3号
	工業所	掲載文献 取消判集(64)
審判番号	平成3年審判第22637号	判決速報(265)
判示事項	<p>意匠法第3条第1項第1号における「公然知られた意匠」とは、一般第三者としての不特定又は多数の者が現実を知るに至った意匠を指すものと解されるが、「パワー側溝」の強度試験をおこなった事実、並びに、カタログ全体及びその原本の提出がない「パワー側溝」のカタログを配布したとすることからは、その意匠を「公然知られた」と認めめることは困難といわざるをえない。しかしながら、本件工事のため、原告から「パワー側溝」を買ひ受け、引き渡しを受けた九興建設の工事関係者については、それにより、更には、本件工事中、車両又は徒歩により通行した者、もしくは工事現場付近の居住者等においても、当該意匠を「仮置き」された状態の下で、現実認識するに至ったものと認めめることが可能である。そうすると、本件意匠は、それに類似した意匠が本件意匠の出願日前に既に「公然知られた」ものであり、登録要件を欠くものである、として本件意匠(登録696719)に類似する引用が出願前に公知であったものとは認められないとした審決が取り消された事例。</p>	
平成8年(行ケ)第120号判決	東京高	A-431
判決言渡	平成9年5月29日	結 論 審決取消
原 告	株式会社シマノ	物 品 釣竿
被 告	ダイワ精工株式会社	(K2-4)
審判番号	平成6年審判第8664号	適用条文 3条2項
		53条
		掲載文献 取消判集(66)
		判決速報(266)
		知的裁集29巻2号
判示事項	<p>職権証拠調の結果を被請求人(原告)に通知しなかった審決は違法であるとして取り消された事例。</p>	
平成8年(行ケ)第224号判決	東京高	A-432
判決言渡	平成9年6月26日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社アクタ	物 品 合成樹脂製包装容器
被 告	積水化成工業株式会社	製造に使用する熱融
	外1名	着板
審判番号	平成5年審判第11236号	(K0-6)
		適用条文 3条2項
		掲載文献 取消判集(68)
		判決速報(267)
判示事項	<p>本件意匠(登録757808)は当業者が容易に創作することができたものであるとした審決が支持された事例。</p>	
平成8年(行ケ)第34号判決	東京高	A-433
判決言渡	平成9年7月16日	結 論 請求棄却
原 告	エンリケ ベルナート	物 品 笛付キャラメル
	フォントラドーサ	(A1-1)
被 告	特許庁長官	適用条文 15条1項
審判番号	平成5年審判第17609号	掲載文献 取消判集(67)
		判決速報(268)
判示事項	<p>第1国の実用新案登録出願から6月をこえ12か月以内に優先権を主張して実用新案登録出願をした後に意匠登録出願に(意願平3-16008)出願変更した場合には優先権の効果が認められないとした審決が支持された事例。</p>	

平成8年(行ケ)第132号判決	東京高	A-434
判決言渡	平成9年7月16日	結 論 審決取消
原 告	株式会社トーヨ	物 品 採尿容器
被 告	占部 明雄	(J7-4)
審判番号	平成5年審判第23094号	適用条文 3条1項1号、
		同3号
		掲載文献 取消判集(69)
		判決速報(268)
判示事項	<p>両意匠の要部とすべきところは、縦長長方形の袋部の上端の開口部全体を覆う態様で口部を設けるという全体の構成と、未使用時及び使用時の口部の形状と、袋部の上部にシール状のチャックを端から端まで帯状に設けた点とからなる基本的構成態様にあるものというべきであるのに対し、その差異点である袋状の容器の底辺部にマチを設けるかどうかは、採尿容器の意匠としては特段の創作力を要しないものであって、これをもって、両意匠を別異の意匠とするほどの意匠的特徴ということではできない。また、模様及び彩色の態様は、単に清涼感を表現した程度のもものと認められるから、両意匠の前示形状における類似性の判断を左右するに足りるほどの特段の意匠的意義を有しないものといわなければならない。これをもって、両意匠が類似しないと判断することはできない、として本件意匠(登録759119)は請求人提出の証拠をもってしては登録を無効とすることはできない、とした審決が取り消された事例。</p>	
平成8年(行ケ)第135号判決	東京高	A-435
判決言渡	平成9年9月24日	結 論 請求棄却
原 告	有限会社秀月人形店	物 品 五月人形
被 告	鈴木 昇	(C2-1)
審判番号	平成6年審判第13782号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(69)
		判決速報(271)
判示事項	<p>本件意匠(登録723759)は引用意匠と類似しないと判断された事例。</p>	
平成8年(行ケ)第242号判決	東京高	A-436
判決言渡	平成9年10月8日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社吉川国工業所	物 品 整理かご
被 告	特許庁長官	(D2-5)
審判番号	平成4年審判第10451号	適用条文 9条1項
		掲載文献 判決速報(271)
判示事項	<p>1、原告は、引用意匠が、原告先行意匠をほとんどそのまま自らの意匠としたものであり、先願意匠としての地位は認められるべきではないと主張するが、この点が審判段階では全く主張されておらず、審判手続において審理・判断の対象とされなかった事項であることは当事者間に争いが無いから、本件の審決取消訴訟において、新たに上記主張を違法事由として主張することは許されず、その内容の当否について検討するまでもなく、その主張は、失当といわねばならない。2、意匠法9条1項の「同一または類似の意匠」であるか否かの判断にあたっては、出願意匠と先願として引用された意匠との形態を全体として観察すべきであり、その意匠の一部の態様に限定して対比観察を行うべきものではない。仮に、引用意匠の一部の形態がその出願前に公知、周知であるからとして、これを類否判断の対象から除外するとすると、このような公知、周知部分が極めて微弱な引用意匠との差異により登録されることとなり、意匠の創作性のほとんど認められない意匠を登録保護することとなるから、明らかに不合理な結果に至ることとなる。そうすると、引用意匠について、仮に、かご体の形状がその出願前に公知であったとしても、これを類否判断から除外して判断することは許されない、として本願意匠は先願意匠と類似するものとした審決が支持された事例。</p>	

平成8年(行ケ)第243号判決	東京高	A-437
判決言渡	平成9年10月8日	結 論 請求棄却
原告	株式会社吉川国工業所	物 品 整理かご
被告	特許庁長官	(D2-5)
審判番号	平成4年審判第10452号	適用条文 9条1項
		掲載文献 取消判集(68) 判決速報(271)
判示事項 本願意匠(意願昭63-23641)は先願意匠と類似するものとした審決が支持された事例。		
平成8年(行ケ)第244号判決	東京高	A-438
判決言渡	平成9年10月8日	結 論 請求棄却
原告	株式会社吉川国工業所	物 品 整理かご
被告	特許庁長官	(D2-5)
審判番号	平成4年審判第10453号	適用条文 9条1項
		掲載文献 判決速報(271)
判示事項 本願意匠(意願昭63-23998)は先願意匠と類似するものとした審決が支持された事例。		
平成9年(行ケ)第97号判決	東京高	A-439
判決言渡	平成10年1月14日	結 論 請求棄却
原告	株式会社リーガル	物 品 肩掛けかばん
被告	東邦製鏡株式会社	(B4-1)
審判番号	平成7年審判第28114号	適用条文 3条1項3号 48条1項
		掲載文献 判決速報(274)
判示事項 本件意匠(登録654321)は冒認及び公知のものであるとは認められないとした審決が支持された事例。		
平成9年(行ケ)第100号判決	東京高	A-440
判決言渡	平成10年1月14日	結 論 請求棄却
原告	エムエムシー株式会社	物 品 流体圧シリンダー
被告	特許庁長官	(K9-1)
審判番号	平成6年審判第13121号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 取消判集(67) 判決速報(274)
判示事項 本願意匠(意願平4-14491)は引用例と類似するものとした審決が支持された事例。		
平成9年(行ケ)第101号判決	東京高	A-441
判決言渡	平成10年1月29日	結 論 請求棄却
原告	エムエムシー株式会社	物 品 流体圧シリンダー
被告	特許庁長官	(K9-1)
審判番号	平成6年審判第13122号	適用条文 9条1項
		掲載文献 判決速報(274)
判示事項 本願意匠(意願平4-14493)は先願意匠と類似するものとした審決が支持された事例。		

平成9年(行ケ)第275号判決	東京高	A-442
判決言渡	平成10年3月19日	結 論 審決取消
原告	株式会社ユー	物 品 股関節部緊縮用バンド
被告	株式会社ナカイ	ド
審判番号	平成8年審判第20101号	(B2-1)
		適用条文 3条1項3号
		掲載文献 判決速報(276)
判示事項 1、被告は、原告による本件意匠権の放棄前に、中井意匠権の実施権者として股関節部緊縮用バンドを製造販売していたことが認められ、この事実によれば、原告と被告は、股関節部緊縮用バンドという同一品目の製品を扱う業者として競業関係にあり、本件意匠登録の有効無効は被告の上記業務の遂行に直接影響を及ぼす関係にあることが認められるから、被告は本件審判請求について法律上正当な利益を有するというべきである。2、原告は、被告の代表者である中井は原告を相手方として、原告製品の意匠が中井意匠権を侵害すると主張して、原告製品の製造譲渡等の禁止等を求める別件侵害事件を提起したところ、京都地方裁判所は平成9年1月30日中井の請求を棄却する旨の判決をし、同判決は確定したから、被告は本件審判請求につき法律上正当な利益を有しない旨主張するが、仮に中井と被告とを一体と見たとしても、別件侵害事件で判断され、既判力を有する点は、原告製品が中井意匠権を侵害しないという点であり、被告が販売する製品が本件意匠権を侵害するか否かの点については判断されておらず、既判力も有しないから、別件侵害事件の確定判決があることをもって、被告に本件審判請求について法律上正当な利益がないと解することはできない、として本件意匠は引用刊行物に記載された意匠に類似するものとした審決が支持された事例。		
平成9年(行ケ)第138号判決	東京高	A-443
判決言渡	平成10年3月31日	結 論 請求棄却
原告	渡辺工業株式会社	物 品 建築用板材
被告	元旦ビューティ工業株式会社	(L6-1)
審判番号	平成7年審判第12091号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 判決速報(276)
判示事項 本願意匠(登録604074)は引用意匠と著しい形態の差異があり類似するということとはできないとした審決が支持された事例。		
平成9年(行ケ)第140号判決	東京高	A-444
判決言渡	平成10年5月19日	結 論 審決取消
原告	エルベックス ビデオ株式会社	物 品 監視用ビデオカメラ
被告	竹中エンジニアリング株式会社	(H4-3)
審判番号	平成5年審判第11760号	適用条文 3条1項3号
		掲載文献 判決速報(277)
判示事項 1、審判手続において提出された他の証拠(甲第10号証、甲第26号証ないし甲第28号証)及び本件訴訟において新たに提出された証拠(甲第43号証ないし甲第45号証)の各事実を総合すると、甲第23号証ないし甲第25号証の刊行物は、本願意匠の出願日である平成2年2月28日より前に頒布されたものと推認され、これを覆すに足りる証拠はない。2、被告は、審判手続において取り調べられなかった証拠を本件訴訟において提出することはできないとして、本件訴訟において新たに提出された甲第43号証ないし甲第47号証を、甲第23号証ないし甲第25号証の刊行物が本願意匠の出願前に配布されたことの認定資料とすることはできない旨主張するが、既に審判手続において提出された甲第23号証ないし甲第25号証の刊行物が意匠法3条1項2号所定「意匠登録出願前に頒布された刊行物」であるか否かを認定するために必要な資料を、取消訴訟の段階で追加的に提出することを妨げるべき事由は存しないから、上記主張は採用することができない、として引用意匠は本願意匠(登録862434)の出願前に頒布されたものとは認められないとした審決が取り消された事例。		

平成9年(行ケ)第252号判決	東京高	A-445
判決言渡	平成10年6月9日	結論 請求棄却
原告	株式会社パトライト	物品 回転警告灯
被告	アサヒ電機株式会社	(J6-4)
審判番号	平成4年審判第4207号	適用条文 3条1項3号 掲載文献 判決速報(278)
判示事項		
<p>1、願書添付の図面代用写真の左右側面図、正面図、背面図、には、グローブの各階層が全く同一の透明に現され、各階層間に明度の差異がなく、この点について、意匠の説明の欄には、「グローブは着色または無色の透明である」と記載されているのみで、グローブを各階層毎に異なる着色又は無色とすることを示す形容詞句はおろか、これを示唆する「各々」等の語すら全くなく、その他願書的全記載を検討してもこのような記載も示唆も存しないことが認められるとした認定、判断に誤りはない。2、回転警告灯の分野において、各階層のグローブを単一色ないし無色ではなく異なった色に着色することが当業者において周知慣用の手段であり、常識的なものであったとまでは認め難く、仮にそうであるとしても、本件意匠登録出願の願書に、各階層のグローブは異なった色に着色したものである旨の記載がなされていない以上、これを本件登録意匠の要旨として当然に取り入れて認定することができないことは明らかである。3、前判決において示された、本件補正は出願当初の本件登録意匠の要旨を変更するものである旨の認定、判断に従ってなされた審決に何ら誤りはない、として本件意匠(登録624759)は引用意匠に類似するものであるとした審決が支持された事例。</p>		
平成9年(行ツ)第186号判決	最高	A-446
判決言渡	平成10年6月22日	結論 上告棄却
上诉人	ソーラ ワイド インダ	物品 庭園灯
	ストリアル リミテッド	(D3-4)
被上诉人	特許庁長官	適用条文 15条1項、60条の3
原審番号	平成8年(行コ)第115号	掲載文献 判決速報(279)
判示事項		
<p>原審の適法に確定した事実関係の下においては、本件処分が適法であるとした原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はないとして、上告理由が斥けられた事例。</p>		
平成10年(行ケ)第23号判決	東京高	A-447
判決言渡	平成10年6月25日	結論 請求棄却
原告	アイニチ株式会社	物品 カレンダー
被告	コープ印刷株式会社	(F2-4)
審判番号	平成8年審判第20099号	適用条文 3条1項3号 掲載文献 判決速報(279)
判示事項		
<p>本件登録意匠(登録934430)は甲号意匠に類似するものであるとした事例。</p>		
平成10年(行ケ)第64号判決	東京高	A-448
判決言渡	平成10年7月7日	結論 請求棄却
原告	朝日スチール工業株式会社	物品 フェンス
		(L3-5)
被告	トーア・スチール株式会	適用条文 9条1項
	社	掲載文献 判決速報(279)
審判番号	平成8年審判第11889号	
判示事項		
<p>本件意匠(登録950339)は先願意匠と類似しないとした審決が支持された事例。</p>		

平成9年(行ケ)第133号判決	東京高	A-449
判決言渡	平成10年7月9日	結論 審決取消
原告	株式会社イノウエ	物品 イヤリング
被告	穂坂 喜博	(B3-2)
審判番号	平成7年審判第24592号	適用条文 3条1項1号 同2号、同3号 掲載文献 判決速報(279)
判示事項		
<p>1、証人Sの証言及び、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる甲号証及び証人の証言により、カタログは本件登録意匠の出願前に日本国内において頒布された刊行物であると認められ、本件登録意匠は、掲載の意匠に同一であると認められる。2、(審判段階で提出の)甲第4号証、弁論の全趣旨により原本の存在及び成立の認められる甲第5号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる甲第9号証の1ないし166、並びに弁論の全趣旨によれば、本件登録意匠は、出願前に日本国内において公然知られた意匠に同一であると認められる。3、被告は、審判段階で提出されなかった甲第9号証の1ないし166を本件訴訟で提出することは許されない旨主張するが、同号証は、原告が審判段階で主張した事実等を立証するために使用されるものであり、新たな無効理由の立証のために使用されるものではないから、その提出は許されるものである、として本件登録意匠(登録863326)出願前に引用意匠が公知であったとする証拠に信憑性がないとした審決が取り消された事例。</p>		
平成9年(行ケ)第134号判決	東京高	A-450
判決言渡	平成10年7月9日	結論 審決取消
原告	株式会社イノウエ	物品 イヤリング
被告	穂坂 喜博	(B3-2)
審判番号	平成7年審判第24593号	適用条文 3条1項1号、 同2号、同3号 掲載文献 判決速報(279)
判示事項		
<p>本件登録意匠(登録881083)出願前に引用意匠が公知であったとする証拠に信憑性がないとした審決が取り消された事例。</p>		
平成9年(行ケ)第135号判決	東京高	A-451
判決言渡	平成10年7月9日	結論 審決取消
原告	株式会社イノウエ	物品 イヤリング
被告	穂坂 喜博	(B3-2)
審判番号	平成7年審判第24594号	適用条文 3条1項1号、 同2号、同3号 掲載文献 判決速報(279)
判示事項		
<p>本件登録意匠(登録881083の類似1)出願前に引用意匠が公知であったとする証拠に信憑性がないとした審決が取り消された事例。</p>		
平成9年(行ケ)第234号判決	東京高	A-452
判決言渡	平成10年8月4日	結論 請求棄却
原告	エステック株式会社	物品 スクレーパーコンベ
		ア用輸送管
被告	有限会社日新製作所	(G1-1)
審判番号	平成8年審判第17662号	適用条文 3条2項 掲載文献 判決速報(280)
判示事項		
<p>1、甲第4号証の第1図、第3図、第5図、第6図に示された意匠の構成態様についての審決の認定に誤りはない。2、意匠法3条2項における「日本国内において広く知られた」とは、当該意匠の属する分野において通常の知識を有する者、すなわち当業者の間で広く知られていることを言うものと解されるところ、(中略)上記甲各号証に記載の考案の対象、上記甲各号証の公開日時からすると、上記甲各号証に記載の意匠は本件登録意匠に係る物品の属する分野における当業者の間では広く知られていたものと推認するのが相当である、として本件意匠(登録675290)は、甲第4号証の第1図、第3図、第5図、第6図及び甲第6号証の第4図に示されている意匠に基づいて容易に創作することができたものであるとした審決が支持された事例。</p>		

平成10年(行ケ)第90号判決	東京高	A-453
判決言渡	平成10年11月11日	結 論 請求棄却
原 告	吉村 富雄	物 品 戸車
被 告	有限会社濱本製作所	(L 5-6)
審判番号	平成9年審判第7511号	適用条文 3条2項 掲載文献 判決速報(284)
判示事項	本願意匠は当業者が容易に創作することができたものであるとした審決が支持された事例。	
平成9年(行ケ)第250号判決	東京高	A-454
判決言渡	平成10年11月26日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社福本電機	物 品 掛け時計
被 告	株式会社永光	(J 2-5)
審判番号	平成8年審判第18198号	適用条文 9条1項
判示事項	本件においては、他人を意匠権者とする先願の甲号証意匠が登録された後に、後願に当たる原告の本件登録意匠が登録査定に基づき意匠登録されたものであるから、独立の意匠登録出願から類似意匠の意匠登録出願に変更することができなくなったのは当然であり(意匠法12条3項参照)、本件のような場合には、先願に当たる甲号証意匠が本件無効審判手続中に譲渡されて原告に帰属することとなったとしても、これを理由として、登録無効理由がなくなったと解することは到底できない、として本件登録意匠は甲号意匠に類似するものであるとした審決が支持された。	
平成10年(行ケ)第50号判決	東京高	A-455
判決言渡	平成10年11月26日	結 論 審決取消
原 告	株式会社大吉堂	物 品 のこぎりの柄補強用金具
被 告	富士製鋸株式会社	(K 1-2)
審判番号	平成8年審判第3695号	適用条文 3条1項3号
判示事項	本件意匠に係る金具が、受け部と基端部の2つの部分から構成されているように見えるのに対して、引用意匠の金具は、ほとんど受け部を構成するためのものであって、基端部はこれを固定するための付属的な部分にすぎないようにも見えるため、各意匠が与える印象には明らかな差異があるということが出来る。被告は、本件意匠の基端部の形状は、長い中子を交換する際に生ずる不都合を解消するために、長い形状を採用せざるをえなかったというにすぎず、何らの創作性もない旨主張するが、意匠の構成が決定された理由と、その結果として創案された意匠が生ずる美感とは、全く別個の問題であるから、被告の主張は失当である、として本件意匠は引用意匠に類似しないとして審決が取り消された事例。	
平成10年(行ケ)第49号判決	東京高	A-456
判決言渡	平成10年12月21日	結 論 請求棄却
原 告	金田 登志栄	物 品 ゴム紐
被 告	加藤製紐株式会社	(M 1-6)
審判番号	平成5年審判第7925号	適用条文 3条1項3号
判示事項	本件サンプル帳が改竄されたものであるとする原告の各主張は、いずれも到底採用し得るものでなく、被請求人の主張は、事実と相違するところがあり、この主張を採り挙げて甲号意匠が本件登録意匠の出願前に作られ、加えられて、甲第100号証の『織りゴムサンプル帳』が改竄されたものであるとはいえない。従って、当該甲第100号証の『織りゴムサンプル帳』は、証拠として採用するのが相当である、として本件意匠は引用意匠と類似するものとした審決が支持された。	

平成9年(行ケ)第306号判決	東高	A-457
判決言渡	平成11年2月9日	結 論 審決取消
原 告	ジェムプリュス カー	物 品 集積回路内蔵カード
被 告	アンテルナショナル	ド
審判番号	平成7年審判第15627号	掲載文献 判決速報(288)
判示事項	(1) 磁気ストライプの有無の差異は、磁気ストライプ自体に創作価値があることは疑わしいものの、板体における接点領域小片の位置の印象に影響があることも否定することはできない。 (2) 審決認定の差異点を更に敷衍すると、 1. 本願意匠の接点領域小片の全体形状は、引用意匠のそれが横長の長方形であるのに比して、より正方形に近いものとなつている点、 2. 接点領域小片の位置が、本願意匠では、板体の上方左寄りの部位であるが、引用意匠では中央付近左寄りの部位に位置する印象を与える点、 3. 接点領域小片の中央部及び左右小区画の横幅の比の差異点等がみられ、それぞれは細かな差異ではあるが、接点領域小片の板体における位置及び形状の印象差に影響をもたらし、共通点を凌駕して明らかに異なつた印象を与えるものと認められるから、本願意匠と引用意匠とが類似するものと認めることができないうるものにまで達しているものというべきである。 (3) そうすると、本願意匠と引用意匠とは類似するものとした審決の認定判断は誤りであり、審決は、両意匠の類否判断を誤つたものというべきである。	
平成9年(行ケ)第307号判決	東高	A-458
判決言渡	平成11年2月9日	結 論 審決取消
原 告	ジェムプリュス カー	物 品 集積回路内蔵カード
被 告	アンテルナショナル	ド
審判番号	平成7年審判第15629号	掲載文献 判決速報(288)
判示事項	(1) 審決認定の差異点を更に敷衍した各差異点によつて印象づけられる視覚上の差異も踏まえて、本願意匠と引用意匠の接点領域小片の位置及び形状を視覚的に観察すると、本願意匠のそれは、円形状に近いものが、隅丸横長矩形形状の板体の左上の隅に位置づけられているものと印象づけられるのに対し、引用意匠のそれは、板体とほぼ同様の長方形の形状のものが、左側の上下関係ではより中央付近に位置するものと印象づけられるものと認められる。接点領域小片内部の小区画の個数、配置、ピン孔の有無等の差異も、それぞれは細かな差異ではあるが、上記の印象の差異に影響を及ぼしていることは否定できない。そして、この印象の差異は、接点領域小片が同様の形状の板体の左方上方に位置するという、本願意匠と引用意匠との共通点を凌駕して、本願意匠と引用意匠とが類似するものと認めることができないうるものにまで達しているものというべきである。 (2) そうすると、本願意匠と引用意匠とは類似するものとした審決の認定判断は誤りであり、審決は、両意匠の類否判断を誤つたものというべきである。	

平成10年(行ケ)第126号判決	東高	A-459
判決言渡	平成11年3月25日	結 論 請求棄却
原告	福山鍛鋼造機株式会社	物 品 滑車
被告	株式会社園田滑車工業所	掲載文献 判決速報(289)
審判番号	平成7年審判第11333号	意匠登録 第899403号
判示事項	<p>(1) 甲第6号証第4図に図示された黒くふくれた部分についての認定は誤りであり、ディスク面のほぼ中央部に1本の同心円状の線が突出することなく表されているものと認めざるを得ないから、両意匠はディスク部の表面に突出したものがあつかひの点で相違はないものである。</p> <p>(2) 本件登録意匠と甲第6号意匠とに共通する二重円の有無等を除く基本的構成態様は、ワイヤーロープを掛けて引っ張るといった滑車としてはありふれた形態のものであるところ、二重円の有無及びその位置の相違等を総合して考慮しても、それらの相違は、両意匠の共通する基本的構成態様から生じる共通感を凌駕するほどの顕著な印象を与えるものではなく、本件登録意匠は、甲第6号意匠に類似するものと認められる。</p> <p>(3) 一般にディスク面部の形態の差異をもつて意匠の類否を判断すべきものと限定して解すべき根拠は認められず、また、本件においても、意匠の基本的構成態様の共通点及び相違点を含めて両意匠を全体的に比較して見た場合ディスク面上の差異(細線が二重円が一重円かの差異及びその位置の差異)によつて両意匠を類似の範囲外のものとすべき別異の美観を与えているとはいえないから、この点の原告の主張は採用することができない。</p>	
平成10年(行ケ)第207号判決	東高	A-460
判決言渡	平成11年3月25日	結 論 審決取消
原告	有限会社ターモ	物 品 吸着具
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(289)
審判番号	平成5年審判第9365号	
判示事項	<p>1. 引用意匠における網状模様は、雌雄吸着具の吸着面の大部分にわたって施されており、引用意匠において特徴になっているものと認められる。そうすると、本願意匠と引用意匠において、審決の認定に係る共通点があるとしても、前記(2)の事実を考慮すれば、このような特徴の有無という差異がある以上、両意匠が類似することとはできない。</p> <p>2. 意匠の類似とは、一般需要者の立場から見た美感の類似であつて、「類似」とは「似ている」ことをいうのであるから、それは本願意匠と引用意匠のいずれに新規な特徴があるかということとは別の問題である。すなわち、引用意匠に特徴があり、そのために本願意匠と似ていないのであるならば、その結果として、本願意匠も、また、引用意匠とは似ていないといわざるを得ないのである。</p>	
平成10年(行ケ)第320号判決	東高	A-461
判決言渡	平成11年4月14日	結 論 請求棄却
原告	渡辺工業株式会社	物 品 建築用面板
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(290)
審判番号	平成8年審判第9436号	
判示事項	<p>1. 本願意匠の棟側折曲部は、本件全証拠によるも、その軒側折曲部ほど従来から周知の態様ということができないから、軒側折曲部と比較すると、意匠全体の中で看者の注意を惹く度合いが高いものといわなければならない。したがつて、審決が、特に棟側折曲部の態様は、両意匠の形態上の特徴を表す要素であり、両意匠の類否判断を左右する要素と認められると認定したことに誤りはない。</p> <p>2. 本願意匠の軒側折曲部が、仮に、機能上の工夫の結果生じた形状であるとしても、その形態が従来から周知の極めて一般的なものであるから、意匠的な評価が低いのは明らかであり、また、看者が外観上の美しさよりも機能を発揮し得る形態を重視するとの点についても、意匠が「視覚を通じて美感を起こさせるもの」(意匠法2条1項)であることからみて、到底採用することができない。</p> <p>3. 本願意匠の軒側折曲部が、極めて一般的な態様である以上、これと引用意匠の軒側折曲部との差異点(2)及び(3)も、意匠全体の中で、看者に対し、別異の意匠を構成したとの印象を与えることのない微弱なものとして認められるから、この点に関する審決の判断に誤りはない。</p>	

平成10年(行ケ)第22号判決	東高	A-462
判決言渡	平成11年4月15日	結 論 審決取消
原告	東洋化学株式会社	物 品 空調配管用カバー
被告	因幡電機産業株式会社	掲載文献 判決速報(290)
審判番号	平成8年審判第3005号	意匠登録 第907619号
判示事項	<p>配管用カバーの本体を建物等に固定する場合に関連する差異点(3)の判断について：別紙図面Aに図示されている筒体は、下辺の中央部分に明確な溝部が形成され、かつ、その溝部の底(審決にいう「内方の突条」)が筒体の下辺とほぼ同一面であるため、いかにも建物等へのねじ止め等が容易であるとの印象を与えるといえる。これに対して、別紙図面Bに図示されている筒体下辺の中央部分には明確な溝部が形成されておらず、その最も低い部分(内方の突条)は筒体の下辺とはかなり離れているため、建物等へのねじ止め等は必ずしも容易でないとの印象を与えるといわざるをえない。本体に蓋体を嵌合する場合に関連する差異点(4)の判断について：本件意匠の嵌合部がいわば直線によつて構成され、しかも、本体と蓋体との噛み合い部分に、筒体の厚みあるいはそれ以上の間隙が残されているのに対して、引用意匠の嵌合部がいわば曲線によつて構成され、しかも、本体と蓋体との噛み合い部分には間隙が全く残されていない点、両意匠の明確な差異として指摘されるものである。このような明確な差異は、本体と蓋体との嵌合の難易あるいは確実性に少なからぬ影響を与えることが明らかであるから、配管施工業者等によつて決して見逃されるはずのないものである。</p>	
平成10年(行ケ)第153号判決	東高	A-463
判決言渡	平成11年4月22日	結 論 審決取消
原告	日本軽金属株式会社	物 品 冷蔵庫用コーナー
被告	特許庁長官	パッキング
審判番号	平成7年審判第8079号	掲載文献 判決速報(290)
平成11年(行ツ)第79号判決	最高	A-464
判決言渡	平成11年4月27日	結 論 上告棄却
原告	A	物 品 ゴム紐
被告	加藤製紐株式会社外6名	意匠登録 第859953号
原審番号	平成10年(行ケ)第49号判決	
平成10年(行ケ)第159号判決	東高	A-465
判決言渡	平成11年5月18日	結 論 審決取消
原告	和光機械工業株式会社	物 品 補助ローラ台
被告	株式会社伊藤製作所	掲載文献 判決速報(291)
審判番号	平成9年審判第13664号	意匠登録 第956723号
判示事項	<p>(1) 両意匠の差異から生じる印象について：本件意匠においては、ローラ枠部が先願意匠より細い帯状枠体であり、基板部の枠体も先願意匠のように分かれておらず、連続した細い帯状板体であることからして、全体としてスマートで均整がとれている印象を生じさせるのに対し、先願意匠においては、ローラ枠部が本件意匠より太い帯状枠体であり、基板部の枠体は左右に分かれていて連続した板体でなく、左右の長さも異なっていることから、重厚である一方で上部の方の存在感を強調させる印象となつている。</p> <p>(2) 印象の差異について：特に、ローラ枠部の形状の差異により上記の印象の差異を生じさせることに伴い、一般に普及している補助ローラ台の意匠における共通する各部の具体的な構成態様を凌駕して、看者に対し、本件意匠と先願意匠との間の顕著な印象の相違となつて表れるものと認められる。</p>	

平成10年(行ケ)第377号判決	東高	A-466
判決言渡	平成11年5月23日	結 論 審決取消
原 告	北海道農財工業	物 品 タイル
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(291)
審判番号	平成6年審判第11246号	
判示事項	<p>1. タイルは主として専門業者の間において売買され施工されるものであるから、タイルの意匠の類否は、これら専門業者をも取引者、需要者として想定し、これを基準として認定判断することを要すると解するのが相当である。そうすると、タイルの裏面の形状は専門業者らによって特に注意深く観察され、その差異は微細なものであつても見逃されるはずのないものである。</p> <p>2. 上凸部の形状と下挾部の形状とが雌雄的に対応しているか否か、表面挾部の上下幅と下挾部の上下幅との差がどのように設定されているかは、専門業者ならば見逃すはずのない差異点と解すべきである。以上のとおりであるから、差異点(1)乃至(3)を含む類否に関する審決の判断は、誤りである。</p>	

平成10年(行ケ)第339号判決	東高	A-467
判決言渡	平成11年5月27日	結 論 審決取消
原 告	松下電子工業株式会社	物 品 蛍光ランプ
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(292)
審判番号	平成6年審判第19648号	
判示事項	<p>1. 共通点の認定について：引用意匠は、グローブ部と口金ケース部の表面が連続して形成され、口金ケース部の形状がグローブ部の上端部と同一曲率の円弧の回転面から成る球状面に形成され、上下対称形に構成されているのに対し、本願意匠は、漏斗部の口金ケース部の上に、上端部を半円球状とし胴部を円筒状とするグローブ部を設けた態様のもので、グローブ部と口金ケース部とが上下対称形に形成されたものではない点で基本的形状を異にするものであり、審決の共通点(1)の認定は誤りであるといわなければならない。</p> <p>2. 類否判断について：基本的形状の差異は、取引時、使用時に看者の注意を惹き、両意匠の類否判断において大きな影響を有するものと認められる。また差異点(ア)の点は、図面表現上の誤差程度のもものと認めることはできず、被告の主張は採用することができない。以上のとおり、本願意匠と引用意匠との間には、基本的形状の差異及び具体的な態様における差異点があるから、両意匠が円筒形状の胴部の上端部をほぼ半円球状としたグローブ部の形状が共通していることを考慮しても、両意匠が看者に与える印象は異なっており、本願意匠を引用意匠に類似する意匠とは認めることができない。</p>	

平成10年(行ケ)第394号判決	東高	A-468
判決言渡	平成11年6月8日	結 論 審決取消
原 告	株式会社チューオー	物 品 建築用板材
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(292)
審判番号	平成9年審判第13140号	
判示事項	<p>1. 建築用板材の取引者、需要者は建築を専門とする設計者あるいは施工業者であるから、本願意匠及び引用意匠は、それによつてどのような実益が得られるかという観点から注意深く観察され、相当微細な差異であつても有意の差異として認識されるものと解すべきである。</p> <p>2. 雄連結部の形状と雌連結部の形状の対応の程度は、建築工事の難易及び板材の連結の強度に影響を及ぼすものと考えられる。また、工事施工後に2枚の板材の間に凹部(目地)が現れるか否かは、建築物の外壁の美感に強い影響を及ぼすことが明らかである。したがつて、上記の差異点は、本願意匠と引用意匠との類似性を否定するものとして、取引者、需要者である設計者あるいは施工業者によつて決して看過されることのないものというべきである。</p> <p>3. 以上のとおりであるから、雄連結部の形状と雌連結部の形状の対応の程度を両意匠の差異点として認定判断せず、かつ、工事施工後の表面に目地が現れるか否かは両意匠の類否判断に影響を与えるほどのものではないとして、本願意匠は引用意匠に類似するものとした審決の結論は、維持することができない。</p>	

平成10年(行ケ)第260号判決	東高	A-469
判決言渡	平成11年6月17日	結 論 請求棄却
原 告	A	物 品 戸車用レール
被 告	ケージーパルテック株式会社	掲載文献 判決速報(292) 意匠登録 第775528号
審判番号	平成9年審判第17811号	
判示事項	<p>無効事由1(類否判断)について：戸車用レールの上面両側に鏝部を設けることは本件意匠の登録出願前から普通に行われており、特に目新しい態様ではないとしても、本件意匠と引用意匠を対比すれば、上面両側の鏝部の有無が両意匠の美感に顕著な差異をもたらしていることは明らかであり、また、上面両側あるいは片側に鏝部がある相違する2つの意匠が類似登録されている例があるとしても、これらの意匠は、上面両側あるいは片側の鏝部以外が極めて特徴的であることが認められるから、これを根拠として、両意匠が類似するということとはできない、として、審決の判断は維持された。</p> <p>無効事由2(創作容易性)について：戸車用レールの上面両側に鏝部を設けることは本件意匠の登録出願前から普通に行われていたから、本件意匠は当業者が広く知られていた意匠に基いて容易に創作できるとした点は、戸車用レールの意匠において、側面視が略「M」字状を呈する形状及び上面両側に鏝部を設ける形状が何れも本件意匠の登録出願前から広く知られていたとしても、この二つの形状を組み合わせてまとまりのある意匠を創作することは直ちに容易であつたということとはできない、として、審決の判断は維持された。</p>	

平成10年(行ケ)第374号判決	東高	A-470
判決言渡	平成11年6月30日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社カツイチ	物 品 釣針
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(293)
審判番号	平成9年審判第2384号	
判示事項	<p>1. 釣糸を繋ぐ環状部を形成すること自体は、引用意匠と共通するのみならず、弁論の全趣旨によれば、極めてありふれた態様であると認められ、また、扁平部を形成すること及びその扁平部を略小長円形状とすることも本願出願前から多数存在するものであるほか、扁平部の位置(環状部の末端)と環状部の首の付近との間に隙間を設ける態様も格別新規ということができないことに鑑みれば、該環状部の末端に扁平部を形成したことがとりたてて看者(需要者)の注意を惹くような意匠的效果を有するものとは認められず、本願意匠と引用意匠の差異点としては、共通点と比較して、軽微な差異に止まるというべきである。</p> <p>2. 本願意匠と引用意匠の差異点(2)及び同(4)に関して、本願意匠の該差異点に係る環状部及び扁平部が、釣針に鉤索を繋ぐ部分であるからといつて、その故に本願意匠の要部に当たるとすることができないことはもとより、本願意匠と引用意匠の差異点としても、共通点と比較して細部の差異に止まるものであつて、意匠の類否判断に影響を及ぼすような要部における差異ということとはできない。</p>	

平成10年(行ケ)第42号判決	東高	A-471
判決言渡	平成11年7月13日	結 論 請求棄却
原告	株式会社シマノ	物 品 釣竿
被告	ダイワ精工株式会社	掲載文献 判決速報(293)
審判番号	平成6年審判第8664号	意匠登録 第880636号
判示事項	<p>1. 公開実用新案公報は、その発行件数が膨大であるから、当業者にとって、その全てを閲覧して内容を精査することが不可能であるから、周知ではなかった旨主張するが、「当業者は、その取り扱う物品等に関する工業所有権関係の情報に大きな関心を持ち、これを収集しているものと容易に推認されるところであるから、原告の主張は、採用することができない。」</p> <p>2. 「Cの態様のみから第1, 第2中間竿の端部を階段状に突出させた形状が容易に創作できなければならぬものではない。すなわち、前記(2)のとおり、Bの態様のうち、元竿寄りの2本の中間竿のみを限定して、収納固定した中間竿の先端部分が元竿先端から階段状に露出した態様は容易に創作することができたものであり、Cの態様が周知である以上、両者を組み合わせれば、必然的に第1, 第2中間竿の端部を階段状に突出させた形状となるものであるから、原告の主張は、採用することができない。」</p> <p>3. 「AないしDの態様は、いずれも釣竿という同一物品に係る形状であるから、これを組み合わせることは極めて容易である。したがって、AないしDの態様が日本国内において広く知られた形状ないしこれから創作容易である以上、これらを組み合わせる本件登録意匠も、当業者が日本国内において広く知られた形状に基づいて容易に創作することができたものと認められるから、上記審決の判断にも誤りはない。」</p> <p>4. 「意匠は、視覚を通じて美感を起こさせるものであつて、技術的思想の創作ではないから、技術的な課題及び技術的な理由による作用効果が相違ないし優れているとしても、そのことをもつて意匠の創作が困難となるというものではない。」</p>	
平成10年(行ケ)第378号判決	東高	A-472
判決言渡	平成11年7月14日	結 論 請求棄却
原告	桃陽電線株式会社	物 品 空調配管用曲りダクト
被告	特許庁長官	
審判番号	平成4年審判第23138号	掲載文献 判決速報(293)
判示事項	<p>1 取消事由1(共通点の誤認)について: 審決が、本願意匠と引用意匠との基本的構成態様及び具体的態様における共通点として認定したこと、いずれも誤りはない。</p> <p>2 取消事由2(差異点の看過)について: 審決の認定に差異点の看過はない。</p> <p>3 取消事由3(類否判断の誤り)について: 本願意匠が管の底側を除く部分を鈍角の角を持ったやや扁平な多角柱状に形成している点については、これらの鈍角は子細に観察してみても認識できる程度のわずかなものであり、当該管部の断面を全体的に観察すれば、「丸味のある管」であることが明らかであるから、外周面が緩やかな曲線面に形成される引用意匠との意匠上の差異は、微弱なものといえる。しかも、本件周知公報(乙第1~3号証)の各図面によれば、従来から、「多角柱体を構成する直線面と直線面の接合部に形成される稜線が蛇腹の頂面の平坦面に数多く表われる蛇腹状管部の構成」が、本願意匠出願前より周知のものであつたと認められるから、看者に格別強い印象を与えるものとは認められない。</p>	
平成11年(行ツ)第151号判決	最高	A-473
判決言渡	平成11年9月9日	結 論 上告棄却
上告人	福山鍛鋼造機株式会社	物 品 滑車
被上告人	株式会社園田滑車工業	掲載文献 判決速報(294)

平成10年(行ケ)第316号判決	東高	A-474
判決言渡	平成11年9月21日	結 論 請求棄却
原告	ダイニック株式会社	物 品 インクリボン付カートリッジ
被告	アルプス電気株式会社	
審判番号	平成9年審判第18133号	掲載文献 判決速報(294)
		意匠登録 第824674号
判示事項	<p>原告が主張する本件登録意匠を構成する各要素が、出願当時、日本国内において広く知られるに至つていたと認められるかにつき検討し、次に、上記広く知られた形状となつたといえない意匠部分が意匠的に有する意味と、それが広く知られた形状等に基づいて容易に創作することができたものであつたか否かについて検討する。基本的な構成態様(1)~4の四隅を小さい斜状に隅切りしている形状及び具体的な構成態様(5)の形状は、従来の形態との対比において意匠的な特徴を有し、物品を離れた場合四隅を斜めに直線状に切除したものは広く知られた形状で、インクリボン付カートリッジの意匠を創作する出発点とはなり得るものであるが、現実これをインクリボン付カートリッジに適用するに当たっては、置物台などと違って、意匠的な要素とは別のその機能への配慮などのために、意匠に関する発想の自由が制限される面のあることは避けられず、その結果、事後的に考えれば、容易であつたはずのものが、その時点では、現実には容易ではなかつたということも、往々にして生じることであり、本件はそれに当たると思われる。要するに当業者にとって意表をつく形状であつたものというべきである。その他の具体的な構成態様(6)(10)乃至(12)の意匠的特徴も局部的なものあるいは微細なものとして軽視することはできない。以上、意匠法3条2項当該理由が存したとすることはできない。</p>	
平成10年(行ケ)第341号判決	東高	A-475
判決言渡	平成11年9月29日	結 論 請求棄却
原告	ユニツタ株式会社 外1名	物 品 ブーリー
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(294)
審判番号	平成7年審判第17224号	
判示事項	<p>一般に、登録出願に係る意匠の、引用された公知意匠との差異点に係る部分が新規性を有する態様であるときに、誤差異点に係る態様を、その部分の全体に対する面積比よりも大きく評価すべき場合があることは、原告ら主張のとおりであり、かかる場合には、その反射的影響として、相対的結果的に、共通点に係る態様の評価が共通点の部分の全体に対する面積比よりも小さくなるとしても、登録出願に係る意匠と引用された公知意匠との共通点が、ありふれた意匠に係るものであるからといって、直ちに、該共通点に係る態様を、その共通点の部分の全体に対する面積比よりも小さく評価すべきことにならないことは、登録出願に係る意匠のうちの残余の差異点に係る部分が、引用された公知意匠とは共通しないものの、他の公知意匠との関係において、該共通点と同程度以上にありふれたものである場合を想定すれば明白である。したがって、原告らが、本願意匠と引用意匠の共通点についての審決の前示判断が誤りであるとする主張の根拠として、意匠の類否判断に際し、ありふれた意匠に係る共通点の評価に当たっては、全体に占める共通部分の面積比にこだわるべきでないことをいう部分はそれ自体失当であり、また、本願意匠の新規部分を含む差異点をその面積比よりも比較的大きく評価すべきであるとする部分は、各差異点についての審決の判断に対し、主張の新規部分の故に該差異点をその面積比以上に大きく評価すべき旨の主張となすべきであつて、いずれにせよ、審決の前示判断を左右するものとなり得ず、その判断に原告ら主張の誤りはない。</p>	

平成10年(行ケ)第353号判決	東高	A-476
判決言渡	平成11年10月20日	結 論 請求棄却
原告	株式会社淀川製鋼所	物 品 屋根板材
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(295)
審判番号	平成7年審判第27995号	
判示事項	<p>・本件両意匠の基本的構成は、本願意匠の出願前には引用意匠を除いて広く知られたものではなく、意匠上も看者に強い印象を与える特徴的な構成となり得る。</p> <p>・両意匠を子細に対比観察してみても認識できる程度の僅かな曲げ角度や屈曲形状の相違は、視覚的効果も微弱であつて、審決が詳細な認定を行っていないことに違法はない。</p> <p>・本願意匠の係止部は、期間満了により意匠権が消滅した周知意匠に開示されているものであつて、看者に強い印象を与えるものではなく、引用意匠の該部位の凹溝は、視覚的効果も低く、全体への影響も微弱であるため、その有無が意匠の創作的価値を左右するものではない。また、意匠としての評価は、工事施工上の関心と必ずしも一致するものではなく、使用時に目立たなくなる内側係止部よりも外側係止部を重要視した判断に誤りはない。</p> <p>・基本的構成の共通する意匠が従前から多数別個独立に登録されていたとしても、出願された意匠については、それ以前の周知意匠の形態、公知及び先願の意匠等を考慮した上で当該意匠の要部が把握され、その類否が個別的に判断されて登録が許されるものであり、過去の登録事例に基づいて基本的構成以外の具体的構成態様の差異が重視されて当該各意匠が登録されたものと一概にはいえず、これらの登録意匠の存在は、正当な類否判断を左右するものではない。</p>	
平成10年(行ケ)第168号判決	東高	A-477
判決言渡	平成11年10月26日	結 論 審決取消
原告	宇佐美工業株式会社	物 品 床下通風口
被告	株式会社サンボリ	掲載文献 判決速報(295)
審判番号	平成10年審判第35009号	意匠登録 第980431号
判示事項	<p>本件意匠は、細幅の枠体を設けた横長方形形状の通風孔部に縦長通風孔を多数平行に形成している扁平な略函体状であるが、取引の際には、斜視ないし側面からの印象も美感に影響を与えるものであり、この印象も無視できないが、取付後は斜視ないし側面からの印象はほとんど美感に影響が無くなるものといふことができる。このように、本件意匠の要部は、正面部から観察される通風孔板における通風孔の数及びその形状などにあるといふべきであり、通風孔板の形態は甲9号証意匠に酷似する形態であり、枠体の有無の差異点に関する本件意匠の態様も、本件意匠の枠体が比較的細幅のものでその印象が薄いことから、審判甲第5号証意匠及び審判甲第12号証意匠の枠体が広幅のものであつても、本件意匠の枠体の幅の程度は格別なものではなく、創作容易性の判断に影響を及ぼさないもので、本件意匠は、甲9号証意匠と広く知られた形状によつて当業者が容易に創作することができたものであるから、これに反する審決の事由3に対する判断は誤りである。その余の審決取消事由について判断するまでもなく、本訴請求は認容すべきである。</p>	

平成10年(行ケ)第284号判決	東高	A-478
判決言渡	平成11年10月27日	結 論 請求棄却
原告	株式会社アイジー技術研究所	物 品 建築用内外装材
被告	東北ユーロイド工業株式会社	掲載文献 判決速報(295)
審判番号	平成9年審判第16465号	意匠登録 第700535号
判示事項	<p>1. 取消事由1(全体形状に関する認定の誤り)について:この種板材においては、(中略)何らかの裏面材を設けることが、極めて一般的な技術態様であることをも考慮すれば、引用例の第2図に接した当業者は、(中略)裏面材が存在するものと認識することも可能であるから、甲号意匠に裏面材が存在するとした審決の認定に誤りはない。</p> <p>2. 取消事由2(横溝の有無に関する評価の誤り)について:本件意匠の略台形状の横溝は、(中略)周知例1,3の横溝の形状と大きな差異は認められず、特に、周知例4は、本件意匠と同様の略台形状の横溝を開示しているから、本件意匠のように「表面材のほぼ中央に略倒コ字状又は略台形状の横溝を設けること」が周知であるとする審決の判断に誤りはなく、単に表面の略中央位置に横溝を設けるという上位概念の構成を開示したにすぎないとする原告の主張は、その前提において誤りがあり、到底採用することができない。</p> <p>3. 取消事由3(雄接合部及び雌接合部の誤認及び評価の誤り)について:原告が指摘する、(中略)具体的形状の相違は、いずれも当該部分の子細に対比観察してみても認識できる程度のわずかな差異であり、前示の共通する基本的構成態様を考慮すれば、この差異によつて、看者が、原告主張のような顕著な別異の印象を受けるものとは到底認められないから、その主張を採用する余地はない。原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、その他審決に取り消すべき瑕疵はない。</p>	
平成11年(行ケ)第116号判決	東高	A-479
判決言渡	平成11年11月30日	結 論 審決取消
原告	小林製菓株式会社	物 品 汗取りパッド
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(297)
審判番号	平成10年審判第5722号	
判示事項	<p>両意匠の基本的構成態様に関する具体的な形状の差異点、すなわち、重合部の縁辺部における小円弧の数が本願意匠では5個であるのに対し、引用意匠では3個であり、それに伴つて繋ぎの部分(谷)の数が、本願意匠では4個で、浅く緩やかであるのに対し、引用意匠では2個で、深く明確であるという差異がある点、及び折り曲げ部である上方の凹円弧部の凹部が、本願意匠では浅いのに対し、引用意匠では深いという差異がある点は、看者に対し、本願意匠における縁辺部の5個の小円弧状部(峰)の繋がり方が引用意匠より緩やかで連続的な印象を与え、上方の凹円弧部の凹部が浅いこととあいまつて、全体として丸みを帯びたややふつくらとした美感を呈しており、他方、引用意匠における縁辺部の3個の小円弧状部(峰)はそれぞれが大きく、2個の谷部分が深いため、それぞれの小円弧状部を明瞭に看取することができ、上方の凹円弧部の凹部が深いこととあいまつて、全体として本願意匠よりやや細くシャープな印象を与え、3枚のクローバの葉が1つにまとめられたような美感を呈している。以上のように、本願意匠と引用意匠とは、基本的構成態様に共通点があるものの、具体的な形状の差異点から看者に与える印象を異にし、美感が同一であるとはいえず、この美感の差異は、両意匠の共通感に埋没する微弱なものとはいえず、むしろ共通点を凌駕するものとする認めることができる。</p>	

平成10年(行ケ)第301号判決	東高	A-480
判決言渡	平成12年1月18日	結 論 審決取消
原 告	株式会社京念珠刑部外9	物 品 根付け
	名	掲載文献 判決速報(298)
被 告	有限会社ヤマダ	意匠登録 第713927号
審判番号	平成9年審判第9095号	
判示事項		
<p>【先端小田巻き部の形状の周知性】(注:訴訟段階での新たな提出証拠である)甲第29号証, 弁論の全趣旨による知恩寺での昭和20年と55年の事実, 甲第22号証によれば, 数珠の房部の先端に小田巻きを使用することは, 本件意匠の登録出願前に周知の事実であったものといえることができる。</p> <p>【創作性についての判断の誤り】「審決は, 原告が, 本件意匠の出願前に, 数珠の房部を根付けに応用したような例があつたことを立証しておらず, また, 職権調査によつても数珠の房部を根付けとした例を発見することができなかつたとして, これを根拠に, 数珠の房部を根付けとした着想は, いわば「コロンブスの卵」とも考えられるから, 一定の創作力を要するものであつて, 当業者において容易な創作ではないと判断している。確かに, 数珠の房部を根付けにした例が現実に見当たらないとの事実, それ自体, 数珠の房部を根付けとする意匠的発想自体の非容易性を認定するための一つの相当に有力な証拠になり得るものである。しかしながら, その例が現実に見当たらないことの原因としては, それに至る意匠的発想の非容易性しかあり得ないわけではなく, それ以外に, 宗教的要因を含む社会的, 経済的要因も考えられるところであるから, 例が見当たらないとの事実を決定的なものとして過大視することは許されないものといふべきである。」</p>		

平成10年(行ケ)第302号判決	東高	A-481
判決言渡	平成12年1月18日	結 論 審決取消
原 告	株式会社神戸数珠店	物 品 根付け
被 告	有限会社ヤマダ	掲載文献 判決速報(298)
審判番号	平成9年審判第19992号	意匠登録 第713923号
判示事項		
<p>【先端小田巻き部の形状の周知性】(注:訴訟段階での新たな提出証拠である)甲第22号証, 弁論の全趣旨による知恩寺での昭和20年と55年の事実, 甲第14号証によれば, 数珠の房部の先端に小田巻きを使用することは, 本件意匠の登録出願前に周知の事実であったものといえることができる。</p> <p>【創作性についての判断の誤り】「審決は, 原告が, 本件意匠の出願前に, 数珠の房部を根付けに応用したような例があつたことを立証しておらず, また, 職権調査によつても数珠の房部を根付けとした例を発見することができなかつたとして, これを根拠に, 数珠の房部を根付けとした着想は, いわば「コロンブスの卵」とも考えられるから, 一定の創作力を要するものであつて, 当業者において容易な創作ではないと判断している。確かに, 数珠の房部を根付けにした例が現実に見当たらないとの事実, それ自体, 数珠の房部を根付けとする意匠的発想自体の非容易性を認定するための一つの相当に有力な証拠になり得るものである。しかしながら, その例が現実に見当たらないことの原因としては, それに至る意匠的発想の非容易性しかあり得ないわけではなく, それ以外に, 宗教的要因を含む社会的, 経済的要因も考えられるところであるから, 例が見当たらないとの事実を決定的なものとして過大視することは許されないものといふべきである。」</p>		

平成10年(行ケ)第303号判決	東高	A-482
判決言渡	平成12年1月18日	結 論 審決取消
原 告	株式会社神戸数珠店	物 品 根付け
被 告	有限会社ヤマダ	掲載文献 判決速報(298)
審判番号	平成9年審判第20428号	意匠登録 第713925号
判示事項		
<p>【先端小田巻き部の形状の周知性】(注:訴訟段階での新たな提出証拠である)甲第22号証, 弁論の全趣旨による知恩寺での昭和20年と55年の事実, 甲第14号証によれば, 数珠の房部の先端に小田巻きを使用することは, 本件意匠の登録出願前に周知の事実であったものといえることができる。</p> <p>【創作性についての判断の誤り】「審決は, 原告が, 本件意匠の出願前に, 数珠の房部を根付けに応用したような例があつたことを立証しておらず, また, 職権調査によつても数珠の房部を根付けとした例を発見することができなかつたとして, これを根拠に, 数珠の房部を根付けとした着想は, いわば「コロンブスの卵」とも考えられるから, 一定の創作力を要するものであつて, 当業者において容易な創作ではないと判断している。確かに, 数珠の房部を根付けにした例が現実に見当たらないとの事実, それ自体, 数珠の房部を根付けとする意匠的発想自体の非容易性を認定するための一つの相当に有力な証拠になり得るものである。しかしながら, その例が現実に見当たらないことの原因としては, それに至る意匠的発想の非容易性しかあり得ないわけではなく, それ以外に, 宗教的要因を含む社会的, 経済的要因も考えられるところであるから, 例が見当たらないとの事実を決定的なものとして過大視することは許されないものといふべきである。」</p>		

平成10年(行ケ)第304号判決	東高	A-483
判決言渡	平成12年1月18日	結 論 審決取消
原 告	株式会社神戸数珠店	物 品 根付け
被 告	有限会社ヤマダ	掲載文献 判決速報(298)
審判番号	平成9年審判第20807号	意匠登録 第713926号
判示事項		
<p>1. 甲第22号証, 弁論の全趣旨による知恩寺での昭和20年と55年の事実, 甲第14号証によれば, 数珠の房部の先端に小田巻きを使用することは, 本件意匠の登録出願前に周知の事実であったものといえることができる。</p> <p>2. 審決は, 原告が, 本件意匠の出願前に, 数珠の房部を根付けに応用したような例があつたことを立証しておらず, また, 職権調査によつても数珠の房部を根付けとした例を発見することができなかつたとして, これを根拠に, 数珠の房部を根付けとした着想は, いわば「コロンブスの卵」とも考えられるから, 一定の創作力を要するものであつて, 当業者において容易な創作ではないと判断している。確かに, 数珠の房部を根付けにした例が現実に見当たらないとの事実, それ自体, 数珠の房部を根付けとする意匠的発想自体の非容易性を認定するための一つの相当に有力な証拠になり得るものである。しかしながら, その例が現実に見当たらないことの原因としては, それに至る意匠的発想の非容易性しかあり得ないわけではなく, それ以外に, 宗教的要因を含む社会的, 経済的要因も考えられるところであるから, 例が見当たらないとの事実を決定的なものとして過大視することは許されないものといふべきである。」</p>		

平成10年(行ケ)第110号判決	東高	A-484
判決言渡	平成12年1月18日	結 論 請求棄却
原 告	タカヤマ金属工業株式会社	物 品 波形屋根板用ボルト
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(298)
審判番号	平成7年審判第10839号	
判示事項	原告は、本願意匠の剣先部が、その先端を三角形に尖らせて、波形屋根板を打ち抜くことを目的としたものであるのに対し、引用意匠の剣先部は、屋根板自体に形成した孔にボルトを挿入する際のガイド的な機能を有するものにすぎないという差異があるから、その差異をこの種物品の取扱者が看過するはずはないと主張する。屋根板は、・相当な強度を必要とするものであることは明らかである。・屋根板を固定する際、屋根板上面側からボルトの剣先部先端に当接した箇所を殴打し屋根板を打ち抜こうとすると、その殴打の衝撃により、タイトフレームを挟みつけているかしめ箇所が緩んで回転止め突起爪の食い込みが緩み、ボルトが共回りしてナツトが十分締め付けられなくなるという結果を招く恐れがある。また、屋根板を葺く現場で屋根板を殴打して孔を穿つのは、作業効率も悪く、屋根板の面に歪みや傷が生じる恐れもある。さらに、本願ボルトは、剣先部よりもネジ切り部の方が径が太いから、剣先部で屋根板の孔を押し広げることになり、ネジ切り部が破損してナツトが締め付けられなくなる恐れもある。看者は、本願ボルトについて、剣先部の先端で波形屋根板を打ち抜くことを通常の使用方法とするものと認識するとは認められないから、本願意匠の剣先部について、厳密に尖っているかそれとも引用意匠程度にやや丸みを帯びているかについて、特別の着目をするものとは認められない。	
平成10年(行ケ)第111号判決	東高	A-485
判決言渡	平成12年1月18日	結 論 請求棄却
原 告	タカヤマ金属工業株式会社	物 品 波形屋根板用ボルト
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(298)
審判番号	平成7年審判第10840号	
判示事項	同上	
平成11年(行ケ)第112号判決	東高	A-486
判決言渡	平成12年1月18日	結 論 請求棄却
原 告	タカヤマ金属工業株式会社	物 品 波形屋根板用ボルト
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(298)
審判番号	平成7年審判第10853号	
判示事項	原告は、本願意匠の剣先部が、その先端を三角形に尖らせて、波形屋根板を打ち抜くことを目的としたものであるのに対し、引用意匠の剣先部は、屋根板自体に形成した孔にボルトを挿入する際のガイド的な機能を有するものにすぎないという差異があるから、その差異をこの種物品の取扱者が看過するはずはないと主張する。屋根板は、相当な強度を必要とするものであることは明らかである。屋根板を固定する際、屋根板上面側からボルトの剣先部先端に当接した箇所を殴打し屋根板を打ち抜こうとすると、その殴打の衝撃により、タイトフレームを挟みつけているかしめ箇所が緩んで回転止め突起爪の食い込みが緩み、ボルトが共回りしてナツトが十分締め付けられなくなるという結果を招く恐れがある。また、屋根板を葺く現場で屋根板を殴打して孔を穿つのは、作業効率も悪く、屋根板の面に歪みや傷が生じる恐れもある。さらに、本願ボルトは、剣先部よりもネジ切り部の方が径が太いから、剣先部で屋根板の孔を押し広げることになり、ネジ切り部が破損してナツトが締め付けられなくなる恐れもある。看者は、本願ボルトについて、剣先部の先端で波形屋根板を打ち抜くことを通常の使用方法とするものと認識するとは認められないから、本願意匠の剣先部について、厳密に尖っているかそれとも引用意匠程度にやや丸みを帯びているかについて、特別の着目をするものとは認められない。	

平成10年(行ケ)第391号判決	東高	A-487
判決言渡	平成12年1月27日	結 論 請求棄却
原 告	ミヤショウプロダクツ株式会社	物 品 靴収納棚
被 告	株式会社伸和	掲載文献 判決速報(299)
審判番号	平成7年審判第6122号	意匠登録 第902450号
判示事項	意匠法68条2項(特許法21条を準用)、意匠法施行規則11条1項(特許法施行規則17条を準用)、そして意匠法68条2項(特許法20条を準用)の規定によれば、意匠権に関し特許庁に無効審判事件が係属している場合において、意匠権の移転があつたため、審判長が職権により当該譲受人に対して手続を続行することを決定し、当事者にその旨通知したときには、当該意匠権の譲受人は、当事者の地位を取得し、当該事件の手続の効力は、譲渡人が当該事件の係属を既に知っていたか否かに関係なく、すべて譲受人に及ぶものと解される。本件についてみると、(上記のとおりのもの)というべきである。したがって、審決が意匠法52条(特許法134条1項を準用)に違反しているとする原告の主張は、採用の限りでない。	
平成11年(行ケ)第336号判決	東高	A-488
判決言渡	平成12年2月29日	結 論 請求棄却
原 告	アイリスオーヤマ株式会社	物 品 植木鉢
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(299)
審判番号	平成9年審判第1072号	
判示事項	盆栽鉢などの植木鉢は、取引される際にも使用の際にも、取引者、需要者が全体的に観察するのが通常であると認められることを考慮すると、上記基本的構成態様の意匠構成が、取引者、需要者の注意を最も強く引く部分であり、この基本的構成態様が一致する以上、その範囲内で具体的形態に相違点があるとしても、その相違によって看者に特別な美感を与える要素が付加されない限り、類似の範囲内にとどまるものというべきである。盆栽鉢などの植木鉢において、円形の排水孔を設け、その排水孔を縦横格子網状とし、また、底面の周囲に小孔を等間隔に複数個配することは、従来から、ごく一般的に行われてきたものと認められ、創作性を有する特徴とはいえず、しかも、形態全体としてみた場合に、格別の注意を引きつけ、看者に特別な美感を与えるものとはいえない。原告は、通気排水孔の大きさは、やや大きい小さいかの域のものではなく、面積比では約4倍の大差があり、見やすい鉢底中央左右にあつて非常に目立つばかりか機能面からも重要な部位であつて、需要者が注意を払うことが明らかである旨主張するが、創作性のないありふれた形状の部分について、それが局部的にみれば相違を認めることができるものであるとしても、基本的構成態様の意匠構成を凌駕して、看者に特別な美感を与えるものとはいえず、その相違が類否判断に与える影響はわずかなものというほかない。	

平成11年(行ケ)第275号判決	東高	A-489
判決言渡	平成12年2月29日	結論 審決取消
原告	本多通信工業株式会社 外1名	物品 圧接結線用コネク タ
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(299)
審判番号	平成9年審判第9540号	
判示事項		
<p>1. 両意匠の比較は、本来の使用状態である圧接状態、すなわち閉脚状態における状態を比較して行うのが相当であり、これと同旨の審決の判断に誤りはない。</p> <p>2. 両意匠の基本的構成態様において共通する態様は、意匠全体の基調をなし、両意匠の特徴を最もよく表出したところと認められ、特に、圧接ブロックを端子ブロックの上面前方端部寄りに端子ブロックから一体に接続された直線上のヒンジを支点として全体が上方に動くように形成した態様は、引用意匠の出願前には見られない特徴のある態様と認められるから、両意匠の類否の判断において重視されるべき点であることは、審決が判断するとおりである。</p> <p>3. しかしながら、上面段差部の態様が直角か傾斜面を形成しているかの差異点(1)は、両意匠の基本的構成態様における相違というべきものであり、両意匠が角張った形状のものか、滑らかな形状のものかという美感的相違に影響しているものであり、両意匠の類否の判断において相当程度評価されるべき点である。さらに、差異点(2)のうち、本願意匠において、電線確認用孔部として、垂直に切り立つた壁部の直後の上面に浅い凹部を形成し、その凹部に4個の矢印状の切り欠き孔を設けた点は、上記矢印状の切り欠き孔は圧接ブロック後方上面を前後方向の長さで半分程度を占める大きさのものであり、その形状も特徴のあるものであるから、やはり両意匠の類否の判断において相当の評価が与えられるべき点である。</p>		
平成11年(行ケ)第173号判決	東高	A-490
判決言渡	平成12年3月15日	結論 請求棄却
原告	A	物品 卵包装容器
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(300)
審判番号	平成8年審判第20859号	
判示事項		
<p>(原告は)物品がその機能上当然に有しているこのような形態は、意匠における類否判断の対象とすべきではないと主張する。しかしながら意匠の類否判断とは、対象とする意匠、すなわち物品の外観の全体にわたって、その形態を肉眼によつて観察する全体的、視覚的な類否の判断であるから、当該物品の外観を形成し、肉眼によつて視覚的に観察される形態である限り、類否判断の要素となり得るものと解すべきであつて、このことは、その形態が、当該物品の機能を果たすうえで必要な形態であり、あるいは当該物品と同種の物品が一般的普遍的に備えている周知の形態であるとしても、何ら異なるところはないものというべきである。審決の共通点(1)～(7)の評価判断に、審決の結論に影響を及ぼすべき誤りは認められない。本願意匠と引用意匠とが全体として類似するとした判断に誤りはなく、本願意匠と引用意匠とが全体的な意匠感を異にするものであるとする原告主張は採用できない。</p>		

平成11年(行ケ)第174号判決	東高	A-491
判決言渡	平成12年3月15日	結論 審決取消
原告	A	物品 卵包装容器
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(300)
審判番号	平成9年審判第11742号	
判示事項		
<p>引用意匠は、その皿体を、縦横の隔壁により区画して、前後に2段、左右に3列の収容部を形成し、かつ、その各収容部は、それぞれ略錐台状に窄まる凹陷状としたものであつて、該6個の収容部がそれぞれ独立して、規則的に整然と配列されているのに対し、本願意匠においては、差異点(イ)に係る構成を採用したために、皿体中央部の前後が一体となり、左右两部分の各収容部2個分に当たる部位に、これと比較して、大きさや形状の顕著に異なる1個の収容凹部を形成するものであつて、しかも、それが、左右3列のうちの中央の1列に形成されることを併せ考えると、たとえ、該中央部の形態に、外側寄り(該収容凹部の前後両端寄り)の部分の窄まり具合や、該部分のリップの配置等、左右两部分の収容凹部と変わらない点があるとしても、全体の配列の規則性を大きく変更するものであり、かつ、その変更された部分の割合が皿体全体の概ね1/3にも及ぶものであるから、看者に与える印象は、引用意匠の皿体とは著しく異なるといわざるを得ない。</p>		
平成11年(行ケ)第321号判決	東高	A-492
判決言渡	平成12年3月16日	結論 請求棄却
原告	A	物品 摺擦具
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(300)
審判番号	平成10年審判第15250号	
判示事項		
<p>原告は、意匠の創作の判断において、形態要素の程度に差異があるときは、その程度の差異に基づく外観の特徴を評価しなければならぬ旨主張するが、審決は、まず本願意匠の形態を審決書別紙1のとおりのものと認定し(審決書2頁5行)、原告主張の本願意匠における漏斗状凹部の大きさ及びその網目模様等を前提としてその判断を行っているものと認められるから、形態要素の程度の差異に基づく外観の特徴を評価しない旨の原告の主張は採用することができない。原告は、技術的にみても、十分な厚さのスポンジ体の中央部を小さな直径の円に縫い合わせること自体、特殊な補助具を用いない限り困難なことである旨主張するが、仮にそれが認められるとしても、そのような技術的困難性は、本願意匠の創作容易性の判断を直ちに左右するものとは認められないから、原告の主張は採用することができない。原告は、本願意匠全体に占める漏斗状凹陷部の有り様について全体観察する必要がある旨主張するが、甲第1号証(審決書)によれば、審決はそのような全体観察を行つているものであることが明らかであり、原告の上記主張も採用することができない。</p>		

平成11年(行ケ)第351号判決	東高	A-493
判決言渡	平成12年3月28日	結 論 請求棄却
原 告	アイリスオーヤマ株式 会社	物 品 黒板ふき 掲載文献 判決速報(301)
被 告	特許庁長官	
審判番号	平成8年審判第8804号	
判示事項		
<p>本願意匠は、引用意匠の上記 a ないし d の特徴をそのままにして、全体を左右方向に引き延ばして引用意匠の本体部の半円状部以外の部分を長くした形状を有するものであるから、両意匠は、本体部全体のプロポーシヨンの差異等を考慮しても、基本的な構成態様における共通点は、形態全体の基調を構成するものであり、その類否判断における影響は全体として極めて大きいものと認められる。原告は、甲19、21及び22号証の特許庁における登録状況に照らせば、本願意匠との対比においても、引用意匠を審決のように過大に評価することはできず、特に甲21号証に示した意匠が、もつぱら全体のプロポーシヨンの違いに帰する差異によつて引用意匠とは非類似の意匠として別個に登録されていることに鑑みれば、引用意匠の「柱状」をなす独自のプロポーシヨンが重視されるべきである旨主張する。しかしながら、甲19号証によれば、登録第553972号意匠は、正面視において長方形でなく、右側上下の角を隅丸に形成している点、黒板拭き部が2本の円柱状のものである点、ペン等の収納部を有していない点等において、引用意匠とは形状を異にしていることが認められる。また、甲22号証によれば、登録第766687号意匠は、本体部がその中央で「く」の字状に曲がっている点、ペン等の収納部を有していない点等において、引用意匠と明らかに形状を異にしていることが認められる。さらに、甲21号証及び弁論の全趣旨によれば、登録第618123号意匠は、引用意匠の出願人によつて同日に出願されたものであり、引用意匠の開口部を奥行き方向に2つ設けた点で異なるが、その他の引用意匠の特徴点を保持しており、本来、引用意匠の類似登録意匠として登録されるべきものであつた可能性が高いものと認められる。以上によれば、審決が説示するとおり、引用意匠の有する前記の基本的な構成態様は、「引用意匠の出願前においては、本願物品として近似態様のものが発見されず、極めて特徴的な態様であり、その(類否判断に及ぼす)影響は、全体として極めて大きいもの」ということができ、原告の主張は採用し難い。</p>		
平成11年(行ケ)第220号判決	東高	A-494
判決言渡	平成12年3月28日	結 論 審決取消
原 告	日本鋼管ライトスチー ル株式会社	物 品 土留め用パネル 掲載文献 判決速報(301)
被 告	日東鐵工株式会社	
審判番号	平成10年審判第35359号	
判示事項		
<p>総合して検討すると、審決認定の共通点(1)は、「縦梁プレート方式」における土留用パネルであることから必然的な形態の特徴であると認められるから、共通点(1)を両意匠の類否の判断において高く評価し、過大視することはできないものと認められる。上下3列の突起列は看者の注意を惹くものであるのに対し、甲号意匠のパネル部前面には、4つの帯状部分が形成され、このようなパネル部前面の形状の差異が両意匠の類否判断に及ぼす影響は、極めて大きいものと言うべきである。本件登録意匠の類似登録意匠1、3、5号には「突起模様」が存在しないことが認められるが、(これらが)類似意匠として登録されたことは誤りであつたものと認められる。(平成12年1月19日付け登録により、上記意匠権は放棄されたことが認められ、これによつて誤つた類似意匠が登録された状態は解消されたものというべきである。)</p>		

平成11年(行ケ)第405号判決	東高	A-495
判決言渡	平成12年3月29日	結 論 請求棄却
原 告	有限会社ターモ	物 品 吸着具
被 告	特許庁長官	
審判番号	平成5年審判第9365号	
判示事項		
<p>1. 審決が、別件判決の認定を援用して、本願意匠の(1)～(3)の形状を周知のものと判断したことに誤りはなく、この判断が合理的な根拠を欠くとする原告の主張は、採用することができない。</p> <p>2. (1)の形状が「広く知られた形状」であることは前示のとおりであり、それが仮に当該物品においてのみ認められる形状であっても、このことにより周知性が否定されるものでもない。原告の主張は、当該審査基準にその点が明示されていないことを捉えてこれを論難するものであり、到底、採用することができない。</p> <p>3. 審決は、この(4)の形状を本願意匠の具体的態様として認定しているところ、上記の係止爪は、物品がバツグ等に取り付けられた後には、全く目に触れなくなるものであつて、意匠全体に占める割合も極くわずかなものと認められること、このような係止爪の態様は、本願先行意匠にも設けられており、周知の態様であること等を考慮すると、本願意匠の創作性の有無の判断においてあえて採り上げるまでもないものと認められるから、原告の主張を採用する余地はない。</p> <p>4. そもそも、仮に、本願意匠と引用意匠1及び2との間に美観の相違があるとしても、これと創作性の問題とは全く別の事柄であり、本願意匠の(2)の形状が引用意匠1及び2に開示されていたことが、美観の相違によつて左右されるものでないことはいふまでもないから、原告の主張は、それ自体失当であつて、到底、採用できない。</p>		
平成10年(行ケ)第334号判決	東高	A-496
判決言渡	平成12年3月30日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社鶴見製作所	物 品 曝気装置
被 告	株式会社荏原製作所	
審判番号	平成9年審判第15146号	
平成11年(行ケ)第237号判決	東高	A-497
判決言渡	平成12年4月18日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社リッチェル	物 品 植木鉢
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(302)
審判番号	平成10年審判第6841号	
判示事項		
<p>原告は、本件出願時提出図面(別紙第三。A-A断面図、B-B断面図及びC-C断面図)によつて、本願意匠の稜線が次第に薄くなつて自然と消滅する態様が、明確に表現されていると主張する。しかしながら、本願意匠の稜線部分は、12角形状の多面体状として構成されているものと認められるところ、植木鉢は茶色や白などの単色のものが多いこと(当裁判所に顕著である。)も合わせてみると、原告主張の上記各図面を斟酌してみても、全体として本願意匠を観察した場合、審決がした本願意匠についての上記基本的構成態様の認定を誤りとするとはできず、原告主張の上記の点は、審決がしたように、引用意匠との間の差異点(イ)として、本願意匠と引用意匠との間の類否判断において斟酌すれば足りるものというべきである。原告が、本願意匠と引用意匠との間について強調したいのは、本願意匠が引用意匠に比して丸みを帯びているという差異点ではないかと思われるが、審決も再三説示しているように、引用意匠は、容体の外周全面を、本願意匠よりも多い16角形状の多面体としたものであつて、上部のフランジ状の開口部が円形の断面を有するものであることも影響して、看者は、外周断面についても、ほとんど円形であるとの印象を持つものということができる。</p>		

平成11年(行ケ)第238号判決	東高	A-498
判決言渡	平成12年4月18日	結 論 請求棄却
原告	株式会社リッチェル	物 品 植木鉢
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(302)
審判番号	平成10年審判第15276号	
判示事項	<p>原告は、本件出願時提出図面(別紙第三。A-A断面図、B-B断面図及びC-C断面図)によって、本願意匠の稜線が次第に薄くなつて自然と消滅する態様が、明確に表現されていると主張する。しかしながら、本願意匠の稜線部分は、12角形状の多面体状として構成されているものと認められるところ、植木鉢は茶色や白などの単色のものが多いこと(当裁判所に顕著である。)も合わせてみると、原告主張の上記各図面を斟酌してみても、全体として本願意匠を観察した場合、審決がした本願意匠についての上記基本的構成態様の認定を誤りとするとはできず、原告主張の上記の点は、審決がしたように、引用意匠との間の差異点(イ)として、本願意匠と引用意匠との間の類否判断において斟酌すれば足りるものというべきである。原告が、本願意匠と引用意匠との間について強調したいのは、全体として本願意匠が引用意匠に比して丸みを帯びているという差異点ではないかと思われるが、審決も再三説示しているように、引用意匠は、容体の外周全面を、本願意匠よりも多い14角形状の多面体としたものであつて、上部のフランジ状の開口部が円形の断面を有するものであることも影響して、看者は、外周断面についても、ほとんど円形であるとの印象を持つものということができる。</p>	
平成11年(行ケ)第367号判決	東高	A-499
判決言渡	平成12年5月16日	結 論 請求棄却
原告	ポワレ フランス エ	物 品 ペンダント又はブ
被告	ス アー	ローチ
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(302)
審判番号	平成8年審判第5667号	
判示事項	<p>1. チェーン取付用のリングを設けなかつたことが本願意匠に創作性をもたらすものとは到底解することができず、また、本願意匠と公知意匠のうち孔にチェーンを通すものとの間において、孔の大きさによつて吊り下げた際の下げ具の姿勢に何らかの美感上の差異が生じるとしても、このような効果を導くために孔の大きさを種々調節することが格別困難なことであると認められない。したがつて、機能の差異を根拠に本件意匠の創作性をいう原告の主張は失当である。</p> <p>2. ヘーグ協定にかかる国際寄託証明については、それに記載された登録対象国(地域)が、すべて無審査主義国であることが認められ、また、タイ国における意匠登録については、その審査基準及び判断理由が明らかでないことから、上記各登録の事実をもつて、本願意匠の創作性の根拠とすることはできない。</p>	

平成11年(行ケ)第222号判決	東高	A-500
判決言渡	平成12年6月14日	結 論 請求棄却
原告	A	物 品 側溝用溝ぶた
被告	株式会社ウチコン	掲載文献 判決速報(303)
審判番号	平成10年審判第35274号	意匠登録 第1015721号
判示事項	<p>1. 実用新案公報の図面を引用意匠とした違法について：ある時点において意匠が当業者に周知であつたかどうかを認定するに当たつては、当該時点の前に刊行されていた各種刊行物等の記載内容を参照すべきことは当然であつて、実用新案公報を除外すべき理由はない。</p> <p>2. 引用意匠の周知性について：ある意匠が周知であるというためには、当該意匠が一般に知られ得る状態に置かれただけでは足りず、当業者の多くが当該意匠を現実認識していることを要すると解すべきであるが、他方、公開実用新案公報がその出願に係る技術内容を一般公衆に知らせることを目的として広く頒布されていることは明らかであり、また、上記各公開実用新案公報の公開日は、前記認定のとおり、本件出願の約6年ないし11年前であるうえ、その考案は、いずれも本件意匠の分野に属する溝蓋に関するものであつて、溝蓋に関する当業者の目に触れることの多い文書というべきである。</p> <p>3. 本件意匠の創作容易性について：これら各公報の記載に加え、本件登録意匠における形態自体が側溝用溝蓋のものとして極くありふれたものであることを考え併せると、本件意匠の形態は、本件出願当時当業者に周知の形態であつたことが明らかである。</p>	
平成12年(行ヒ)第121号判決	最高	A-501
判決言渡	平成12年6月23日	結 論 上告審としての受理せず
上告人	有限会社ヤマダ	
被上告人	京念珠刑部 他	
平成12年(行ヒ)第122号判決	最高	A-502
判決言渡	平成12年6月23日	結 論 上告審としての受理せず
上告人	有限会社ヤマダ	
被上告人	京念珠刑部 他	
平成12年(行ヒ)第123号判決	最高	A-503
判決言渡	平成12年6月23日	結 論 上告審としての受理せず
上告人	有限会社ヤマダ	
被上告人	京念珠刑部 他	
平成12年(行ヒ)第131号判決	最高	A-504
判決言渡	平成12年6月23日	結 論 上告審としての受理せず
上告人	有限会社ヤマダ	
被上告人	京念珠刑部 他	
平成12年(行ケ)68号判決	東高	A-505
判決言渡	平成12年7月11日	結 論 請求棄却
原告	中外道路株式会社	物 品 道路用伸縮継ぎ手
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(304)
審判番号	平成10年審判第12554号	
判示事項	<p>(両意匠に)共通する全体の基本的構成態様は、本願の意匠の出願前から、両意匠に係る物品である「道路用伸縮継ぎ手」の意匠にあつて、引用の意匠の他にも見受けられ、両意匠のみに限られた形態上の特徴であるとはいえないが、意匠としての全体の基本的な形態上の特徴を具備していることは否定することができないものである。他方、両意匠間の各部の具体的な構成態様における差異点につき、本願の意匠の構成態様は、公知意匠と類似したり、一般的な態様を具備しているにすぎないなど新規性に欠け、看者の注意を惹くものとなつておらず、その差異は軽微であり、その類否判断に与える影響は微弱であるといわざるを得ない。したがつて、共通点の全体の基本的構成態様が、両意匠における形態全体の基調を形成して、差異点を凌駕するものであつて、両意匠は類似すると判断されるのであり、これと同旨の審決の認定判断に誤りはないというべきである。</p>	

平成12年(行ケ)69号判決	東高	A-506
判決言渡	平成12年7月11日	結 論 請求棄却
原告	中外道路株式会社	物 品 道路用伸縮継ぎ手
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(304)
審判番号	平成10年審判第12555号	
判示事項	同上	
平成11年(行ケ)第416号判決	東高	A-507
判決言渡	平成12年7月18日	結 論 請求棄却
原告	有限会社サンライト外1	物 品 建築板用シール連
被告	株式会社フタバ	掲載文献 判決速報(304)
審判番号	平成11年審判第35266号	意匠登録 第995898号
判示事項	<p>1. 直線状棒材の断面形は、上記公報第4図(別紙審決書の理由の写しの別紙第二参照)から明らかである。そうである以上、審決が、上記公報中にそれ自体では図面で明示されていない直線状棒材の存在を推認し、その意匠を引用意匠として認定したことには、何ら誤りはない。</p> <p>2. 原告らは、上記基本的構成態様は、物品の機能の面からは基本的なものではあつても、意匠的には全体の基調を決定するものではない旨主張するが、何故に基本的構成態様の共通点が意匠的には全体の基調を決定しないかについての根拠を明らかにしていないから、採用できない。具体的構成態様の共通点(2)、(3)は意匠全体の過半を占める下方挟持部の大部分の、共通点(4)は、意匠の上方押さえ部の形態の共通点であつて、両意匠のほぼ全体が具体的形態においても共通しており、看者の共通の美感を強めることができる。</p> <p>3. 本件意匠と引用意匠とは、基本的構成態様において一致し、具体的構成態様においても一致するところがあつて、その具体的構成態様における差異を考慮しても、全体としては類似の範囲内にとどまるものと認められ、この認定の妨げとなる資料は、本件全証拠を検討しても見出せない。</p>	
平成11年(行ケ)第313号判決	東高	A-508
判決言渡	平成12年7月19日	結 論 請求棄却
原告	株式会社サンボロック	物 品 保管庫
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(304)
審判番号	平成8年審判第8862号	
判示事項	<p>原告は、本願意匠は、扉部等の埋没構成に特徴があつて、それが基本的構成態様であり、引用意匠の載置状態の構成態様と異なると主張するが、両意匠を観察した場合に、いずれも、直方体状の箱体の各面のうち最も変化に富んだ上面において、それぞれ異なる機能を有する操作パネル部と開閉扉部とが上下に截然と区分されたうえ、面一状の平坦面に形成されている点が、直ちに看者の注意を惹くものであることは極めて明白であり、のみならず、乙第1～4号証並びに弁論の全趣旨によれば、本願出願時のごく一般的な意匠の態様及び扉の周縁を縁枠状とすることが広く採用されていることが認められ、両意匠は、従来の形態と質的に異なるものであつて、その点においても看者の注意を惹くことになることが明らかである。審決が認定した操作パネル部と開閉扉部とが上下に截然と区分されたうえ、面一状の平坦面に形成されている点が、両意匠の最大の特徴を構成するものとして、両意匠の基本的構成態様をなすものというべきである。これに対し、本願意匠の埋没構成は、それ自体、単調で、看者の注意を惹きにくいものであることに加え、従前から広く採用されている構成を、格別の創作性を加えることもなく、単に踏襲したものにすぎないから、本願意匠の特徴とは到底いえず、これを基本的構成態様であるとする原告の主張は失当である。</p>	

平成11年(行ケ)第389号判決	東高	A-509
判決言渡	平成12年7月25日	結 論 請求棄却
原告	株式会社渡辺製作所	物 品 オイルダンパー
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(304)
審判番号	平成10年審判第4080号	
判示事項	<p>1. 原告は、広く回転ダンパーにおいては、(一)歯車がある点、(二)短円柱状のケース部がある点、(三)ケース部周側面の下端にブラケットがある点、及び(四)ブラケットが外方に向かって取付平面に対して水平状に突設している点は、いずれも、回転ダンパーの機能的形態であると主張する。しかしながら、原告主張の(一)ないし(四)の形態が、回転ダンパーの当然に備えている機能的形態に属するものであると認めることはできない。</p> <p>2. 原告主張の(一)ないし(四)の形態が技術的観点から合理的な選択をした結果必然的に生じる典型的でありふれた形状であり、それ以外の形態が例外的なものであるということとはできない。</p> <p>3. 原告がここで主張する部分の本願意匠のブラケットは、審決が認定したように、先端部分が角丸コ字状であり、左右辺部に円弧状の切り欠きが設けられていることは明らかであるが、別紙本願意匠図面の平面図及び底面図からみて、左右辺部の円弧状の線が円弧状態のまま更にケース部に向かって延びる印象を与えるのであり、このことからすると、原告が別紙原告主張図面の(A)及び(a)をもつて主張するように、このブラケット部分に小鳥の嘴状の形態を看取するのは困難である。</p> <p>4. 本願意匠と引用意匠を全体的に観察し、両意匠の共通点及び差異点を総合的に対比してみると、ブラケット部分の態様の差異から生じる印象等につき原告が主張するところを考慮しても、差異点が共通点を凌駕しているものと認めることはできず、両意匠が類似するものとした審決の判断を誤りとするとはできない。</p>	
平成12年(行ケ)第34号判決	東高	A-510
判決言渡	平成12年9月27日	結 論 請求棄却
原告	A	物 品 包装用容器
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(306)
審判番号	平成8年審判第12735号	
判示事項	<p>1. 意匠が類似するとは、意匠に係る物品の取引者及び需要者が両意匠を混同することを意味すると解すべきであるから(最判昭和50年2月28日判タ320号160頁参照)、意匠に係る物品が伸縮性のものである場合において、このような物品の意匠の類否を判断するに当たっては、原則として、通常の使用状態における意匠を基準として類否を判断すべきである。</p> <p>2. したがって、縮退時における本願意匠の形態が通常の使用状態における引用意匠の形態と異なるからといって、両意匠の形態が非類似であるということとはできない。</p> <p>3. 通常伸長時の形態を対比して両意匠が類似するものとした審決の判断は正当である。</p>	

平成12年(行ケ)第124号判決	東高	A-511
判決言渡	平成12年9月27日	結 論 請求棄却
原 告	三重重工株式会社	物 品 溝蓋用格子材
被 告	石田鉄工株式会社	掲載文献 判決速報(306)
審判番号	平成11年審判第35513号	意匠登録 第1049525号
判示事項	<p>(1) 公知例1の前記記載に照らして、そのメインベアラーバーは、クロスバーと溶接組立して公知例1の発明とするものであることが明らかであり、その組立前のメインベアラーバー自体が独立した取引の対象とはならないものと断定することができない。したがって、前示態様が、「この種『溝蓋用格子材』の意匠にあつては、無効事由2の意匠(注、引用意匠)の出願前においては存在しなかつた新規な態様であつて、無効事由2の意匠のみにみられる格別の特徴を現し」とした審決の認定は誤りであるといわざるを得ない。</p> <p>(2) しかしながら、前示態様が、本件意匠及び引用意匠に共通する全体の基本的構成態様であることは当事者間に争いが無い。しかるどころ、「多数の乙号証を列記して」(注、「」内は主任記載)及び弁論の趣旨によれば、本件意匠の登録出願前における溝蓋用格子材の意匠の多くは、・側面形状を略I字状とするもの、・略T字状とするものであつたことが認められる。そうすると、本件意匠及び引用意匠の・全体の基本的構成態様は、たとえ、それ自身が新規なものではないとしても、両意匠において、なお特徴的な態様であるといふことができ、それぞれの意匠の全体の基調を決定付けるものであると認められる。そして、本件意匠と引用意匠は、かかる全体の基本的構成態様において共通し・各部の具体的構成態様の共通点と相俟つて、看者に対し、両意匠が類似するとの印象を与えるものと認められる。</p>	
平成11年(行ケ)第391号判決	東高	A-512
判決言渡	平成12年9月27日	結 論 請求棄却
原 告	アイリスオーヤマ株式会社	物 品 ごみ箱
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(306)
審判番号	平成10年審判第1847号	
判示事項	<p>1. 引用意匠の認定の判断：引用意匠の構成を示す資料が斜めから写した1枚の写真のみであつても、このことから直ちに、引用意匠の構成に係る審決の認定が違法となるものではない。</p> <p>2. 類否判断：本願意匠と引用意匠とは、基本的構成態様を共通にしており、具体的構成態様における両意匠の差異が基本的構成態様の共通性を凌駕しない限り、類似するといふべきである。差異点としては、引用意匠の後方バツクルの有無、蓋体のフランジ状の本体への被せ部の態様に差異があるが、両意匠ともバツクルは後方にあり、本願意匠のその形状及び大きさは特に目立たず、また、被せ部の態様も細幅でも太幅でもないといふべきであつて、いずれの差異も両意匠の類否に及ぼす影響はさしたるものではないので、類似するといふべきである。</p>	

平成12年(行ケ)第58号判決	東高	A-513
判決言渡	平成12年10月24日	結 論 請求棄却
原 告	ピーアイデザイン	物 品 ティーポット
被 告	クチェングゼルシャフト	掲載文献 判決速報(307)
審判番号	平成10年審判第12564号	
判示事項	<p>1. 取消事由1(本願意匠と引用意匠の一致点・差異点の認定の誤り)についてこれ(取手台部の差異等)を、差異点として取り上げなかつたことも、誤りといふべきである。ただし、上記誤りが、いずれも審決の結論に影響を及ぼすようなものでないことは、後記認定判断のとおりである。</p> <p>2. 取消事由2(類否判断の誤り)について本願意匠と引用意匠の基本的構成態様は、取手台の有無にかかわらず、両者に共通する、ポット部の胴部を球体状に形成し、底部を平坦面状に、上部の開口部を底部の径と略同一とし、その上に蓋を置き、注ぎ口の反対側の胴部中央に略弧状に形成した板体状の取手を取り付け、ポット胴部の内側に略円筒形状の茶漉し部を開口部から略底部まで垂下した形態となつていことによつて、全体としてまとまつた意匠を形成し、看者に視覚を通じて一つの美感を与えていると認められる。上記基本的構成態様の範囲内で具体的形状に差異があつても、その差異によつて看者に特別な美感を与える要素が付加されない限り、類似の範囲内にとどまるものといふべきである。</p>	
平成12年(行ケ)第199号判決	東高	A-514
判決言渡	平成12年10月31日	結 論 請求棄却
原 告	アイリスオーヤマ株式会社	物 品 植木鉢
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(307)
審判番号	平成9年審判第1242号	
判示事項	<p>1. 当裁判所も、結論として、審決の判断と同様、本願意匠と先願意匠との間には審決認定の差異点があるものの、類否判断に及ぼす影響が微弱なものであつて、類否判断に大きな影響を及ぼす両意匠の間の共通点を凌駕することができず、両意匠は類似するものと判断する。</p> <p>2. 審決が、「両意匠に共通する具体的態様、特に(2)のフランジ状部について、・(3)の底部について、・は、基本的構成態様の共通点と相俟つて、両意匠の共通感を一層際立たせるものとなつており、その類否判断に及ぼす影響は大きいといふべきである。」とした判断は優に支持することができる。(中略)差異点(イ)のフランジ状の開口部の形状については、なるほど上方から観察(上面視)した場合、先願意匠に比較して本願意匠の上縁面の幅がやや細く見えるなど若干印象に差が生じ得るであろうことは認められるけれども、その点が両意匠の基本的構成態様及び具体的態様における共通点の与える印象を凌駕するには至つていないものと認められる。また、差異点(ハ)の底部の水抜き口の位置、数及び形状並びに差異点(ホ)の底面における高台の有無についても、これらの位置、形状等に照らし、両意匠の共通感に影響を与えるほどの特異性ないし顕著性があるものといふことはできない。したがつて、「両意匠は類似するものといわざるを得ない。」とした審決の判断に誤りはない。</p>	
平成11年(行ケ)第411号判決	東高	A-515
判決言渡	平成12年11月7日	結 論 請求棄却
原 告	三洋電機株式会社	物 品 理化学実験用熱風
被 告	特許庁長官	恒温器
審判番号	平成6年審判第5686号	掲載文献 判決速報(308)
平成12年(行ツ)第267号判決	最高	A-516
判決言渡	平成12年11月14日	結 論 上告棄却
		物 品 クレーン?

平成12年(行ケ)第77号判決	東高	A-517
判決言渡	平成12年11月20日	結 論 請求棄却
原 告	ショーマ アンテルナ	物 品 腕時計
	シオナル エス. アー.	掲載文献 判決速報(308)
被 告	特許庁長官	
審判番号	平成10年審判第11678号	
判示事項	両意匠の要部について検討するに、後述するようなこの種の腕時計の先行意匠にも照らすと、本願意匠と引用意匠とは、長円形畝状体を左右互い違いに数列並べたベルト体の中央部に縦長方形窓状の時刻表示部を設けた点(共通点(1))が、両意匠の形態全体の基調を決定づける特異な態様というべきであつて、これに加えて、腕時計本体とバンド部との取付態様において、時刻表示部の左右及び上下の畝状体をバンド部の畝状体と連続、融合させて形成している点(共通点(2)、(3))に顕著な特徴があり、以上が相まつて、両意匠の構成中、看者の最も注意をひく要部を成すものと認められる。畝の列の数の差異(差異点(イ))については、本願意匠のようにこれを5列とするか、引用意匠のように7列とするかということは、先行意匠に照らして、ありふれたバリエーションにすぎないものと認められ(例えば、乙2号証の3の番号7と8の関係など)、その差異がもたらす美的印象の相違はさほど大きなものとは認められない。原告は、本願意匠がフェミニンでエレガントな感じを与え、腕時計というよりは時刻表示部付きのブレスレットのような外観であるのに対し、引用意匠は男性的で無骨な感じを与え、いかにも腕時計然としている旨主張するが、前述のような両意匠の強い類似性を上回るような強い印象の相違とまでは認められず、上記の認定判断を左右するものとはいえない。	

平成12年(行ケ)第78号判決	東高	A-518
判決言渡	平成12年11月20日	結 論 請求棄却
原 告	ショーマ アンテルナ	物 品 腕時計
	シオナル エス. アー.	掲載文献 判決速報(308)
被 告	特許庁長官	
審判番号	平成10年審判第11679号	
判示事項	両意匠の要部について検討するに、後述するようなこの種の腕時計の先行意匠にも照らすと、本願意匠と引用意匠とは、長円形畝状体を左右互い違いに数列並べたベルト体の中央部に縦長方形窓状の時刻表示部を設けた点(共通点(1))が、両意匠の形態全体の基調を決定づける特異な態様というべきであつて、これに加えて、腕時計本体とバンド部との取付態様において、時刻表示部の左右及び上下の畝状体をバンド部の畝状体と連続、融合させて形成している点(共通点(2)、(3))に顕著な特徴があり、以上が相まつて、両意匠の構成中、看者の最も注意をひく要部を成すものと認められる。畝の列の数の差異(差異点(イ))については、本願意匠のようにこれを5列とするか、引用意匠のように7列とするかということは、先行意匠に照らして、ありふれたバリエーションにすぎないものと認められ(例えば、乙2号証の3の番号7と8の関係など)、その差異がもたらす美的印象の相違はさほど大きなものとは認められない。原告は、本願意匠がフェミニンでエレガントな感じを与え、腕時計というよりは時刻表示部付きのブレスレットのような外観であるのに対し、引用意匠は男性的で無骨な感じを与え、いかにも腕時計然としている旨主張するが、前述のような両意匠の強い類似性を上回るような強い印象の相違とまでは認められず、上記の認定判断を左右するものとはいえない。	

平成12年(行ケ)第331号判決	東高	A-519
判決言渡	平成12年11月28日	結 論 請求棄却
原 告	モハ、モデルン、ハウス	物 品 おろし器
	ハルトバーレン、アー	掲載文献 判決速報(308)
	ゲー	判時1748号159頁
被 告	特許庁長官	
審判番号	平成8年審判第8252号	
判示事項	1. 内外国において意匠の登録出願をした結果、意匠公報等に掲載されたということは、その出願の時点で既に出願の準備が完了していたということであるから、このような場合に新規性を失うものと取り扱つても、意匠の考案者に酷とはいえず、意匠法4条2項により、これを救済する実質的な必要性は認められない。 2. さらに、外国における出願の場合には、パリ条約4条A(1)、B、C(1)、(2)が適用され、出願の日から6か月間は、当該意匠の公表に基づく不利益扱いが禁止されているのであるから、この期間を徒過した者に、さらに意匠法4条2項を適用して、その後も一定期間、新規性を喪失しないとして、同様の保護を与えることは、パリ条約の趣旨に反し、権利者に過分の利益を与えることになり、ひいては、上記期間が徒過したと信じて行動した第三者に不測の損害をもたらすことがありうるので、許されないというべきである。なお、新規性喪失事由の例外を定めた特許法30条についても、同様の理由から、国内外の特許公報への掲載は、同条の「刊行物に発表」することに含まれないと解釈されている(最高第二小法廷平成元年11月10日判決・民集43巻10号1116頁参照)。	

平成12年(行ケ)第244号判決	東高	A-520
判決言渡	平成12年12月21日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社カイジョー	物 品 ボンディング用工具
被 告	特許庁長官	具
審判番号	平成8年審判第7281号	掲載文献 判決速報(309)
判示事項	1. 本願意匠の形状は、その出願日前に、日本国内において広く知られた形状の「ボンディング用工具」の上端部側の形状を、ワイヤボンディング装置への装着及び交換を容易にするため、テーパ状にしたものであり、そのことは技術上、造形上の常識を適用して容易になしえたことであり、本願意匠は、その出願日前に日本国内において広く知られた形状に基づいて、当業者が容易に創作することができたものである。 2. 原告の主張する、「根拠を示すことなく認定した誤り」については、技術上、造形上の常識に属する事項であるから、特に根拠となる証拠等を示さなかつたとしても誤りとは言えない。また、「異なる技術分野からの想到容易性」及び「上端部側に加工を施すことの想到容易性」については、技術分野は共通しており、工具の装着、交換を容易にすると言う技術課題も共通であり、装置間の違いが転用を妨げる事情は見出せず、技術上、造形上の常識を転用して、上端部側をテーパ状に加工することに想到することは容易である。更に、「本願意匠の機能的、技術的意味合いも、機能的な美感として考慮されるべきである」とした点は、本件で問題とされるべきは、本願意匠の創作が容易であつたか否かであり、美感の評価の問題ではなく、原告の主張自体失当である。	

平成12年(行ケ)第222号判決	東高	A-521
判決言渡	平成12年12月25日	結 論 請求棄却
原告	A	物 品 コップ
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(310)
審判番号	平成11年審判第19909号	
判示事項	<p>取消理由1(共通点の認定誤り及び差異点の看過)原告主張の差異点(1)は、審決認定と何ら矛盾するものではなく、審決の共通点の認定を誤りとする事はできない。そして、審決は、同趣旨の差異点を認定しているのであるから、差異点(1)を看過したということもできない。差異点(2)は、意匠全体からみればほとんど目立たない微細な構成に過ぎないというべきであつて、審決がこれを殊更に差異点として摘示しなかつたとしても、誤りということとはできない。差異点(3)は、そもそも意匠とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいうのであるから(意匠法2条1項)、本願意匠がいかなる加工方法によつて形成されたものであるかということ自体を問題とする余地はなく、「薄板の絞り加工」によつて形成されたことを前提とする原告の主張は、それ自体失当である。差異点(3)は、審決が両意匠の差異点として指摘して検討しているところであるから、審決に差異点を看過した誤りは無いというべきである。</p> <p>取消理由2(類否判断の誤り)原告が、審決が本願意匠の正面の形態のみを選択して要部と認定したのは誤りである旨主張する。しかし、審決は、両意匠に共通する態様を両意匠の要部と認定したもので、この認定に係る構成態様は、口径と高さの比率、下方の周側面の形状、上方の周側面の形状、全体としての形状の諸点にわたるものであつて、単に正面の形態のみの観察に基づくものでないことは明らかであるから、この点の原告の主張は理由がない。</p>	

平成12年(行ケ)第304号判決	東高	A-522
判決言渡	平成13年1月30日	結 論 請求棄却
原告	A	物 品 戸車用レール
被告	ケージーパルテック株式会社	掲載文献 判決速報(310)
審判番号	平成10年審判第35651号	意匠登録 第1015087号
判示事項	<p>審決認定の共通点(1)全体の基本的構成態様及び、差異点(4)戸車転動面の傾斜角、同(5)鏢を除く外側壁面の態様は優に認めることができ、それが「やや緩やか」あるいは「断面視鋸歯状の突条」の表現によつて示すことの許容される範囲に属することは明らかである。審決が看過しているとする差異点(6)～(9)のうち、(6)及び(7)は、審決認定の差異点(1)～(3)を視点を變えて表したといひ得る範囲内のものであり、(8)及び(9)は、類否判断において検討の対象と成り得ない程度の些細な事項にすぎず、差異点として取り上げるまでもない事柄というべきである。審決の類否判断は誤りであるとする点については、両意匠が、共通点(1)の形状を有することにより、全体としてまとまつた意匠を形成し、見るものに一つの美感を与えていると認められ、共通点(2)～(4)で共通していることからすれば、その範囲内で具体的形状に差異があるとしても、見るものに相異なつた特別な美感を与える要素が不可されない限り、意匠登録の可否の基準としての類似の範囲内に止まるものというべきである。引用意匠の形状を前提に寸法比率や傾斜角等を適宜變えることは造作もないことというべきであり、そこによほど特異な要素が見いだせない限り、これを意匠登録の根拠となるべき新たな意匠的特徴とみる余地はないものというべきである。</p>	

平成12年(行ケ)第316号判決	東高	A-523
判決言渡	平成13年3月14日	結 論 請求棄却
原告	熊本不二コンクリート工業株式会社	物 品 側溝用蓋
被告	株式会社ヤマウ	掲載文献 判決速報(312)
審判番号	平成12年審判第35049号	意匠登録 第1048996号
判示事項	<p>本件意匠と引用意匠の類否判断について、原告は、審決が、本件意匠と引用意匠との各差異点につき部分的観察に終始し、これらの差異点に係る各態様ともに「周知の態様」等であるとして、本件意匠と引用意匠の類否判断から除外したとし、意匠の類似判断は、いわゆる全体観察の方法でされるべきものであるから、審決が、周知又は公知であることを理由に部分的な形態を除外して類否判断をしたことは誤りであると主張する。しかしながら、審決の説示にてらして、審決は、両意匠の特徴が各部の具体的な構成態様の共通点のうち、新規な態様である「略横長長方形を呈する・態様に表した」(審決謄本4頁32行目～38行目)点にあつて、これが両意匠の全体の基本的構成態様における共通点と相俟つて醸し出す印象が、両意匠の類否判断を決定付ける要素であるのに対し、各部の具体的な構成態様における差異点は、側溝用蓋の意匠において普通に知られているもので、周知の態様の中でされた変更の範囲内のものであり、あるいは細部における部分的で軽微な差異であつて、これらの差異点を総合したとしても、類似するとの印象を凌駕するとはいえないとして、両意匠が類似するものと判断したものであることが認められる。したがつて、審決が、原告の主張するように、部分的観察に終始し、これらの差異点・を除外して・類否判断をしたものではないことは明らかである。</p>	

平成12年(行ケ)第434号判決	東高	A-524
判決言渡	平成13年3月22日	結 論 請求棄却
原告	株式会社イノウエ	物 品 耳飾り用留め金具
被告	株式会社ジェム・マニユ	掲載文献 判決速報(312)
審判番号	平成12年審判第35002号	意匠登録 第1016112号
判示事項	<p>1. 取消事由2(形態の類否判断の誤り)について(1)甲第1号証(審決書)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認める。(イ)本件登録意匠は、耳飾り(イヤリング)用留め金具であつて、装飾本体に取り付けて、左と右にある上端部によつて耳たぶを挟み付けて使用するものであつて、使用時にはU字型となるものである。上下を逆にすると耳たぶを挟み付けられないため、使用時において上下を逆にする事は、考えられない。(ロ)甲号意匠は、装飾本体を吊り下げて、耳たぶにあけたピアス孔に通して使用するものであつて、使用時には中央部が耳たぶを貫通した状態の逆U字型となるものである。上下を逆にするとピアス孔を通した状態で保持できないため、使用時において上下を逆にする事は、考えられない。(2)使用時における状態を前提とすれば、基本的構成態様が、本件登録意匠は「U字型」、甲号意匠は「逆U字型」である点において、大きく異なる美感を起させるから、両意匠は、類似しないというほかはない。(3)最終製品である、耳飾り(イヤリング)やピアスは、装身具であつて使用状態における美感が非常に重視されるものであるから、(略)、その一部である、耳に取り付ける部分についても、使用状態を前提として、その形状等に注意を払つて判断することは明らかである。(略)(9)(略)審決の「両意匠に係る形態は、詳細に検討するまでもなく、基本的構成態様が「U字型」と「逆U字型」であることに等において全く異なるものであることが明らか」(5頁25行～27行)とした認定判断に誤りは無い。</p>	

平成12年(行ケ)第317号判決	東高	A-525
判決言渡	平成13年3月22日	結 論 請求棄却
原告	株式会社トンボ鉛筆	物 品 マーキング用ペン
被告	特許庁長官	先
審判番号	平成11年審判第7409号	掲載文献 判決速報(312)

平成12年(行ケ)第357号判決	東高	A-526
判決言渡	平成13年3月26日	結 論 審決取消
原告	株式会社ウチコン	物 品 側溝用ブロック
被告	A	掲載文献 判決速報(312)
審判番号	平成12年審判第35055号	意匠登録 第1037733号
判示事項	側溝も排水樹も下水ない排水設備に属する設備であり、・意匠に係る物品分野を同じくする。・側溝用ブロックと排水樹とは、いずれも本体が地面に埋設され、上面の開口部が蓋で覆われるという基本的な構成を共通にするものであるから、蓋受け部の機能及び使用態様もほぼ共通するということができる。また、ともに、コンクリートが用いられることが多いことは公知の事実である。加えて、一般に、切り欠き部を直角状にすることなく、弧状面とする構成自体、意匠の構成としてごくありふれたものというべきであり、・この点からも、蓋受部の弧状面の構成を転用することを困難とする理由は見出せない。以上の認定判断を総合すれば、本件意匠の登録出願前に、排水樹の蓋受部を「し」の字状に切り欠いて弧状面を呈する構成は、側溝用ブロックの分野における当事者において広く知られた形状であつたというべきであり、かつ、この形状に基づき、側溝用のブロックの蓋受部を弧状面として本件意匠の創作をすることは、当事者にとって容易であつたというべきである。	
平成12年(行ケ)第398号判決	東高	A-527
判決言渡	平成13年3月27日	結 論 請求棄却
原告	元旦ビューティ工業株式会社	物 品 屋根用カバー材
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(313)
審判番号	平成9年審判第12598号	
平成12年(行ケ)第406号判決(審決取消請求独立当事者参加事件) [被参加事件 平成12年(行ケ)第85号]	東高	A-528
判決言渡	平成13年5月23日	結 論 審決取消
当事者参加人	フロウィル・インターナショナル・ライティング(ホールディング)・ピー・ヴィー	物 品 照明反射鏡
掲載文献	平成6年審判第1230号	判決速報(314)
被参加事件原告(脱退)	オスラム・シルパニア・インコポレイテッド	
被告(被参加人)	特許庁長官	
判示事項	(1) 差異点(イ)に係る本願意匠の構成は、反射笠部の矩形状の小区画を僅かにずらして配列したことによつて、反射笠部の内周面と外周面に渦巻き状の模様を生じさせたものと認められるところ、照明反射鏡においては、背面に位置する口金外筒部及び端子よりも、反射笠部の方が、大きさの上でも、その使用態様に照らしても、看者の注意を惹く構成部分であると考えられる上、この渦巻き状の模様は、反射笠部の内周面と外周面のほぼ全面にわたつて表された模様であるため、量的にも、質的にも、最も目に付きやすい構成態様といえる。 (2) 渦巻き状の模様を表すための技法が被告主張のとおり小区画をずらした結果のものであるとしても、看者において、矩形状の小区画が左右隣方向にずれているものと認識させるにとどまらず、渦巻き状の「模様」として認識されうるものと言うべきであるから、該主張は、差異点(イ)についての判断を左右するものではない。 (3) 本願意匠の要部である差異点(イ)に係る構成態様、すなわち、反射笠部の矩形状の小区画を左右にわずかにずらしたことによつて形成される渦巻き状の構成から生ずる美観は、上記のような周知の構成にすぎない本意匠と引用意匠の共通点に係る構成態様を上回る強い印象を看者に与え、全体的に考察して両意匠は類似するものではないと言わざるを得ない。	
平成13年(行ケ)第2号判決	東高	A-529
判決言渡	平成13年5月24日	結 論 請求棄却
原告	A	物 品 戸車用レール
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(314)
審判番号	平成10年審判第11272号	

平成12年(行ケ)第503号判決	東高	A-530
判決言渡	平成13年5月31日	結 論 審決取消
原告	ダート インダストリーズ	物 品 タンブラー
被告	インコーポレイテッド	掲載文献 判決速報(314)
審判番号	平成10年審判第8672号	
判示事項	(3) 引用意匠は、本願意匠に比べ、上記(ア)ないし(ウ)の差異点により、全体に縦長の印象を明瞭に与え、かつ、これに(エ)の差異点に加わることにより、一種奇抜な印象を与えるものとなつていえることができる。当業者を基準として創作容易性の観点から比較する場合においてはともかく、一般需要者を基準としてそれぞれの与える意匠的效果としての印象(美感)の類否の観点から両意匠を比較する場合においては、上記差異点、特に(ア)ないし(ウ)の差異点から生ずる印象(美感)の差異は、一般的には、決して小さいものではなく、共通点が、この差異を埋没させてしまうほどに強力な共通の印象(美感)をもたらし力を有するものでない限り、両意匠は全体として異なつた印象(美感)をもたらしものというべきである。上記差異点(ア)につき、(略)、たといそれ自体極めてありふれた構成比率のもの同士であつても、構成比率が大きく異なれば、見る者に与える印象(美感)が異なることは十分あり得ることである。ありふれたものからはありふれた印象(美感)しか生じないとしても、ありふれた印象(美感)は皆同じであつて、その間に差異はない、ということにはならないのである。意匠法3条1項3号の下で、一般需要者を基準として意匠の与える美感の観点から登録性を判断するにあたり、(略)、類似の範囲に含まれるものとするとはできないというべきである。	
平成12年(行ケ)第330号判決	東高	A-531
判決言渡	平成13年6月7日	結 論 請求棄却
原告	株式会社大廣製作所	物 品 理美容用椅子昇降用脚
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(315)
審判番号	平成10年審判第19746号	
平成12年(行ケ)第425号判決	東高	A-532
判決言渡	平成13年6月28日	結 論 請求棄却
原告	安田株式会社	物 品 建具用戸車レール
被告	株式会社ベスト	掲載文献 判決速報(315)
審判番号	平成11年審判第35405号	意匠登録 第954499号
平成13年(行ケ)第6号判決	東高	A-533
判決言渡	平成13年7月3日	結 論 請求棄却
原告	ペーパーレット株式会社	物 品 動物の寝床用又は排泄物処理用敷物
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(316)
審判番号	平成10年審判第17798号	
平成13年(行ケ)第13号判決	東高	A-534
判決言渡	平成13年8月29日	結 論 請求棄却
原告	A	物 品 戸車用レール材
被告	ケージーパルテック株式会社	掲載文献 判決速報(317)
審判番号	平成11年審判第35645号	意匠登録 第930663号
判示事項	1. 意匠法3条1項3号により意匠登録を受けることができないのは、意匠登録出願前に日本国内又は外国において、公然知られた意匠(同項1号)又は頒布された刊行物に記載された意匠(平成11年法律第41号による改正前の意匠法3条1項2号)に類似する場合である。したがつて、本意匠出願後にどのような類似意匠(平成10年法律第51号による改正前の意匠法10条)の登録がされたかは、意匠法3条1項3号に規定する事由の存否と関係がない。 2. 類似意匠は、本意匠に類似することを要件として登録が認められたものであるから、類似意匠として登録されたということは、特許庁がこれを本意匠に類似する意匠と認めたものである。したがつて、ある意匠が本意匠と類似するかどうかを判断するに当たつては、登録された類似意匠を参酌すべきである。ただし、類似意匠の登録は、本意匠の類似範囲に関する特許庁の判断を示すものの、その判断が誤りである場合には、当該類似意匠登録に無効事由が存在することとなるのであつて、無効事由のある類似意匠登録により本意匠の類似範囲が変動するわけではない。	

平成13年(行ウ)第203号判決	東地	A-535
判決言渡	平成13年8月31日	結 論 却下
原 告	日本冷凍食品開発研究所 外1名	物 品 メンチカツ, エビ寄せフライ, エビ寄せカツ
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(317)
審判番号	平成12年審判第60135号, 平成12年審判第60158号, 平成12年審判第60159号	
平成13年(行ウ)第204号判決	東地	A-536
判決言渡	平成13年8月31日	結 論 却下
原 告	日本冷凍食品開発研究所 外1名	物 品 メンチカツ, エビ寄せフライ, エビ寄せカツ
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(317)
審判番号	平成12年審判第60135号, 平成12年審判第60158号, 平成12年審判第60159号	
平成13年(行ウ)第205号判決	東地	A-537
判決言渡	平成13年8月31日	結 論 却下
原 告	日本冷凍食品開発研究所 外1名	物 品 メンチカツ, エビ寄せフライ, エビ寄せカツ
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(317)
審判番号	平成12年審判第60135号, 平成12年審判第60158号, 平成12年審判第60159号	
平成13年(行ケ)第282号判決	東高	A-538
判決言渡	平成13年11月8日	結 論 請求棄却
原 告	田中産業株式会社	物 品 包装用袋
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(320)
審判番号	平成10年審判第12560号	
平成13年(行ツ)第270号判決	最高	A-539
判決言渡	平成13年11月9日	結 論 上告棄却
物 品	理美容用いす	
平成13年(行ケ)第275号判決	東高	A-540
判決言渡	平成13年11月13日	結 論 請求棄却
原 告	ギブソンギターコーポレーション	物 品 ギター
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(320)
審判番号	平成10年審判第18507号	
平成13年(行ケ)第123号判決	東高	A-541
判決言渡	平成13年11月28日	結 論 請求棄却
原 告	大湖産業株式会社	物 品 カーテン地
被 告	株式会社パロマワークス 外1社	掲載文献 判決速報(321) 意匠登録 第1005599号
審判番号	平成11年審判第35268号	
判示事項	<p>1. 原告は、審決が、本件意匠と引用意匠との類似の判断に当たって特殊な条件を設定しているとして、判断手法の違法を主張するところ、確かに、審決の本件意匠と引用意匠との類似の判断中には、「実施物の背面側に、正面側より強い光源を当てた場合」、「使用時の明るい光源のもので現れる態様においては」との前提に基づいて判断している部分がある。しかしながら、意匠の類似を判断するに当たっては、意匠にかかる物品の性質、用途、使用態様等も参酌した上、意匠を全体として観察することを要するところ、本件意匠及び引用意匠の意匠に係る物品はいずれもカーテン地であつて、これを強い太陽光を背面側から受ける窓際等に吊るして用いるのは通常の使用態様であると解される。</p> <p>2. そうすると、審決の上記判断は、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様等を参酌した観察として合理的なものであつて、原告の主張するような「特殊な条件」ということはできない。加えて、審決は、上記のような使用態様での観察を踏まえつつ、両意匠を全体として観察した上で類似判断をしていることが明らかであるから、審決の判断手法において原告の主張するような誤りがあるとはいえない。</p>	

平成13年(行ケ)第193号判決	東高	A-542
判決言渡	平成13年12月4日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社マルエーニッ ト	物 品 温熱サポーター
被 告	イダ靴下株式会社	掲載文献 判決速報(321) 意匠登録 第978059号
審判番号	平成12年審判第35001号	
判示事項	<p>1. 甲第11, 第12号証の各カタログの他にも、本件登録意匠の出願よりも相当前から、足首用サポーターの形状を「つま先部をカットした靴下状の形状」としたものがカタログに掲載されており、実際の商品として国内で販売されていたものもあつたことは、前記認定のとおりである。甲第6ないし第9号証及び第11, 第12号証から認められる事実を総合すると、「つま先部をカットした靴下状の形状」が日本国内において広く知られた形状であることは、十分推認し得るといふべきであり、これを覆すに足りる証拠はない。</p> <p>2. 本件登録意匠は、意匠に係る物品を「温熱サポーター」とし、意匠の形態を本件意匠公報(甲第2号証)の図面(図面代用写真)に示したとおりとしたものであつて、同公報の図面からは、本件登録意匠が「医療用」のサポーターであることに由来する特別な形態を有するものとは認められず、サポーターが、スポーツ用・医療用の別を問わず、その形態及び機能において基本的に共通するものであることも考慮すると、サポーターにおいて周知の形状と認められる「つま先部をカットした靴下状の形状」のものに温熱効果を付加して「温熱サポーター」とすることは、当業者が極めて容易になし得ることと認められる。</p>	
平成13年(行ケ)第279号判決	東高	A-543
判決言渡	平成14年1月22日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社粉河	物 品 敷居用レール材
被 告	ケージーパルテック株式会社	掲載文献 判決速報(322) 意匠登録 第1075575号
審判番号	平成12年審判第35485号	
判示事項	<p>1. 形状を言葉で表現する場合、表現の仕方には種々のものがあり得、殊更に恣意的な表現を除けば、その中のどれを選択することも可能であるといふべきである。甲第3号証によれば、本件においては、審決が殊更に恣意的な表現を用いて引用意匠を認定したものと認められないから、審決のような表現で本件登録意匠と引用意匠の共通点を認定することに何ら誤りはない。</p> <p>2. 溝の深さの割合が両意匠の対比において重要な要素となるのならば、そうでないのなら、目視によりおおよその割合を認定することは何ら差し支えなく、認定上の誤差が生じたとしても、これを審決の結論に影響を与える瑕疵ということとはできない。</p> <p>3. 原告は、レール材が販売ルートに存在するときは、裏も表も関係なく当業者の目に触れるのであるから、審決の認定は誤りである、と主張する。しかし本件登録意匠におけるレールの裏面における2条の溝は、その幅や深さからみてもわずかなものであつて、目立つものではなく、また、レール材の具体的な使用態様においてレールの裏面の目立たない位置に存在するものであるから、両意匠の全体としての美観に与える影響はわずかなものである。したがつて、この点についての審決の認定に誤りはなく、原告の主張は採用することができない。</p>	

平成13年(行ケ)第281号判決	東高	A-544
判決言渡	平成14年1月31日	結 論 請求棄却
原告	A	物 品 事務用パンチのパンチ刃
被告	株式会社サンヨーケミカル	掲載文献 判決速報(322)
審判番号	平成12年審判第35237号	意匠登録 第1000668号
判示事項		
<p>1. 本件意匠は、引用意匠が公開された後、6年以上経過して出願されたものと認められる。両意匠に係る物品は、相互に同一のものであることは明らかである。以上の各事実によれば、他に特段の事情がない限り、本件意匠の登録出願前において、引用意匠に係る形状は、これと同一の物品に係る本件意匠の属する分野における当業者の間に、既に広く知られ、現実に認識されていたものと推認することができるというべきであり、この認定を妨げるに足りる特段の事情ないし証拠は認めることができない。</p> <p>2. 原告は、本件意匠と引用意匠は、意匠に係る物品の基本的構造が異なるものであり、意匠の創作はその範囲においてなされるものであるから、これを同一の創作範囲にあるものとして意匠の創作の容易性を判断するのは違法であるとも主張している。しかしながら、本件意匠と引用意匠との間において、その基本的構成態様(構造)において相違する点があることから、直ちに両意匠間の創作容易性が否定されたり、同一の創作範囲にないものと解すべき根拠はなく、原告の上記主張は、理由がない。</p>		
平成13年(行ケ)第271号判決	東高	A-545
判決言渡	平成14年3月27日	結 論 請求棄却
原告	株式会社力王	物 品 長靴
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(324)
審判番号	平成11年審判第19074号	
平成13年(行ケ)第187号判決	東高	A-546
判決言渡	平成14年3月28日	結 論 請求棄却
原告	小岩金網株式会社	物 品 金網
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(324)
審判番号	平成11年審判第15613号	
平成13年(行ケ)第188号判決	東高	A-547
判決言渡	平成14年3月28日	結 論 請求棄却
原告	小岩金網株式会社	物 品 金網
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(325)
審判番号	平成11年審判第15617号	
平成13年(行ケ)第211号判決	東高	A-548
判決言渡	平成14年3月28日	結 論 請求棄却
原告	小岩金網株式会社	物 品 金網
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(325)
審判番号	平成11年審判第17247号	
平成13年(行ケ)第212号判決	東高	A-549
判決言渡	平成14年3月28日	結 論 請求棄却
原告	小岩金網株式会社	物 品 金網
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(325)
審判番号	平成11年審判第15614号	
平成13年(行ケ)第213号判決	東高	A-550
判決言渡	平成14年3月28日	結 論 請求棄却
原告	小岩金網株式会社	物 品 金網
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(325)
審判番号	平成11年審判第15615号	
平成13年(行ケ)第214号判決	東高	A-551
判決言渡	平成14年3月28日	結 論 請求棄却
原告	小岩金網株式会社	物 品 金網
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(325)
審判番号	平成11年審判第15616号	
平成13年(行ケ)第215号判決	東高	A-552
判決言渡	平成14年3月28日	結 論 請求棄却
原告	小岩金網株式会社	物 品 金網
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(325)
審判番号	平成11年審判 第15618号	

平成13年(行ケ)第216号判決	東高	A-553
判決言渡	平成14年3月28日	結 論 請求棄却
原告	小岩金網株式会社	物 品 金網
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(325)
審判番号	平成11年審判第15619号	
平成13年(行ケ)第491号判決	東高	A-554
判決言渡	平成14年4月15日	結 論 請求棄却
原告	タキゲン製造株式会社	物 品 貨物トラックの荷台用開閉用ハンドルの掛金
被告	日本ボディーパーツ工業株式会社	掲載文献 判決速報(325)
審判番号	平成13年審判第35238号	意匠登録 第957117号類似2号
判示事項		
<p>(1) 意匠法上、一般に、意匠登録出願について登録要件を判断する場合における基準日は当該意匠登録出願の日とされているのであり、類似意匠登録の出願については同基準日を本意匠の登録出願日とすべきである旨の原告の主張は明文の根拠を欠くものであつて、類似意匠の登録要件の判断の基準日は類似意匠登録の出願日というべきである(なお、最高平成7年2月24日第二小法廷判決・民集49巻2号460頁参照)。</p> <p>(2) 類似意匠登録は、本意匠について本来認められるその効力が及ぶ範囲、すなわち、登録意匠(本意匠)に類似する意匠の範囲を、権利行使の便宜ないし迅速化等の目的であらかじめ確認する意味を有するにとどまるものであり、本意匠について本来認められるその効力が及ぶ範囲は、類似意匠が登録されるかどうかによつて何ら法律上の影響を受けるものでないことは明らかである。(3) 本意匠の登録出願日と類似意匠の登録出願日との間に公知となつた意匠が、本意匠の「模倣製品」に係るものであるとするためには、当該公知意匠が、本意匠の効力の及ぶ範囲に属するものであることのほか、例えば、先使用による通常実施権(意匠法29条)の成立する要件を備えないこと等を確定する必要があるところ、それらの事項は、本来、裁判所が具体的事案において法を適用して判断すべきものであつて、意匠登録出願の審査にはなじまない性質のものといわざるを得ない。</p>		
平成13年(行ケ)第373号判決	東高	A-555
判決言渡	平成14年4月25日	結 論 請求棄却
原告	タキゲン製造株式会社	物 品 貨物トラックの荷台扉開閉用ハンドルの掛金
被告	阪和工材株式会社	掲載文献 判決速報(325)
審判番号	平成12年審判第35606号	意匠登録 第957117号
判示事項		
<p>(1) 前示各証拠に照らすと、甲号意匠の基本的構成態様は、先行する同種物品の意匠には類似の機構及び形態を有するものが見られない特徴的な態様であるといふことができる。したがつて、両意匠の共通点に係る基本的構成態様が看者の注意を惹かない「ありふれたもの」であるとする原告の主張も、採用することができない。</p> <p>(2) ハンドル導入部は、「ハンドル掛金」を扉に取り付けるための基台部の一部を構成しているものであつて、扉へ取り付けた後はほぼ一体状になつて認識されることになり、とりわけ大きな意匠的効果を奏するとは考え難い。しかも、一般に、平板状の扉にハンドル掛金を取り付ける基台部がほぼ平板状となることは見やすい道理であり、その平面形状として矩形を採用し、あるいは矩形を若干変形させたものを採用することに格別の意匠的創意を要するとは認め難く、むしろ、両意匠に共通する基本的構成態様を備えたハンドル掛金において、平板状の基台部の平面形状は、機能変更や機能上の支障を生じることなく形状変更することが最も容易なところであると考えられる。そして、本件登録意匠の基本的構成態様を前提として、ハンドル導入部の平面形状を、基台部の本体部よりも横幅の大きい角丸横長方形としたことを特に独創的な意匠設計とまで評価することはできない。</p>		

平成13年(行ケ)第374号判決	東高	A-556
判決言渡	平成14年5月30日	結 論 請求棄却
原告	大湖産業株式会社	物 品 スクリーン用取り
被告	株式会社パロマワークス	付け器具
審判番号	平成12年審判第35085号	掲載文献 判決速報(326)
判示事項	<p>1 取消事由1(甲号意匠の公知性についての認定の誤り)原告は、上記甲第5号証及び甲第12号証の作成者であるAの勤務先である湯川家具は、本件意匠及び別件の登録意匠に関し、原告と係争関係にある会社であるから、これらの証拠の記載内容は、信用することができない、と主張する。しかしながら、仮に、湯川家具が原告と係争関係にある者であるとしても、そのことから、直ちに、甲第5及び第12号証の記載内容を信用することができないと断定することができるものではないことは、いうまでもないことである。2 取消事由2(冒認の事実の看過)上記3名のうち、誰が甲号意匠の創作であるかについては、乙第3号証(Cの宣誓書)中には、Cが甲号意匠に係る製品を発明し、上記特許出願をした旨の供述記載があり、同記載や、上記3名のうち現実に製品を製作するのはCであること、に照らすと、D及びFだけが甲号意匠ないしこれと類似する本件意匠を創作したとの甲第17、第19、第26号証中の供述記載をにわかに採用することはできない。一般に、複数の者が関与した発明ないし創作について、誰を発明者ないし創作者と認めるべきかについては、認定判断が微妙なことが多く、本件においても、上記各証拠から、甲号意匠の創作はD及びFであつてCではないことを認めるには足りず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。</p>	
平成13年(行ケ)第526号判決	東高	A-557
判決言渡	平成14年6月27日	結 論 請求棄却
原告	カーノードメタルボックス ナームローゼ	物 品 包装用缶
被告	フェノートシャップ	掲載文献 判決速報(327)
審判番号	平成11年審判第1518号	
平成13年(行ケ)第536号判決	東高	A-558
判決言渡	平成14年6月27日	結 論 審決取消
原告	カーノードメタルボックス ナームローゼ	物 品 包装用缶
被告	フェノートシャップ	掲載文献 判決速報(327)
審判番号	平成10年審判第17012号	
平成14年(行ケ)第42号判決	東高	A-559
判決言渡	平成14年7月23日	結 論 請求棄却
原告	A	物 品 メガホン
被告	シャープ産業株式会社	掲載文献 判決速報(328)
審判番号	平成12年審判第35197号	
判示事項	<p>◇原告は、両意匠の基本的構成態様に係る形態は、本件登録出願前に公知となつていたから、上記形態は両意匠の類否判断における支配的要素(要部)とはなりえない旨主張するが、意匠の類否判断において、公知の形態が考慮されるのは、その形態が当該物品におけるありふれた形態であれば看者の注意を惹くことのない場合があるという限りでのことにすぎず、公知の形態であるというだけの理由でその形態が意匠の要部たり得ないことになるわけではない。意匠の類否は、意匠を全体観察することによつて得られる美感の共通性を基本に判断されるべきものであるから、公知の形態であつても、それが意匠の要部たり得る場合はあるというべきである。◇原告は、審判請求人の弁駁書に対する意見を述べる機会が与えられなかつた旨主張するが、弁駁書に対する反論の機会を事実上保障することは、手続的公正という観点からすると、確かに望ましいということではあるが、常に反論の機会を与えなければならないものではなく、格別新たな主張立証について記載しているものではないことが認められる。そうすると、被告の弁駁書に対し、原告に反論の機会が与えられなかつたことをもつては、審決を取り消すべきほどの手続上の瑕疵があつたとすることはできない。</p>	

平成13年(行ケ)第411号判決	東高	A-560
判決言渡	平成14年7月30日	結 論 請求棄却
原告	株式会社東芝	物 品 発光ダイオード
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(328)
審判番号	平成10年審判第17802号	
判示事項	<p>1. 乙第1号証、第2号証、第3号証によれば、本願意匠や引用意匠に係る物品においては、試料収納部を本体キャビネット部の、上辺側から下辺寄り約10分の6.5ないし約10分の9程度までとすることも一般的に行われていたことが認められるから、本願意匠と引用意匠の上記(試料収納部)差異は、需要者の注意をさほど引くものではないといふことができる。</p> <p>2. 引用意匠には、扉部の下方に細幅帯状に区画した部位が存在し、審決が、この部位を「操作パネル部」という用語を用いて特定したものであることは、明らかである。</p> <p>3. 審決が基本的な構成態様及び具体的な態様としてした共通点の認定に誤りはない。そして、本願意匠と引用意匠との上記共通点は、全体として両意匠の形態上の特徴を形成していると認められる。一方、審決が認定した差異点及び前記1(2)、(3)は、その各々をとつてみても、また、これらを総合してみても、さほど需要者の注意を引くものではないといふことができる。結局、両意匠は、全体として類似するものといふべきである。</p>	
平成13年(行ケ)第458号判決	東高	A-561
判決言渡	平成14年9月10日	結 論 請求棄却
原告	セブン工業株式会社	物 品 梁固定用金具
被告	株式会社シュルター	掲載文献 判決速報(330)
審判番号	平成12年審判第35698号	意匠登録 第899148号
判示事項	<p>・この(甲号意匠の)「シアプレート」と表示された突出部について、原告は、図面からはその形状を把握することができないと主張するのに対し、被告は、「シアプレート」との文字情報をも考慮して甲第3号証の4の図面を総合的に理解すれば、同図面から、審決が認定したとおりの、底板を有する短円筒形突出部を底板の前側中央の上下2カ所に形成した形状を把握することができる。・そこで、引き出し線で示された「シアプレート」という文字情報をも念頭に置き、左側の図と右側の図を対応させて甲第3号証の4の図面を見れば、右側の図(背面視の形状)の上下2カ所に描かれた円形の破線が、左側の図でシアプレートと表示された突出部の外側輪郭を表した形状線(背板の背面側からは隠れて見えないので、破線表示されている。)であることは明らかである。したがつて、甲第3号証の4の図面には、背板の前側の中央上下2カ所に短円筒形の突出部を形成した形態を把握することができる。・本願意匠と甲号意匠との類否に関する原告の主張は、要するに、本願意匠と対比されるべきものは原告主張の改甲号意匠であるというにあり、審決のした本願意匠と審決認定の甲号意匠との類否判断を積極的に争うものではない。</p>	

平成14年(行ケ)第220号判決 <平成14年(行ヒ)第305号判決：最高裁H15.2.4判決・不受理> 東高 A-562
判決言渡 平成14年9月11日 結 論 請求棄却 原告 A 物 品 側溝用ブロック 被告 株式会社ウチコン 掲載文献 判決速報(330) 審判番号 平成12年審判第35055号 意匠登録 第1037733号
判示事項 1. 「本件審判請求事件の再度の審判手続きにおいて、審判官は、前訴確定判決の拘束力を受けるから、本件引用例に記載の意匠から本件意匠をその登録出願前に当業者が容易に創作することができたとはいえないと認定判断することは許されないものであり、したがって、本件審判が、前訴確定判決の拘束力に従って、本件意匠はその登録出願前に本件引用例に記載の意匠に基づいて当業者が容易に創作できたものであるから、意匠法3条2項に該当すると判断したことは、その限りにおいて適法というべきである。」 2. 「審判官が、行政法33条1項の規定により前訴確定判決が審判官を拘束するとの判断を前提に、同判決の認定判断に基づいて本件意匠の意匠法3条2項の規定該当性を審理判断していることは前記に認定したとおりであるところ、前訴確定判決の拘束力の及ぶ範囲を定め、これに従って本件審判請求事件についてあらためて判断を下すことも実質的な審理にあたるというべきである。」
平成14年(行ケ)第360号判決 東高 A-563
判決言渡 平成14年10月9日 結 論 請求棄却 原告 A 物 品 手帳 被告 特許庁長官 掲載文献 判決速報(331) 審判番号 平成13年審判第19705号
平成14年(行ケ)第250号判決 東高 A-564
判決言渡 平成14年10月29日 結 論 請求棄却 原告 ケーザーバルテック株式会社 物 品 戸車用レール材 被告 A 掲載文献 判決速報(331) 意匠登録 第930663号類似3号 審判番号 平成12年審判第35650号
判示事項 1. 本件登録意匠と引用意匠との類否審決と同様の理由により、類似と判断する。戸車レール材の外側に鋸歯状突起を設けた点は、審決添付別紙2に示された審判甲第1、第2号証の意匠にも見られるように、この種物品におけるありふれた形態と認められるものであつて、看者の注意を惹くものといふことができず、全体として観察すると、原告主張の鋸歯状突起の有無を考慮しても、なお、本件登録意匠と引用意匠との間には強い類似性が看取されるというべきである。 2. 本件登録意匠と本意匠との類否審決と同様の理由により、非類似と判断する。原告の主張は、意匠を構成する各部分に個別的に着目したときの両意匠の共通性を取り上げて、両意匠は類似すると主張しているものに過ぎない。両意匠を全体観察によつて対比すると、本意匠は、溝全体の断面形状を深さが幅の2倍強ある断面視略Y字状としたものであるのに対して、本件登録意匠は、溝全体の断面形状を深さと幅が同程度の断面視略矩形形状ないしU字状としたものであつて、両意匠には意匠の基調において明らかな差異が認められる。
平成13年(行ケ)第555号判決 東高 A-565
判決言渡 平成14年10月29日 結 論 請求棄却 原告 A 物 品 装身用玉 被告 特許庁長官 掲載文献 判決速報(331) 審判番号 平成12年審判第4108号
平成14年(行ケ)第221号判決 東高 A-566
判決言渡 平成14年11月14日 結 論 請求棄却 原告 東洋ガラス株式会社外1 物 品 包装用びん 被告 特許庁長官 掲載文献 判決速報(332) 審判番号 平成12年審判第9458号
平成14年(行ケ)第353号判決 東高 A-567
判決言渡 平成14年11月26日 結 論 請求棄却 原告 美和ロック株式会社 物 品 建物雇用取手の座 被告 特許庁長官 板 審判番号 平成13年審判第8490号 掲載文献 判決速報(332)

平成14年(行ケ)第307号判決 東高 A-568
判決言渡 平成14年11月27日 結 論 請求棄却 原告 A 物 品 包装用容器 被告 赤松化成工業株式会社 掲載文献 判決速報(332) 審判番号 平成13年審判第35229号 意匠登録 第1101864号
判示事項 原告は、両意匠の美感の違いを主張するところ、そのような違いは、蓋体及び容器体の四方の壁面に配された断面波状の斜めのリブ並びに蓋体上面四隅の浅い凹凸の有無という審決の認定する差異点に由来することは明らかである。しかし、当該差異点に係る構成態様に関しては、このようなリブや凹凸を消去して平坦面状、無模様状とすることが、本件出願前に本件意匠と同様の包装用容器においてごく普通に見られるものにすぎないことは審決の認定(審決謄本5頁第1段落)するところである。そうすると、上記差異点は、このような常とう的な形態処理の範囲内にとどまる違いでしかないというべきであるから、公知意匠の上記リブや凹凸を消去して平坦面状、無模様状とすることに格別の創作的な困難性を見いだすことはできず、これと同旨をいう審決の判断に誤りはない。
平成14年(行ケ)第389号判決 東高 A-569
判決言渡 平成14年11月28日 結 論 請求棄却 原告 A 物 品 濾過機液槽内装着 被告 特許庁長官 用濾過板 審判番号 平成13年審判第13427号 掲載文献 判決速報(332)
平成14年(行ケ)第359号判決 東高 A-570
判決言渡 平成14年12月12日 結 論 請求棄却 原告 株式会社カンダ 物 品 せいろ用中敷き 被告 旭化成株式会社 掲載文献 判決速報(333) 意匠登録 第1077019号
判示事項 1. 取消事由1(審理手続きの法令違反)について審判体としては、原告の主張をも考慮しつつ各証拠の信用性を判断することとし、口頭審理によつて書証の作成者などを証人尋問することまでしなかつたことに審理不尽の違法があるとはいえない。 2. 取消事由2(証拠の信憑性の判断及び公然実施の事実認定の誤り)についてたとえ証明文言を被告側で作成し、穴あきセパレート紙を添付し、各社に被告が依頼して証明してもらつたものであるとしても、直ちに各実施証明書信用性を欠くものといふことはできない。そして、本件全証拠を検討しても、各社が内容虚偽の証明をしたことを疑わせる証拠は見当たらないのであるから、審決で取り上げた証拠は、その記載どおり販売していた事実を証明するものであるといえる。そして証明した事実から審決甲号意匠が、本件登録意匠の登録出願前において、日本国内において、公然と知られた意匠であつたことを推認し得るのであつて、この推認を覆すに足る証拠はない。 3. 取消事由3(意匠の類否判断の誤り)について原告の指摘する点は、「仔細に観察すれば認識できる微細な差異であつて、両意匠の類否判断に与える影響は微弱なものとわがざるを得ない。」として、両者を類似するものとした審決の認定は、これを是認し得るものである。 4. 取消事由4(公然性の解釈の誤り)について上記2で認定したように、広く業務用に販売されていた事実、すなわち、不特定多数の業務用消費者に販売されていたことが認められるから、これらの消費者に現実に知られている状態にあつたことを推認し得るものであつて、特殊な関係にある者やごく偶然的な事情を利用した者だけが知つているにとどまるものではない。

平成14年(行ケ)第381号判決	東高	A-571
判決言渡	平成15年1月16日	結論 審決取消
原告	矢崎化工株式会社	物品 建築構造材用継手
被告	積水樹脂株式会社 外1名	掲載文献 判決速報(334) 意匠登録 第1062965号
審判番号	平成13年審判第35383号	
判示事項	<p>1. ありふれたものとなつている部分が、当該意匠の要部、すなわち、看者の注意を最も強く引く部分となることはいくらでもあり得る。両意匠の類否は、それぞれを、その各部の看者に与える印象の強さを総合考慮して全体的に観察して決すべき事柄であるという以外にない。しかし、その際、ありふれたものである本件基本的構成態様及び本件具体的態様が看者に与える印象は微弱なものである、との前提に立つて判断することは、正しくないといふべきである。</p> <p>2. この種D I Y製品において、需要者が、まず部品としての機能・用途により製品の取捨選択を決めることから、本件基本的構成態様及び本件具体的態様がまず注目されると考えるのが合理的であり、これらを差し置いて、この帯状平面部が最も強く看者の注意を引く部分であると認めることはできず、同部分の与える印象は、むしろ、周知の、ありふれた本件基本的構成態様及び本件具体的態様の与える印象に埋没してしまうものとする認められるのである。本件意匠における帯状平面部の個数、形状、丸棒や円管の表面を必要に応じて適宜削除することはありふれた手法であるとの事実、本件意匠が用いられる商品の性質、用途、一般的な需要者の製品選択のあり方などを総合考慮すると、それが、最も看者の注意を引く部分、すなわち要部であると認めることはできないという以外にない。</p>	
平成14年(行ケ)第229号判決	東高	A-572
判決言渡	平成15年1月29日	結論 請求棄却
原告	A	物品 そばいなり
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(334)
審判番号	平成13年審判第9873号	
平成14年(行ケ)第422号判決	東高	A-573
判決言渡	平成15年2月24日	結論 請求棄却
原告	株式会社小財スチール	物品 道路用防獣さく
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(335)
審判番号	平成13年審判第6539号	
平成14年(行ケ)第613号判決	東高	A-574
判決言渡	平成15年3月26日	結論 請求棄却
原告	A	物品 織物地
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(336)
審判番号	平成12年審判第11865号	

平成14年(行ケ)第374号判決	東高	A-575
判決言渡	平成15年4月14日	結論 請求棄却
原告	矢崎化工株式会社	物品 建築構造材用継手
被告	積水樹脂株式会社外1名	掲載文献 判決速報(337)
審判番号	平成13年審判第35325号	意匠登録 第1006603号類似1号
判示事項	<p>取消事由1：意匠法3条1項柱書の「工業上利用することができる意匠」該当性の判断の誤り</p> <p>取消事由2：本件意匠と引用意匠の類否判断の誤り取消事由1について本件意匠は、願書添付図面に記載の6面図は相互に一致しており、これらの図面から把握できる形状は特定できるものであつて、斜視図及び使用状態を示す参考図は、誤つて記載されたと解釈するのが相当であるから、意匠法3条1項柱書の「工業上利用することができる意匠」に該当しないといふことはできないとした審決の判断に、誤りはない。取消事由2について上記基本的構成態様及び具体的態様(1)～(3)は、2本のパイプを斜めに接合するという、本件意匠及び引用意匠に係る物品に共通する用途、機能に伴う必然的形状であり、広く知られたありふれた形態であるといわざるを得ないから、これが「類否判断に及ぼす影響は、微弱なもの」とした審決の判断に誤りはない。「建築構造材用継手」の需要者が、自らの設計した製品を組み立てるに当たつて、適合する継手の種類や意匠を確認して選択することは原告主張のとおりであるとしても、このことは、本件意匠の略倒Yの字状に表れた帯状平面部が、看者に引用意匠にはない美観ないし美的印象を与え、意匠の効果をもたらすとの上記判断を何ら左右するものではない。差異点もたらす上記意匠の効果により、両意匠は、一般需要者に対し全体として異なつた美観ないし美的印象を与えるから、非類似の意匠といふべきである。</p>	
平成14年(行ケ)第640号判決	東高	A-576
判決言渡	平成15年5月8日	結論 請求棄却
原告	株式会社コム	物品 パルプ用筐体
被告	SMC株式会社	掲載文献 判決速報(338)
審判番号	平成13年審判第35547号	意匠登録 第1002366号
判示事項	<p>争点：引用意匠の公知性についての認定判断の誤り原告の主張1について原告は、本件宣誓供述書(乙第1号証)の内容に信用性がない、と主張する。しかし、前記各事実は、取引関係書類等で容易に確認することができる性質の事実であるから、本件アングルバルブに関連する事実で同人が入社する以前の事実を本件宣誓供述書において供述したからといつて、直ちにその供述書の内容の信用性がなくなるというわけのものではないことは、当然である。本件宣誓供述書の内容の信用性は、他の客観的な証拠と併せて検討した上で、その内容が全体的にみて合理的であるか、あるいは、不自然ないし不可思議な事由が存在するかなどの点を総合的に勘案して、決すべきである。本件においては、B K F社の社名が印刷された本件カタログ(乙第1号証)及び1989年当時の複数の請求書(乙第2号証参照)等と併せて総合的に判断してみても、これを疑うべき不合理ないし不可思議な事由を見いだすことはできない。すなわち、証拠によれば、(1)本件カタログには、印刷年月日も発行年月日も記載されていないもの、B K F社の社名が印刷されており、(2)セテック社は、1988年9月以前にB K F社との契約を解消した、(3)セテック社は、1989年において、アングルバルブ(シリーズ12)を販売し、その請求書を発行していることが認められ、これらの認定事実によれば、本件カタログは、遅くとも1989年以前に印刷され、発行されていたものであるといふことができる。</p>	
平成14年(行ケ)第644号判決	東高	A-577
判決言渡	平成15年6月25日	結論 請求棄却
原告	元旦ビューティ工業株式会社	物品 建築用構造材
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(339)
審判番号	平成14年審判第4299号	

平成14年(行ケ)第626号判決	東高	A-578
判決言渡	平成15年6月30日	結 論 審決取消
原告	マサル工業株式会社	物 品 配線用保護カバー
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(339)
審判番号	平成13年審判 第3328号	
平成15年(行ケ)第38号判決	東高	A-579
判決言渡	平成15年6月30日	結 論 請求棄却
原告	フェリック株式会社	物 品 かいろ, 温熱外用材
被告	桐灰化学株式会社	掲載文献 判決速報(339)
審判番号	平成14年審判第35144号	
判示事項	取消事由1: 甲7意匠(甲号意匠の類似意匠)との類否を判断しなかつた違法について 取消事由2: 本件登録意匠と甲号意匠との類否判断の誤りについて 取消事由3: 本件登録意匠と甲7意匠との類否判断の誤りについて 【取消事由1】について本件登録意匠が甲号意匠に類似するとの事実のみが無効理由とされ, 本件登録意匠と甲7意匠との類似性については独立の無効理由として主張されていなかったというほかはないから原告の審理不及び判断遺脱の主張は採用することができない。無効審判手続においては当事者対立の構造が採用されていることから考えると, 請求人が主張していない無効理由について審理しなかつたことが審理義務違反の違法として審決取消事由になるとは解されないから, 原告の主張は, それ自体失当というべき。 【取消事由2】について外周形状に関する差異点は, 本件登録意匠が曲線で構成された丸みを帯びた形状との印象を与えるのに対し, 甲号意匠は, やや角張つた部分とがあいまって全体として角張つた印象を与えるものである中央部の溝に関わる差異もあることを併せ考えれば, これら両意匠の差異点が類否判断に及ぼす影響は大きいといわねばならず他方, 共通点に係る構成態様は, この種パット材等の物品においては, ごく普通に見られる態様のものであつて, 両意匠の類否判断に及ぼす影響は小さいと判断することができる。 【取消事由3】について取消事由3の主張は, 本件審判請求事件で審理判断されなかつた無効理由を審決取消訴訟において主張するものとして, それ自体失当というほかはない。	
平成15年(行ケ)第97号判決	東高	A-580
判決言渡	平成15年8月26日	結 論 請求棄却
原告	株式会社ウジケ	物 品 ポリシングパッド
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(341)
審判番号	平成14年審判第4311号	
平成15年(行ケ)第57号判決	東高	A-581
判決言渡	平成15年9月18日	結 論 請求棄却
原告	三和紙工株式会社	物 品 包装用容器
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(342)
審判番号	平成12年審判第11351号	
平成15年(行ケ)第203号判決	東高	A-582
判決言渡	平成15年10月29日	結 論 請求棄却
原告	株式会社オービックビ	物 品 伝票
被告	ジネスコンサルタント	掲載文献 判決速報(343)
被告	特許庁長官	
審判番号	平成14年審判第190号	
平成15年(行ケ)第320号判決	東高	A-583
判決言渡	平成15年11月6日	結 論 請求棄却
原告	双葉工業株式会社	物 品 フライパン
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(344)
審判番号	平成13年審判第12327号	

平成15年(行ケ)第238号判決	東高	A-584
判決言渡	平成15年11月12日	結 論 請求棄却
原告	元旦ビューティ工業株式会社	物 品 縦葺屋根板
被告	三晃金属工業株式会社	掲載文献 判決速報(344)
被告	意匠登録 第1019724号	
審判番号	平成14年審判第35064号	
判示事項	取消事由1: 共通点の評価に関する判断誤り 取消事由2: 差異点の評価に関する判断誤り 【取消事由1】について・意匠の創作上, 機能又は美感の追求の観点から, 工夫を凝らすことが可能であつて, 看者の注意を強く惹くものとして評価すべき要素となり得るのは, 必然的に上記基本的構成態様以外の限定された部分とならざるを得ない。・屈曲部である両意匠の側面部が, いわゆる稲妻型の形状を有することは, この種物品において強く看者の注意を惹くところであり, この形状が共通することは, 両意匠の類否判断に大きな影響を与えるものといわなければならない。 【取消事由2】について・本件意匠のように平面部の両側端に浅い段差面を設けることは, 意匠の形態上の特徴を表すものとは認められず, 引用意匠との類否判断を左右する重要な要素とはいえない。・意匠の類否判断は, 基本的に対比すべき意匠の形状自体に基づいて行ふべきものであり, これにキヤツ材などの使用上の別部材が加わることにより, 当該意匠自体とは異なる美感が生じるとしても, そのことを重視して意匠の類否判断を行うべきものではない。・なお, 原告は, 第1回無効審決及び本件登録審決において, 本件の引用意匠と同一又は酷似する形態を有する先行意匠との関係で, 本件意匠の登録性が肯定されたと主張するが, 上記各審決において本件と同一の証拠が提出されて同様の審理が行われたわけではない(弁論の全趣旨)ばかりでなく, このような各審決の判断内容により当該判断の判断が左右されるものでないことはいうまでもない。	
平成15年(行ケ)第280号判決	東高	A-585
判決言渡	平成15年12月18日	結 論 請求棄却
原告	ペーペーエス・クラフト	物 品 自動車用ホイール
被告	ファールツオイグテクニク・アクチェンゼル	掲載文献 判決速報(345)
被告	特許庁長官	
審判番号	平成14年審判第6520号	
平成15年(行ケ)第355号判決	東高	A-586
判決言渡	平成15年12月18日	結 論 請求棄却
原告	東亜グラウト工業	物 品 法張りブロック
被告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(345)
審判番号	平成14年審判第21293号	
平成15年(行ケ)第226号判決	東高	A-587
判決言渡	平成16年1月29日	結 論 請求棄却
原告	タカラベルモント株式会社	物 品 美容椅子の脚
被告	株式会社大廣製作所	掲載文献 判決速報(346)
被告	意匠登録 第1050210号	
審判番号	平成14年審判第35417号	
判示事項	取消事由: 本件登録意匠における要部認定の誤り, それに起因する公知意匠との類否判断の誤り上記各証拠及び弁論の全趣旨によれば, 「台座部自体は, 美容椅子の脚において意匠を構成する構成部品として, 意匠全体のうちの相当部分を占める部分であり, かつ, 観察されやすい部分でもあつて, その態様は意匠全体の基調の形成に大きくかかわるところといえ, そして, 美容椅子の脚において台座部を異なる形式, 異なる態様のものに改変することは普通に見られるところ, 台座部の態様, さらに, 他の構成各部との組み合わせ態様は, 造形上, 多様な工夫の余地があるところといえ(る)」との審決の認定判断は, 是認することができるものといふべきである。そして, 意匠の類否判断は, 形態全体としての観察をしてされるべきものであることはいうまでもないのであつて, 審決が以上の点を総合して, 「台座部の態様は, そのいかによつては, 美容椅子の脚において意匠の要部となり得るものであり, 台座部が広い狭いかということも, 意匠の類否判断において重要な要素となり得るものであるといえる。」との判断をしたことも, 是認し得るものである。	

平成15年(行ケ)第398号判決	東高	A-588
判決言渡	平成16年3月31日	結 論 審決取消
原 告	タイコエレクトロニクスアンブ株式会社	物 品 コネクタハウジング
被 告	日本圧着端子製造株式会社	掲載文献 判決速報(348)
審判番号	平成15年審判第35015号	意匠登録 第1105291号
判示事項	<p>取消事由：本件意匠と引用意匠の類否判断の誤りについて差異点</p> <p>(1)の「後端突出部の態様について、本件登録意匠(注、本件意匠)は、上端から下端に至るまで突出し、それぞれの上下面に前後方向の細溝を施しているのに対し、引用意匠は、中程に上下幅の略1/3の間隔を設け、それぞれの上下両面を平滑無模様としている点」について、本件意匠の後端突出部は全長の略1/5弱の幅広に形成され、これが甲5-1公報及び甲5-2公報記載の公知意匠にはない美感ないし美的印象を与え、意匠的效果をもたらし、さらに、差異点(2)及び差異点(3)に係る形態についても、本件意匠は、各脚部の上下面の先端部から基部にかけて脚部上面の長方形の凹溝と略同様の長方形の深い凹溝が形成され、平面視においては、左右の脚部上面の長方形の凹溝と長方形の深い凹溝が、また、底面視においては、左右の脚部の小型の長方形の開口部分と長方形の深い凹溝が、それぞれ二等辺三角形に配列された外観を呈し、これが引用意匠、甲6公報記載の意匠及び甲7公報記載の意匠にはない美感ないし美的印象を与え、意匠的效果をもたらし、他方、引用意匠の平面視で基部から前方へV字状の隙間をもつて左右二股状に延びる略四角柱状の脚部は、引用意匠の顕著な特徴を構成するものであるから、両意匠は、意匠全体として異なつた美感ないし美的印象をもたらすものと認められる。</p>	
平成15年(行ケ)第358号判決	東高	A-589
判決言渡	平成16年3月31日	結 論 請求棄却
原 告	ニプロ株式会社	物 品 輸液バッグ
被 告	株式会社大塚製薬工場	掲載文献 判決速報(348)
審判番号	平成14年審判第35184号	意匠登録 第1016887号
判示事項	<p>取消事由：本件意匠のカバーシートの有無についての判断の誤り。本件輸液バッグの医療上の性質及びその使用手順からすれば、医療関係者は、本件輸液バッグの選択、購入に当たつて、薬剤の劣化を防ぐことを目的として一時的に装着され、使用時に剥離されるカバーシートに着目するとは考えにくく、むしろ、本件輸液バッグの使用時において注視の対象となる薬剤収納室、薬液収納室及びその連結部とその全体の形態等がどのようなものかに着目してその選択、購入を行うものと考えられ、また、その使用時において、カバーシートが剥離された後の薬液収納室等の形態等に注意が向くことは当然のことである。カバーシートは、薬剤の劣化防止という機能から一時的に装着されたものであつてそれ自体は使用時には剥離されて捨てられるものであるため、看者である医療関係者にとって該シートの存在は意匠的には格別な意義を有するものではないといふべきである。</p>	
平成15年(行ケ)第538号判決	東高	A-590
判決言渡	平成16年4月22日	結 論 請求棄却
原 告	アイリスオーヤマ株式会社	物 品 フェンス
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(349)
審判番号	平成14年審判第11414号	
平成16年(行ケ)第17号判決	東高	A-591
判決言渡	平成16年4月22日	結 論 請求棄却
原 告	アイリスオーヤマ株式会社	物 品 フェンス
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(349)
審判番号	平成14年審判第11413号	
平成15年(行ケ)第582号判決	東高	A-592
判決言渡	平成16年5月26日	結 論 請求棄却
原 告	東京エレクトロン株式会社	物 品 プラズマ処理装置の処理室用天板カバー
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(350)
審判番号	平成15年審判第5242号	

平成15年(行ケ)第565号判決	東高	A-593
判決言渡	平成16年6月2日	結 論 請求棄却
原 告	岐阜プラスチック工業株式会社	物 品 収納ケース
被 告	株式会社伸和	掲載文献 判決速報(351)
審判番号	平成15年審判第35132号	意匠登録 第1080447号
判示事項	<p>1 意匠法3条2項の解釈の誤り 2 意匠法3条2項の適用の誤り</p> <p>1 意匠審査基準が、容易に創作することができるためには置き換える部分あるいは寄せ集める部分が独立した部品(独立性の高い部位)である必要があるということを選定したものということではできない。そもそも、意匠審査基準は、審査事務の便宜と統一を図るために定められた目安にすぎない性質のものであり、法規としての効力を有するものではない上、意匠法3条2項に定められた創作容易性の判断に当たつて、原告主張のような内容のものが必須の要件であると解すべき根拠はない</p> <p>2 本件登録意匠は、ケース本体の上面につき、引用意匠1における上面の態様を単にありふれた造形処理により改変して、平坦面状とし、ケース本体の稜部の態様を単にありふれた造形処理により改変して、Rの程度をごく小さくした程度のものであり、また、引き出しについても、前面の態様を単に上記引用意匠2の引き出し前面の態様と同様の態様に改変した程度にすぎないものであるとの審決の認定も是認し得るものである。上記認定事実を照らせば、当業者であれば、上記の態様を組み合わせることについて格別の創意を要さず、容易に想到できるものであつて、たとえ、原告主張のように、本件登録意匠のコンセプトが全体を直線的に処理し、コーナーのR(丸み)を排除し、突出を排除するというものであつたとしても、本件登録意匠を容易に創作し得ないということではできない。</p>	
平成15年(行ケ)第566号判決	東高	A-594
判決言渡	平成16年6月2日	結 論 請求棄却
原 告	岐阜プラスチック工業株式会社	物 品 収納ケース
被 告	株式会社伸和	掲載文献 判決速報(351)
審判番号	平成15年審判第35133号	意匠登録 第1087236号
判示事項	<p>1 意匠法3条2項の解釈の誤り 2 意匠法3条2項の適用の誤り 1 意匠審査基準が、容易に創作することができるためには置き換える部分あるいは寄せ集める部分が独立した部品(独立性の高い部位)である必要があるということを選定したものということではできない。そもそも、意匠審査基準は、審査事務の便宜と統一を図るために定められた目安にすぎない性質のものであり、法規としての効力を有するものではない上、意匠法3条2項に定められた創作容易性の判断に当たつて、原告主張のような内容のものが必須の要件であると解すべき根拠はない</p> <p>2 本件登録意匠は、ケース本体の上面につき、引用意匠1における上面の態様を単にありふれた造形処理により改変して、平坦面状とし、ケース本体の稜部の態様を単にありふれた造形処理により改変して、Rの程度をごく小さくした程度のものであり、また、引き出しについても、前面の態様を単に上記引用意匠2の引き出し前面の態様と同様の態様に改変した程度にすぎないものであるとの審決の認定も是認し得るものである。上記認定事実を照らせば、当業者であれば、上記の態様を組み合わせることについて格別の創意を要さず、容易に想到できるものであつて、たとえ、原告主張のように、本件登録意匠のコンセプトが全体を直線的に処理し、コーナーのR(丸み)を排除し、突出を排除するというものであつたとしても、本件登録意匠を容易に創作し得ないということではできない。</p>	
平成16年(行ケ)第60号判決	東高	A-595
判決言渡	平成16年9月15日	結 論 請求棄却
原 告	A	物 品 テーブル用脚
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(354)
審判番号	平成14年審判第9402号	
平成16年(行ケ)第152号判決	東高	A-596
判決言渡	平成16年9月15日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社オーイケ	物 品 側溝用ブロック
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(354)
審判番号	平成14年審判第20408号	

平成16年(行ケ)第172号判決	東高	A-597
判決言渡	平成16年10月19日	結 論 審決取消
原 告	株式会社日研工作所	物 品 エンドミル
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(355)
審判番号	平成13年審判第8909号	
平成16年(行ヒ)第190号判決	東高	A-598
判決言渡	平成16年10月19日	結 論 上告棄却
上 告 人	ニプロ株式会社	物 品 輸液バッグ
被 告 人	株式会社大塚製薬工場	
審判番号	平成14年審判第35184号	
平成16年(行ケ)第171号判決	東高	A-599
判決言渡	平成16年11月29日	結 論 請求棄却
原 告	住友重機械工業株式会 社	物 品 射出成形機
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(356)
審判番号	平成14年審判第22870号	
平成16年(行ケ)第138号判決	東高	A-600
判決言渡	平成16年12月15日	結 論 請求棄却
原 告	マサル工業株式会社	物 品 配線用保護カバー
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(357)
審判番号	平成13年審判第3328号	
平成16年(行ケ)第491号判決	東高	A-601
判決言渡	平成17年3月30日	結 論 請求棄却
原 告	A	物 品 花壇用ブロック
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(360)
審判番号	平成12年審判第12741号	
平成16年(行ケ)第492号判決	東高	A-602
判決言渡	平成17年3月30日	結 論 請求棄却
原 告	A	物 品 花壇用ブロック
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(360)
審判番号	平成12年審判第12742号	
平成17年(行ケ)第10227号判決	知財高	A-603
判決言渡	平成17年4月13日	結 論 請求棄却
原 告	ポーラ化成工業株式会 社	物 品 コンパクト
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(361)
審判番号	平成15年審判第5705号	
平成17年(行ケ)第10253号判決	知財高	A-604
判決言渡	平成17年5月23日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社ブリヂストン	物 品 自動車用タイヤ
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(362)
審判番号	平成15年審判第18367号	
平成17年(行ケ)第10036号判決	知財高	A-605
判決言渡	平成17年6月15日	結 論 請求棄却
原 告	東洋ゴム工業株式会社	物 品 自動車用タイヤ
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(363)
審判番号	平成14年審判第5920号	
平成17年(行ケ)第10144号判決	知財高	A-606
判決言渡	平成17年6月30日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社ブリヂストン	物 品 自動車用タイヤ
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(363)
審判番号	平成15年審判第16935号	

平成17年(行ケ)第10083号判決	知財高	A-607
判決言渡	平成17年6月30日	結 論 請求棄却
原 告	日本圧着端子製造株式 会社	物 品 電気コネクタ
被 告	タイコエレクトロニク スアンプ株式会社	掲載文献 判決速報(363)
審判番号	平成15年審判第35413号	意匠登録 第1182340号
判示事項	<p>取消事由1. 本件登録意匠と引用意匠の類否判断の誤り</p> <p>2. 創作容易性に関する判断の誤り</p> <p>【取消事由1】1. 差異点(1)及び差異点(2)について本件登録意匠は、差異点(1)にかかる上面壁の大きな矩形の浅い凹部及び差異点(2)にかかる底面壁の縦長矩形の浅い段差面は、ハウジングの最も広い上面壁及び底面壁のやや大きな部位に形成した態様であつて、注意を惹く部分であり、その差異がもたらす意匠的效果は、全体として異なつた美感ないし美的印象を与えるものと認められるから、審決が両意匠の類否判断に与える影響はきわめて大きいものと判断したことに誤りはない。甲2ないし8は、本件登録意匠及び引用意匠と基本的な構成態様等を異にし、その凹部の態様も様々であるから、本件登録意匠の前記差異点にかかる凹部及び段差面が、ありふれた周知の形状と言えない。甲9の1は、凹部はハウジングの底面に位置するのみで、上面にはなく、底面壁の凹部の長さも本件登録意匠と大きく異なるから、甲9の1を本意匠とする甲9の2ないし4が類似意匠として登録されているからといつて、差異点(1)及び(2)に係る態様が、意匠の類否判断に影響を及ぼさないとすることはできない。</p> <p>2. 差異点(3)及び差異点(4)について、共通点Cは、上面壁から下方へ直線状の切り欠きと認定し、差異点(3)でその切り欠きの具体的態様を認定したものであり、内容が相反するとまでは言えない。両差異点にかかる態様は、左右両方の側面視態様の具体的な差異であると同時に、正面開口部の態様に差異をもたらしているから、両意匠の類否判断に与える影響が大きいとした本件審決の認定判断が不合理であるとまで認められない。</p> <p>【取消事由2】差異点(1)ないし(7)の態様が周知の形状といえないことは前記認定のとおりであるから、原告の主張は理由がない。</p>	
平成17年(行ケ)第10392号判決	知財高	A-608
判決言渡	平成17年8月25日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社小財スチール 外1名	物 品 道路用防獣さく
被 告	朝日スチール工業株式 会社	掲載文献 判決速報(365)
審判番号	平成15年審判第35470号	意匠登録 第1186560号
判示事項	<p>取消事由創作性の判断の誤り</p> <p>1. そうすると、本件登録意匠の属する分野における通常の知識を有する者(当業者)は、本件登録意匠の出願時において、甲1の図3や甲11の図2のフェンスの形態を見るならば、突出した自由端部分が地中に埋設されるものであり、これによつて地面を掘ることのできる動物がフェンス内へ侵入できないようにしてあるものと理解することができるものというべきである。そうすると、当業者にとつては、地面を掘ることのできる動物の種類や習性等を考慮して、そのフェンス内への侵入をより確実に阻止するために、自由端部分の長さを適宜延長した形態とし、その場合に、補強や保形の必要性や、小禽獣の侵入防止目的により横線材の間隔を詰めることなども考慮して、下方突出部(突出した自由端部分)に横線材を適宜増設して、本件登録意匠のようにすることは、当然に考えつくことであると認められる。</p> <p>2. 本件登録意匠と同日に出願され、同一の創作者による甲6の1、4に記載の意匠などが登録されたからといつて、無効審判において争われた本件登録意匠が直ちに創作非容易であつて、無効とすることができないということにはならない。むしろ、前判示のとおり、本件登録意匠は創作容易であると認められるというべきである。その余の点についても、既に判示したところに照らし、採用の限りではない。</p>	

平成17年(行ケ)第10165号判決	知財高	A-609
判決言渡	平成17年9月13日	結 論 請求棄却
原 告	ニプロ株式会社	物 品 輸液バッグ
被 告	株式会社大塚製薬工場	掲載文献 判決速報(366)
審判番号	平成15年審判第35380号	意匠登録 第1107140号
判示事項		
取消事由1 要部認定の誤り。		
取消事由2 創作容易に関する判断の誤り。		
【取消事由1】		
(1)・審決は、本件登録意匠の熱溶着シール部の態様について認定した上で、その中央部シール部の態様について「概略横倒Y字形状2字を相対向するように繋いで形成したシール部の態様」と表現した認定に誤りはない。		
・図面の作成において、参考図と6面図との間に明らかな矛盾があるといった特段の事情がない限り、6面図とともに参考図をも参照して意匠を認定すべきことは、立体的な意匠を的確に把握するために当然のことである。		
・本件登録意匠においては、上記部分が透明であることは何ら特定されていないのであるから、参考正面図における製剤収納部のシール部に囲まれた部分が透明でなくても、参考正面図を参照して本件意匠を認定できる。		
(2)中央部シール部の態様は、熱溶着されたシール部として表れ、輸液バッグのほぼ中央部分に、全体の縦長さの約3分の1を占める部分に表れて同境界部付近の骨格を特徴付けており、看者の注意を引く部分であると認められ、その中央境界部シール部の態様が機能上必然的かつありふれたものであるとは認められない。		
【取消事由2】審決における本件登録意匠の要部認定に誤りがないことからすると、両者が類似するものではない以上、本件登録意匠が引用意匠1と引用意匠2とから容易に創作をすることができたものということではできない。		
平成17年(行ケ)第10421号判決	知財高	A-610
判決言渡	平成17年9月13日	結 論 請求棄却
原 告	ニプロ株式会社	物 品 輸液バッグ
被 告	株式会社大塚製薬工場	掲載文献 判決速報(366)
審判番号	平成16年審判第35122号	意匠登録 第1107140号
判示事項		
取消事由1 要部認定の誤り		
取消事由2 創作容易に関する判断の誤り		
【取消事由1】		
(1)・審決は、本件登録意匠の熱溶着シール部の態様について認定した上で、その中央部シール部の態様について「概略横倒Y字形状2字を相対向するように繋いで形成したシール部の態様を輸液バッグのほぼ中央部分に、全体の縦長さの1/3ほどを占める部分に表している点」と表現した認定に誤りはない。		
・図面の作成において、参考図と6面図との間に明らかな矛盾があるといった特段の事情がない限り、6面図とともに参考図をも参照して意匠を認定すべきことは、立体的な意匠を的確に把握するために当然のことである。		
・本件登録意匠においては、上記部分が透明であることは何ら特定されていないのであるから、参考正面図における製剤収納部のシール部に囲まれた部分が透明でなくても、参考正面図を参照して本件意匠を認定できる。		
(2)中央部シール部の態様は、熱溶着されたシール部として表れ、輸液バッグのほぼ中央部分に、全体の縦長さの約3分の1を占める部分に表れて同境界部付近の骨格を特徴付けており、看者の注意を引く部分であると認められる。その中央境界部シール部の態様が機能上必然的かつありふれたものであるとは認められない。		
【取消事由2】審決における本件登録意匠の要部認定に誤りがないことからすると、両者が類似するものではない以上、本件登録意匠が引用意匠1と引用意匠2とから容易に創作をすることができたものということではできない。		

平成17年(行ケ)第10403号判決	知財高	A-611
判決言渡	平成17年9月13日	結 論 請求棄却
原 告	ニプロ株式会社	物 品 輸液バッグ
被 告	株式会社大塚製薬工場	掲載文献 判決速報(366)
審判番号	平成15年審判第35381号	意匠登録 第1108823号
判示事項		
取消事由1 要部認定の誤り		
取消事由2 創作容易に関する判断の誤り		
【取消事由1】		
(1)・審決は、本件登録意匠の熱溶着シール部の態様について認定した上で、その中央部シール部の態様について「概略曲線特大H字形形状に形成したシール部の態様」と表現した認定に誤りはない。		
・図面の作成において、参考図と6面図との間に明らかな矛盾があるといった特段の事情がない限り、6面図とともに参考図をも参照して意匠を認定すべきことは、立体的な意匠を的確に把握するために当然のことである。		
・本件登録意匠においては、上記部分が透明であることは何ら特定されていないのであるから、参考正面図における製剤収納部のシール部に囲まれた部分が透明でなくても、参考正面図を参照して本件意匠を認定できる。		
(2)中央部シール部の態様は、熱溶着されたシール部として表れ、輸液バッグのほぼ中央部分に、全体の縦長さの約3分の1を占める部分に表れて同境界部付近の骨格を特徴付けており、看者の注意を引く部分であると認められる。その中央境界部シール部の態様が機能上必然的かつありふれたものであるとは認められない。		
【取消事由2】審決における本件登録意匠の要部認定に誤りがないことからすると、両者が類似するものではない以上、本件登録意匠が引用意匠1と引用意匠2とから容易に創作をすることができたものということではできない。		
平成17年(行ケ)第10422号判決	知財高	A-612
判決言渡	平成17年9月13日	結 論 請求棄却
原 告	ニプロ株式会社	物 品 輸液バッグ
被 告	株式会社大塚製薬工場	掲載文献 判決速報(366)
審判番号	平成16年審判第35123号	意匠登録 第1108823号
判示事項		
取消事由1 要部認定の誤り		
取消事由2 創作容易に関する判断の誤り		
【取消事由1】		
(1)・審決は、本件登録意匠の熱溶着シール部の態様について認定した上で、その中央部シール部の態様について「概略曲線特大H字形形状に形成したシール部の態様」と表現した認定に誤りはない。		
・図面の作成において、参考図と6面図との間に明らかな矛盾があるといった特段の事情がない限り、6面図とともに参考図をも参照して意匠を認定すべきことは、立体的な意匠を的確に把握するために当然のことである。		
・本件登録意匠においては、上記部分が透明であることは何ら特定されていないのであるから、参考正面図における製剤収納部のシール部に囲まれた部分が透明でなくても、参考正面図を参照して本件意匠を認定できる。		
(2)中央部シール部の態様は、熱溶着されたシール部として表れ、輸液バッグのほぼ中央部分に、全体の縦長さの約3分の1弱を占める部分に表れて同境界部付近の骨格を特徴付けており、看者の注意を引く部分であると認められる。その中央境界部シール部の態様が機能上必然的かつありふれたものであるとは認められない。		
【取消事由2】審決における本件登録意匠の要部認定に誤りがないことからすると、両者が類似するものではない以上、本件登録意匠が甲号意匠1と引用意匠2とから容易に創作をすることができたものということではできない。		
平成17年(行ケ)第10134号判決	知財高	A-613
判決言渡	平成17年9月15日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社東北製作所	物 品 郵便ポスト
被 告	日本郵政公社	掲載文献 判決速報(366)
審判番号	平成16年審判第88013号	意匠登録 第1010772号

平成17年(行ケ)第10135号判決	知財高	A-614
判決言渡	平成17年9月15日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社東北製作所	物 品 郵便ポスト
被 告	日本郵政公社	掲載文献 判決速報(366)
審判番号	平成16年審判第88014号	意匠登録 第1010773号
平成17年(行ケ)第10274号判決	知財高	A-615
判決言渡	平成17年9月28日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社ユーエイキャス ター	物 品 キャスター
被 告	株式会社内村製作所	掲載文献 判決速報(366)
審判番号	平成16年審判第88032号	意匠登録 第1192386号
平成17年(行ケ)第10643号判決	知財高	A-616
判決言渡	平成18年1月18日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社チューオー	物 品 建築用壁板材
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(370)
審判番号	平成16年審判第12949号	
平成17年(行ケ)第10620号判決	知財高	A-617
判決言渡	平成18年2月2日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社ユーエイキャ スター	物 品 キャスター
被 告	株式会社内村製作所	掲載文献 判決速報(371)
審判番号	平成17年審判第88003号	意匠登録 第1192386号
平成17年(行ケ)第10785号判決	知財高	A-618
判決言渡	平成18年3月27日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社コーセー	物 品 包装用容器
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(372)
審判番号	平成16年審判第2616号	
平成17年(行ケ)第10679号判決	知財高	A-619
判決言渡	平成18年3月31日	結 論 請求棄却
原 告	松下電工株式会社	物 品 コネクター接続端 子
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(372)
審判番号	平成16年審判第6631号	判時1929号84頁
平成17年(行ケ)第10772号判決	知財高	A-620
判決言渡	平成18年4月11日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社天木	物 品 軒巴瓦
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(373)
審判番号	平成16年審判第20035号	
平成17年(行ケ)第10825号判決	知財高	A-621
判決言渡	平成18年5月31日	結 論 請求棄却
原 告	元旦ビューティー工業 株式会社	物 品 横葺屋根板材
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(374)
審判番号	平成16年審判第15912号	
平成17年(行ケ)第10859号判決	知財高	A-622
判決言渡	平成18年5月31日	結 論 請求棄却
原 告	元旦ビューティー工業 株式会社	物 品 横葺屋根板材
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(374)
審判番号	平成16年審判第2767号	
平成17年(行ケ)第10823号判決	知財高	A-623
判決言渡	平成18年5月31日	結 論 請求棄却
原 告	元旦ビューティー工業 株式会社	物 品 横葺屋根板材
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(374)
審判番号	平成16年審判第2763号	
平成17年(行ケ)第10824号判決	知財高	A-624
判決言渡	平成18年5月31日	結 論 請求棄却
原 告	元旦ビューティー工業 株式会社	物 品 横葺屋根板材
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(374)
審判番号	平成16年審判第15911号	

平成18年(行ケ)第10058号判決	知財高	A-625
判決言渡	平成18年6月28日	結 論 請求棄却
原 告	A	物 品 包装用袋
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(375)
審判番号	平成17年審判第6285号	
平成17年(行ケ)第10827号判決	知財高	A-626
判決言渡	平成18年6月28日	結 論 請求棄却
原 告	帝國製菓株式会社・ワイ ス株式会社	物 品 貼り菓
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(375)
審判番号	平成15年審判第14882号	
平成17年(行ケ)第10828号判決	知財高	A-627
判決言渡	平成18年6月28日	結 論 請求棄却
原 告	帝國製菓株式会社・ワイ ス株式会社	物 品 貼り菓
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(375)
審判番号	平成15年審判第14883号	
平成18年(行ケ)第10010号判決	知財高	A-628
判決言渡	平成18年7月6日	結 論 請求棄却
原 告	田中金属株式会社	物 品 金属製ブラインド のルーバー
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(376)
審判番号	平成16年審判第23895号	
平成18年(行ケ)第10009号判決	知財高	A-629
判決言渡	平成18年7月6日	結 論 請求棄却
原 告	田中金属株式会社	物 品 金属製ブラインド のルーバー
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(376)
審判番号	平成16年審判第23894号	
平成18年(行ケ)第10008号判決	知財高	A-630
判決言渡	平成18年7月6日	結 論 請求棄却
原 告	田中金属株式会社	物 品 金属製ブラインド のルーバー
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(376)
審判番号	平成16年審判第23889号	
平成18年(行ケ)第10067号判決	知財高	A-631
判決言渡	平成18年7月12日	結 論 請求棄却
原 告	ジャパンプログレス株 式会社	物 品 側溝用ブロック
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(376)
審判番号	平成17年審判第2679号	
平成18年(行ケ)第10023号判決	知財高	A-632
判決言渡	平成18年7月13日	結 論 請求棄却
原 告	元旦ビューティー工業 株式会社	物 品 横葺屋根板材
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(376)
審判番号	平成16年審判第2760号	
平成18年(行ケ)第10004号判決	知財高	A-633
判決言渡	平成18年7月18日	結 論 請求棄却
原 告	東洋紡績株式会社	物 品 上着
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(376)
審判番号	平成16年審判第23436号	
平成18年(行ケ)第10136号判決	知財高	A-634
判決言渡	平成18年8月24日	結 論 請求棄却
原 告	ドンナハウス株式会社	物 品 ピアノ補助ペダル
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(377)
審判番号	平成17年審判第5150号	判時2002号137頁
平成18年(行ケ)第10156号判決	知財高	A-635
判決言渡	平成18年8月31日	結 論 請求棄却
原 告	田中金属株式会社	物 品 金属製ブラインド のルーバー
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(377)
審判番号	平成16年審判第23892号	

平成18年(行ケ)第10088号判決	知財高	A-636
判決言渡	平成18年9月20日	結 論 審決取消
原 告	田中金属株式会社	物 品 金属製ブラインド
被 告	特許庁長官	のルーバー
審判番号	平成16年審判第23887号	掲載文献 判決速報(378)
平成18年(行ケ)第10238号判決	知財高	A-637
判決言渡	平成18年10月25日	結 論 請求棄却
原 告	スルガ株式会社	物 品 電車おもちゃ
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(379)
審判番号	平成17年審判第11104号	
平成18年(行ケ)第10237号判決	知財高	A-638
判決言渡	平成18年10月25日	結 論 請求棄却
原 告	スルガ株式会社	物 品 電車おもちゃ
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(379)
審判番号	平成17年審判第11103号	
平成18年(行ケ)第10337号判決	知財高	A-639
判決言渡	平成18年12月11日	結 論 審決取消
原 告	株式会社サイコン工業	物 品 車止めブロック
被 告	日新道路工業株式会社	掲載文献 判決速報(381)
審判番号	平成17年審判第88025号	
判示事項	取消事由(甲2パンフレットは本件出願前に頒布されたか)の有無 ・これまでの経緯に照らすと、甲2パンフレットが平成2年10月に作成された旨の上記記載は、にわかに措信し難い。そして、甲2パンフレットは、単なるカラー印刷にすぎず、「90.10」との記載も含め、事後に作成することも不可能ではないから、上記作成月の記載から、甲2パンフレットが平成2年10月に作成されたとまで認めることができない。 ・これらの陳述書は、上記カタログ等を受領したとされる平成2年から約14年を経過した後で作成されたものであり、その作成者がいずれも被告の取引先の関係者であることを併せ考慮すると、その記載内容の信用性には疑問があり、これらの陳述書から上記カタログ等が被告により頒布されたとまで認めることができない。	
平成18年(行ケ)第10397号判決	知財高	A-640
判決言渡	平成18年12月19日	結 論 請求棄却
原 告	A	物 品 側溝用ブロック
被 告	株式会社ウチコン	掲載文献 判決速報(381)
審判番号	平成18年再審第95001号	
判示事項	取消事由判断(1)再審請求の理由について判断(2)共謀の有無について判断(3)及び(4)適法な再審の請求期間について 【判断(1)について】本件は、無効2000-35055号についてされたものであって、原告はその当事者でも参加人でもないことが認められるから、原告が再審を請求する理由として主張することができるのは、意匠法54条1項にいう「審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって審決させたとき」に限られることは明らかである。 【判断(2)について】東高裁平成12年(行ケ)第357号事件において、被告平田は、被告ウチコンの主張する第1審決の取消事由に対して、具体的に反論していることが認められ、共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって判決をさせたものとはいえないから、その確定判決の拘束力に従って判断された第2審決も、共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたものということとはできない。 【判断(3)及び(4)について】(事件の経緯からすると)本件再審が適法な再審請求期間内に請求されたものでないことは明らかである。また、仮に原告の責めに帰することができない理由があつたとしても、原告が本件再審理由を知つた日から30日と6か月を経過した後は再審の請求をすることができないものというべきところ、本件再審の請求が当該期間内にされたものでないことは明らかである。	

平成18年(行ケ)第10451号判決	知財高	A-641
判決言渡	平成19年1月30日	結 論 請求棄却
原 告	美和ロック株式会社	物 品 鍵材
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(382)
審判番号	平成17年審判第19999号	
平成18年(行ケ)第10367号判決	知財高	A-642
判決言渡	平成19年1月30日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社三洋物産	物 品 ゲーム機
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(382)
審判番号	平成16年審判第23001号	
平成18年(行ケ)第10318号判決	知財高	A-643
判決言渡	平成19年1月31日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社カネミツ	物 品 プーリー
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(382)
審判番号	平成17年審判第7310号	
平成18年(行ケ)第10317号判決	知財高	A-644
判決言渡	平成19年1月31日	結 論 審決取消
原 告	株式会社カネミツ	物 品 プーリー
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(382)
審判番号	平成17年審判第7326号	
平成18年(行ケ)第10430号判決	知財高	A-645
判決言渡	平成19年3月29日	結 論 請求棄却
原 告	田中金属株式会社	物 品 金属製ブラインド
被 告	特許庁長官	のルーバー
審判番号	平成17年審判第13752号	掲載文献 判決速報(384)
平成18年(行ケ)第10469号判決	知財高	A-646
判決言渡	平成19年4月25日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社カネミツ	物 品 プーリー
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(385)
審判番号	平成17年審判第7314号	
平成18年(行ケ)第10492号判決	知財高	A-647
判決言渡	平成19年5月16日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社ブリジストン	物 品 自動車用タイヤ
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(386)
審判番号	平成17年審判第22660号	
平成18年(行ケ)第10463号判決	知財高	A-648
判決言渡	平成19年5月30日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社サンケイ技研	物 品 管継ぎ手
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(386)
審判番号	平成17年審判第18557号	
平成18年(行ケ)第10460号判決	知財高	A-649
判決言渡	平成19年5月30日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社サンケイ技研	物 品 管継ぎ手
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(386)
審判番号	平成17年審判第18554号	
平成18年(行ケ)第10461号判決	知財高	A-650
判決言渡	平成19年5月30日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社サンケイ技研	物 品 管継ぎ手
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(386)
審判番号	平成17年審判第18555号	
平成18年(行ケ)第10462号判決	知財高	A-651
判決言渡	平成19年5月30日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社サンケイ技研	物 品 管継ぎ手
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(386)
審判番号	平成17年審判第18556号	
平成19年(行ケ)第10078号判決	知財高	A-652
判決言渡	平成19年6月13日	結 論 審決取消
原 告	A	物 品 貝吊り下げ具
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(387)
審判番号	平成18年審判7226号	

平成19年(行ケ)第10036号判決	知財高	A-653
判決言渡	平成19年6月14日	結 論 請求棄却
原 告	伊山瓦協業組合	物 品 三段熨斗付き紐丸冠瓦
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(387)
審判番号	平成17年審判第20449号	
平成19年(行ケ)第10066号判決	知財高	A-654
判決言渡	平成19年6月14日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社角建材店	物 品 建築用板材
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(387)
審判番号	平成18年審判第13227号	
平成19年(行ケ)第10119号判決	知財高	A-655
判決言渡	平成19年9月10日	結 論 請求棄却
原 告	カール事務器株式会社	物 品 工芸用パンチ
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(390)
審判番号	平成18年審判第16366号	
平成19年(行ケ)第10107号判決	知財高	A-656
判決言渡	平成19年11月29日	結 論 審決取消
原 告	株式会社サンケイ技研	物 品 弾性ダンパー
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(392)
審判番号	平成18年審判第1808号	
平成19年(行ケ)第10180号判決	知財高	A-657
判決言渡	平成19年12月25日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社カネミツ	物 品 プーリー
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(393)
審判番号	平成18年審判第5115号	
平成19年(行ケ)第10209号判決	知財高	A-658
判決言渡	平成19年12月26日	結 論 審決取消
原 告	小林製菓株式会社	物 品 包装用容器
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(393)
審判番号	平成18年審判第14969号, 第14970号	特許ニュース(平成20年1月24日)
平成19年(行ケ)第10210号判決	知財高	A-659
判決言渡	平成19年12月26日	結 論 審決取消
原 告	小林製菓株式会社	物 品 包装用容器
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(393)
審判番号	平成18年審判第14969号, 第14970号	特許ニュース(平成20年1月24日)
平成19年(行ケ)第10247号判決	知財高	A-660
判決言渡	平成20年1月31日	結 論 請求棄却
原 告	関西化研工業株式会社	物 品 包装用容器
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(394)
審判番号	平成18年審判第1563号	
平成18年(行ケ)第10388号判決	知財高	A-661
判決言渡	平成20年1月31日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社日興インターナショナル	物 品 発光ダイオード付き商品陳列台
被 告	株式会社コスモレーザサイエンス	意匠登録 第1194649号
審判番号	平成17年審判第88008号	掲載文献 判決速報(394)
平成19年(行ケ)第10324号判決	知財高	A-662
判決言渡	平成20年2月21日	結 論 請求棄却
原 告	エルメスセリエ	物 品 ハンドバッグ
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(395)
審判番号	平成18年審判第21907号	
平成20年(行ケ)第10344号判決	知財高	A-663
判決言渡	平成20年3月31日	結 論 審決取消
原 告	ピレリ・タイヤ・ソチエタ・ベル・アツィオーニ	物 品 自動二輪車用タイヤ
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(396)
審判番号	平成18年審判第9504号	

平成19年(行ケ)第10321号判決	知財高	A-664
判決言渡	平成20年4月14日	結 論 請求棄却
原 告	ザブロクターアンドギャンブルカンパニー	物 品 包装用袋
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(397)
審判番号	平成18年審判第13008号	
平成19年(行ケ)第10385号判決	知財高	A-665
判決言渡	平成20年4月24日	結 論 請求棄却
原 告	田中金属株式会社	物 品 金属用ブラインドのルーバー
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(397)
審判番号	平成16年審判第23887号	
平成19年(行ケ)第10390号判決	知財高	A-666
判決言渡	平成20年5月26日	結 論 請求棄却
原 告	ベクトリックス株式会社	物 品 木ねじ
被 告	株式会社フカサワ	意匠登録 第1141607号
審判番号	平成19年審判第880011号	
平成19年(行ケ)第10402号判決	知財高	A-667
判決言渡	平成20年5月28日	結 論 審決取消
原 告	ケイ・スイス・インコーポレーテド	物 品 短靴
被 告	ナガイレーベン株式会社	意匠登録 第1269223号
審判番号	平成18年審判第88017号	
平成20年(行ウ)第82号判決	知財高	A-668
判決言渡	平成20年6月27日	結 論 請求棄却
原 告	パルミジャニ・フルリール・エス. アー	物 品 腕時計側
被 告	特許庁長官	
平成20年(行ケ)第10069号判決	知財高	A-669
判決言渡	平成20年8月28日	結 論 審決取消
原 告	ニッタ・ハース株式会社	物 品 研磨パッド
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(401)
審判番号	平成19年審判第8805号	
平成20年(行ケ)第10070号判決	知財高	A-670
判決言渡	平成20年8月28日	結 論 審決取消
原 告	ニッタ・ハース株式会社	物 品 研磨パッド
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(401)
審判番号	平成19年審判第8808号	
平成20年(行ケ)第10071号判決	知財高	A-671
判決言渡	平成20年8月28日	結 論 審決取消
原 告	ニッタ・ハース株式会社	物 品 研磨パッド
被 告	特許庁長官	掲載文献 判決速報(401)
審判番号	平成19年審判第8809号	
平成20年(行ケ)第10184号判決	知財高	A-672
判決言渡	平成20年11月26日	結 論 審決取消
原 告	ソシエテ・アノニム・デ・ラ・マニユファクチャー・ド・ロジェリイ・オデマルス・ピゲット・アンド・カンパニー	物 品 腕時計側
被 告	特許庁長官	
審判番号	平成19年審判第15948号	

平成20年(行ケ)第10185号判決	知財高	A-673
判決言渡 原 告	平成20年11月26日 ソシエテ・アノニム・ デ・ラ・マニユファク チャー・ドーロジェリ ィ・オデマルス・ピゲ ット・アンド・カンパ ニー	結 論 物 品
被 告	特許庁長官	審決取消 腕時計
審判番号	平成19年審判第15949号	
平成20年(行ケ)第10186号判決	知財高	A-674
判決言渡 原 告	平成20年11月26日 オデマルス・ピゲット (マーケティング)・エ スアー	結 論 物 品
被 告	特許庁長官	請求棄却 腕時計側
審判番号	平成19年審判第19038号	
平成20年(行ケ)第10251号判決	知財高	A-675
判決言渡 原 告	平成20年12月25日 サントリー株式会社 外2名	結 論 物 品
被 告	特許庁長官	審決取消 ビールピッチャー
審判番号	平成20年審判第23689号	

意匠侵害訴訟判決リスト (B表)

昭和42年(行ワ)第9091号判決	D9-(35)東地	B-1
判決言渡	昭和46年6月14日	物品 食料品切断器
原告	サミュエル・ジエイ・ポール	適用条文 39条
被告	株式会社カッター 外1名	掲載文献 取消判集・46年
判示事項	<p>① 原告は、被告会社に対する請求について、侵害がなかったならばと仮定して販売利益を算定しているが、実施品をどの程度販売しえたかの立証が充分でないこと、また原告は、P社の代表者であって、原告自身が販売利益を直接に享受しえたのではないことから、推定販売利益の喪失を理由として、損害の賠償を請求することはできない。として、被告会社は、原告に被告会社が販売した台数に、1個当りの販売価格の4%を乗じた実施料相当額を支払うべきである。</p> <p>② 被告は、被告会社のパンフレットに原告の製品をそのまま掲載していること、また、「食料品切断器」について、特許ないし実用新案を出願していることから工業所有権に無関心ではなかったことなどから、原告の「食料品切断器」についての各権利を侵害するものであることを認識しながら、被告会社を設立して販売行為をしたものと推認するに充分である。したがって、被告会社と共に同社の販売行為に基づく損害を賠償すべきである。</p>	
昭和45年(行ワ)第1507号判決	D9-(10)東地	B-2
判決言渡	昭和46年8月30日	物品 物はし竿掛
原告	帝都建鉄工業株式会社	適用条文 23条、39条、40条
被告	日の出産業製作所こと 渋谷時夫	掲載文献 取消判集・46年
昭和45年(ワ)第2462号判決	D9-(49)大地	B-3
判決言渡	昭和46年10月29日	物品 道路用境界ブロック
原告	三ツ輪コンクリート工業株式会社	適用条文 24条
被告	淀コンクリート工業株式会社	掲載文献 取消判集・46年
昭和44年(ワ)第3847号判決	D9-(9)大地	B-4
判決言渡	昭和46年12月22日	物品 学習机
原告	株式会社伊藤喜工作所	適用条文 6条、24条、37条
被告	株式会社くろがね工作所	掲載文献 取消判集・46年
判示事項	<p>被告が本件登録意匠の図面上の不備を指摘し、作図上の誤記は許されず、意匠の認識下可能と判断しなければならず、また各部にわたって先行意匠と比較し、公知意匠と結合したに過ぎないとする主張に対し、図面の各図が正しいものとすれば直ちに矛盾を生じ、該図面による立体的意匠を現わす物品は実在し得ないとしても、全体の意匠の把握に大きい影響のない限り、可能な限り原作者の意図した意匠の具体的構成に務めるべきであるとし、本件登録意匠の図面はその構成を理解し得るとし、また本件登録意匠は、先行意匠の部分的要素を新規な着想を核心としつつ結合させて一体化した意匠と認定し、先行公知意匠との一つの関係をも判示した。</p>	
昭和44年(ワ)第3848号判決	D9-(9)大地	B-5
判決言渡	昭和46年12月22日	物品 学習机
原告	株式会社伊藤喜工作所	適用条文 6条、24条、37条
被告	小泉産業株式会社	掲載文献 取消判決集・46条
昭和44年(ワ)第3849号判決	D9-(9)大地	B-6
判決言渡	昭和46年12月22日	物品 学習机
原告	株式会社伊藤喜工作所	適用条文 6条、24条、37条
被告	コクヨ株式会社	掲載文献 取消判集・46年

昭和45年(ワ)第507号判決	D-9(9)大地	B-7
判決言渡	昭和46年12月22日	物品 机
原告	株式会社くろがね工作所	適用条文 24条、26条
被告	株式会社伊藤喜工作所	掲載文献 取消判集・46年
判示事項	<p>本件登録意匠と被告意匠とは、単なる机のみの意匠と机に書架を結合した学習机であるから、物品に同一性がなく、両者は全体として非類似としながらも、机部分のみの利用関係を認め、そして意匠の利用関係が成立する態様について、その第1は、物品が異なり、A物品につき他人の登録意匠がある場合、これと同一または類似の意匠を現わしたA物品を部品とするB物品の意匠の実施であり、第2は意匠に係る物品が同一である場合であり、他人の登録意匠に更に形状、模様、色彩などを結合して全体としては別個の意匠としたときであるとして、第26条の利用関係における態様を明確に判示し、原告の本訴請求は正当であるとしてこれを認容した。</p>	
昭和45年(ワ)第5258号判決	D9-(49)大地	B-8
判決言渡	昭和47年3月29日	物品 道路用安全さく
原告	東阪神点灯株式会社	適用条文 24条、40条
被告	株式会社大阪灯具製作所	掲載文献 取消判集・47年
判示事項	<p>登録意匠の権利範囲に属する意匠であっても、意匠公報発行以前であって権利者が登録意匠を明示しなかった場合には、意匠法第40条本文に規定する過失があったとは認められない。</p>	
昭和44年(ワ)第7150号判決	D9-(50)大地	B-9
判決言渡	昭和47年3月31日	物品 船舶用巾木
原告	山出興産株式会社	適用条文 26条、37条、39条
被告	栗山ゴム株式会社 外1名	掲載文献 取消判集・47年
昭和41年(ワ)第8785号判決	D9-(44)東地	B-10
判決言渡	昭和47年6月26日	物品 電気スタンド
原告	今西金属工業株式会社	適用条文 24条、37条、39条
被告	株式会社東洋電機製作所 外1名	掲載文献 取消判集・47年
昭和46年(ワ)第2136号判決	UD9-(121M)東地	B-11
判決言渡	昭和47年7月17日	物品 ハンガー
原告	鈴木静幸	適用条文 24条
被告	東光化学株式会社	掲載文献 取消判集・47年
昭和47年(ヨ)第2330号判決	D9-(43)大地	B-12
判決言渡	昭和47年11月18日	物品 ケーブルハンガー
債権者	株式会社 電研社 外1名	適用条文 24条
債務者	杭瀬産業株式会社	掲載文献 取消判集・47年
昭和46年(ワ)第6011号判決	U9-(121M)、D9東地	B-13
判決言渡	昭和47年12月11日	物品 ハンガー
原告	鈴木静幸	適用条文 24条
被告	帝商株式会社 外1名	掲載文献 取消判集・47年
昭和45年(ヨ)第127号判決	佐賀地	B-14
判決言渡	昭和48年2月2日	適用条文 24条
債権者	林寿 外1名	掲載文献 判決速報・64
債務者	日本化薬株式会社	
昭和46年(ネ)第2418号判決	東高	B-15
判決言渡	昭和48年4月26日	物品 物ほし竿掛
控訴人	渋谷時夫	適用条文 24条
被控訴人	帝都建鉄工業株式会社	掲載文献 判決速報・54
原審番号	昭和45年(ワ)第1507号 昭和45年(ワ)第4126号	

昭和48年 (ワ) 第1530号判決	D9- (50)、U (65A) 東地	B-16
判決言渡	昭和48年5月11日	掲載文献 取消判集・48年
原告	破産者株式会社博誠舎	
被告	新井智祐 名2名	
昭和43年 (ワ) 第11385号判決	D9- (旧20) 東地	B-17
判決言渡	昭和48年5月25日	物品 自動二輪車
原告	本田技研工業株式会社	適用条文 24条、39条、40条
被告	鈴木自動車工業株式会社	掲載文献 取消判集・48年
判示事項	<p>1. 公告の先行意匠とは極めて抽象的概括的な意味で一致するといいうるに過ぎず、視覚を通じての美感において異なるもので、独創性がない或は看者の注意を惹かないとは云えない。</p> <p>2. 細部の相違は看者の注意を惹く部分に関しないもので、特に看者の注意を惹く部分において殆んど一致し、全体的に観察した場合両意匠は視覚を通じての美感を同じくするから類似する。</p> <p>3. 被告意匠の創作意図がどうであろうとも登録意匠と類似するものとする妨げとはならない。</p> <p>4. 単に意匠権侵害があったというだけでは信用が侵害されたとは云えず、具体的にいかに毀損されたかについて主張立証のない謝罪広告請求は理由がないので棄却すべきである。</p>	
昭和45年 (ワ) 第11422号判決	D9- (34) 東地	B-18
判決言渡	昭和48年9月17日	物品 スプレーガン
原告	ザ・エーエフエー・コーポレーション・オブ・フロリダ	適用条文 2条3項、3条1項、23条
被告	キヤニオン株式会社	掲載文献 取消判集・48年
判示事項	<p>I 特許明細書がベルギー国商工業所有権局図書館において公衆が閲覧しうるようになったというだけでは、その閲覧しうるようになった日からわずかに17日後にベルギー国に特許出願した者と同じの者によってわが国に特許明細書に記載されたとはほぼ同一の形状の噴口を意匠登録願がされた場合において、その事実のみによっては、いまだ本件意匠が意匠登録出願前に外国において公然知られていたものであるとすることはできない。「公然知られた」の意味は、単に公然と知られべき状態になっただけでは足りず、公然知られたことを要するものと解すべきである。</p> <p>II 「噴霧器噴口」の意匠権は、噴霧器噴口に関するものであり、噴霧器噴口を有する噴霧器に関するものではない。</p>	
昭和48年 (ワ) 第436号判決	D9- (10) 大地	B-19
判決言渡	昭和48年11月28日	物品 はたきの柄
原告	中嶋月太郎	適用条文 40条
被告	畑中倅二	掲載文献 取消判集・48年
判示事項	<p>1. 損害金の支払い契約の要素に錯誤があったと認められる契約は無効である。</p> <p>2. 過失による意匠権の侵害とは他人の意匠権を侵害している事実を知ることができ、かつ知るべきであるのに注意義務を怠ったために権利侵害の事実を知らなかった場合を云い、意匠公報の発行は、公告により一般人は公報掲載の意匠内容を知ったものとの効果を生ぜしめる決意と解せられる。してみれば、意匠公報が未だ発行せられていない段階における侵害については、他に立証しなければ過失責任がない。</p>	
昭和45年 (ワ) 第260号判決	千葉地	B-20
判決言渡	昭和49年6月19日	物品 生理用バンド
原告	西條繁子	適用条文 24条、40条
被告	株式会社ナイト	掲載文献 判決速報・71
昭和48年 (ネ) 第182号判決	高松高	B-21
判決言渡	昭和49年7月11日	物品 ひな壇
控訴人	細川 茂	適用条文 23条、37条、38条
被控訴人	株式会社久月	掲載文献 判決速報・66

昭和42年 (ワ) 第1345号判決	D9- (45) 東地	B-22
判決言渡	昭和49年12月11日	物品 自動車用アンテナ
原告	原田工業株式会社 外1名	適用条文 24条
被告	日本アンテナ株式会社	掲載文献 取消判集・49年
昭和45年 (ワ) 第77号判決	津地	B-23
判決言渡	昭和49年12月12日	物品 ローソク
原告	亀山蠟燭株式会社	適用条文 24条
被告	山陽油脂工業株式会社	掲載文献 判決速報・72
昭和43年 (ワ) 第3996号判決	名地	B-24
判決言渡	昭和50年3月14日	物品 本棚付机
原告	高梨産業株式会社	適用条文 24条、37条
被告	株式会社光製作所	掲載文献 判決速報・5
昭和48年 (ネ) 第2082号判決	東高	B-25
判決言渡	昭和50年4月2日	物品 スプレーガン
控訴人	ザ・エーエフエー・コーポレーション・オブ・フロリダ	適用条文 24条
被控訴人	キヤニオン株式会社	掲載文献 参考集・3
原審番号	昭和45年 (ワ) 第11422号	
判示事項	噴霧器の噴口に関する意匠がスプレーガンに関する登録意匠と類似しないとされた事例。	
昭和48年 (ワ) 第4487号判決	D9- (22) 東地	B-26
判決言渡	昭和50年4月14日	物品 道路反射鏡
原告	高橋正吉	適用条文 27条
被告	大竹豊治	掲載文献 取消判集・50年
昭和48年 (ワ) 第8301号判決	東地	B-27
判決言渡	昭和50年10月29日	物品 プラスチック提手
原告	宮城昭雄	適用条文 24条
被告	マルホ産業株式会社	掲載文献 判決速報・6
昭和47年 (ネ) 第3043号判決	東高	B-28
判決言渡	昭和50年11月19日	物品 ハンガー
控訴人	鈴木静幸	適用条文 24条
被控訴人	帝商株式会社 外1名	掲載文献 判決速報・7
原審番号	昭和46年 (ワ) 第6011号	
昭和47年 (ワ) 第160号判決	岐阜地	B-29
判決言渡	昭和50年12月1日	物品 かん切り、ナイフ付王冠抜き
原告	松岡利男	適用条文 2条3項、29条
被告	三星刃物株式会社	掲載文献 参考集・3
判示事項	<p>1. 出願前に事業の準備をしていたものとして、当該意匠権についてその先使用権が認められた事例。</p> <p>2. 自己の創作した意匠に係る見本品を完成し、これを第三者に対し自己のためにのみ注文し、製造させた場合にもその行為は事業目的の範囲内の行為というを妨げないとされた事例。</p>	

昭和47年(ワ)第162号判決	昭和49年(ワ)第4151号判決	大地	B-30
判決言渡	昭和51年2月5日	物 品	ひな壇
原 告	細川 茂	適用条文	24条
被 告	赤瀬産業株式会社	掲載文献	参考集・3
	昭和47年(ワ)第162号 及び同49年(ワ)第4151 号事件		
昭和47年(ワ)第39号判決			
昭和49年(ワ)第4152号判決			
被 告	株式会社河崎人形		
	昭和47年(ワ)第39号及 び同49年(ワ)第4152 号事件		
昭和50年(ワ)第202号判決			
被 告	楠玩具株式会社		
	昭和50年(ワ)第202号 事件		
被 告	株式会社三和		
	昭和50年(ワ)第202号 事件		
被 告	平出人形株式会社		
	昭和50年(ワ)第202号 事件		
被 告	増村正晴		
	昭和50年(ワ)第202号 事件		
昭和51年(ワ)第991号判決			
被 告	株式会社ダイエー		
	昭和51年(ワ)第991号 事件		
判示事項			
	本件意匠と(イ)号および(ロ)号の意匠とを対比すると、両者の一致点のうち新規な点については、全体的に観察して、人目をひく斬新な意匠の創作性が存する部分であると解しえず、またその余の点については、ひな壇が一般的に具有する基本的形状というべきものであって、看者の注意をひくべき外観的特異性に寄与すべき要素であるとは解し得ないとされ、差止請求並びに損害賠償請求が排斥された事例。		

昭和47年(ラ)第306号決定	東高	B-31	
決定言渡	昭和51年2月27日	物 品	虫籠
抗 告 人	吉田乙彦	適用条文	24条
相 手 方	株式会社森食	掲載文献	参考集・3
判示事項			
	意匠の類否判断をする場合、意匠に係る物品の構造、機能は外観に表われた限度においてのみ意味があるにすぎないから、本件の両意匠において籠体の上面部に蛇の目状レンズを表した部分が虫籠の用途にふさわしい構造、機能を有するというだけで、これを看者の注意が最も赴くところと認むべきいわれはなく、籠体の外側輪郭形状の相違に意匠の類否の焦点が集まることを否定することはできないとされた事例。		
昭和49年(ワ)第2092号判決	D9- (17) 東地	B-32	
判決言渡	昭和51年4月28日	物 品	人形
原 告	株式会社ガビー	掲載文献	取消判集・51年
被 告	有限会社宮金商店		
判示事項			
	「仮面ライダー」及び「仮面ライダーV3」について商品化の許諾を受け、その人形を製造・販売している者が原告以外にも数名あり、かつ人形以外にも許諾を得て商品化した商品が多種類あるからといって、原告が製造した「仮面ライダー」及び「仮面ライダーV3」の人形の形態が特に原告の商品たることを示す表示として広く認識されるに至っていたということではできないとされた事例。		

昭和49年(ネ)第3053号判決	東高	B-33	
判決言渡	昭和51年5月12日	物 品	自動車用アンテナ
控 訴 人	原田工業株式会社 外1名	適用条文	24条
被控訴人	日本アンテナ株式会社	掲載文献	判決速報・13
原審番号	昭和42年(ワ)第1345号		
昭和50年(ネ)第2508号判決	東高	B-34	
判決言渡	昭和51年9月9日	物 品	プラスチック提手
控 訴 人	宮城昭雄	適用条文	24条
被控訴人	マルホ産業株式会社	掲載文献	判決速報・17
原審番号	昭和48年(ワ)第8301号		
昭和47年(ワ)第162号判決			
昭和47年(ワ)第39号判決			
昭和49年(ワ)第4152号判決			
昭和49年(ワ)第4151号判決			
昭和50年(ワ)第202号判決			
昭和51年(ワ)第991号判決	大地	B-35	
判決言渡	昭和51年11月5日	物 品	ひな壇
原 告	細川 茂	適用条文	24条、37条
被 告	赤瀬産業株式会社 外6名	掲載文献	判決速報・19
昭和49年(ワ)第3436号判決	D9- (50) 東地	B-36	
判決言渡	昭和52年2月16日	物 品	車輪用ナット
原 告	辻藤人	適用条文	24条、37条
被 告	国産機器株式会社	掲載文献	取消判集・52年
判示事項			
	1. 本件登録意匠は、意匠公報図面どおりのものであって、ナット本体部の内外周囲のねじ溝を欠く形状のものであり、したがってねじ溝を欠いているものと備えているものとは類似しないとされた事例。 2. また、製造途中にある中間加工品ないし半製品であってそれ自体独立して経済取引の対象となっていない物品については、意匠権にもとづく差止請求はすることができないとされた事例。		
昭和50年(ヨ)第11号判決	金沢地	B-37	
判決言渡	昭和52年7月15日	物 品	箆製造機
債 権 者	高山リード株式会社	適用条文	24条
債 務 者	株式会社木地金箆製作所	掲載文献	判決速報・27
昭和51年(ワ)第1395号判決	D9- (37) 東地	B-38	
判決言渡	昭和52年11月14日	物 品	時計文字盤
原 告	マリオン・ケー・サマーズ	適用条文	24条
被 告	株式会社三越	掲載文献	取消判集・52年
被告補助参加人	更生会社東京時計製造株式会社		
昭和51年(ワ)第5191号(本訴)、昭和52年(ワ)第1419号(反訴)	D9 東地	B-39	
判決言渡	昭和53年4月12日	物 品	茶こし
原 告	仲 延次	適用条文	39条1項
被 告	佐場貞雄	掲載文献	取消判集・52、53年
判示事項			
	1. 意匠権について通常実施権の設定登録手続を求めた訴(本訴)に対し、その前提となる契約が錯誤によるものであるから理由がないとして棄却された事例。 2. 原告の製品が被告の意匠権に抵触することは認容したが、意匠権者自身がその実施をしていなかったので意匠法第39条第1項の適用を認めず、実施利率5%の損害賠償請求権を認めた事例。 3. 意匠権者(被告)が採った行為が犯罪を構成しないことを知りながらあえて告訴した原告の行為は不当であるとして被告に対する損害賠償を原告に命じた事例。		

昭和46年（ワ）第9319号判決	D9-（2）東地	B-40
判決言渡	昭和54年3月12日	物 品 手袋
原 告	関東繊維工業株式会社	適用条文 24条
被 告	勝星産業株式会社	掲載文献 取消判集・54年
判示事項	<p>1 本件登録意匠と被告製品の意匠とは、意匠の要部において殆んど一致し、全体として類似する。</p> <p>2 被告は、本件実用新案権の通常実施権を有し、被告製品は、本件考案の技術的範囲に属する本件考案の実施品であり、そして、本件登録意匠の出願は、本件実用新案権の出願の日の後であるから、本件実用新案権及びその実施権者については、実用新案法第17条の規定の定める制限を受けることもないものである。として本件意匠権の侵害を理由とする原告の請求を棄却した。</p>	
昭和47年（ワ）第175号判決	広島地	B-41
判決言渡	昭和54年3月28日	物 品 取付用通風機
原 告	寺岡正一 外2名	適用条文 24条、29条、39条1項
被 告	高橋隆美	掲載文献 判決速報・49
昭和50年（ワ）第4894号判決	D9-（21）大地	B-42
判決言渡	昭和54年5月23日	物 品 包装用容器
原 告	日本マタイ株式会社	適用条文 24条、39条1項、40条
被 告	大東シールシステム株式会社 外3名	掲載文献 取消判集・54年
昭和52年（ヨ）第253号判決	千葉地	B-43
判決言渡	昭和55年1月28日	物 品 手提袋
債 権 者	株式会社ヤマト屋	適用条文 24条、26条
債 務 者	優美社産業株式会社	掲載文献 特許と企業・170号
昭和51年（ワ）第9522号判決	D701. 11. 51-YA（11）	B-44
判決言渡	昭和55年3月5日	物 品 菓子焼き器
原 告	広本 馨	適用条文 24条
被 告	アサヒ軽金属工業株式会社	掲載文献 取消判集・55年
昭和53年（ワ）第4650号判決	D701. 4. 6. 11. 51. 52-YA（1）	大地 B-45
判決言渡	昭和55年3月21日	物 品 織物地
原 告	クリスチャン・ディオール・エス・エイ・アール・エル	適用条文 2条3項、23条、39条1項、40条
被 告	ヒルビー株式会社	掲載文献 取消判集・55年
判示事項	<p>1 被告は製品の販売及び製造の事実を自認したが、乙3号証によって製造はしていないことを認めた上で意匠権侵害は、製造販売も等価であるとして侵害の有無を販売について判断した。（意、§23、§2-3）</p> <p>2 意匠権の「織物地」と、侵害品の「編物地」とは別異の物品（意、§7、施§5、別表1）であるが、ふうあい、感触等の機能面で若干異なる点はあるが、用途は、ほとんど同じであって、生地として実質的に類似すると解される。そして、その相違は、他人に指摘されてはじめて気がつく程度であるから極めて類似している。</p> <p>3 謝罪広告について 販売が1シーズンのみで量も少なく、侵害発生以来2年近く経過しているので、賠償のうえ謝罪広告までさせるのは妥当ではない。</p>	
昭和53年（ワ）第5760号判決	D701. 4. 6. 11. 51. 52-YA（1）	大地 B-46
判決言渡	昭和55年3月21日	物 品 織物地
原 告	クリスチャン・ディオール・エス・エイ・アール・エル	適用条文 23条、39条1項、40条
被 告	株式会社サン・トレルと井上スーター株式会社 外1名	掲載文献 取消判集・55年

昭和55年（ワ）第832号決定	D703. 11-ZB（2）	大地 B-47
決定言渡	昭和55年4月8日	物 品 手提袋
原 告	優美社産業株式会社	適用条文 2条1項
被 告	株式会社ヤマト屋	掲載文献 取消判集・55年
判示事項	<p>仮処分判決が特定した手袋は「・・・添付第1図面に示された形状の手提袋」であり、そして第1図面で限定されているのは専ら「形状」上の特徴だけで、その模様、色彩については特段これを限定していないと解するのが相当であるから、執行官が模様、色彩を無視し、形状上の特徴のみに着目していた仮処分執行は適法であるとして申し立てが棄却された事例。</p>	
昭和52年（ネ）第2922号判決	D301. 11-ZBZ（37）	東高 B-48
判決言渡	昭和55年7月31日	物 品 時計文字盤
控 訴 人	マリオン・ケー・サマーズ	適用条文 24条
被控訴人	株式会社三越	掲載文献 取消判集・55年
原審番号	昭和51年（ワ）第1395号	
判示事項	<p>意匠権（意匠に係る物品、時計文字盤）に基づく損害賠償請求を、対象物は登録意匠の範囲に属しないと請求を棄却した原判決が一部訂正されて支持された事例。</p>	
昭和52年（ワ）第10748号判決	D701. 11-ZB（8）	B-49
判決言渡	昭和55年8月20日	物 品 ハム
原 告	大嶽一郎	適用条文 24条
被 告	日本ハム株式会社	掲載文献 取消判集・55年
昭和55年（ヨ）第1069号決定	D703. 1-ZB（9）	大地 B-50
決定言渡	昭和55年9月19日	物 品 保管庫
申請人	長野美喜知	適用条文 6条5項、24条
被申請人	樋口金庫株式会社 外1名	掲載文献 取消判集・55年
判示事項	<p>意匠権（意匠に係る物品 保管庫）に基づく仮処分申請を、類似範囲を決するための資料として公知意匠を勘案し、イ号及びロ号物品は登録意匠に類似しないとして却下した事例。</p>	
昭和49年（ワ）第14号判決	和歌山地	B-51
判決言渡	昭和55年11月17日	物 品 穀類選別機
原 告	雑賀慶二	適用条文 24条
被 告	株式会社丸七製作所 外1名	掲載文献 判決速報・67
昭和50年（ワ）第1388号判決	D701. 3. 11-ZB（49）	大地 B-52
判決言渡	昭和55年12月19日	物 品 道路用消火栓ブロック
原 告	草竹コンクリート工業株式会社 外1名	適用条文 24条
被 告	寺田商事株式会社	掲載文献 取消判集・55年
昭和54年（ワ）第1117号判決	D701. 3-ZB（21）	大地 B-53
判決言渡	昭和56年1月28日	物 品 包装袋用ホック
原 告	武田 精	適用条文 24条
被 告	モリト株式会社	掲載文献 取消判集・56年
昭和54年（ワ）第2328号判決	D701. 3-YA（12）	大地 B-54
判決言渡	昭和56年1月30日	物 品 助骨々折固定帯
原 告	中川勝三郎	適用条文 24条
被 告	株式会社赤井商店 外2名	掲載文献 取消判集・56年
昭和53年（ネ）第509号判決	D701. 113-YAW（16）	東地 B-55
判決言渡	昭和56年3月4日	物 品 擬餌
控 訴 人	株式会社洋釣漁具 外1名	適用条文 24条、39条1項
被控訴人	株式会社ヤマシタ 外1名	掲載文献 取消判集・56年
原審番号	昭和46年（ワ）第235号	

昭和55年（ラ）第542号決定 D303. 11-ZBZ 大地 B-56	決定言渡 昭和56年9月28日	物 品 キャビネット	適用条文 24条	掲載文献 参考集・7
判示事項 抗告人は、本件意匠の実施品と公知意匠とは、供給される市場が異なり、類似物品でないので、本件意匠の類似範囲を定めるについて公知意匠は参酌するべきでないとして主張するが、物品の類否判断は、用途機能を基準とするのであるから、物品供給の市場の相違は、類否判断基準にはなり得ないとして、抗告人の本件仮処分申請を却下した事例。				
昭和53年（ワ）第4409号判決 D701. 11-YA (10) 大地 B-57	判決言渡 昭和56年10月16日	物 品 物干し器具	適用条文 24条、39条1項	掲載文献 取消判集・56年
原 告 キンシ化学工業株式会社	被 告 株式会社久宝プラスチック製作所			
判示事項 1 本件登録意匠の要部ないし特徴は、物干杆と吊杆の長さとおさとの比と、それぞれの断面形状と、基盤の形状にあり、イ号ないしト号物件の意匠は本件登録意匠に類似する。 2 被告は、被告の無過失および原告の損害賠償請求権行使の信義則違反を、主張するが、上記主張は、その前提となる事実が認められないので、理由がなく採用できない。 3 損害額は、被告製品売上高の5%相当額と推定される。				
昭和53年（ワ）第5252号判決 D701. 11-ZB (10) 大地 B-58	判決言渡 昭和57年1月26日	物 品 測量柱	適用条文 24条	掲載文献 取消判集・57年
原 告 宣真工業株式会社	被 告 株式会社竹谷商事			
昭和56年（ワ）第3683号判決 大地 B-59	判決言渡 昭和57年4月30日	物 品 測量柱	適用条文 23条	掲載文献 判決速報・84
原 告 宣真工業(株)	被 告 (株)全指測器製作所			
昭和56年（ワ）第5328号判決 D703. 11-ZB (50) 東地 B-60	判決言渡 昭和57年7月23日	物 品 止水栓	適用条文 24条	掲載文献 取消判集・57年
原 告 株式会社ハイソニック	被 告 株式会社日研			
昭和57年（ネ）第232号判決 大高 B-61	判決言渡 昭和58年2月25日	物 品 測量柱	適用条文 23条、24条	掲載文献 判決速報・107号
控 訴 人 宣真工業株式会社	被 控 訴 人 株式会社竹谷商事	原 審 番 号 昭和53年（ワ）第5252号		
昭和53年（ワ）第7749号判決 D701. 11-ZB (F4-4) 東地 B-62	判決言渡 昭和58年3月4日	物 品 包装用袋	適用条文 24条	掲載文献 取消判集・58年
原 告 初澤清豪株式会社常陸屋本舗 外1名	被 告 八尾製麺有限公司			
昭和57年（オ）第137号判決 最高 B-63	判決言渡 昭和58年3月11日	適用条文 24条	掲載文献 判決速報・95	
上 告 人 雑賀慶二	被 上 告 人 株式会社丸七製作所 外1名	原 審 番 号 昭和55年（ネ）第1939号		

昭和54年（ワ）第12649号判決 D701. 3-ZB (H3-3) 東地 B-64	判決言渡 昭和58年3月14日	物 品 電話送受話器カバー	適用条文 24条	掲載文献 参考集・8
原 告 株式会社富士	被 告 株式会社リサ			
判示事項 電話送受話器の使用態様からすれば、送受話器内側のカバーの態様も看者の注意をひく部分であり、むしろ、原告登録意匠は出願前の意匠と比べて部分に特徴を有するものと認められ、この部分において被告意匠の形状及び模様は相違し、また被告意匠につばら模様が描かれている点等にも相違が認められる。したがって、被告意匠は原告登録意匠に類似しない。				
昭和58年（ワ）第3号判決 東地 B-65	判決言渡 昭和58年3月28日	物 品 クレジットカード	適用条文 3条	掲載文献 判決速報・95
原 告 財津吉次	被 告 株式会社資生堂			
昭和56年（ワ）第6055号判決 D703. 11-ZB (L3-5) 東地 B-66	判決言渡 昭和58年3月28日	物 品 地中より隠現させる柵柱	適用条文 24条	掲載文献 参考集・8
原 告 大塚幸三	被 告 日向野工業株式会社			
判示事項 (1) 原告側がいう、使用時にはその上端に引き手のついた円盤状の蓋体がある円筒形柵柱本体を、地中に埋設された外筒部から引き出して使用するという柵柱の態様において共通する点についてそれが本件意匠の登録出願前より公知の態様であるから、主要部ではないとし、 (2) 原告側が、地中に埋設される部分であり、意匠上重要視されるべきでないとした外筒部の態様は、商品としての流通過程を考えると無視できない部分であり、被告側意匠のその部分の変化した態様を見ると、両意匠は類似しないとした事例。				
昭和58年（ワ）第2号判決 D701. 9-X (F2-7440) 東地 B-67	判決言渡 昭和58年3月28日	物 品 クレジットカード	掲載文献 取消判集・58年	
原 告 財津吉次	被 告 アコム株式会社			
判示事項 原告は意匠登録出願をしている意匠につき意匠登録を受ける権利を有することを確認する判決を求めたが、意匠権は設定の登録によって発生するものであって、未だ排他的効力のない意匠登録を受ける権利について被告に確認を求めても無意味であり、本件訴えが確認の利益を欠くことは原告主張事実を照らし明らかであるから本件訴えは不適法として却下された事例。				
昭和57年（ワ）第6396号判決 D701. 11-ZB (C-1) 東地 B-68	判決言渡 昭和58年5月13日	物 品 電話機マット	適用条文 24条	掲載文献 取消判集・58年
原 告 株式会社富士	被 告 株式会社リサ			
判示事項 被告意匠は、本件登録意匠と比べ、レザーシート様の可塑性材料と被告意匠における別珍及びウレタンフォームのかもしれない素材の違いに基づく質感の違いは顕著であり、また本件登録意匠がふくらみを有するのに対し、被告意匠はうすべり状を呈しており、この点において顕著な差異を有し、全体としての美感を異にしているとされた事例。				

昭和56年（ネ）第3156号判決 D301. 11-YAW (C3-6) 東高 B-69	判決言渡 昭和58年5月16日 控訴人 有限会社大和製作所 被控訴人 タイヨー産業株式会社 判示事項 被告意匠、本件意匠共に観者に特に強い印象を与える点では共通しているとして、両意匠は類似するとして判決が取り消された。本件意匠の出願前公知であった意匠を考慮しても本件意匠と控訴人の意匠とに共通する構成に本件意匠の要部があるとはみられないとされた	物 品 ふとん干器 適用条文 24条 掲載文献 参考集・8
昭和57年（ネ）第971号判決 大高 B-70	判決言渡 昭和58年5月30日 控訴人 宣真工業株式会社 被控訴人 株式会社金指測器製所 原審番号 昭和56年（ワ）第3683号	物 品 測量柱 適用条文 23条、24条 掲載文献 判決速報・107
昭和56年（ワ）第7672号判決 D701. 11. 3-YA (E1-3) 東地 B-71	判決言渡 昭和58年6月3日 原告 ユナイテッド・フィーター・シンジケート・インコーポレイテッド 被告 トーメイランド株式会社 判示事項 被告が製造販売していた小犬のぬいぐるみ人形は、本件意匠（登録第310781号）一スヌービーの名称でわが国に於て広く親しまれている小犬のぬいぐるみとほぼ、同一に近いものであるから、被告は、原告に対し、意匠権侵害に基づく損害金及び遅延損害金を支払えと命じられた事例。	物 品 動物おもちゃ 適用条文 24条、39条1項 掲載文献 取消判集・58年
昭和56年（ワ）第2050号判決 D701. 11. 51-YA (J7-5) 大地 B-72	判決言渡 昭和58年7月29日 原告 藤本株式会社 被告 浦上理工株式会社 判示事項 イ号意匠は、本件登録意匠の類似範囲であるとし、先願意匠の在否に拘わらず、本意匠の類似範囲は実質的に一定であり、公知意匠及び類似意匠を考慮して、本件登録意匠を認定した。原告の損害額は、被告自認の利益額であるとした事例。	物 品 磁気治療器 適用条文 24条、39条1項、40条 掲載文献 参考集・8
昭和58年（ワ）第4358号判決 D701. 11. 3-YA (F4-5) 東地 B-73	判決言渡 昭和58年9月2日 原告 日立化成工業株式会社 被告 イバラキ化成株式会社 判示事項 第1物件の包装用箱は、本件登録意匠の権利範囲に属し、被告は該第1物件を2個連結し、且つ、これを第1物件のように容易に分割できるようにもした第2物件の包装用箱を製造、販売しているが、使用者は、第2物件を収納する大きさの段ボール箱がないため、第1物件に分割せざるを得ず、従って、第2物件は、第1物件の製造のみに使用するものであり、これを業として製造している被告の行為は、原告の専用実施権を侵害するものであるとされた事例。	物 品 包装用箱 適用条文 24条 掲載文献 取消判集・58年

昭和54年（ワ）第8565号判決 D703. 11. 3-YA (L5-4) 大地 B-74	判決言渡 昭和58年10月28日 原告 寺岡正一 被告 神戸樹脂工業株式会社 判示事項 (1) 公知である木製屋切りの意匠が、建物から独立した物品とはいえ、部材組み合わせによるものであるのに対して、本件意匠は、意匠に係る物品として独立性を有し、全体が一体の板状体で形成されており、前記の公知の木製屋切り意匠があるからとして、本件意匠の創作性がないとはいえず、イ号乃至二号（プラスチック製換気口枠）意匠は本件意匠に類似するものである。 (2) 本件意匠の類似意匠についての構成を参酌するとき、イ号乃至二号意匠は、本件意匠の類似範囲に属するものと解するのが相当であるとされた事例。	物 品 取り付け用通風器 適用条文 24条、29条 掲載文献 参考集・8
昭和54年（ワ）第528号判決 D703. 4. 51-YA (L2-5) 大地 B-75	判決言渡 昭和58年12月9日 原告 積水樹脂株式会社 被告 株式会社ナカジマ 判示事項 I、意匠の類否を判断するに当たっては、両意匠を全体的に観察し、意匠の要部を対比してなされなければならないが、意匠の要部は当該意匠の出願前のその分野における公知意匠を参酌し、創作性の存否・程度を把握して定めなければならない。また、類似意匠が附帯している場合にはこれらを参考にしたうえで要部ないしは類似範囲が定められなければならないとして本件意匠の創作性を認定し、製造、販売していない物件をも含めて意匠権侵害のおそれがあるとし被告製品の総てを本件意匠の類似範囲に属するとした事例。 II、「文書の趣旨」の記載が「文書の表示」を兼ねる形で実質上文書の標目を示すに止り、その内容について具体的記載はないが、要証事実が本件の場合明らかになることが不可能であるから止むを得ない。この場合、裁判所は申立書の「証すべき事実」欄、更には申立人の要証事実に関する弁論上の主張を参酌して、文書の趣旨に関する申立人の主張の具体的内容を推定すべきこととなるが、その際、申立人の主張においてはそれが要証事実の主張と一致すると思われる場合においても、上推定の範囲を容易に要証事実そのものに直結することなく、申立人主張の範囲内において、提出を命じられた文書の記載から具体的に把握がなし得ることが合理的に推認し得る事項にその推定範囲を限定するのが相当であると、損害金の支払いを命じた事例。	物 品 スノーボール 適用条文 24条、39条1項 掲載文献 取消判集・58年
昭和58年（オ）第968号判決 最高 B-76	判決言渡 昭和59年1月31日 上告人 タイヨー産業株式会社 被上告人 有限会社大和製作所 原審番号 昭和56年（ネ）第3156号 判示事項 1. 意匠の要部は、公知意匠にない新規な部分であって見る者の注意を強くひく部分にあると解されるところ、本件意匠につき公知資料と対比して本件意匠の要部を考えると、その要部は基本形状〔構成（1）〕にあると認められ、イ号意匠が右要部を備えていることは前記のとおりであり、イ号意匠は本件意匠に類似するとした事例。 2. 本件意匠が冒認出願に係り、したがって本件意匠は無効事由を有しているから、右権利の行使は権利の濫用にあたるとの被告主張が被冒認者自身であると主張する者でない被告に冒認の事実に基づく権利濫用の主張を許すべき特段の事由も見出せないとして斥けられた事例。	物 品 ふとん干器 適用条文 23条、24条 掲載文献 判決速報・107
昭和56年（ワ）第4926号判決 D703. 3-YA. ZB (D2-5) 大地 B-77	判決言渡 昭和59年2月28日 原告 大栄化成株式会社 被告 サンセイ工業株式会社 判示事項 1. 意匠の要部は、公知意匠にない新規な部分であって見る者の注意を強くひく部分にあると解されるところ、本件意匠につき公知資料と対比して本件意匠の要部を考えると、その要部は基本形状〔構成（1）〕にあると認められ、イ号意匠が右要部を備えていることは前記のとおりであり、イ号意匠は本件意匠に類似するとした事例。 2. 本件意匠が冒認出願に係り、したがって本件意匠は無効事由を有しているから、右権利の行使は権利の濫用にあたるとの被告主張が被冒認者自身であると主張する者でない被告に冒認の事実に基づく権利濫用の主張を許すべき特段の事由も見出せないとして斥けられた事例。	物 品 乱れ箱 適用条文 24条、39条2項、40条 掲載文献 参考集・9

昭和58年（オ）第732号判決	最高	B-78
判決言渡	昭和59年2月28日	物 品 測量柱
上 告 人	宣真工業株式会社	適用条文 23条、24条
被 上 告 人	株式会社竹谷商事	掲載文献 判決速報・107
原審番号	昭和57年（ネ）第232号	
昭和58年（オ）第1056号判決	最高	B-79
判決言渡	昭和59年3月8日	物 品 測量柱
上 告 人	宣真工業株式会社	適用条文 23条、24条
被 上 告 人	株式会社金指測器製作所	掲載文献 判決速報・107
原審番号	昭和57年（ネ）第971号	
昭和56年（ワ）第528号判決	D701. 3-ZB (C5-4) 名地	B-80
判決言渡	昭和59年3月26日	物 品 蒸し器
原 告	加藤いづ子	適用条文 24条
被 告	江尻ホーロー株式会社 三郷陶器株式会社	掲載文献 取消判集・59年
昭和55年（ワ）第577号判決	D701. 3-ZB (K4-0) 名地	B-81
判決言渡	昭和59年3月26日	物 品 豆乳仕上機
原 告	有限会社高橋商店	適用条文 24条、26条
被 告	株式会社高井製作所	掲載文献 取消判集・59年
判示事項	原告は、本件登録意匠とイ号意匠との類比を判断するに当たって、イ号装置はA部分とB部分から成り立っているが、B部分は容易に着脱しうる構造になっている、又、イ号意匠は本件登録意匠を利用したものであるともいっているので、イ号装置からB部分を取り除いて、A部分の意匠と対比すべきである旨主張した。 これに対して裁判所は、原告はイ号装置が本件登録意匠を侵害すると主張する以上、本件登録意匠とイ号意匠そのものを対比して、その類比を判断すべきであり、本件登録意匠とイ号意匠は非類似の関係にあるので、原告の本訴請求は失当であるとして棄却。	
昭和57年（ワ）第5803号判決	大地	B-82
判決言渡	昭和59年4月26日	物 品 電線保護カバー
原 告	マサル工業株式会社	適用条文 22条、24条、37条 外1名
被 告	株式会社ユタカ化工社	掲載文献 特許と企業・187号 外1名
昭和54年（ワ）第227号判決	福井地	B-83
判決言渡	昭和59年4月27日	物 品 護岸用ブロック
原 告	高木良彦 外1名	適用条文 10条、24条
被 告	笹岡工業株式会社	掲載文献 判決速報・143
昭和53年（ワ）第2696号判決	D701. 4-ZB (B1-0) 名地	B-84
判決言渡	昭和59年5月18日	物 品 保温着
原 告	朝倉勝一	適用条文 2条1項、24条
被 告	株式会社東芝	掲載文献 取消判集・59年
判示事項	① 登録意匠の範囲は、意匠登録出願のもととなった物品や、登録意匠の実施品によって定めるものではなく、願書の記載及び願書に添付した図面等の意匠に基いて定めるものである。 ② 登録意匠の要部を判断するにあたっては、先行意匠がある場合は、その物品の用途・機能に伴う必然的構成は要部となるものではなく、それ以外の細部の構成が要部と認められ、この点に差異がある各意匠は看者に別異の印象を与えるから、イ号意匠ないしロ号意匠と本件登録意匠とは、全体的に観察して非類似であると解するのが相当である。	

昭和54年（ワ）第12651号判決	D701. 3-ZB (H3-3) 東地	B-85
判決言渡	昭和59年5月30日	物 品 電話機カバー
原 告	株式会社富士	適用条文 24条
被 告	株式会社リサ	掲載文献 参考集・9
判示事項	本件意匠の出願前に、ひだ部分を除き構成を同じくする意匠が公知になっていたことが認められる。 そして、全体的観察により本件意匠と被告意匠をみると、共通点は電話機カバーとして本来的に有すべき基本的な形状であって、見る人の注意をひく部分でないことが明らかであるのに反し、正面のカバーの左右両側端に設けたひだ部分等の相違点があることによって、両者は意匠として全体的な美感を異にするものといわなければならない。したがって、被告意匠が本件意匠に類似するということができない。	
昭和58年（ワ）第2960号判決	D703. 4-YA (F4-5) 大地	B-86
判決言渡	昭和59年5月31日	物 品 包装用箱
原 告	丸林 勲 有限会社新大阪物産	適用条文 24条、39条2項、40条
被 告	ルナ株式会社 橋屋秀夫 株式会社ジエ・ストラノ 商会 ジョセフ・オーガスタ ス・ストラノ	掲載文献 取消判集・59年
昭和57年（ワ）第2364号判決	D703. 3-ZB (D2-5) 大地	B-87
判決言渡	昭和59年6月28日	物 品 衣裳ケース
原 告	裴 基斗	適用条文 24条
被 告	株式会社池田プラスチック製造所	掲載文献 参考集・9
判示事項	基本形状〔構成(1)(1')〕は衣裳ケースの意匠としてありふれたものであり、両意匠の特徴とは考えず、最も人目につきやすい正面部分が両意匠の特徴としての要部を形成するものとみるのが相当であるとし、この正面部分における両意匠の形状及びこれによる美感は異なったものであるほか、天板についても両意匠において明らかな相違があるから、イ号意匠は本件意匠に類似しないとされた事例。	
昭和58年（ワ）第12332号判決	東地	B-88
判決言渡	昭和59年10月12日	物 品 漬物器
原 告	ニッセイ工業株式会社	適用条文 24条
被 告	有限会社三幸	掲載文献 判決速報・114
昭和58年（ネ）第1550号判決	大高	B-89
判決言渡	昭和59年10月30日	物 品 磁気治療器
控 訴 人	浦上理工株式会社	適用条文 24条、39条1項
被控訴人	ビップフジモト株式会社	掲載文献 判決速報・122
原審番号	昭和56年（ワ）第2050号	
昭和59年（オ）第444号判決	最高	B-90
判決言渡	昭和59年11月6日	物 品 コンクリート型枠締付金具
上 告 人	山田 清	適用条文 24条
被 上 告 人	岡部株式会社	掲載文献 判決速報・115
原審番号	昭和57年（ネ）第38号	
昭和53年（ワ）第2695号判決	名地	B-91
判決言渡	昭和59年11月16日	物 品 保温着
原 告	朝倉勝一	適用条文 24条
被 告	三洋電機株式会社	掲載文献 判決速報・119
昭和56年（ワ）第3671号判決	大地	B-92
判決言渡	昭和59年11月22日	物 品 スライドファスナー
原 告	石田産業株式会社 外1名	適用条文 24条
被 告	吉田工業株式会社 外9名	掲載文献 判決速報・115

昭和57年(ワ)第7035号判決	D703. 4-YA(B7-3)大地	B-93
判決言渡	昭和59年12月20日	物品 パンチパーマ用ブラシ
原告	株式会社大洋商会	
被告	橋本刷子工業株式会社	適用条文 24条、27条3項、28条2項
		掲載文献 取消判集・59年
判示事項	原告商品の形態が自己の製造販売する商品であることを示す表示として、周知性を獲得していたとする事実は認められないとして、不正競争防止法に基づく請求を排斥したが、完全独占的通常実施権による損害賠償請求権を認め、イ号意匠と本件登録意匠は、歯の本数の差異のほか同一であり、歯の数は意匠全体から見るとささいな点であって両者の美感を異ならしめるものではないから、両意匠は類似するものと認め、イ号意匠は本件登録意匠権を侵害するものとした事例。	
昭和58年(ワ)第3980号判決	大地	B-94
判決言渡	昭和59年12月20日	物品 包装用さら
原告	村瀬大八郎	適用条文 24条
被告	東海金属株式会社	掲載文献 判決速報・116
昭和58年(ワ)第11302号判決	D703. 3-YA(F4-5)東地	B-95
判決言渡	昭和59年12月21日	物品 包装用箱
原告	日立化成工業株式会社	適用条文 24条
被告	和田化成工業株式会社	掲載文献 取消判集・59年
昭和58年(ネ)第2564号判決	大高	B-96
判決言渡	昭和60年1月31日	物品 スノーボール
控訴人	株式会社ナカジマ	適用条文 37条
被控訴人	積水樹脂株式会社	掲載文献 判決速報・126
原審番号	昭和54年(ワ)第528号	
昭和58年(ネ)第1020号判決	東高	B-97
判決言渡	昭和60年2月28日	物品 柵柱
控訴人	大塚幸三 外1名	適用条文 24条
被控訴人	日向野工業株式会社	掲載文献 特許と企業・196号外1名
原審番号	昭和56年(ワ)第6055号	
昭和59年(ネ)第224号判決	名高	B-98
判決言渡	昭和60年4月24日	物品 豆腐製造用豆乳濾過装置
控訴人	有限会社高橋商店	適用条文 23条、24条
被控訴人	株式会社高井製作所	掲載文献 判決速報・144
原審番号	昭和55年(ワ)第577号	
昭和58年(ネ)第776号判決	東高	B-99
判決言渡	昭和60年4月25日	物品 電話送受話器カバー
控訴人	株式会社富士	適用条文 24条
被控訴人	株式会社リサ	掲載文献 判決速報・120
原審番号	昭和54年(ワ)第12649号	
昭和58年(ネ)第1374号判決	東高	B-100
判決言渡	昭和60年4月25日	物品 電話機マット
控訴人	株式会社富士	適用条文 24条
被控訴人	株式会社リサ	掲載文献 判決速報・120
原審番号	昭和57年(ワ)第6396号	
昭和60年(オ)第85号判決	最高	B-101
判決言渡	昭和60年6月17日	物品 磁気治療器
上告人	浦上理工株式会社	適用条文 24条、39条1項
被上告人	ピップフジモト株式会社	掲載文献 判決速報・122
原審番号	昭和58年(ネ)第1550号	

昭和56年(ワ)第1727号	D701. 3-YA(D4-4)大地	B-102
判決言渡	昭和60年6月28日	物品 取り付け用通風器
原告	寺岡正一	適用条文 28条、39条2項
被告	松本金物株式会社	掲載文献 取消判集・60年
判示事項	販売に於ける通常実施権を有していても、その製造に関しては本件意匠権を侵害している。しかしながら、原告が損害賠償請求権の行使を主張したのが、損害及び加害者を知ってから3年を経過した後であるから、それ以前の不法行為責任は時効によって消滅しているとされた事例。	
昭和57年(ワ)第3310号	D701. 3-YA(E2-5)名地	B-103
判決言渡	昭和60年7月29日	物品 ぶらんこ
原告	石田文男	適用条文 24条
被告	山岡金属工業株式会社	掲載文献 取消判集・60年
	山岡正広	
判示事項	イ号ブランコが、本件登録意匠と類似するとして、不当利得返還請求及び半製品の廃棄請求が認められた事例。	
昭和58年(ネ)第365号判決	名高	B-104
判決言渡	昭和60年8月12日	物品 保温着
控訴人	朝倉勝一	適用条文 23条、24条
被控訴人	株式会社日立製作所	掲載文献 判決速報・141
	外2名	
昭和59年(ネ)第369号判決	名高	B-105
判決言渡	昭和60年9月18日	物品 保温着
控訴人	朝倉勝一	適用条文 24条
被控訴人	株式会社東芝	掲載文献 判決速報・126
原審番号	昭和53年(ワ)第2696号	
昭和60年(オ)第546号判決	最高	B-106
判決言渡	昭和60年9月27日	物品 スノーボール
上告人	株式会社ナカジマ	適用条文 37条
被上告人	積水樹脂株式会社	掲載文献 判決速報・126
原審番号	昭和58年(ネ)第2564号	
昭和57年(ワ)第269号	D701. 9-ZB(H1-10)大地	B-107
判決言渡	昭和60年10月23日	物品 電線おおい
原告	株式会社電研社	掲載文献 取消判集・60年
被告	椎名 靖	
	ワイヤプロテクタ工業	
	協同組合	
昭和59年(ヨ)第142号判決	前橋地	B-108
判決言渡	昭和60年12月26日	物品 自動車用霜とり具
債権者	秋田忠志	適用条文 37条
債務者	市川プレス工業株式会	掲載文献 特許と企業・206号
	社	
昭和59年(ワ)第2636号判決	名地	B-109
判決言渡	昭和61年2月28日	物品 縫いぐるみ人形(スヌーピー)
原告	ユナイテッド・フィー	適用条文 23条
	チャー・シンジケー	掲載文献 判決速報・131
	ト・インコーポレーテ	
	ッド	
被告	株式会社ジャルダン	
	武蔵野 外1名	
昭和48年(ワ)第370号判決	岐阜地	B-110
判決言渡	昭和61年3月10日	物品 照明用グローブ
原告	イサム・ノグチ	適用条文 23条、24条、26条
被告	伏屋重一 外1名	掲載文献 判決速報・131
昭和60年(ヨ)第682号判決	U703. 3. 11-ZB(K6-1)名地	B-111
判決言渡	昭和61年3月31日	物品 整水器
原告	ニューライト株式会社	適用条文 6条8項、24条
被告	日本電子工業株式会社	掲載文献 取消判集・61年
	愛知電産株式会社	

昭和59年(ワ)第747号判決	神戸地	B-112
判決言渡	昭和61年4月21日	物品 肋骨骨折固定帯
原告	中川勝三郎	適用条文 23条、37条
被告	日本シグマックス株式会社	掲載文献 判決速報・133
昭和59年(ネ)第2592号判決		
昭和59年(ネ)第2648号判決	大高	B-113
判決言渡	昭和61年6月20日	物品 ヘアブラシ
控訴人	株式会社大洋商会	適用条文 23条、24条
被控訴人	橋本刷子工業株式会社	掲載文献 判決速報・158
昭和59年(ワ)第9525号の1判決	U701.3.11-ZB(K1-2)	B-114
大地		
判決言渡	昭和61年9月25日	物品 手動リッター
原告	日本理器株式会社	適用条文 24条
被告	大洋精工株式会社	掲載文献 取消判集・61年
判示事項	基本形状自体は公知意匠と同一であるから、そこに新規性はなく、要部ということはできない。しかし具体的形状が公知意匠のそれと異なる以上、それが本件意匠の要部の一となることは言う迄もなく、工事業者にとっては格別の機能などの配設態様が重要関心事で、その点が要部とみるべきで、更に色彩の相違の点も要部とみるべきである。本件意匠は軽快で明るいに対し、イ号意匠は重厚で安定感があるという、美観の点において顕著な相違があるものといえるから、両者を類似するものということとはできない。	
昭和61年(ワ)第1706号判決	U701.3.11-ZB(K1-2)	B-115
大地		
判決言渡	昭和61年11月20日	物品 ドライバー
原告	株式会社三雄	適用条文 24条
被告	日本捻廻株式会社 株式会社ベッセル	掲載文献 取消判集・61年
昭和60年(オ)第908号判決	最高	B-116
判決言渡	昭和61年11月21日	物品 豆腐仕上機
上告人	有限会社高橋商店	適用条文 24条、37条
被上告人	株式会社高井製作所	掲載文献 判決速報・139
原審番号	昭和59年(ネ)第224号	
昭和60年(ワ)第1944号判決	大阪地	B-117
判決言渡	昭和62年1月26日	結論 請求棄却
原告	村上 頼明	登録意匠 第595593号
被告	協永産業株式会社 外1名	物品 自動車用ホイールナット (M3-1)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(昭62) 判決速報(141)
判示事項	意匠の類否判断において全体観察すべきことは勿論であるが、意匠の要部における差異は全体観察においても一般需要者に美感の違いをもたらすものというべきところ、本件意匠の要部は、本件意匠の本質的部分であって全体観察においても一般需要者に新規で創作的な美感を呈する部分といえるから、右部分をもって細部ということとはできない。そこで本件意匠の要部の対比で述べたことを考慮に入れて本件意匠とイ号意匠を全体観察して対比すると、本件意匠とは著しく異なった印象を与えるものであるから、イ号意匠は本件意匠に類似するものとは認められない。	

昭和60年(ワ)第6782号判決	大阪地	B-118
判決言渡	昭和62年1月26日	結論 請求棄却(控訴)
原告	株式会社ハウスビーエム	登録意匠 第615223号
被告	株式会社イクダ 外4名	物品 剛性物質穴あけ用ドリル (K1-4)
		適用条文 15条、64条
		掲載文献 取消判集(昭62) 判決速報(141)
判示事項	イ号意匠(ドリル)は本件意匠に類似し、本件意匠を利用した製品であるから、そのドリルの製造販売をしてはならないと仮執行宣言し、本件意匠権は原告、被告の共有で共同創作であるから、原告は被告に対し、イ号意匠・カタログ・チラシに本件意匠の登録番号、原告、被告の意匠権者名を表示することを求めるなどとしたが、被告は意匠法15条3項、特許法35条1項により、通常実施権を有し、また意匠権者の氏名等を表示することは、意匠法64条には、意匠登録表示を「附するように努めなければならない」と訓示的なものにすぎず、その義務を負うとは解せず、いずれも理由がないので棄却する。	
昭和59年(ワ)第10493号判決	東京地	B-119
判決言渡	昭和62年3月20日	結論 請求棄却
原告	ムサシノ化学工業株式会社	登録意匠 第619683号
被告	シルバー樹脂工業株式会社	物品 食品用蓋物の仕切具 (C5-3)
		適用条文 23条、39条
		掲載文献 取消判集(昭62) 判決速報(143)
判示事項	全体的観察により、本件意匠と被告意匠をみると、本件意匠は曲線が多用されて、全体として丸い柔らかい印象を与えるのに対して、被告意匠は全体的に直線的、平板な印象を与える点で両者は意匠を異にするので、被告意匠は本件意匠に類似しない。	
昭和61年(ネ)第61号判決	東京高	B-120
判決言渡	昭和62年3月26日	結論 控訴認容
控訴人	秋田 忠志	登録意匠 第363947号
被控訴人	市川プレス工業株式会社	物品 自動車用霜とり具 (C3-3)
原審番号	昭和59年(ヨ)第142号	適用条文 23条、24条
		掲載文献 取消判集(昭62) 判決速報(143)
判示事項	本件意匠とイ号意匠との対比においてみると、基本形状については、本件意匠登録出願前に公知であったと認められ、この点は特に看者の注意を惹くものでなく、右形状に意匠としての要部があるとは認め難く、要部は具体的形状にあるとし、この具体的形状に一致点が多く認められる両意匠は、看者に異なった美感を与えるものとは認められないから、イ号意匠は本件意匠に類似するものというべきである。	
昭和58年(ワ)第8093号判決	大阪地	B-121
昭和60年(ワ)第1294号判決		
判決言渡	昭和62年3月30日	結論 請求棄却
原告	ミヤケ商事株式会社 外1名	登録意匠 第611256号
被告	カースル産業株式会社	物品 小物掛け具 (D1-2)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(昭62) 判決速報(147)
判示事項	・フック部分の飾り模様の違いによりイ・ロ号意匠と本件意匠とは全体として生ずる美感を異にする事とされた事例。 ・新聞広告及び警告書はイ・ロ号意匠とは別の旧タイプを念願においたものであるから侵害する旨を陳述流布するものではないとされた事例。	

昭和61年(ワ)第5141号判決	大阪地	B-122
判決言渡	昭和62年8月26日	結論 請求認容
原告	株式会社友定建機	登録意匠 第650864号
被告	株式会社東海機械製作所 外1名	物品 モルタル注入器 (K1-0)
	適用条文 24条	
	掲載文献 判決速報(150) 判例集Ⅱ(昭62)	
判示事項 本件意匠と被告物件のモルタル注入器の意匠(以下イ号意匠という)との相違点は細部のものにすぎず、イ号意匠は本件意匠に類似するとされた事例。		
昭和57年(ワ)第467号判決	福岡地小倉支	B-123
判決言渡	昭和62年9月18日	結論 請求棄却(控訴)
原告	神前 一郎	登録意匠 第329962号
被告	株式会社三龍商会 外1名	第329963号 第329964号
	物品 かわら (L6-1)	
	適用条文 2条1項、3条2項 26条	
	掲載文献 判決速報(150)	
判示事項 ・被告が製造販売する瓦は本件意匠権を侵害しないとして原告の請求を斥けた事例。 ・本件意匠は表面裏面とも釘孔以外の模様も立体模様もない点で公知意匠にない斬新な特徴が存し、この点を本件意匠の要部とみるべきである。被告が製造販売する瓦には、その平坦部表面に三本の縦筋条の隆起線と一本の横筋条の隆起線があり、裏面に四箇の浅く刻設された矩形、隆起した引掛桟と二箇の水平突起とがあって、表面裏面とも顕著な模様性をなして、本件意匠とは全体として生じる美感を異にし、看者に別異の印象を与えるものというべきであり、両者は類似しない。		
昭和62年(ネ)第245号判決	大阪高	B-124
判決言渡	昭和62年10月29日	結論 控訴棄却(上告)
控訴人	株式会社ハウスビーエム	登録意匠 第615223号
被控訴人	株式会社イケダ 外4名	物品 剛性物質穴あけ用ドリル
原審番号	昭和60年(ワ)第6782号	(K1-4)
	適用条文 15条、64条	
	掲載文献 判決速報(163)	
判示事項 被控訴人(被告)等の行為は被控訴人Aの通常実施権に基づく適法なものであって、控訴人の本件意匠を侵害するものではないとした原審の判断が支持された事例。		
昭和61年(ワ)第11507号判決	大阪地	B-125
判決言渡	昭和63年1月19日	結論 請求棄却
原告	日綜産業株式会社	登録意匠 第492510号
被告	住金鋼材工業株式会社	第529395号 第451501号
	物品 鉄骨用吊り足場、 足場板、足場取付具 (L1-1)	
	適用条文 23条	
	掲載文献 取消判集(2) 判決速報(155)	
判示事項 吊り足場(以下本件製品という)、本件製品足場板部分及び本件製品足場取り付け具部分は、それぞれ本件意匠(イ)、(ロ)、(ハ)にいずれも類似しないとされた事例。		

昭和62年(ワ)第2550号判決	大阪地	B-126
判決言渡	昭和63年5月31日	結論 請求棄却(控訴)
原告	サンセイ工業株式会社	登録意匠 第670870号
被告	株式会社ヨシカワ	同号類似1号 物品 食品用蓋物 (C5-3)
	適用条文 23条	
	掲載文献 取消判集(4) 判決速報(158)	
判示事項 イ号ないしニ号意匠は本件登録意匠に類似しないとされた事例。またホ号ないしト号意匠はイ号ないしニ号意匠に比べると幾分スマートさを欠くくらいはあるが、やはり類似しないとされた事例。		
昭和60年(ワ)第2556号判決	名古屋地	B-127
判決言渡	昭和63年7月29日	結論 請求棄却(控訴)
原告	朝倉 勝一	登録意匠 第588148号
被告	松下電器産業株式会社 外1名	物品 保温着 (B1-0)
	適用条文 39条	
	掲載文献 取消判集(21)	
判示事項 右ズボン形状を前提とし、その上に展開される具体的意匠こそが物品を特徴づける要部というべきところ、前記のとおり、尻回りから裾部に至る足部の形状、足先部とその底面の形状、その収納の状態とこれに伴う裾部の形状、外表面の形状などの諸点において、本件意匠とイ号物件の意匠との間に顕著な相違点が認められ、これらは看者に対して異なった美感をもたらすに十分というべきであるから、結局、イ号物件の意匠は、本件意匠に類似しないと判断するのが相当である。		
昭和63年(オ)第128号判決	最高	B-128
判決言渡	昭和63年11月11日	結論 上告棄却
上告人	株式会社ハウスビーエム	登録意匠 第615223号
被上告人	株式会社イケダ 外4名	物品 剛性物質穴あけ用ドリル
原審番号	昭和62年(ネ)第245号	(K1-4)
	適用条文 15条、64条	
	掲載文献 判決速報(163)	
判示事項 被上告人(被控訴人、被告)の行為は被控訴人Aの通常実施権に基づく適法なものであって、控訴人の本件意匠を侵害するものではないとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認できその所論に違法はなく、論旨は原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、独自の見解に立つて原判決を論難するものであるとして上告理由が斥けられた事例。		
昭和59年(ワ)第6494号判決	大阪地	B-129
判決言渡	昭和63年12月22日	結論 請求棄却
原告	島野工業株式会社	登録意匠 第520455号
被告	ダイワ精工株式会社	同号類似1号 物品 釣ざお (K2-4)
	適用条文 24条	
	掲載文献 取消判集(7) 判決速報(165) 無体集20巻3号	
判示事項 被告意匠は本件意匠に類似するとは認められないとして請求が棄却された事例。		

昭和61年(ワ)第4125号判決	東京地	B-130
判決言渡	昭和63年12月23日	結 論 請求棄却(控訴)
原 告	日綜産業株式会社	登録意匠 第492510号
被 告	三伸機材株式会社	第529395号
		第451501号
		物 品 鉄骨用吊り足場、 足場板、足場取付具 (L1-1)
		適用条文 23条、37条
		掲載文献 取消判集(7) 判決速報(164)
判示事項	特に看者の注意を引く点を認定し、それによって意匠の類比を判断した事例。	
昭和59年(ワ)第7459号判決	大阪地	B-131
判決言渡	昭和63年12月27日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社浪花大源	登録意匠 第609567号
被 告	株式会社大商	同号類似1、2号
		物 品 包装用袋 (F4-4)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(7) 判決速報(165) 無体集20巻3号
判示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ロ号袋や意匠は本件意匠に類似するとはいえないとされた事例。 ・B号袋やA号箱それ自身が原告製品の商品表示としての周知性を確立していたとは到底認めがたいとされた事例。 	
昭和62年(ワ)第57号判決	新潟地三条支	B-132
判決言渡	平成1年1月17日	結 論 請求棄却
原 告	伊藤 勝通	登録意匠 第610483号
被 告	トーフ安全工業株式会社	同号類似1号
		物 品 バリケード用パイプ 支持脚 (L3-5)
		適用条文 24条、37条、39条
		掲載文献 取消判集(18)
判示事項	<p>以上の要部の比較検討をととして本件登録意匠Bとイ号物件とを対比してみると、(1)の要部は同様であるものの、その他の要部については、両脚体を折り畳んだときの状態、配設の態様において顕著な相違を示し、これら相違を含む形態を全体的に観察すると、看者に与える美感もまた異なるものといわざるをえず、結局両者は類似しないものである。</p>	
昭和63年(ネ)第1167号判決	大阪高	B-133
判決言渡	平成1年1月26日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	サンセイ工業株式会社	登録意匠 第670870号
被控訴人	株式会社ヨシカワ	同号類似1号
原審番号	昭和62年(ワ)第2550号	物 品 食品用蓋物 (C5-3)
		適用条文 23条
		掲載文献 取消判集(19)
判示事項	<p>原判決挙示の証拠によれば、原判決のいうとおり、本件登録意匠の構成A'は公知意匠の寄せ集めにすぎず本件登録意匠の要部には当たらないと認めるのが相当であり、控訴人が当審で提出した証拠によっても右の認定判断を左右することはできない。</p>	

昭和61年(ワ)第16156号判決	東京地	B-134
昭和61年(ワ)第16157号判決		
判決言渡	平成1年2月27日	結 論 請求棄却(控訴)
原 告	日綜産業株式会社	登録意匠 第492510号
被 告	住友軽金属工業株式会社 外1名	第529395号
		第451501号
		物 品 鉄骨用吊り足場、 足場板、足場取付具 (L1-1)
		適用条文 23条
		掲載文献 取消判集(7) 判決速報(166)
判示事項	特に看者の注意を引く点を認定して意匠の類否を判断した例。	
昭和61年(ワ)第7242号判決	東京地	B-135
判決言渡	平成1年3月10日	結 論 請求認容
原 告	株式会社川島織物	登録意匠 第626209号
被 告	株式会社サンゲツ	第606444号
		物 品 壁張地 (M1-1、M1-3)
		適用条文 23条、24条
		掲載文献 取消判集(7) 判決速報(167) 無体集21巻1号
判示事項	壁張地の意匠の類否を観察距離を考慮して判断した事例。	
昭和62年(ヨ)第36号判決	釧路地帯広支	B-136
判決言渡	平成1年3月27日	結 論 申請却下
債 権 者	和泉鉄工株式会社	登録意匠 第505044号
債 務 者	株式会社メロム機工	物 品 荷車 (G2-6)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(25)
判示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠という観点からいうならば、見るものの最も注意を引く部分、すなわち本件意匠の要部は、バケットの正面、背面及び両側面にあるとすることができる。 ・そうして右相違は、意匠の点で一般的需要者に混同を生じさせることはないほどに大きいというべきであるから、イ号物件の意匠は本件意匠に類似しているとはいえない。 	
平成元年(オ)第36号判決	最高	B-137
判決言渡	平成1年4月25日	結 論 上告棄却
上 告 人	日綜産業株式会社	登録意匠 第492510号
被上告人	住金鋼材工業株式会社	第529395号
原審番号	昭和63年(ネ)第142号	第451501号
		物 品 鉄骨用吊り足場、 足場板、足場取付具 (L1-1)
		適用条文 23条、37条
		掲載文献 判決速報(170)
判示事項	<p>本件製品(一)、(二)は本件(イ)意匠(鉄骨用吊り足場)、(ロ)意匠(足場板)、(ハ)意匠(足場取り付け具)の各意匠権を侵害しないとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認でき、その過程に所論の違法はなく、論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎないとして上告理由が斥けられた事例。</p>	

昭和63年(ネ)第452号判決	名古屋高	B-138
判決言渡	平成1年5月30日	結論 控訴棄却
控訴人	朝倉 勝一	登録意匠 第588148号
被控訴人	松下電器産業株式会社 外1名	物品 保温着 (B1-0)
原審番号	昭和60年(ワ)第2556号	適用条文 39条 掲載文献 取消判集(21)
判示事項 なお、物品の形状、模様及び色彩を要素とする意匠の性質上、当該物品の用途、機能そのものが意匠類否の判断の対象たり得ないことはいうまでもない。したがって、また、本件意匠に係る物品が、いかに実用新案上優れた用途、機能を有しているとしても、そのことが、本件意匠を意匠法上特別に保護すべき理由とはなり得ない。		
昭和62年(ワ)第8143号判決	大阪地	B-139
判決言渡	平成1年6月19日	結論 請求棄却
原告	サンセイ工業株式会社	登録意匠 第721534号
被告	スケーター株式会社	同号類似1号 物品 弁当箱 (C5-3)
		適用条文 23条、37条 掲載文献 取消判集(8) 判決速報(170) 無体集21巻2号
判示事項 本件意匠と被告意匠とは全体としてみる者に与える美感を異にし、類似しないものとされた事例。		
昭和63年(ワ)第2722号判決	大阪地	B-140
判決言渡	平成1年6月26日	結論 請求棄却
原告	サンセイ工業株式会社	登録意匠 第721534号
被告	岩崎工業株式会社	同号類似1号 物品 弁当箱 (C5-3)
		適用条文 23条、37条 掲載文献 取消判集(8) 判決速報(170)
判示事項 本件意匠と被告意匠とは全体としてみる者に与える美感を異にし、類似しないものとされた事例。		
昭和62年(ワ)第972号判決	京都地	B-141
判決言渡	平成1年7月20日	結論 請求認容(控訴)
原告	京阪コンクリート工業株式会社 外1名	登録意匠 第550811号
被告	轟工業株式会社 外1名	物品 側溝用ブロック (L2-4)
		適用条文 37条 掲載文献 取消判集(24)
判示事項 ・意匠法は、混同ないし混同のおそれを意匠権侵害の成立要件とするものではなく、類似する意匠の実施をもって意匠権侵害の成立要件とするものであり、物品の混同があっても、それが意匠の類似によるものでない場合には意匠権侵害は成立しないし、逆に物品の混同がなくても、必ずしも意匠の類似がないとは限らないのであるから、その物品を取り扱う需要者に現実に物品の混同が生ずること、もしくはそのおそれがあることをもって類否を決する基準とすることができない。 ・イ号意匠が、本件登録意匠の要部と共通であり、他に看者の注意を引く創作的部分がないことは前示のとおりであるから、イ号意匠は本件登録意匠に類似するものである。		

昭和63年(ワ)第2723号判決	大阪地	B-142
判決言渡	平成1年7月24日	結論 請求棄却
原告	サンセイ工業株式会社	登録意匠 第721534号
被告	パール金属株式会社	同号類似1号 物品 弁当箱 (C5-3)
		適用条文 23条、37条 掲載文献 取消判集(9) 判決速報(171)
判示事項 本件意匠と被告製品の意匠とは全体としてみる者に与える美感を異にし、類似するとはいえないとされた事例。		
平成元年(ネ)第862号判決	東京高	B-143
判決言渡	平成1年9月7日	結論 控訴棄却(上告)
控訴人	日綜産業株式会社	登録意匠 第492510号
被控訴人	住友軽金属株式会社 外1名	第529395号 第451501号
原審番号	昭和61年(ワ)第16156、 16157号	物品 鉄骨用吊り足場、 足場板、足場取付具 (L1-1)
		適用条文 23条 掲載文献 判決速報(173)
判示事項 本件登録意匠と被告製品とは、特に看者の注意を引きやすい部分において差異があるから両意匠は類似しないとした判決が支持された事例。		
昭和63年(ネ)第4130号判決	東京高	B-144
判決言渡	平成1年10月30日	結論 控訴棄却(上告)
控訴人	日綜産業株式会社	登録意匠 第492510号
被控訴人	三伸機材株式会社	第529395号 第451501号
原審番号	昭和61年(ワ)第4125号	物品 鉄骨用吊り足場、 足場板、足場取付具 (L1-1)
		適用条文 23条、37条 掲載文献 取消判集(12) 判決速報(174)
判示事項 特に看者の注意を引く部分(要部)に差異があるから全体的に観察した場合にも両意匠は類似しないとした判決が支持された事例。		
昭和63年(ヨ)第47号判決	新潟地三条支	B-145
判決言渡	平成1年11月17日	結論 申請却下
債権者	シンワ測定株式会社	登録意匠 第427469号
債務者	有限会社梅田計器製作所	物品 曲尺 (F2-3)
		適用条文 24条 掲載文献 取消判集(20)
判示事項 このような中央部の模様の相違を前提として、本件意匠及びロ号製品を全体的に観察すると、右三角状の突起部の数、大きさ等からして、右相違をもって微差に過ぎないということではできず、色彩の類似にもかかわらず、本件意匠とロ号製品とでは、看者に与える美感も異なるものというべきである。		
昭和62年(ヨ)第527号判決	神戸地	B-146
判決言渡	平成1年12月12日	結論 申請却下(抗告)
債権者	岩宮 利政	登録意匠 第709364号
債務者	日工ゲート株式会社	物品 水門扉 (L2-1)
		適用条文 15条3項、37条 掲載文献 無体集21巻3号
判示事項 債権者の本件意匠は、いわゆる職務意匠に該当するといわねばならないから、債務者は、意匠法15条1項、特許法35条1項により、本件意匠につき通常実施権を取得したことが明らかである。		

昭和60年(ヨ)第68号判決	山口地下関支	B-147
判決言渡	平成1年12月25日	結論 申請却下
原告	株式会社ニッセツ	登録意匠 第523803号
被告	富士眼鏡店こと熊本裕継 外4名	第479677号 同号類似1~11号
		物品 視力測定車 (G2-2)
		適用条文 37条
		掲載文献 取消判集(25)
判示事項		
<p>車輛内部の形状は、あくまで特有の車輛外部とあいまって要部とされるにすぎないことは、乙意匠が、内部の形状は甲意匠と全く同一であるのに、外部の形状が異なるだけで別個の意匠権として登録されており、車内のレイアウトも類似しているとはいえないにも拘わらず、特異な外形の車輛と一体をなすことから、多種の内部の配置方法が類似意匠として登録されていることから明らかである。</p>		
昭和60年(ワ)第136号判決	山口地下関支	B-148
判決言渡	平成1年12月25日	結論 請求棄却
原告	株式会社ニッセツ	登録意匠 第523803号
被告	富士眼鏡店こと熊本裕継 外4名	第479677号 同号類似1~11号
		物品 視力測定車 (G2-2)
		適用条文 37条
		掲載文献 取消判集(24)
判示事項		
<p>車輛内部の形状は、あくまで特有の車輛外部とあいまって要部とされるにすぎないことは、乙意匠が、内部の形状は甲意匠と全く同一であるのに、外部の形状が異なるだけで別個の意匠権として登録されており、車内のレイアウトも類似しているとはいえないにも拘わらず、特異な外形の車輛と一体をなすことから、多種の内部の配置方法が類似意匠として登録されていることから明らかである。</p>		
昭和61年(ワ)第33号判決	大津地	B-149
判決言渡	平成2年1月22日	結論 請求棄却
原告	岩崎産業株式会社	登録意匠 第405201号
被告	有限会社美肩	同号類似1号
		物品 肩当パット製造用ニードルパンチングマシン (K5-2)
		適用条文 26条、37条
		掲載文献 取消判集(25)
判示事項		
<p>・現状を含む通常時においてはイ号装置の意匠はロ号意匠のみということができ、本件登録意匠とロ号意匠とが非類似であることは当事者間に争いが無いのであるから、被告の使用しているイ号装置の意匠(ロ号意匠)は本件登録意匠を侵害していないことになる。</p> <p>・意匠の利用とは、ある意匠が、その構成要素中に他の登録意匠又はこれと類似の意匠の全部を、その特徴を破壊すること無く、他の構成要素と区別できる態様において包含し、この部分と他の構成要素との結合により全体としては他の登録意匠とは非類似の一個の意匠をなしているが、この意匠を実施すると必然的に他の登録意匠を実施する関係にある場合をいうものと解するのが相当である。</p>		

昭和60年(ワ)第2348号判決	大阪地	B-150
判決言渡	平成2年1月25日	結論 請求棄却
原告	日本機電株式会社	登録意匠 第483153号
被告	カワモリ産業株式会社	物品 仮設足場板受金物 (L1-1)
		適用条文 24条
		掲載文献 判決速報(177) 判例集Ⅲ(平2)
判示事項		
<p>実用新案権等を有する原告が、訴外A社にその実用新案権等に係る物品の製造を委託していたところ、A社が当該物品を被告会社に横流しして、被告会社がこれを販売した違法があると損害賠償を請求したが、この請求が棄却された事例。</p>		
昭和63年(ワ)第277号判決	奈良地	B-151
判決言渡	平成2年1月31日	結論 請求棄却
原告	サンセイ工業株式会社	登録意匠 第670870号
被告	大栄化成株式会社	同号類似1号
		物品 食品用蓋物 (C5-3)
		適用条文 37条
		掲載文献 取消判集(25)
判示事項		
<p>本件登録意匠とイ号意匠・ロ号意匠とは、要部に関する蓋体の不透明縁の幅及び引掛具の取付位置について、前記のとおり相違があり、全体としてみると、看者に与える美感を異にするというべきであるから、イ号意匠・ロ号意匠が本件登録意匠に類似するということとはできない。</p>		
平成元年(ヨ)第71号判決	岐阜地	B-152
平成元年(ヨ)第144号判決		
判決言渡	平成2年2月15日	結論 申請却下
債権者	株式会社伸和	登録意匠 第762611号
債務者	三豊化学株式会社 外1名	物品 アイスボックス (C5-3)
		適用条文 37条
		掲載文献 取消判集(38)
判示事項		
<p>・容器本体と蓋体を網目状に形成したという点以外の構成要件は、いずれも極めてありふれた構成にすぎず、…</p> <p>・主として網目状に形成したか否かの相違により、本件登録意匠は軽快で涼しげな印象を与えるものであるのに対し、イ号意匠は全体が平板であり、陳腐な印象を与えるものであるから、両意匠は、美感を異にするといわざるを得ない。</p>		
平成元年(オ)第1720号判決	最高	B-153
判決言渡	平成2年2月23日	結論 上告棄却
上告人	日綜産業株式会社	登録意匠 第492510号
被上告人	住友軽金属株式会社	第529395号
原審番号	平成元年(ネ)第862号	第451501号
		物品 鉄骨用吊り足場、 足場板、足場取付具 (L1-1)
		適用条文 37条
		掲載文献 判決速報(179)
判示事項		
<p>原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきょう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎないとして、上告理由が斥けられた事例。</p>		

昭和63年(ワ)第2485号判決	大阪地	B-154
判決言渡	平成2年3月6日	結 論 請求棄却
原 告	積水化学工業株式会社	登録意匠 第443455号
被 告	大和スレート株式会社	同号類似1～3号
	物 品	かわら (L6-1)
	適用条文	23条、24条
	掲載文献	取消判集(15) 判決速報(179)
判示事項	かわらの意匠の類否を、波形の形状を考慮して判断し、イ号意匠は本件意匠に類似しないとされた事例。	
昭和61年(ワ)第2521号判決	横浜地	B-155
判決言渡	平成2年3月28日	結 論 請求棄却(控訴)
原 告	小山 四郎	登録意匠 第328069号
被 告	宮田工業株式会社	物 品 自転車用幼児乗せ荷台 (G2-4)
	適用条文	9条4項、39条
	掲載文献	取消判集(39)
判示事項	原告は、被告の本件出願により、本件意匠について意匠登録を受ける権利を侵害されたとはいえず、また、原告は、本件意匠について意匠登録をしたものではないから、本件意匠についてその実施をする権利を有しないものである。	
昭和63年(ワ)第2187号判決	京都地	B-156
判決言渡	平成2年3月28日	結 論 一部認容
原 告	株式会社田島製作所	登録意匠 第572761号
被 告	外2名	物 品 下げ振り用糸巻 (J1-1)
	適用条文	24条
	掲載文献	取消判集(39) 判決速報(189)
判示事項	本件考案(下げ振り/実公昭63-19764)と被告物件Aの構成を比較して、その相違点は格別なものではないとしても、均等の主張を認めずに、仮保護の権利の主張をしりぞげ、本件登録意匠と被告物件Bの意匠を比較して、本件物件Bの意匠は、本件登録意匠の要部全部を備えており、その相違点は意匠の要部からすると微差にすぎないものとして、意匠権に基づく請求を認めた事例。	
平成2年(オ)第187号判決	最高	B-157
判決言渡	平成2年4月20日	結 論 上告棄却
上 告 人	日綜産業株式会社	登録意匠 第492510号
被 上 告 人	三伸機材株式会社	第529395号
原審番号	昭和63年(ネ)第4130号	第451501号
	物 品	鉄骨用吊り足場、足場板、足場取付具 (L1-1)
	適用条文	37条
	掲載文献	判決速報(181)
判示事項	原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎないとして、上告理由が斥けられた事例。	
昭和63年(ワ)第29号判決	金沢地	B-158
判決言渡	平成2年4月26日	結 論 請求棄却(控訴)
原 告	朝日スチール株式会社	登録意匠 第665223号
被 告	株式会社日本パーツセンター	物 品 フェンス (L3-5)
	適用条文	37条、22条
	掲載文献	取消判集(39) 判決速報(181)
判示事項	被告製品は本件登録意匠と明らかに美観を異にするから意匠権を侵害するものとは認められないとされた事例。	

平成元年(ヨ)第50号判決	新潟地新発田支	B-159
判決言渡	平成2年5月18日	結 論 請求認容
債 権 者	株式会社内山大鍛冶屋	登録意匠 第527706号
債 務 者	外1名	物 品 稲架器 (K3-1)
	適用条文	37条
	掲載文献	取消判集(39)
判示事項	両者は物品の基本構造をなすア及びエの点において同一であり、イすなわち枢結金具の構造、ウすなわち脚杆刺し込み部の形態及びオすなわち鉤部の形態の三点において相違するけれども、これらの相違点はいずれもその程度が小さく全体的総合的に観察すれば見るものをして同一の美感を与えるものと認めるのが相当である。	
平成元年(ヨ)第1244号判決	大阪地	B-160
判決言渡	平成2年5月23日	結 論 申請却下
債 権 者	株式会社ターキー	登録意匠 第750739号
債 務 者	エーワンプロダクツこと 一尾 朗 外1名	物 品 首輪 (E0-1)
	適用条文	37条
	掲載文献	取消判集(39)
判示事項	<ul style="list-style-type: none"> 前記公知意匠に照らすと、右分説した本件意匠の構成(基本的構成)は、公知であったと認められる。 イ号意匠は、基本的構成においては、本件意匠と共通であるが、ベルトの織目は、全体が通常の綾織目(細目)で、本件意匠のような複合組目になっていない。 イ号意匠は、本件意匠と要部を共通にするとはいえず、本件意匠に類似するとは認められない。 	
平成元年(ネ)第1517号判決	大阪高	B-161
判決言渡	平成2年5月23日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	轟工業株式会社 外1名	登録意匠 第550811号
被控訴人	京阪コンクリート工業株式会社 外1名	物 品 側溝用ブロック (L2-4)
原審番号	昭和62年(ワ)第972号	適用条文 37条
		掲載文献 取消判集(39)
判示事項	原判決の理由説示記載のとおり、一般的に意匠が類似していれば混同のおそれがあり、したがって混同するのは意匠が類似していることから生ずる結果であるといえるものの、物品の混同があってもそれが意匠の類似によるものではない場合もあり得るから、混同或いはその可能性の有無を類比判断の基準とするのは相当といえず、控訴人らの右主張を採用することはできない。	
昭和60年(ワ)第9663号判決	大阪地	B-162
判決言渡	平成2年5月31日	結 論 一部認容
原 告	ジーエヌツール株式会社	登録意匠 第587404号
被 告	株式会社日研工作所	同号類似1、2号
	物 品	リーマ (K1-4)
	適用条文	23条、24条
	掲載文献	取消判集(17) 判決速報(182)
判示事項	被告のイ号ないしニ号意匠のうち、ハ号意匠は本件意匠に類似するとされた事例。	

平成2年(ワ)第11号判決	福井地教賀支	B-163
判決言渡	平成2年8月9日	結論 一部認容
原告	梅津 康德	登録意匠 第592162号
被告	株式会社シシダ	同号類似1号
	物品	包装用吊り下げ台紙 (F4-3)
	適用条文	37条
	掲載文献	取消判集(40)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・イ号甲意匠は、裏面膨出部においても本件意匠と大きな差異はないから、全体的に観察して、本件意匠と共通の印象を与え、混同が生じることを避けられない。 ・イ号乙意匠の正面は、本件意匠と比べて次の三点で相違があり、…、両者が類似していることは認めることができない。 		
平成元年(ラ)第590号判決	大阪高	B-164
判決言渡	平成2年9月13日	結論 抗告棄却
抗告人	岩宮 利政	登録意匠 第709364号
相手方	日工ゲート株式会社	物品 水門扉 (L2-1)
原審番号	昭和63年(ヨ)第527号	適用条文 15条3項、37条
		掲載文献 無体集22巻3号
判示事項		
原決定は相当であって、本件抗告は理由がないからこれを棄却する。		
平成2年(ヨ)第23号判決	浦和地川越支	B-165
判決言渡	平成2年9月20日	結論 申請認容
債権者	矢口建材加工株式会社	登録意匠 第727684号
	外2名	同号類似1号
債務者	ロット・エンジニアリング株式会社	物品 建築用組立鉄筋材 (L6-1)
	適用条文	24条、37条
	掲載文献	取消判集(46)
判示事項		
両意匠を全体として観察した場合に異なる美感を生じさせるとはいえず、両者は類似するものといわなければならない。		
昭和63年(ワ)第10号判決	岐阜地	B-166
判決言渡	平成2年12月3日	結論 請求認容(控訴)
原告	鈴木工業株式会社	登録意匠 第609595号
被告	秋山鉄工建設株式会社	同号類似1～6号
	物品	コンクリート型枠間隔保持具 (L1-3)
	適用条文	37条、39条
	掲載文献	取消判集(40)
判示事項		
…両意匠は要部において共通するといえるし、更に、両意匠を全体的に観察した場合についても、間隔保持具全長にわたって表れる突条により凹凸のある頑健な印象を受ける点でも軌を一にしており、これらを総合するとイ号意匠は需要者をして本件登録意匠と混同を生ぜしめるおそれがあると認められる。		
平成元年(ワ)第7657号判決	大阪地	B-167
判決言渡	平成2年12月20日	結論 請求棄却
原告	草竹 杉晃	登録意匠 第583814号
被告	植平コンクリート工業株式会社 外2名	第577184号
	物品	マンホール側壁ブロック、地中弁室用側壁ブロック (L2-4)
	適用条文	24条、37条
	掲載文献	判決速報(188) 判例集Ⅲ(平2)
判示事項		
仮に、被告植平においてかつて原告の意匠権等を侵害したことがあるのが事実であるとしても、現時点において被告らがイ、ロ号物件を製造販売しているとは認め難く、今後その恐れがあるとも断定できない。		

平成元年(ヨ)第40号判決	新潟地三条支	B-168
判決言渡	平成2年12月27日	結論 申請棄却
債権者	梅田 勝	登録意匠 第586514号
債務者	シンワ測定株式会社	物品 内法測定定規 (J1-1)
	適用条文	24条、37条
	掲載文献	取消判集(46)
判示事項		
両者においては、基尺体及びスライド尺体の形状において顕著な相違を示しており、これらの諸点に測定部の目盛板及びストッパー部の各形状の相違や前記の本件登録意匠の出願前から存在していた内法測定定規の形態等をも総合勘案し、両者を全体的に観察すると、本件登録意匠と債務者製品の意匠とでは看者に与える美感を異にするものといわざるをえず、両者は類似しないものというべきである。		
昭和63年(ワ)第17513号判決	東京地	B-169
判決言渡	平成3年3月11日	結論 請求棄却
原告	株式会社ノバ	登録意匠 第717528号
被告	岩沢産業株式会社 外1名	物品 汗取バンド (B2-5)
	適用条文	29条、37条
	掲載文献	取消判集(22) 判決速報(191)
判示事項		
被告は、本件意匠を知らないで、自ら被告製品の意匠を創作をし、又は被告製品の意匠の創作をした者から知得して、被告製品の意匠の実施である事業又はその事業の準備をしていたものであるから、本件意匠権について通常実施権を有する、とされた事例。		
昭和53年(ワ)第23号判決	長野地松本支	B-170
判決言渡	平成3年3月26日	結論 請求棄却(控訴)
原告	エヌ・ヴェー・フィリップス・グリユイランペンファブリーケン	登録意匠 第468987号 第410219号 同号類似1号
被告	泉精密工業株式会社	物品 電気かみそり用カッター 電気かみそり (B7-2)
	適用条文	37条、39条
	掲載文献	取消判集(37)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・甲意匠権の登録を無効とする旨の審決が確定したことは、乙三八ないし四二により認められるから、甲意匠権は遡って無効とされるのであり、原告の甲意匠権に基づく差止等請求及び損害賠償請求はいずれも理由がない。 ・乙・丙意匠とB・C意匠の具体的構成態様には右のような相違があり、特に本体把持部の立体造形としての全体的な印象(右(一)、(三))、視覚上強く印象づけられる縁取部の形態(右(二))、シェーパユニット部の角度(右(五))といった電気かみそり器の意匠創作の主要部にかかる諸点において、顕著な相違を認めざるを得ない。 		

平成2年(ネ)第1335号判決	東京高	B-171
判決言渡	平成3年3月27日	結論 控訴棄却(上告)
控訴人	小山 四郎	登録意匠 第328069号
被控訴人	宮田工業株式会社	物品 自転車用幼児乗せ荷台
原審番号	昭和61年(ワ)第2521号	(G2-4)
	適用条文	9条4項
	掲載文献	取消判集(23) 判決速報(191)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・被控訴人の新製品発表及び冒認出願による意匠登録により損害を受けたとしてその賠償を求めた請求が棄却された事例。 ・控訴人に最も有利な仮定をしたとしても、控訴人は、本件発表会当時、本件意匠に係る作品を被控訴人が発表したことを知っており、昭和47年に被控訴人を告訴したところには、加害者を知り、前訴の継続中である昭和51年6月21日頃には損害を知ったものと解するのが相当であり、それから3年を経過した後に本訴が提起されたものであるから、本件発表会における本件意匠の発表に基づく損害賠償請求権は時効により消滅したものである。また、仮に、被控訴人が本件意匠登録出願をしたため、控訴人において何らかの損害を被ったとしても、冒認出願に基づく損害賠償請求権も時効により消滅したものである。 		
平成2年(ワ)第58号判決	浦和地川越支	B-172
判決言渡	平成3年4月5日	結論 請求認容
原告	矢口建材加工株式会社	登録意匠 第727684号
	外2名	同号類似1号
被告	ロット・エンジニアリング株式会社	物品 建築用組立鉄筋材
		(L6-1)
	適用条文	37条
	掲載文献	取消判集(46)
判示事項		
被告は、本件意匠及び本件類似意匠について公知意匠が存在するとして、乙第一ないし第十九号証の各印刷物を書証として提出したが、これによって、本件意匠及び本件類似意匠の範囲を意匠公報に図示されている具体的形状に限定すべき公知意匠の存在を認めることができない。		
昭和61年(ワ)第49号判決	山口地下関支	B-173
判決言渡	平成3年6月24日	結論 請求棄却(控訴)
原告	株式会社ニッセツ	登録意匠 第523803号
被告	有限会社メガネの美幸	第479677号
	外1名	同号類似1~11号
	物品	視力測定車
		(G2-2)
	適用条文	24条、37条、39条
	掲載文献	取消判集(42)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・意匠権の場合には、その意匠に係る物品についての当該意匠全体から受ける美感が問題とされるもので、新品種の商品であるからといって、ただちにその有する機能に意匠としての要部があるとはできない。 ・両者の対比に際しては、その他の相違点すなわち、車輛の外部における両側面の窓、扉の形状、運転席の横側の形状並びに前面のヘッドライト及びフロントグリルの形状を無視できないというべきである。そして、この見地からあらためて両者を全体的に観察すると、両意匠は看者に与える美感を異にするものと認めるのを相当とする。 		

昭和62年(ワ)第1463号判決	大阪地	B-174
判決言渡	平成3年6月28日	結論 請求棄却
原告	株式会社アドビック	登録意匠 第648332号
	外1名	第648347号
被告	トーフ安全工業株式会社	物品 警告灯
		(J6-4)
	適用条文	24条
	掲載文献	取消判集(26) 判決速報(195)
判示事項		
原告の、意匠権及び不正競争防止法に基づく損害賠償等の請求がいずれも棄却された事例。		
平成2年(ネ)第76号判決	名古屋高金沢支	B-175
判決言渡	平成3年7月10日	結論 控訴棄却
控訴人	朝日スチール株式会社	登録意匠 第665223号
被控訴人	株式会社日本パーツセンター	物品 フェンス
		(L3-5)
原審番号	昭和63年(ワ)第29号	適用条文 22条、37条
		掲載文献 取消判集(42) 判決速報(196)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・被告製品は本件登録意匠と明らかに美観を異にするとした判決が支持された事例。 ・全体観察といっても、物品の全体を均一に観察したり、全体観察の印象を常に要部観察の印象に優越させたりするわけではなく、結局は、取引上、物品の形態、用途からみて特に目につきやすい部分ないしは注意を強く引く部分の意匠には重点を置き、取引環境に応じ、類似するかどうかの総合判断をすべきものである。 		
平成元年(ワ)第320号判決	旭川地	B-176
判決言渡	平成3年7月30日	結論 請求棄却
原告	和泉鉄工株式会社	登録意匠 第505044号
被告	株式会社メムロ機工	物品 荷車
		(G2-6)
	適用条文	24条、37条、39条
	掲載文献	取消判集(42)
判示事項		
本件意匠の要部は、バケット外郭の正面及び背面にそれぞれ等間隔に配された縦横のリブによって形成されている格子模様にあると言ふべきところ、当事者間に争いのないイ号、ロ号意匠の構成は前述のとおりで、両意匠の外郭の正面及び背面のリブはすべて縦方向で横のリブはなく、等間隔に配された縦のリブによって縦縞模様が形成されているのであるから、本件意匠の要部との間に共通性はない。		
昭和61年(ワ)第104号判決	津地四日市支	B-177
昭和62年(ワ)第55号判決		
昭和62年(ワ)第6号判決		
判決言渡	平成3年8月23日	結論 一部認容(控訴)
原告	石田鉄工株式会社	登録意匠 第644902号
被告	三山工業株式会社	同号類似1~3号、 第644904号 第644905号
		物品 マンホール足場金具
		(L2-4)
	適用条文	37条
	掲載文献	取消判集(44)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・右反射板が足場金具の中で意匠的に重要な意味を持ち、本件登録意匠の要部を形成するとは認められない。 ・被告らは、原告に対する虚偽の権利主張を伴う営業誹謗行為を行ったのであるから、原告らが営業上の利益を害されるおそれのあることが認められる。 ・これらの特殊な事情に照らすと、被告らが、原告が自分らの製品を模倣して製品を製造販売したと考えたとしても本件においては直ちに不合理な判断ともいえず、その判断に過失があったとまではいいきれない。 		

昭和62年(ネ)第619号判決	福岡高	B-178
判決言渡	平成3年9月11日	結論 控訴棄却(上告)
控訴人	神前 一郎	登録意匠 第329962号
被控訴人	株式会社三龍商会 外1名	第329963号 第329964号
原審番号	昭和57年(ワ)第467号	物品 かわら (L6-1)
		適用条文 2条1項、 3条2項、26条
		掲載文献 判例法16
判示事項	平S形かわらは、表面裏面に模様を付けたものが広く知られているところ、A意匠は表面裏面とも釘孔以外の模様も立体模様もない点で公知意匠には見られない斬新な特徴が存するものと認められ、これに、A意匠におけるかわらの表面裏面の占める面積の大きさ及び通常の使用状態においてはかわらの表面が最も看者に注目される部分であることを考慮すると、被控訴人ら主張のように表面裏面とも釘孔以外の模様も立体模様もない点をA意匠の要部とみるべきである。	
昭和63年(ワ)第379号判決	岐阜地	B-179
判決言渡	平成3年11月27日	結論 請求棄却(控訴)
原告	藤沢 光男	登録意匠 第729989号
被告	有限会社エイライン 外20名	同号類似7号
		物品 繊維テープ溶断ロール (K5-2)
		適用条文 24条、37条
		掲載文献 取消判集(42) 取消判集(44)
判示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本件意匠権は、意匠法3条2項により、無効原因があるものといわなければならない。 ・このような無効原因を含む意匠権の効力については、意匠権が権利として成立している以上、無内容のものとして扱うことはできないが、意匠権保護の目的に照らすと、その範囲は、意匠公報に記載された字義どおりに限定して権利が付与されたものと解するのが相当である。 	
平成元年(ヨ)第853号判決	横浜地	B-180
判決言渡	平成3年12月25日	結論 申請却下(抗告)
債権者	株式会社レオナード 外1名	登録意匠 第761059号
債務者	株式会社アローエンター プライズ	物品 自動車用ホイール (G2-2)
		適用条文 37条
		掲載文献 判決速報(220)
判示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者のイ号意匠は、本件意匠に類似していると認めることはできないとされた事例。 ・自動車ホイールは、その機能からして全く新規な意匠の考案は行いにくい物品であり、比較的小さい構成の差異であっても類似性判断に否定的影響を及ぼしやすい物品であるということができ、また、本件意匠の要部は、個別にその特徴を捉えれば、公知意匠にも認めることができるものであることを併せ考えると、本件意匠とイ号意匠のスポーク本体及びリブ等の構成ないし美感の相違は、両者を全体として対比した場合にも看過し得ないところがあるというべきであり、したがって、イ号意匠が本件意匠に類似していると認めることはできない。 	

昭和62年(ワ)第2651号判決	横浜地	B-181
判決言渡	平成4年1月23日	結論 請求棄却
原告	元旦ビューティー工業 株式会社 外2名	登録意匠 第604091号
被告	株式会社カナメ	物品 建築用板材 (L6-1)
		適用条文 37条、39条
		掲載文献 取消判集(44)
判示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・後記のとおり係合部および係止部が要部であると認められる本件においては、概括的態様そのものは本件登録意匠の要部とならないものというべきである。 ・イ号意匠は本件登録意匠に類似しているとは認められない。 	
昭和63年(ワ)第3032号判決	大阪地	B-182
判決言渡	平成4年1月30日	結論 請求棄却(控訴)
原告	井関農機株式会社 外1名	登録意匠 第374395号
被告	橋本製袋こと橋本清文 外1名	物品 包装用袋 (F4-4)
		適用条文 37条、39条
		掲載文献 取消判集(30) 判決速報(201) 知的裁集24巻1号
判示事項	右構成C及びfは、使用時、流通時においてもっとも看者、取扱者の注意を引く重要部分である、袋本体の開口部及び底部の形状であり、正面及び背面の上辺及び下辺部に表れる模様であるから、被告意匠と本件意匠とは美感を異にするというべきである。従って、両者が類似するとはいえない。	
昭和63年(ヨ)第2048号判決	大阪地	B-183
判決言渡	平成4年1月30日	結論 申請却下
		登録意匠 第374395号
		物品 包装用袋 (F4-4)
		適用条文 23条
		掲載文献 判例集II(平4)
判示事項	本件意匠権は昭和63年10月存続期間経過により消滅済みであり、債権者主張のその余の被保全権利に関する当裁判所の判断の詳細は、平成4年1月30日に言渡した昭和63年(ワ)第3032号初袋製造販売差止等請求事件(本案訴訟事件)判決に記載のとおりである。	
昭和63年(ワ)第267号判決	浦和地	B-184
判決言渡	平成4年2月10日	結論 請求棄却
原告	株式会社好光人形店	登録意匠 第633258号
被告	有限会社田口人形店 外1名	物品 ひな人形 (C2-1)
		適用条文 29条
		掲載文献 取消判集(43)
判示事項	右事実によれば、被告田口人形店は、本件意匠が登録された昭和59年6月12日以前から被告製品を製造、販売しているのであり、その後においても被告製品の意匠を使用するについてこれが本件意匠に触れることについては善意であったと推認できるから、被告製品の意匠については、意匠法第29条に基づき、通常実施権を有するというべきである。	

昭和58年(ワ)第100号判決(第一の一事件)	B-185
昭和58年(ワ)第439号判決(第一の二事件)	
昭和58年(ワ)第441号判決(第一の三事件)	
昭和58年(ワ)第191号判決(第二の一事件)	
昭和58年(ワ)第192号判決(第二の二事件)	
昭和58年(ワ)第440号判決(第三事件)	
昭和58年(ワ)第444号判決(第四事件)	
昭和58年(ワ)第755号判決(第五事件)	
昭和59年(ワ)第630号判決(第六事件)	
昭和59年(ワ)第1019号判決(第七事件)	
昭和62年(ワ)第94号判決(第八事件)	
昭和62年(ワ)第1162号判決(第九事件)	
福岡地小倉支	
判決言渡 平成4年4月21日	結 論 請求棄却
原 告 神前 一郎	登録意匠 第329962号
被 告 有限会社日進セメント工業所	第329963号
外50名	第329964号
	物 品 かわら
	(L6-1)
	適用条文 24条、39条
	掲載文献 取消判集(47)
判示事項	
本件において、右利用関係についてみるに、本件登録意匠と被告ら製品の意匠とは、それぞれ基礎的形状及び付加的形状においては類似しているが、本件登録意匠は、いずれもその表面裏面における無模様を要部とする意匠であるのに対し、被告ら製品の意匠は、いずれも、その表面裏面における顕著な模様性を要部とする意匠であることは、前記三、五でみたとおりであるから、被告ら製品の意匠は、それぞれ本件登録意匠の要部を包含しているものとは認められないし、被告ら製品の意匠は、本件登録意匠の構成要素の一部(前記基礎的形状及び付加的形状)を自己の構成要素としているにすぎず、その他の構成要素(表面裏面の模様性)を変更しているから、結局、被告ら製品の意匠と本件登録意匠の間には、いずれも利用関係は成立しないものというべきである。	
昭和59年(ワ)第78号判決 奈良地葛城支	B-186
判決言渡 平成4年5月20日	結 論 請求棄却
原 告 石井 嘉信	登録意匠 第390616号
被 告 株式会社タカトリ	物 品 くつ下仕上用型板
外3名	(K5-2)
	適用条文 24条、39条2項
	掲載文献 取消判集(44)
判示事項	
・他方、差異点である前記(一)(3)の諸点は、比較的細かな特徴点であるが、それぞれこの種の物品の意匠においては看者が注目すべき点であり、要部と考えられる。 ・本件意匠とイ号意匠とが類似するとは認められない。	
昭和63年(ワ)第2874号判決 東京地	B-187
判決言渡 平成4年6月15日	結 論 請求棄却(控訴)
原 告 リチャード・カルーン	登録意匠 第655612号
被 告 瀧川株式会社	物 品 ヘアカーラー用クリップ
	(B7-3)
	適用条文 37条
	掲載文献 取消判集(28)
	判決速報(206)
	知的裁集26巻2号
判示事項	
被告意匠(1)～(6)(ヘア・カーラー用クリップ)が、原告の意匠権を侵害するという主張、及び被告装置(1)～(3)(毛髪用カーラー)が原告の特許権を侵害するという主張が、いずれも、斥けられた事例。	

平成2年(ワ)第137号判決 松山地西条支	B-188
判決言渡 平成4年6月24日	結 論 一部認容
原 告 大山 正憲	登録意匠 第763377号
被 告 有限会社高知清雲堂	第763378号
	第769560号
	第616610号
	物 品 墓石
	(C7-1)
	適用条文 3条1項1号、3号、24条、39条
	掲載文献 取消判集(44)
判示事項	
・本件各登録意匠には、いずれも、新規性を認めることができ、他に右認定を覆すに足りる証拠はない。 ・本件各登録意匠と(イ)号ないし(ホ)号各意匠は、重要部分においてその具体的構成態様が同一であり、一般の需要者が両者を混同するおそれがあると認められるから、両者の間には、類似性が認められる。	
昭和63年(ワ)第12147号判決 東京地	B-189
判決言渡 平成4年7月24日	結 論 請求棄却
原 告 ベーベージェス・クラフト	登録意匠 第736655号
ファールツオイグテクニク・アクチエンゲゼルシヤフト	物 品 自動車用ホイール
被 告 株式会社レイズ	(G2-9)
	適用条文 24条、38条
	掲載文献 取消判集(28)
	判決速報(207)
判示事項	
本件意匠の無効審決が確定したので、原告の本訴請求は理由がないとされた事例。	
平成4年(ラ)第19号判決 東京高	B-190
判決言渡 平成4年9月8日	結 論 一部認容
抗 告 人 株式会社レオナード	登録意匠 第761059号
外1名	物 品 自動車用ホイール
相手方 株式会社ワーク	(G2-9)
原審番号 平成元年(ヨ)第932号	適用条文 24条、37条
	掲載文献 取消判集(30)
	知的裁集24巻3号
判示事項	
・本件意匠及びイ号・ロ号意匠において、需要者の最も注意を惹く部分は、ホイールの正面に現れる形状のうち、特にディスク部の正面側の、中央部分を除いた部分の形状にあると認めるのが相当である。 ・イ号意匠は本件意匠と類似せず、ロ号意匠は本件意匠と類似する。	
平成3年(ネ)第1233号判決 東京高	B-191
判決言渡 平成4年9月9日	結 論 控訴棄却
控 訴 人 エヌ・ヴェー・フィリップス・グリユイランペン	登録意匠 第410219号
ファブリーケン	物 品 電気かみそり
被控訴人 株式会社泉精器製作所	(B7-2)
原審番号 昭和53年(ワ)第23号	適用条文 37条
	掲載文献 取消判集(30)
	判決速報(209)
判示事項	
・電気かみそり器の意匠が本件意匠及びその類似意匠の類似範囲に属さないとした判決が支持された事例。 ・認定事実によると、電気かみそり器の形態において、見る人の目を最も強く引くと認められる本体把持部とシェーバーユニット部の構成において、全体として野性的な奔放性を印象づけるような構成としているイ号意匠と、全体として端正な調和性を印象づける本件意匠は、前示本体の基本的構成態様を共通する意匠の中において、見る人に別異の印象を与えるものとなっていることが認められる。	

平成3年(オ)第1936号判決	最高	B-192
判決言渡	平成4年9月22日	結論 上告棄却
上告人	神前 一郎	登録意匠 第329962号
被上告人	株式会社三龍商会 外1名	第329963号 第329964号
原審番号	昭和62年(ネ)第619号	物品 かわら (L6-1)
		適用条文 2条1項、 3条2項、26条
		掲載文献 取消判集(31) 判決速報(209)
判示事項		
所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認でき、その過程に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものに過ぎず、採用することができない、として、上告理由が退けられた事例。		
平成4年(ラ)第17号判決	東京高	B-193
判決言渡	平成4年9月24日	結論 抗告棄却(抗告)
抗告人	株式会社レオナード 外1名	登録意匠 第761059号
相手方	株式会社アローエンター プライズ	物品 自動車用ホイール (G2-9)
原審番号	平成元年(ヨ)第853号	適用条文 37条
		掲載文献 判決速報(219)
判示事項		
・イ号意匠は本件意匠に類似しないとした決定が支持された事例。 ・ホイールの意匠である本件意匠を検討する上においては、ディスク部及びリム部の表側の部分の意匠がかなり周知ないし公知の部分を含んでいても、意匠の類否判断には、これらの部分を含めたディスク部及びリム部の全体として意匠的まとまりが重要であって、その部分が意匠の要部から除かれるべきものでないというべきである。本件意匠とイ号意匠とは、基本的構成態様においてツーピース型、ワンピース型の差異、具体的構成において合弁花状のやや太めのスポークに対し離弁花状のやや細めのスポーク等の差異があり、異なった美感をもつものとして認識される。		
平成元年(ワ)第7530号判決	大阪地	B-194
判決言渡	平成4年9月29日	結論 請求棄却(控訴)
原告	八尾キーパー株式会社	登録意匠 第591661号
被告	シンワ産業株式会社	同号類似1、2号
		物品 包装用襟枠 (F4-9)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(32) 判決速報(209)
判示事項		
本件意匠と被告製品の意匠に係るこの種商品の性質等及び公知意匠を検討し、本件意匠の要部を認定し、被告製品の意匠は視覚を通じての美感を異にし、非類似とした事例。		
平成元年(ワ)第6758号判決	東京地	B-195
判決言渡	平成4年9月30日	結論 一部認容
原告	金井 宏樹	登録意匠 第585744号
被告	株式会社カネシン	第561093号
		物品 建築用金物 (L4-1、L4-3、 L5-4)
		適用条文 15条3項
		掲載文献 取消判集(32) 判決速報(209) 知的裁集24巻3号
判示事項		
被告の取締役であった原告が、在職中に創作、考案し、被告に帰属するに至った意匠、考案について、補償金請求の一部が認められた意匠法、実用新案法により準用される特許法35条3項に基づく事例。		

平成3年(ネ)第299号判決	広島高	B-196
判決言渡	平成4年11月11日	結論 控訴棄却
控訴人	株式会社ニッセツ	登録意匠 第523803号
被控訴人	有限会社メガネの美幸 外1名	第479677号 同号類似1～11号
原審番号	昭和61年(ワ)第49号	物品 視力測定車 (G2-2)
		適用条文 24条、37条、39条
		掲載文献 判例時報1462号
判示事項		
いわゆるインダストリアルデザインとして意匠法の保護の対象となるのは、工業製品の外形的設計が美的形態と合理的機能を融合した美的商品と評価される場合であり、あくまでも、その重点は、物品の「機能」にあるのではなく、機能を伴う「美感」にあるというべきである。		
平成3年(ヨ)第1403号判決	大阪地	B-197
判決言渡	平成4年11月26日	結論 申立認容
債権者	因幡電機産業株式会社	登録意匠 第651058号
債務者	桃陽電線株式会社	同号類似1～4号
		物品 配管用ダクト継手 (D4-0)
		適用条文 37条
		掲載文献 取消判集(46) 取消判集(45)
判示事項		
債務者製品の意匠は、本件登録意匠とその要部を共通にし、前記具体的構成態様の相違点は両意匠の類否を左右するほどのものとはいえないから、両意匠は、これを全体として見るときは、共通した印象を与えるものであって、類似するものというべきである。		
昭和63年(ワ)第1598号判決	千葉地	B-198
判決言渡	平成4年12月14日	結論 請求棄却
原告	松木 元旦 外2名	登録意匠 第729822号
被告	株式会社辻板金工業所	物品 建築用材材の連結具 (L4-2)
		適用条文 29条
		掲載文献 知的裁集24巻3号
判示事項		
サンラインが現に第二物件の製造販売についての先使用権を有することは前認定のとおりであるから、原告らは、第二物件を買い受けた被告に対しても、これを使用して屋根を施工したことについて、本件意匠権の侵害を主張しえないものというべきである。		
平成元年(ワ)第2179号判決	横浜地	B-199
判決言渡	平成4年12月24日	結論 請求棄却(控訴)
原告	株式会社レオナード 外1名	登録意匠 第761059号
被告	株式会社アローエンター プライズ	同号類似1～7号 自動車用ホイール (G2-9)
		適用条文 37条、39条
		掲載文献 取消判集(44)
判示事項		
イ号意匠は本件意匠の要部(i)(合弁花状スポーク)及び(j)(リムボルトの存在)を具備しておらず、これによって本件意匠とは全体として異なる印象・美感を呈するに至っているものであるから、本件意匠に類似しているということとはできない。		

平成3年(ネ)第746号判決	名古屋高	B-200
判決言渡	平成5年1月26日	結論 控訴棄却
控訴人	藤沢 光男	登録意匠 第729989号
被控訴人	株式会社エイライン 外20名	同号類似7号
原審番号	昭和63年(ワ)第379号	物品 繊維テープ溶断ロー ル (K5-2)
		適用条文 37条
		掲載文献 取消判集(48)
判示事項		
これにより本件意匠登録は無効であることが確定し、これに伴い本件意匠権は初めから存在しなかったものとみなされる(意匠法50条)のであるから、控訴人の本訴請求は、その請求の根拠を欠くこととなり、その余の点について判断するまでもなく、理由がないことに帰したものと扱わなければならない。		
平成元年(ワ)第2306号判決	横浜高	B-201
判決言渡	平成5年2月5日	結論 一部認容
原告	株式会社レオナード 外1名	登録意匠 第761059号
被告	株式会社リバーサイド	同号類似1~7号
		物品 自動車用ホイール (G2-9)
		適用条文 37条、39条
		掲載文献 取消判集(45)
判示事項		
意匠の構成に周知・公知の意匠を含むとしても、当該意匠を全体的に観察した場合にそれが意匠全体の支配的部分を占め、看者の注意を最も惹く時は、右周知・公知の部分も意匠の要部となることがあると解すべく、公知・周知の構成部分は全く要部になり得ず、これを除外した部分のみが要部になると解すべき理由はない。		
平成4年(ク)第431号判決	最高	B-202
判決言渡	平成5年2月12日	結論 抗告却下
抗告人	株式会社レオナード 外1名	登録意匠 第761059号
相手方	株式会社アローエンター プライズ	物品 自動車用ホイール (G2-9)
原審番号	平成4年(ラ)第17号	適用条文 37条
		掲載文献 判決速報(218)
判示事項		
意匠権侵害差止仮処分申請却下決定に対する抗告についての抗告棄却の決定に対し、更にした抗告の申立てが却下決定された事例。		
平成3年(オ)第1007号判決	最高	B-203
判決言渡	平成5年2月16日	結論 上告棄却
上告人	小山 四郎	登録意匠 第328069号
被上告人	宮田工業株式会社	物品 自転車用幼児乗せ荷 台
原審番号	平成2年(ネ)第1335号	(G2-4)
		適用条文 9条4項
		掲載文献 判決速報(214)
判示事項		
原判決の説示には意匠法3条1項の解釈適用を誤った違法があるというべきであるが、この説示部分の違法は、その結論に影響しないとして上告が棄却された事例。		
昭和63年(ワ)第339号判決	京都地	B-204
昭和63年(ワ)第870号判決		
判決言渡	平成5年2月18日	結論 一部認容(控訴)
原告	株式会社龍村美術織物 外1名	登録意匠 第583825号
被告	龍村 晋	物品 織物地 (M1-1)
		適用条文 39条1項
		掲載文献 判例集IV(平5)
判示事項		
原告意匠が、その出願前に織物商品の図柄・模様として公然知られていたものではなく、織物業に携わる者が容易に創作できるものでもない。被告が被告第八製品を製造販売する行為は、原告意匠権を侵害するものであり、意匠法37条による差止めの対象となる。		

平成2年(ワ)第8963号判決	東京地	B-205
判決言渡	平成5年3月24日	結論 請求棄却
		登録意匠 第602805号
		物品 コンクリート型わく 締結具 (K1-6)
		適用条文 24条
		掲載文献 判例集I(平5)
判示事項		
右相違点は、いずれも極めて顕著な相違であり、前記の本件登録意匠と被告意匠(-)との共通点を考慮しても、両意匠は全体としての美感を全く異にしており、看者をして両意匠を別異のものとして認識させるものと認められるから、被告意匠(-)が本件登録意匠に類似すると認めることはできない。		
平成4年(モ)第5419号判決	大阪地	B-206
判決言渡	平成5年3月31日	結論 決定認可(抗告)
債権者	因幡電機産業株式会社	登録意匠 第651058号
債務者	桃陽電線株式会社	同号類似1~4号
		物品 配管用ダクト継手 (D4-0)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(46)
判示事項		
当該意匠を全体的に観察した場合に、それが看者の注意を惹くときは、なお右周知の部分も他の構成とともに意匠の類否判断の要素と認められるのであって、債務者主張の右各相違点は、いずれも具体的構成のうちでも、意匠全体から観察すれば部分的、付加的な相違にすぎないと評価せざるを得ない僅かな差異を強調するものであって、債務者の主張は採用することができない。		
平成3年(ワ)第7321号判決	東京地	B-207
判決言渡	平成5年4月14日	結論 請求棄却(控訴)
原告	コロナ産業株式会社	登録意匠 第522949号
被告	株式会社ドガ	物品 端子金具 (H1-3)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(34)
		判決速報(216)
判示事項		
・被告が輸入販売しているクリスマスツリー用装飾電球セットの中に使用されている、端子金具が、原告意匠権を侵害するという、原告の主張が斥けられた事例。		
・本件端子金具は、電球セット中の電球ソケット部に組み込まれ、リード線と電球ソケット部とを接続するため、筒状のソケット体内の奥部に装着固定され、外部からはその全体の造形をまったく看取することができない。そして、容易に分離できない状態である。したがって、本件端子金具は、本件電球セットの一構成部分であり、独立性は全くないというべきものであるから、これをもって本件端子金具を販売しているということとはできない。		
昭和61年(ワ)第4381号判決	東京地	B-208
判決言渡	平成5年4月23日	結論 第一事件認容・ 第二、三棄却
原告	更正会社レック株式会社 管財人 小笠原 敏晶	登録意匠 第478216号
被告	株式会社サンアイ	同号類似1~9号
		物品 洗濯くず捕集器 (C3-5)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(36)
		判決速報(216)
判示事項		
本件意匠と、被告意匠(二)とは、微細な相違点はあるが、いづれも看者の注意を引くものではないが、顕著なものであって、要部において共通であり、被告意匠(二)は、本件意匠に類似するものとされた事例。		

昭和63年(ワ)第18399号判決	東京地	B-209
判決言渡	平成5年4月23日	結論 一部認容
原告	更正会社レック株式会社	登録意匠 第478216号
被告	管財人 小笠原 敏晶	同号類似1~9号
被 告	株式会社サンアイ	物 品 洗濯くず捕集器 (C3-5)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(36) 判決速報(216)
判示事項	被告意匠は、微細な相違点はあるが、本件意匠と要部において共通であり、本件意匠に類似するものとされた事例。	
平成2年(ワ)第350号判決	横浜地	B-210
判決言渡	平成5年4月27日	結論 一部認容
原告	産輪システム技販株式会社	登録意匠 第526585号
被告	株式会社広田製作所	物 品 パネル用接合機 (K1-2)
		適用条文 39条
		掲載文献 取消判集(47)
判示事項	被告製品は、せいぜい原告製品の同一会社製の改良品という印象をあたえる程度の相違しかなく、その類似性が肯定されるのであって、前記の原告商標と被告商標との高い類似性とあいまって、被告製品は、原告製品と商品の出所混同を生じさせる類似性があると判断される。	
昭和59年(ワ)第1180号判決	神戸地	B-211
判決言渡	平成5年4月28日	結論 一部認容(控訴)
原告	田中 弘道	登録意匠 第383071号
被告	久保田工業株式会社	同号類似1号
		物 品 のごぎり (K1-2)
		適用条文 26条1項、39条
		掲載文献 取消判集(45) 判決速報(217)
判示事項	被告イ号製品は、本件意匠に類似するものとされた事例。	
平成2年(ワ)第7050号判決	大阪地	B-212
判決言渡	平成5年6月29日	結論 請求棄却
原告	株式会社内山商会	登録意匠 第540549号
被告	鳥居金属興業株式会社	同号類似1号
		物 品 車両用ブリッジ (G1-0)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(36) 判決速報(218)
判示事項	本件意匠と被告製品を、この種製品の用途、使用態様、周知の意匠をもとに検討し、本件意匠の要部を認定し、被告製品の意匠は、相当程度際立った美的差異感が生ずるとして非類似とした事例。	
平成2年(ネ)第681号判決	名古屋高	B-213
判決言渡	平成5年6月30日	結論 控訴棄却
控 訴 人	秋山鉄工建設株式会社	登録意匠 第609595号
被控訴人	鈴木工業株式会社	同号類似1号~6号
原審番号	昭和63年(ワ)第10号	物 品 コンクリート型枠間隔保持具 (L1-3)
		適用条文 37条、39条
		掲載文献 取消判集(48)
判示事項	イ号意匠は、本件登録意匠の範囲内に属し、控訴人のイ号物件製造販売は被控訴人の意匠権を侵害するものといえる。	

平成3年(ネ)第553号判決	名古屋高	B-214
平成3年(ネ)第554号判決		
判決言渡	平成5年7月7日	結論 原判決変更
控 訴 人	石田鉄工株式会社	登録意匠 第644902号
被控訴人	三山工業株式会社	同号類似1号~3号
原審番号	昭和61年(ワ)第104号	第644904号
	昭和62年(ワ)第6号	第644905号
	昭和62年(ワ)第55号	物 品 マンホール足場金具 (L2-4)
		適用条文 37条
		掲載文献 取消判集(48)
判示事項	右認定事実を考慮しても、一審被告らは右行為について過失があり、右により一審原告に生じた損害を賠償する責任があるといふべきである。	
平成4年(ネ)第344号判決	大阪高	B-215
判決言渡	平成5年7月20日	結論 控訴棄却
控 訴 人	井関農機株式会社	登録意匠 第374395号
被控訴人	外1名	物 品 包装用袋 (F4-4)
	橋本製袋こと橋本清文	
	外1名	適用条文 39条
原審番号	昭和63年(ワ)第3032号	掲載文献 取消判集(48) 知的裁集25巻2号
判示事項	被告意匠の構成c、fをもって、意匠とは無関係な折り方や縫い方に関する部分で、かつ、指摘・説明がなければ気づかないような微細部分であり、また、その構成はありふれたもので、何ら目新しいものではないものとするはできない。	
平成2年(ワ)第9831号判決	大阪地	B-216
判決言渡	平成5年8月24日	結論 一部認容(控訴)
原告	大同興業株式会社	登録意匠 第765385号
被告	株式会社ナバヤ	物 品 クランプ (K1-2)
		適用条文 4条、24条、48条
		掲載文献 取消判集(36) 判決速報(220) 知的裁集26巻2号
判示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本件意匠の出願前公知の無効事由について、原告の反意告知の主張を認め、被告実施意匠のうちイ号意匠を類似とし、損害賠償請求が一部認められた事例。 ・本件意匠は、出願前に外国において公知意匠であったと認められるものの、本件意匠の創作者はマイヤーのみであり、登録を受ける権利を譲り受けたもの(原告)が出願する前に、原告の意に反して、創作者(マイヤー)によって一方的に公表されたものといふべきであり、原告は右公表の日から6ヶ月以内に出願したことが認められるから、本件意匠は、同法4条1項により公知になっていないものとみなされる。 	
平成元年(ワ)第443号判決	東京地	B-217
平成4年(ワ)第20073号判決		
判決言渡	平成5年8月30日	結論 請求棄却
原告	甲事件：新キャタピラー	登録意匠 第610535号
	三菱株式会社	物 品 搬送チェーン (G1-1)
	乙事件：新キャタピラー	
	三菱株式会社 外1名	適用条文 24条
被告	甲事件：株式会社技奉工業	掲載文献 判決速報(220) 判例集II(平5)
	乙事件：真企機工株式会社	
判示事項	被告製品は本件発明(一)(チップコンベア/1390075)及び発明(二)(多目的形コンベア装置/1610416)と一部相違するが、この相違は不完全利用にすぎないとする原告の主張を認めず、また本件意匠の要部と被告意匠を対比して類似しないものとした事例。	

昭和63年(ワ)第1617号判決	東京地	B-218
判決言渡	平成5年8月30日	結論 請求棄却(控訴)
原告	坂本 光男	登録意匠 第544949号
被告	三洋工業株式会社	物品 ルーフベンチレーター (L5-4)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(36) 判決速報(220)
判示事項		
本件登録意匠の要部を出願の経過、取引の実情等より認定し、被告意匠は本件登録意匠に類似するものではない、として原告の請求を棄却した事例。		
平成5年(ラ)第179号判決	大阪高	B-219
判決言渡	平成5年9月7日	結論 保全抗告棄却
抗告人	桃陽電線株式会社	登録意匠 第651058号
(債務者)		同号類似1~4号
相手方	因幡電機産業株式会社	物品 配管用ダクト継手 (D4-0)
(債権者)		適用条文 24条
原審番号	平成4年(モ)第5419号	掲載文献 取消判集(48)
判示事項		
本件特徴意匠を全体的に観察した場合、公知意匠とは顕著に相違し、異なる美感を生じさせるものと認められるからして、これを要部と認定したものであり、抗告人がいうような、本件意匠の構成のうち、周知の形状部分のみをとりあげ、これをそのまま要部と認定したのではないのであって、この点に関する抗告人の主張は採用できない。		
平成2年(ワ)第3691号判決	東京地	B-220
判決言渡	平成5年9月24日	結論 請求棄却
原告	株式会社ニッソー	登録意匠 第539180号
被告	谷口 清司	物品 観賞魚用水槽 (E0-1)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(36) 判決速報(221)
判示事項		
本件登録意匠の形態を原告主張のとおりと仮定しても、被告意匠は本件登録意匠と類似するとは認められないとして棄却された事例。		
平成4年(ネ)第2388号判決	大阪高	B-221
判決言渡	平成5年10月28日	結論 原判決取消(上告)
控訴人	八尾キーパー株式会社	登録意匠 第591661号
被控訴人	シンワ産業株式会社	同号類似1、2号
原審番号	平成元年(ワ)第7530号	物品 包装用襟枠 (F4-9)
		適用条文 24条、37条、39条
		掲載文献 取消判集(46) 判決速報(226)
判示事項		
本件被告意匠は、本件登録意匠と基本的構成態様を共通にしているというべきである。そして、以下に説示するように、この共通点を凌駕すべき差異点はないから、両意匠は類似するものと認められる。		
平成2年(ワ)第2607号判決	名古屋地	B-222
判決言渡	平成5年11月15日	結論 請求棄却
原告	植松 義則	登録意匠 第701898号
被告	株式会社アサヒ	物品 研磨布紙ホイール (K1-4)
		適用条文 24条、37条
		掲載文献 取消判集(39) 判決速報(227)
判示事項		
被告各意匠は、原告らの本件意匠に類似せず、また被告のイ号、ロ号、ハ号各物件は、原告らの本件考案(研磨布紙ホイール/実公昭63-4608)の技術的範囲に属しないとされた事例。		

平成2年(ワ)第647号判決	名古屋地	B-223
判決言渡	平成5年12月22日	結論 請求棄却
原告	植松 義則 外1名	登録意匠 第701898号
被告	株式会社イチグチ	物品 研磨布紙ホイール (K1-4)
		適用条文 24条、37条
		掲載文献 取消判集(41) 取消判集(47) 判決速報(227)
判示事項		
被告各意匠は、原告らの本件意匠に類似せず、また被告のイ号ないしロ号各物件は、原告らの本件考案(研磨布紙ホイール/実公昭63-4608)の技術的範囲に属しないとされた事例。		
平成5年(ネ)第1727号判決	東京高	B-224
判決言渡	平成6年2月1日	結論 控訴棄却(上告)
控訴人	コロナ産業株式会社	登録意匠 第522949号
被控訴人	株式会社ドガ	物品 端子金具
原審番号	平成3年(ワ)第7321号	(H1-3)
		適用条文 24条
		掲載文献 判決速報(226)
判示事項		
ソケット体の内部に装着固定され、外部からその全体の造形を全く看取できない端子金具は、販売している裝飾電球セットの一構成部分となっており、端子金具を販売しているということとはできないとした判決が支持された事例。		
平成5年(ネ)第1891号判決	大阪高	B-225
判決言渡	平成6年4月15日	結論 控訴棄却
控訴人	田中 弘道	登録意匠 第383071号
被控訴人	久保田工業株式会社	同号類似1号
原審番号	昭和59年(ワ)第1180号	物品 のこぎり (K1-2)
		適用条文 26条1項、39条
		掲載文献 取消判集(50) 判決速報(234)
判示事項		
イ号意匠が本件意匠に類似するものとして控訴人の本訴請求を一部認容した原判決部分は不当であるが、被控訴人からの控訴ないし附帯控訴はないので不利益変更禁止の原則により、この原判決部分はそのまま維持するほかはないとした事例。		
平成3年(ワ)第236号判決	新潟地	B-226
平成3年(ワ)第261号判決		
平成3年(ワ)第262号判決		
判決言渡	平成6年4月21日	結論 請求棄却
原告	株式会社内山大鍛冶屋 外1名	登録意匠 第527706号
被告	内山 栄一 外4名	物品 稲架器 (K3-1)
		適用条文 37条、39条
		掲載文献 取消判集(50)
判示事項		
稲架器のように比較的簡単で、意匠を構成する部分がそれらの本来の用途からして必要不可欠なものが大部分である意匠においては、基本的な形状が似ているのはやむを得ないところであって、原告が本件登録意匠の要部として主張する「……」という点は、稲架器が備えるごく基本的な形状にすぎず、これらが本件登録意匠の要部をなすとは認められない。		

平成5年(ヨ)第207号判決	新潟地	B-227
判決言渡	平成6年5月17日	結論 申立認容
債権者	アイリスオーヤマ株式会社	登録意匠 第767363号
債務者	金沢樹脂工業株式会社	物品 ホースリール (K3-1)
	適用条文 37条	掲載文献 取消判集(51)
判示事項		
<p>本件意匠とイ号意匠とは、前記相違にもかかわらず、一般需要者に与える美感を同一にし、それに係る物品の混同を生じさせる恐れが極めて高いといえ、両者は類似するものといわなければならない。</p>		

平成5年(ネ)第2339号判決	大阪高	B-228
判決言渡	平成6年5月27日	結論 控訴棄却
控訴人	株式会社ナベヤ	登録意匠 第765385号
被控訴人	大同興業株式会社	物品 クランプ (K1-2)
原審番号	平成2年(ワ)第9831号	適用条文 4条、39条、40条
	掲載文献 取消判集(51)	判決速報(229)
		知的裁集26巻2号
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・クランプに係るイ号意匠は本件意匠に類似するものとした判決が支持された事例。 ・認定事実によれば、本件意匠は、意匠登録を受ける権利を譲り受けた被控訴人が意匠登録出願する前に、被控訴人の意に反して、創作者によって一方的に公表されたものというべきであり、そして、被控訴人は右公表の日から6ヶ月以内に本件意匠につき意匠登録出願をしたので、意匠法4条第1項により本件意匠は公知になっていないものとみなされる。 		

平成2年(ワ)第5162号判決	東京地	B-229
判決言渡	平成6年5月30日	結論 一部認容(控訴)
原告	オリンパス光学工業株式会社	登録意匠 第628635号
被告	有限会社メディカル研究所	物品 フィルムカートリッジ (J3-3)
	適用条文 23条、37条、39条	掲載文献 取消判集(42)
		判決速報(229)
判示事項		
<p>被告は、被告製品(一)、(二)を業として販売しており、また、被告製品(一)は本件意匠に類似し、被告製品(二)は本件発明(内視鏡用フィルムカセット/特公昭61-8420)及び考案の技術的範囲に属するものと判断され、販売の差止請求及び損害賠償が認容された事例。</p>		

平成5年(ヨ)第21号判決	静岡地	B-230
判決言渡	平成6年6月13日	結論 申立却下
債権者	ルノー株式会社	登録意匠 第852705号
債務者	有限会社ゴルフシステム	第852706号
		第852707号
	物品 防球用ネットフェンス (L3-1)	適用条文 37条
	掲載文献 取消判集(51)	
判示事項		
<p>本件各意匠とイ号物件の形状等との間にはいずれも類似性が認められない。</p>		

平成2年(ワ)第445号判決	奈良地	B-231
判決言渡	平成6年6月29日	結論 請求棄却
原告	草竹 杉晃 外1名	登録意匠 第610197号
被告	植平コンクリート工業株式会社	物品 護岸用ブロック (L2-2)
	適用条文 24条	掲載文献 取消判集(51)
		判決速報(231)
判示事項		
<p>本件意匠の要部をその使用態様、公知意匠等を参酌して認定し、本件意匠と被告意匠とはその要部において相違し、両意匠に別異の美観をもたらしているものとして非類似とした事例。</p>		

平成5年(ワ)第3100号判決	大阪地	B-232
判決言渡	平成6年7月5日	結論 請求棄却
原告	吉成 美隆	登録意匠 第762732号
被告	村田産業株式会社 外1名	物品 瓦止め釘 (L4-2)
	適用条文 24条	掲載文献 取消判集(43)
		判決速報(231)
判示事項		
<p>本件登録意匠の要部をその使用態様、公知意匠を斟酌して認定し、被告製品の意匠は美観を異にするものとして非類似とした事例。</p>		

平成5年(ネ)第3730号判決	東京高	B-233
判決言渡	平成6年7月7日	結論 控訴棄却(上告)
控訴人	坂本 光男	登録意匠 第544949号
被控訴人	三洋工業株式会社	物品 ルーフベンチレーター
原審番号	昭和63年(ワ)第1617号	1 (L5-4)
	適用条文 24条	掲載文献 判決速報(231)
判示事項		
<p>被告意匠は、本件意匠に類似しないとした判決が支持された事例。</p>		

平成5年(ワ)第130号判決	京都地	B-234
判決言渡	平成6年7月13日	結論 請求棄却
原告	初井 良太郎 外1名	登録意匠 第729750号
被告	株式会社島津製作所	同号類似1~9号
	物品 身長計 (J7-3)	適用条文 24条、37条
	掲載文献 取消判集(51)	判決速報(231)
判示事項		
<p>登録意匠の要部は、類似意匠が付帯している場合には、本意匠と類似意匠それぞれの類似点を参考にしつつ、本意匠の特徴を中心に定められるべきであるとした事例。</p>		

平成6年(オ)第260号判決	最高	B-235
判決言渡	平成6年7月14日	結論 上告棄却
上告人	シンワ産業株式会社	登録意匠 第591661号
被上告人	八尾キーパー株式会社	同号類似1、2号
原審番号	平成4年(ネ)第2388号	物品 包装用襟枠 (F4-9)
	適用条文 10条2項	掲載文献 取消判集(59)
		判決速報(234)
判示事項		
<p>所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はないとして、上告理由が斥けられた事例。</p>		

平成4年(ネ)第3991号判決	東京高	B-236
判決言渡	平成6年7月19日	結 論 一部認容
控 訴 人	リチャード・カルーン	登録意匠 第655612号
被控訴人	瀧川株式会社	物 品 ヘアカーラー用クリップ
原審番号	昭和63年(ワ)第2874号	(B7-3)
	適用条文	37条
	掲載文献	判決速報(231) 知的裁集26巻2号
判示事項		
<p>・被告意匠と本件意匠は視覚を通じての美観を異にするとした判決に対する原告の控訴が一部認容された事例。</p> <p>・本件意匠と被告意匠は、意匠の要部である基本的構成態様において共通していること、具体的構成態様の相違はいずれも意匠の要部に関しない部分のものである上、被告意匠の具体的構成態様は本件意匠の具体的構成態様を僅かに改変した程度のものであって、基本的構成態様によって醸出される美感を凌駕し、看者に別異の美的印象をもたらすものとまでは認め難いことからすると、本件意匠と被告意匠は全体的な美感を共通にし、類似するものと認めるのが相当である。</p>		
平成5年(ヨ)第386号判決	大阪地	B-237
判決言渡	平成6年7月19日	結 論 申立却下
債 権 者	積水化学工業株式会社	登録意匠 第802471号
債 務 者	株式会社カンペハビオ	同号類似1～3号
	物 品	脱臭剤容器
		(C4-3)
	適用条文	24条、37条
	掲載文献	取消判集(51)
判示事項		
<p>右被保全権利の存否に関する判断の詳細は当裁判所が平成6年7月19日に言渡した平成5年(ワ)第8250号意匠権侵害禁止等請求事件(本案訴訟事件)の判決に記載のとおりである。</p>		
平成5年(ワ)第8250号判決	大阪地	B-238
判決言渡	平成6年7月19日	結 論 請求棄却
原 告	積水化学工業株式会社	登録意匠 第802471号
被 告	株式会社カンペハビオ	同号類似1～3号
	物 品	脱臭剤容器
		(C4-3)
	適用条文	24条
	掲載文献	取消判集(43) 判決速報(231) 知的裁集26巻2号
判示事項		
<p>本件登録意匠の要部を公知意匠等を参酌して認定し、被告意匠とは全体として美感を異にし類似しない、また原告商品の形態が商品表示性及び周知性を取得しているものとも認めることはできないとして原告の請求が棄却された事例。</p>		
平成5年(ヨ)第6246号判決	大阪地	B-239
判決言渡	平成6年7月21日	結 論 請求棄却
原 告	橋本 昇司	登録意匠 第566407号
被 告	オリオン株式会社	物 品 包装用容器
		(F4-5)
	適用条文	15条3項
	掲載文献	取消判集(43) 判決速報(231)
判示事項		
<p>被告が原告から本件意匠について意匠登録を受ける権利の承継を受けたことは明らかであるとして原告の請求が棄却された事例。</p>		

平成5年(ヨ)第159号判決	新潟地	B-240
判決言渡	平成6年7月22日	結 論 申立認容
債 権 者	元旦ビューティ工業株式会社	物 品 建築用板材
		(L6-1)
債 務 者	渡辺工業株式会社	適用条文 37条
		掲載文献 取消判集(51)
判示事項		
<p>類似意匠は、本意匠にのみ類似する意匠であり、それが登録されることによって、本意匠権の効力と合体するものであり、本意匠権から独立した類似意匠権という権利が設定されるのではない。したがって、イ号、ロ号及びハ号意匠と対比されるべきは本件本意匠であり、本件類似意匠は、本意匠の要部や類似範囲を判断するに際して斟酌するべき事項にすぎない。</p>		
平成4年(ワ)第507号判決	新潟地	B-241
平成5年(ワ)第255号判決		
判決言渡	平成6年8月9日	結 論 請求棄却(控訴)
原 告	株式会社伸和	登録意匠 第864835号
被 告	株式会社アーテックスズキ 外1名	物 品 衣装ケース
		(D2-5)
	適用条文	37条
	掲載文献	取消判集(51)
判示事項		
<p>これら多くの相違の結果、すなわち、イ号ないしハ号意匠では、本件意匠に比べ、手掛け用基板が、・・・、前記の横リブ及び縦リブと一体化することによって、コンパクトでスマートな印象が強く、とりわけ正面方向からみるとシャープな感じを与えるものであって、本件意匠とは美感を異にするというべきである。</p>		
平成6年(ヨ)第182号判決	岡山地	B-242
判決言渡	平成6年8月10日	結 論 申立却下(抗告)
債 権 者	京阪通商株式会社	登録意匠 第894091号
債 務 者	株式会社アスティコ	物 品 靴底
		(B5-9)
	適用条文	36条、37条
	掲載文献	取消判集(51)
判示事項		
<p>債務者が、朴の同意のもとに本件意匠にかかる靴を日本に輸入し、日本国内で販売することは、朴の本件意匠権の実施行為の結果と同視できる。したがって、このような場合においても、いわゆる権利消耗の理論が適用されると解される。</p>		
平成5年(ヨ)第193号判決	新潟地	B-243
判決言渡	平成6年8月15日	結 論 申立却下
債 権 者	北越消雪機械工業株式会社	登録意匠 第580601号
		同号類似1号
債 務 者	株式会社ユーテック	物 品 消雪ノズル
		(M2-5)
	適用条文	24条
	掲載文献	取消判集(51)
判示事項		
<p>このように本件意匠とイ号意匠とは視的な美感を異にするというべく、少なくとも専門業者である看者が彼此を混同するおそれは全くないと考えられる。</p>		
平成6年(オ)第1033号判決	最高	B-244
判決言渡	平成6年10月27日	結 論 上告棄却
上 告 人	コロナ産業株式会社	登録意匠 第522949号
被上告人	株式会社ドガ	物 品 端子金具
原審番号	平成5年(ネ)第1727号	(H1-3)
	適用条文	24条
	掲載文献	判決速報(236)
判示事項		
<p>所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない、として上告理由が斥けられた事例。</p>		

平成3年(ワ)第2957号判決	大阪地	B-245
判決言渡	平成6年11月24日	結論 請求棄却
原告	株式会社共栄精工	登録意匠 第691637号
被告	株式会社ダイナテック	同号類似1、2号
		物品 運搬用回転車 (M3-3)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(45) 判決速報(235)
判示事項		
本件意匠と被告製品(スプリングボール)とは類似の物品と認められるが、本件意匠と被告意匠は全体として美感を異にし類似しないものとして原告の請求が棄却された事例。		
平成5年(ネ)第144号判決	東京高	B-246
判決言渡	平成6年11月30日	結論 控訴棄却
控訴人	株式会社レオナード	登録意匠 第761059号
被控訴人	株式会社アローエンタープライズ	同号類似1~7号
		物品 自動車用ホイール (G2-9)
		適用条文 24条
		掲載文献 判決速報(235)
判示事項		
・イ号意匠は、本件意匠に類似しないものとした判決が支持された事例。		
・意匠権侵害訴訟において、意匠権の効力が侵害対象にまで及ぶものかを判断するに当たっては、当該意匠権に係る意匠が公知意匠に示される当該意匠分野における従来意匠の水準との関係でどの程度意匠的創作として法的に保護すべき寄与があるかを客観的に評価してささなければならぬ。創作的寄与の大きい意匠は、その小さい意匠よりも、法的保護を厚くしなければならず、その類似の範囲も広く認めるべきである。		
平成6年(ラ)第42号判決	広島高	B-247
判決言渡	平成6年12月2日	結論 抗告棄却
抗告人	京阪通商株式会社	登録意匠 第894091号
相手方	株式会社アスティコ	物品 靴底 (B5-9)
原審番号	平成6年(ヨ)第182号	適用条文 36条、37条
		掲載文献 取消判集(52)
判示事項		
相手方は、今後朴永せつから本件靴を買い受けるに当たり、日本国内でその引渡を受けることとしているから、抗告人の被保全権利に関する前記のいずれの見解に立っても、今後は抗告人の意匠権を侵害しないから、輸入の差止めについても、これを保全処分で許容する必要性は認められない。		
平成6年(ヨ)第17号判決	富山地	B-248
判決言渡	平成7年3月27日	結論 一部認容
債権者	エヌアイシ・オートテック株式会社	登録意匠 第889552号 第889553号 第889554号 第889557号
債務者	株式会社サンケイ	物品 機械支持部材用構造材 (G1-1)
		適用条文 24条、37条
		掲載文献 取消判集(55)
判示事項		
ホ号物件の本件意匠(一)に類似し、ヘ号物件の意匠は本件意匠(二)に類似するものとして一応認められるところ、これらの物件の製造、使用、譲渡、貸し渡し並びに譲渡及び貸し渡しのための展示を差し止め、占有の移転を禁止し、債務者の占有する右物件を執行官に保管させる必要があるものと認められる。		

平成6年(ネ)第3464号判決	東京高	B-249
判決言渡	平成7年4月13日	結論 原判決取消
控訴人	株式会社伸和	登録意匠 第864835号
被控訴人	株式会社アーテックス	物品 衣装ケース (D2-5)
	ズキ 外1名	
原審番号	平成4年(ワ)第507号 平成5年(ワ)第255号	適用条文 24条、37条
		掲載文献 取消判集(49) 判決速報(240)
判示事項		
・被告(被控訴人)製品は本件意匠に類似しないとした判決が取り消された事例。		
・意匠の類否判断は、両意匠の構成を全体的に観察したうえ、取引者、需要者が最も注意を惹く意匠の構成、すなわち要部がどこであるかを当該物品の性質、目的、用途、使用態様等に基づいて認定し、その要部に現れた意匠の形態が看者に異なった美感を与えるか否かによって判断すべきものである。		
平成4年(ワ)第509号判決	岡山地	B-250
判決言渡	平成7年4月25日	結論 請求棄却
原告	オーエム機器株式会社	登録意匠 第839034号
被告	株式会社上杉運送機製作所	物品 建物用床板 (L6-1)
		適用条文 24条、37条、39条
		掲載文献 取消判集(55)
判示事項		
本件意匠における新規性乃至創作性は、結局のところ、右諸点以外の特徴、即ち形状、模様具体的な構成、殊に底面部における模様の構成に認めるべきものというほかない。		
平成5年(ワ)第7086号判決	大阪地	B-251
判決言渡	平成7年4月25日	結論 請求棄却(控訴)
原告	橋本 守正 外1名	登録意匠 第737670号
被告	コスメクリエイティブ ダクツ株式会社	物品 包装用容器 (F4-5)
		適用条文 24条、37条
		掲載文献 取消判集(49) 取消判集(64) 判決速報(240)
判示事項		
イ号物件の意匠を本件意匠と対比するに、イ号物件の意匠では、本件意匠の特徴(要部)である構成(7)を備えておらず、蓋体の上面中央部に 形の図柄があるだけであって、本件意匠と顕著に相違し、全体として美感を異にするものと認められるから、イ号物件の意匠は本件意匠に類似しないというべきである。		
平成5年(ワ)第800号判決	仙台地	B-252
判決言渡	平成7年5月25日	結論 請求棄却
原告	アイリスオーヤマ株式会社	登録意匠 第820401号
被告	株式会社大谷化工	物品 ゴミ箱 (C3-3)
		適用条文 24条、37条、39条
		掲載文献 取消判集(56)
判示事項		
両意匠の差異は、特に看者の注意を引く部分の差異であって、両意匠を全体的に観察した場合、両意匠は、視覚を通じての美感を異にするものと認められるから、両意匠が類似するものとはいえない。		

平成5年(ワ)第1128号判決	名古屋地	B-253
判決言渡	平成7年5月29日	結 論 請求棄却
原 告	若林 武文	登録意匠 第484908号
被 告	松下電工株式会社	物 品 天井 (L4-3)
		適用条文 24条、39条
		掲載文献 取消判集(56)
判示事項		
ありふれた形状については、それが不動産である天井に用いられているものであっても、看者にとってはよく知ったものであるから、「物品」である天井についても、他との識別という点で特に看者の注意を引くことはないものというべきである。 本件登録意匠は、看者に対し、深みのあるシンプルですっきりした印象を与えるが、被告製品の意匠は、看者に対し、重厚で落ち着いた印象を与えることができるから、本件登録意匠と被告製品の意匠とは、視覚を通じての美感を異にするものといえる。		
平成2年(ワ)第207号判決	名古屋地	B-254
判決言渡	平成7年6月28日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社ピジョン	登録意匠 第815825号
被 告	株式会社三光電機製作所 外2名	物 品 同号類似1号 広告器 (F5-1)
		適用条文 37条、39条
		掲載文献 取消判集(57)
判示事項		
証拠と弁論の全趣旨によると、被告加藤は、遅くとも平成3年5月15日までは、被告物件の製造販売を中止したことが認められる。		
平成6年(ネ)第2686号判決	東京高	B-255
判決言渡	平成7年8月29日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	有限会社メディカル研究所	登録意匠 第628635号
被控訴人	オリンパス光学工業株式会社	物 品 フィルムカートリッジ (J3-3)
原審番号	平成2年(ワ)第5162号	適用条文 23条、37条、39条
		掲載文献 判決速報(244)
判示事項		
被告製品は、本件意匠に類似し、本件発明及び考案の技術的範囲に属するとして販売の差止め及び損害賠償請求を認めた判決が支持された事例。		
平成4年(ネ)第209号判決	新潟地	B-256
判決言渡	平成7年9月14日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社森井	登録意匠 第809757号
被 告	清水産業株式会社	物 品 電子レンジ用蒸し器 (C5-4)
		適用条文 6条、26条、 37条1項、39条
		掲載文献 取消判集(57)
判示事項		
当該蒸し器の通常の使用態様、蒸し器のカatalog、パンフレット及び外箱等には、正面ないし斜め上部からの当該物品の写真が掲載されていること及び公知意匠に鑑みれば、本件登録意匠にかかる意匠公報の正面図ないし平面図にみられるような、正面ないし上面から見た外観が本件登録意匠の要部であるといえるべきである。		

平成6年(オ)第1978号判決	最高	B-257
判決言渡	平成7年10月24日	結 論 上告棄却
上 告 人	坂本 光男	登録意匠 第544949号
被上告人	三洋工業株式会社	物 品 ルーフベンチレータ (L5-4)
原審番号	平成5年(ネ)第3730号	適用条文 23条、24条
		掲載文献 判決速報(247)
判示事項		
所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足り、右事実関係の下においては、 被上告人意匠 はいずれも本件登録意匠に類似しないとされた原審の判断は是認することができ、原判決に所論の違法はないとして、上告理由が退けられた事例。		
平成6年(ワ)第60号判決	大阪地	B-258
判決言渡	平成7年10月31日	結 論 請求棄却
原 告	阪和工材株式会社	登録意匠 第874801号
被 告	大生産業株式会社	物 品 金属板 (M1-4)
		適用条文 3条1項3号、 29条、37条、39条
		掲載文献 取消判集(53) 知的裁集27巻4号
判示事項		
原告は、本件登録意匠が意匠法3条1項1号所定の意匠に該当し本来意匠登録を受けられないものであることを十二分に知りながら意匠登録出願に及んで意匠登録を受けたものといわざるをえず、かかる事情を参酌すれば、このような本件意匠権に基づいて差止請求をし、その侵害を理由に損害賠償請求をすることは、権利の濫用として許されないものといわなければならない。		
平成4年(ワ)第2693号判決	名古屋地	B-259
判決言渡	平成7年11月22日	結 論 請求棄却
原 告	和泉化成株式会社	登録意匠 第859561号
被 告	コーケン、小代合成、小代合成工業こと 広倉 盛雄	物 品 同号類似1、2号 収納ケース (D2-5)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(58)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> 被告は、本件意匠権の登録日(平成4年10月28日)より前にイ号物件の製造販売を中止したことが認められるから、イ号物件について、本件意匠権を侵害する行為があったとは認められない。 最も看者の注意を引く蓋体の部分の美感が相違している以上、係止具やキャスターの形状も異なっているから、本件登録意匠とロ号物件の意匠は類似しているといえることができない。 		
平成4年(ワ)第557号判決	岐阜地	B-260
判決言渡	平成7年12月21日	結 論 一部認容
原 告	金森 伸一	登録意匠 第697231号
被 告	株式会社森本久夫商店	物 品 同号類似1～4号 たも網用網 (K2-1)
		適用条文 3条1項、 4条1項、 9条4項、 24条、29条
		掲載文献 取消判集(59)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> 本件意匠とイ号意匠とは、その要部において類似しており、全体的に見ても美感を共通にする類似の意匠である。 ロ号及びハ号意匠が本件意匠に類似しているといえることができない。 本件意匠とホ号意匠はほぼ同一である。 		

平成4年(ワ)第559号判決	福岡地小倉支	B-261
判決言渡	平成8年1月25日	結 論 請求棄却
原 告	神前 一郎	登録意匠 第329962号
被 告	合名会社後飯塚セメント 瓦工場 外1名	第329963号 第329964号
		物 品 かわら (L6-1)
		適用条文 24条、26条
		掲載文献 取消判集(65)
判示事項 本件意匠と被告ら製品の意匠とは類似せず、また、被告ら製品の意匠が本件登録意匠を利用する関係も存在しないというべきである。		

平成7年(ヨ)第21号判決	広島地福山支	B-262
判決言渡	平成8年3月29日	結 論 請求認容
債 権 者	福山鍛鋼造機株式会社	登録意匠 第899403号
債 務 者	株式会社園田滑車工業所	物 品 滑車 (G1-0)
		適用条文 24条、37条
		掲載文献 取消判集(64)
判示事項 本件記録によるとイ号意匠にも完全溶込み溶接による二重環線が表象されていることは明らかであり、また、債務者指摘の本件意匠とイ号意匠の差異を考慮した上で両意匠を全体的に観察しても、両意匠が類似しているとの結論には変わりがなく、イ号意匠は本件意匠に類似しているから、本件意匠権を侵害していると言わざるを得ない。		

平成7年(ヨ)第2923号判決	大阪地	B-263
判決言渡	平成8年3月29日	結 論 請求認容
債 権 者	株式会社イーグルクラン ブ株式会社	登録意匠 第673691号
債 務 者	株式会社スーパーツール	物 品 荷役用クランプ (G1-0)
		適用条文 24条
		掲載文献 取消判集(65)
判示事項 イ号意匠及びロ号意匠は、本件登録意匠と基本的構成態様、特に要部である基本的構成態様3を共通にするのであるから、全体として美感を共通にし、類似するものというべきである。		

平成7年(ネ)第1212号判決	大阪高	B-264
判決言渡	平成8年4月10日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	株式会社アロインス化 粧品	登録意匠 第737670号
被控訴人	コスメクリエイティブ ダクツ株式会社	物 品 包装用容器 (F4-5)
原審番号	平成5年(ワ)第7086号	適用条文 24条、37条
		掲載文献 取消判集(64) 判決速報(255)
判示事項 イ号物件は全体として本件意匠と美感を異にし、また原告商品の包装用容器は商品表示としての周知性を獲得してないとした判決が支持された事例。		

平成7年(ヨ)第136号判決	静岡地沼津支	B-265
判決言渡	平成8年7月4日	結 論 申立却下
債 権 者	山口 すみ子 外3名	登録意匠 第912646号
債 務 者	三起商行株式会社 外1名	物 品 幼児抱き具 (B2-0)
		適用条文 37条
		掲載文献 取消判集(66)
判示事項 ・以上にみた両意匠の要部におけるこれらの相違、とりわけウエストポーチの前面の形状における相違は、看者に異なった美感を与えるというべきである。 ・本件意匠とイ号及びロ号意匠は、看者に類似するとの印象を与えるものではないから、取引において誤認混同を生じさせるとは認められない。		

平成5年(ワ)第2253号判決	神戸地	B-266
判決言渡	平成8年9月9日	結 論 一部認容
原 告	栄レース株式会社	登録意匠 第875469号
被 告	株式会社ファスター	物 品 細幅レース地 (M1-6)
		適用条文 40条、39条1項
		掲載文献 取消判集(66)
判示事項 ロ号意匠が本件意匠に類似すると認められないことは、前述のとおりであり、したがって、被告がロ号製品を製造販売することは、原告の本件意匠権の専用実施権を侵害するものではないが、イ号意匠は本件意匠に類似するから、被告がイ号製品を製造販売することは、原告の本件意匠権の専用実施権を侵害するものである。		

平成6年(ワ)第459号判決	熊本地	B-267
判決言渡	平成8年9月25日	結 論 請求認容
原 告	中山 拓雄	登録意匠 第869088号
被 告	本田 富士雄 外1名	物 品 果菜類の受け台 (K3-1)
		適用条文 29条、37条、39条
		掲載文献 取消判集(64)
判示事項 仮に被告意匠が本件意匠と類似するとしても、被告田中には本件意匠の先使用による通常実施権があると認められるので、その余の争点について判断するまでもなく、原告の被告田中に対する請求はいずれも理由がないといわなければならない。		

平成6年(オ)第1349号判決	最高	B-268
判決言渡	平成8年9月26日	結 論 上告棄却
上 告 人	神前 一郎	登録意匠 第329962号
被 上 告 人	有限会社日進セメント 工業所 外50名	第329963号 第329964号
原審番号	平成4年(ネ)第339号	物 品 かわら (L6-1)
		適用条文 24条、39条
		掲載文献 判決速報(259)
判示事項 所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない、として上告理由が退けられた事例。		

平成5年(ネ)第459号判決	大阪高	B-269
平成5年(ネ)第2185号判決		
判決言渡	平成8年11月13日	結 論 一部認容
控 訴 人	龍村 晋	登録意匠 第583825号
被控訴人	株式会社龍村美術織物 外1名	物 品 織物地 (M1-1)
原審番号	昭和63年(ワ)第339号	適用条文 37条
	昭和63年(ワ)第870号	掲載文献 判決速報(262)
判示事項 ・帯地の模様も他のものから区別された個性のあるものとして特定人の出所を指標するに至れば出所表示機能を取得するとし、登録無効事由のある意匠権に基づく請求は許されない等の理由で原判決の一部が変更された事例。 ・証拠によれば、被控訴人意匠には控訴人主張の意匠法3条1項2号の登録無効事由があることが認められるから、これに基づく請求はいずれも許されないものと解するのが相当である。		

昭和63年(ワ)第2187号判決	大阪地	B-270
判決言渡	平成8年11月14日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社久宝プラスチッ ク製作所	登録意匠 第723293号 同号類似1号
被 告	キンシ化学工業株式会社	物 品 物干し器具 (C3-7)
		適用条文 37条、39条
		掲載文献 取消判集(60) 判決速報(259)
判示事項 イ号及びロ号意匠は、本件登録意匠に類似しないとされた事例。		

平成6年(ワ)第6969号判決	大阪地	B-271
判決言渡	平成8年12月24日	結論 一部認容
原告	株式会社ユニオン	登録意匠 第572561号
被告	美濃工業株式会社	同号類似1~2号 第540987号 同号類似1~4号
		物品 建物用扉の把手 扉の把手 (L5-6)
		適用条文 24条、39条1項
		掲載文献 取消判集(63) 判決速報(262)
判示事項		
自ら公知とした後に登録を受けた意匠権による差止請求は権利の濫用に当たるとし、他の登録意匠(「扉の把手」/登録540987)とロ号意匠は類似するものとされた事例。		
平成5年(ワ)第3966号判決	東京地	B-272
判決言渡	平成9年1月24日	結論 一部認容(控訴)
原告	株式会社神戸製鋼所	登録意匠 第766928号
被告	株式会社加藤製作所	物品 自走式クレーン (G2-2)
		適用条文 37条、39条
		掲載文献 取消判集(63) 判決速報(261) 知的裁集29巻1号
判示事項		
・イ号意匠が本件意匠に類似するとして、製造、販売、販売のための展示の差止、廃棄および1億4256万円の損害賠償が認められた事例。 ・公知意匠中に存在する個々の構成態様を、要部から除外すべきであるとする被告の主張は採用できない。また、被告はブームやウインチがクレーン車の取引者にとって最も目を引く箇所であると主張するが、本件意匠においては、ブーム、キャビン、機器収納ボックス三者の構成態様及び配設関係、ブーム全体の構成態様及び下部走行体等との配設関係等のより基幹的構成が要部と認められる。		
平成6年(ワ)第3367号判決	京都地	B-273
判決言渡	平成9年1月30日	結論 請求棄却
原告	中井 均	登録意匠 第900798号
被告	株式会社ユ一	物品 股関節部緊縮用バンド (B2-0)
		適用条文 24条
		掲載文献 判決速報(262) 判例集V(平9)
判示事項		
・イ号意匠と本件意匠は看者の受ける美感を異にし全体的に観察して類似しないとされた事例。 ・仮にこの種のバンドが原告主張のとおりヒトの腰部とか胴部のまわりを緊縮するバンドとしては新規な商品であるとしても、物品の構成とそれに基づく作用効果が問題とされる特許権または実用新案権の場合と異なり、意匠権の場合には、その意匠に係る物品についての当該意匠全体から受ける美感が問題とされるもので、新種の商品であるからといって、ただちにその物品の基本的構成部分に意匠としての要部があるとはできない。		

平成5年(ワ)第1734号判決	神戸地	B-274
判決言渡	平成9年3月26日	結論 請求認容(控訴)
原告	株式会社久宝プラスチック製作所	登録意匠 第723293号 第754368号
被告	アイリスオーヤマ株式会社	物品 物干し器具 (C3-7)
		適用条文 24条
		掲載文献 判決速報(264) 判例集V(平9)
判示事項		
・イ号意匠及びロ号意匠は、それぞれ各A及びBの登録意匠に類似するとされた事例。 ・先端が「つ」字形のクリップに成型された物干し杆が、先端が支柱側よりやや高くなるように緩やかな放射状をもって設けられている構成は、本件意匠Aの出願前に公知となっていたことが認められるが、一般に意匠は全体として機能的に構成されているものであるから、意匠の構成として公知の部分が含まれていても右構成部分が意匠全体からみて看者の注意を強くひくといえる場合にはなお要部たりうるものといえる。本件意匠Aにおいて下段物干し杆は、全体の構成からみて中心的部分に位置し、その先端に「つ」字形クリップが形成されていることにより、意匠全体として看者に軽快な印象を与えるもので、右構成部分は看者の注意を強くひく部分であるといえるから、本件意匠の要部であるといえる。		
平成6年(ワ)第11590号判決	大阪地	B-275
判決言渡	平成9年3月27日	結論 請求棄却
原告	積水樹脂株式会社	登録意匠 第733518号
被告	ソーコー株式会社	物品 物干し器具 (C3-7)
		適用条文 22条、24条
		掲載文献 取消判集(63) 判決速報(264)
判示事項		
・イ号物件及びロ号物件は、それぞれ本件登録意匠に類似しないとされた事例。 ・本件登録意匠の全体の基本的形状自体は、昭和40年頃から存在する二段式のスタンド式物干し器としてきわめてありふれた形態のものであるというべきであって、看者の注意を惹くものとは考えられないから、到底本件登録意匠の要部ということとはできず、したがって、被告意匠が右全体の基本的形状において本件登録意匠と一致するからといって、直ちに本件登録意匠に類似するということとはできない。そして、前記支柱部については、前記した垂直に立設された細長い丸棒状という以上に具体的形状というものには存在しないから、本件登録意匠の要部は、上段物干し杆部、下段物干し杆部及び脚部のそれぞれの部位における具体的形状にあるということになる。		
平成8年(ワ)第6304号判決	大阪地	B-276
判決言渡	平成9年4月24日	結論 請求認容
原告	株式会社昭和コーポレーション	登録意匠 第886037号
被告	南電機株式会社	物品 吊具 (M3-0)
		適用条文 37条1項、2項
		掲載文献 取消判集(64) 判決速報(265)
判示事項		
イ号意匠及びロ号意匠は、本件意匠に類似するとしてその製造販売を差し止められた事例。		

平成5年(ワ)第17437号判決	東京地	B-277
判決言渡	平成9年4月25日	結論 請求棄却(控訴)
原告	金田 登志栄	登録意匠 第859953号
被告	富士紡績株式会社 外2名	物品 ゴム紐 (M1-6)
		適用条文 3条1項、22条、 24条、37条1項、 39条2項
		掲載文献 取消判集(64) 判決速報(265) 知的裁集29巻2号
判示事項		
<p>・被告意匠はいずれも本件登録意匠の出願当時の公知意匠と実質的に同一であるから、被告意匠はいずれも本件登録意匠の範囲に含まれないものと認められるとして原告の請求が棄却された事例。</p> <p>・右のような権利成立上の瑕疵のある意匠権に基づく差止請求その他の請求を受けた相手方としては、右のような意匠登録を無効とする審判を請求できることは別に、自己の実施している意匠が当該登録意匠との関係での公知意匠と同一あるいは実質的に同一であることを主張、立証して、当該登録意匠の範囲に含まれないという意味での請求権不発生の抗弁(これを名付けるならば「出願前公知意匠の抗弁」と呼ぶことができよう。)とすることができるものと解するのが相当である。</p> <p>・登録意匠の意匠権の効力は、少なくとも当該登録意匠との関係での公知意匠には及ばないというのが意匠法の条文の趣旨と解されるばかりでなく、実質的に考えても、公知意匠の存在によって無効事由があるのにこれを看過して登録された意匠権に基づいて当該公知意匠と同一の意匠の実施の差止請求等の請求を認容するのは、ものの道理に合わないからである。</p>		
平成7年(ワ)第4767号判決	大阪地	B-278
判決言渡	平成9年7月31日	結論 請求認容
原告	大和産業株式会社	登録意匠 第863998号
被告	河淳株式会社	物品 同号類似1号 手さげかご (G1-5)
		適用条文 24条、39条1項
		掲載文献 取消判集(64) 判決速報(269)
判示事項		
<p>・被告製品の販売は本件意匠権を侵害するものであるとして販売の停止と損害賠償を命じられた事例。</p> <p>・意匠の類否判断は、全体としての美感が問題になる以上、全体的な総合判断によるべきものではあるが、需要者の注意を惹く部分は大きなウェイトをもって評価されるところ、本件登録意匠の意匠に係る物品である手さげかごは、スーパーマーケット等の店舗において、買い物客が購入したい商品を勘定場まで運ぶ便宜のため併せて支払いの済んでいない商品を支払いの済んだ商品と明確に区別するために店舗が用意するものであり、このような手さげかごの通常の使用方法において、自然と目に入るのは正面、背面、左右側面であり、底面や平面は目につきにくいから、正面、背面、左右側面の形態が、意匠の類否判断に当たって需要者の注意を惹く部分として大きなウェイトをもって評価されるものといわなければならない。</p>		

平成5年(ワ)第2655号判決	大阪地	B-279
判決言渡	平成9年9月16日	結論 請求認容
原告	株式会社クラコ	登録意匠 第668793号
被告	日本設備企画株式会社	物品 油煙ろ過器のフィルター (D4-5)
		適用条文 24条、39条1項
		掲載文献 取消判集(67) 判決速報(270)
判示事項		
<p>・右のような構成⑨⑩及び⑪は、フィルターの断面によるまでもなく、また、フィルター表板とフィルター裏板とに分解するまでもなく、フィルターの外観を正面及び背面から観察する(格子状縦板と格子状縦板の隙間、真正面からだけでなく、斜めからも見ることになる。)ことにより、羽根板及びパッフル板の先端部の形状まで看取することが十分可能である(このことは、フィルターの断面形状が断面図の形で看取することが可能であるというのではなく、フィルターの外観から断面形状を把握することが可能であるということである。)から、被告の右主張は採用することができない。</p> <p>・ろ過部は、物品の中央部を占めていて、しかも意匠全体に占める割合が枠部に比して圧倒的に大きいから、必然的に目につきやすく、強く印象づけられる部分であるということが出来る。</p> <p>・公知意匠として挙げるものには、右のような本件登録意匠の要部である構成⑨⑩⑪を一体的に備えたものは存在せず、したがって、本件登録意匠と同一又は類似するものは存在しないから、いずれも本件登録意匠の意匠登録について無効事由となるものではない。</p>		
平成7年(ワ)第1847号判決	神戸地	B-280
判決言渡	平成9年9月24日	結論 請求棄却
原告	栄レース株式会社	登録意匠 第856575号
被告	金商又一株式会社 外1名	物品 細幅レース地 (M1-6)
		適用条文 24条、26条
		掲載文献 判決速報(270)、 判例集V(平9)
判示事項		
<p>・ブラジャーの意匠と本件登録意匠の間には類似関係又は意匠法26条にいう利用関係も認められないとされた事例。</p> <p>・(4)しかしながら、本件登録意匠と類似するレース地から切り取られた各布地には、レース地の意匠を構成する最小単位の図柄(基本パターンと反転パターンの組み合わせ)が全部含まれているものはないこと、(5)その結果、イ号ブラジャー及びロ号ブラジャーの意匠中には、本件登録意匠と類似するレース地の最小単位を観察できる部分はないし、もとより、本件登録意匠やこれと類似するレース地の特徴である最小単位の図柄を帯状に連続配置している様子が窺える部分もないこと、の各事実が認められる。したがって、そもそも、イ号ブラジャーの意匠中に第一登録意匠の類似意匠が、ロ号ブラジャーの意匠中に第二登録意匠の類似意匠が含まれているという包含関係が認められないから、それらブラジャーの意匠と本件登録意匠の間には意匠法26条にいう利用関係も認められない。</p>		

平成7年(ワ)第2951号判決	横浜地	B-281
判決言渡	平成9年10月27日	結論 請求棄却
		登録意匠 第675290号
		物品 スクレーパーコンベア用輸送管(G1-1)
		適用条文 24条、37条、39条
		掲載文献 判例集IV(平9)
判示事項		
<p>本件意匠は、要部である上側ガイドレールが、L字型部材で四角形の中空部を形成しているのに対し、被告意匠は、L字型部材の側縁を、上側輸送空間部の左右側面に固定し、その水平部分が空間部に突出するようなかたちで、上側ガイドレールを形成しており、明らかにその形態を異にし、取引者である見る者の印象を異にすることが認められる。したがって、被告意匠は、本件意匠と類似するものとはいえない。</p>		
平成7年(ワ)第14262号判決	東京地	B-282
判決言渡	平成9年12月12日	結論 請求棄却(控訴)
原告	ジャパンスチールスインターナショナル株式会社	登録意匠 第793819号
被告	綜建産業株式会社	物品 同号類似1~3号
		物品 足場板用枠(L1-1)
		適用条文 23条、38条
		掲載文献 取消判集(68)
		判決速報(272)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・被告製品における被告各意匠は、本件意匠を直接侵害も間接侵害もしていないとして、請求が棄却された事例。 ・なお、原告は、被告製品の手摺柱起立部には、必ず手摺柱が起立させられることが予定されるから、手摺柱を立てた状態で本件登録意匠と比較すべきである旨を主張するが、直接侵害の成否を考える際には、現実の被告製品の意匠を本件登録意匠と比較すべきであるところ、被告製品は手摺柱が起立していないものであるから、原告の主張は採用できない。 ・以上によれば、短棒又は長棒のラージテッスルを被告製品に立てた場合のB意匠、C意匠は、本件登録意匠に類似しないところ、被告製品は、ラージテッスルを立てる用途にも供されるものであり、また、被告製品は本件登録意匠に類似しないところ、五に判断したとおり、被告製品はそのままの状態でも使用されるのであるから、その余の点について判断するまでもなく、被告製品が、本件登録意匠に類似する意匠に係る物品の製造のみに使用する物に当たると認めることはできず、原告の間接侵害の主張には理由がない。 		

平成7年(ワ)第7482号判決	大阪地	B-283
判決言渡	平成9年12月25日	結論 請求認容
原告	山岡金属工業株式会社	登録意匠 第894408号
被告	ニチワ電機株式会社	物品 クッキングテーブル(C6-4)
	外1名	適用条文 37条、39条、41条
		掲載文献 判決速報(273)、判例集IV(平9)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・また、その需要者はパーティ会場等を備えるホテルではあるものの、調理場の壁面等に背面を向けて固定して使用する通常の調理台とは異なり、パーティ会場等で使用しても会場の雰囲気は損なわず、あるいは客に違和感を与えないものであることが重要であり、したがって、需要者であるホテル等も客側の視点で観察した場合の美感を重視するものと考えられる。 ・一般にある意匠が登録意匠と類似するか否かについては、微妙な判断を必要とするところ、被告意匠が本件登録意匠に類似することは、明々白々であるとはまではないことができず、類似しないとする被告らの主張も、結局当裁判所の採用するところとはならなかったものの、被告らの主張としては一応ありうるものであるから、被告会社が原告から警告を受けながら、その後も被告物件の製造販売を継続したからといって、被告岡田が被告会社の代表取締役としての職務を行うにつき商法266条の三にいう悪意又は重大な過失があったとまでいうことはできない。 ・被告会社は、被告物件を定価よりも低い価格で販売しており、そのため前記のような被告物件の販売により得た売上額は5102万8870円にとどまることが認められるが、一般に、登録意匠の実施料を決めるに当たっては、定価を基準にするのが合理的であると考えられるので、意匠法39条2項にいう「通常受けるべき金額」を算定するに当たっても、定価を基準にするのが相当である。 		
平成6年(ワ)第7400号判決	大阪地	B-284
判決言渡	平成10年1月29日	結論 請求認容
原告	東邦製鏡株式会社	登録意匠 第654321号
被告	株式会社リーガル	物品 肩掛けかばん(B4-1)
	外2名	適用条文 24条、39条1項
		掲載文献 判決速報(275)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・イ号意匠は、本件登録意匠に類似するとして被告らに損害賠償を命じた事例。 ・他人の商品形態を模倣した商品を販売するなどの行為は、その商品形態が特許権、意匠権等の知的財産権によりあるいは不正競争防止法により保護されるなどの場合を除き、それだけで直ちに民法上違法な行為として不法行為を構成するものではなく、不法行為を構成するというためには、ことさらに他人の商品との誤認混同を生じさせて自己の利益を図り又は他人に損害を被らせることを意図するなど、不正な競争をする目的で、他人の商品形態をそっくりそのまま模倣し、他人の販売先に積極的、集中的に販売するなど、当該商品の市場における公正な競争秩序を破壊する著しく不正な方法をもって、他人に営業上、信用上の損害を被らせたというような特段の事情の存することが必要であると解すべきである。 		

平成9年(ワ)第8416号判決	東京地	B-285
判決言渡	平成10年2月25日	結論 一部認容(控訴)
原告	株式会社バンダイ	登録意匠 第993383号
被告	株式会社永光	物品 ゲーム機(たまごっち) (E2-2)
	適用条文 37条	掲載文献 判決速報(274)
判示事項		
<p>・イ号商品(「ニュータマゴウオッチ」)は、原告商品(「たまごっち」)の形態を模倣した商品であり、また、混同のおそれがあるから、イ号商品を輸入し、販売する被告の行為は、不正競争防止法2条1項3号及び1号の不正競争行為に該当するとして、差止及び損害賠償を命じられ、また、ロ号商品及びハ号商品(「ドラゴッチ」)のロ号意匠、ハ号意匠は、本件意匠に類似するから、ロ号商品及びハ号商品を輸入し、販売する被告の行為は、本件意匠権を侵害するとして、差止を命じられた事例。</p> <p>・原告商品とイ号商品の形態の特徴を比較すると、液晶表示画面の周囲のギザギザ状の窪みを除き、ほぼ同一であり、実質的に同一の形態を有するものと評価できる。</p> <p>・本体部分の全体形状が全体に丸みを帯びた扁平の卵形をなしているという形態は、とりわけ印象の強い独特の形態と言うべきで、液晶ゲーム機分野において、特異性をもった形態といえることができる。</p>		
平成8年(ワ)第7906号判決	大阪地	B-286
判決言渡	平成10年2月26日	結論 請求認容
原告	有限会社ヤマダ	登録意匠 第713923号
被告	株式会社神戸珠数店	第713925号 第713926号
	物品 根付け (B3-1)	適用条文 24条、37条1項
	掲載文献 判決速報(275)	
判示事項		
<p>・被告物件(イ～ハ)は、本件登録意匠に類似するとして製造、販売の停止を命じられた事例。</p> <p>・本件各登録意匠の意匠に係る物品は、具体的には、ネックレス、ペンダント、数珠、その他装身具に取り付けて用いる下げ飾りであると認められるから、本件において「下げ飾り」として特定している被告物件が本件各登録意匠の意匠に係る物品と同一物品であることは明らかである。また、本件において原告は、被告物件を取り付けた「数珠」も差止請求の対象としているが、被告物件を取り付けた「数珠」を製造、販売することは、すなわち被告物件を製造販売することにほかならないから、被告の主張は失当というほかない。</p>		
平成9年(ネ)第2248号判決	東京高	B-287
判決言渡	平成10年3月25日	結論 控訴棄却
控訴人	金田 登志栄	登録意匠 第859953号
被控訴人	富士紡績株式会社	物品 ゴム紐 (M1-6)
原審番号	平成5年(ワ)第17437号	適用条文 24条、37条
	掲載文献 判決速報(276)	
判示事項		
被告意匠は本件意匠の出願当時の公知意匠と実質的に同一であるから、本件意匠の範囲に含まれないとした判決が支持された事例。		

本訴平成8年(ワ)第2412号判決	大阪地	B-288
反訴平成8年(ワ)第4199号判決		
判決言渡	平成10年6月4日	結論 本訴請求棄却、 反訴認容
反訴被告	株式会社東洋マーク製作所	登録意匠 第946244号
反訴原告	株式会社ミラリード	物品 包装用容器 (F4-3)
	適用条文 37条、39条2項	掲載文献 判決速報(278)
判示事項		
原告のプリスター包装容器は、被告の実用新案権及び意匠権に抵触するとして、その販売等の差止請求等が認められ、被告の行為を虚偽事実の陳述流布とする原告の請求が棄却された事例。		
平成9年(ネ)第404号判決	東京高	B-289
平成9年(ネ)第2586号判決		
判決言渡	平成10年6月18日	結論 控訴棄却(上告)
附帯被控訴人	株式会社加藤製作所	登録意匠 第766928号
附帯控訴人	株式会社神戸製鋼所	物品 自走式クレーン (G2-2)
原審番号	平成5年(ワ)第3966号	適用条文 37条、39条
	掲載文献 判決速報(278)	
判示事項		
<p>・イ号意匠は本件意匠に類似するとして判決が支持された事例。</p> <p>・意匠の類否を判断するに当たっては、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらに公知意匠にない新規な創作部分等を参酌して、取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠が意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを観察することが必要である。</p>		
平成9年(ネ)第5947号判決	東京高	B-290
判決言渡	平成10年6月24日	結論 控訴棄却
控訴人	ジャパンスチールスインターナショナル株式会社	登録意匠 第793819号
被控訴人	綜建産業株式会社	物品 同号類似1～3号 足場板用枠 (L1-1)
原審番号	平成7年(ワ)第14262号	適用条文 23条、38条
	掲載文献 判決速報(279)	
判示事項		
被告意匠は本件意匠権を直接にも間接にも侵害していないとした判決が支持された事例。		
平成9年(ネ)第950号判決	大阪高	B-291
平成9年(ネ)第2292号判決		
判決言渡	平成10年7月15日	結論 原判決取消
控訴人	アイリスオーヤマ株式会社	登録意匠 第723293号 第754368号
被控訴人	株式会社久宝プラスチック製作所	物品 物干し器具 (C3-7)
原審番号	平成5年(ワ)1734号	適用条文 24条
	掲載文献 原本写し	
判示事項		
登録意匠と類似する意匠との類否判断は、当該物品の用途・機能・使用態様等を考慮しつつ、各意匠の基本的構成態様と具体的構成態様における特徴を抽出し、それらを参考としながら各意匠の要部を認定してなすべきであり、右要部を認定するにあたっては、公知意匠や類似意匠を参酌し、物品の形態・用途等からみてその取引過程ないし使用状態において取引者・需要者の目に付き易く、原則として公知意匠にない新規で視る者の注意を強く引きつける部分を重視してなすべきである。		

平成10年(ネ)第1069号判決	東京高	B-292
判決言渡	平成10年7月16日	結論 控訴棄却
控訴人	株式会社永光	登録意匠 第993383号
被控訴人	株式会社バンダイ	物品 ゲーム機(たまごっち)
原審番号	平成9年(ワ)第8416号	(E 2-2)
	適用条文	37条
	掲載文献	判決速報(280)
判示事項		
イ号商品「ニュータマゴウオッチ」は、原告商品「たまごっち」と混同のおそれがあるとした判決が支持された事例。		
平成9年(ワ)第10321号判決	東京地	B-293
判決言渡	平成10年8月27日	結論 請求棄却
原告	エビス瓦工業株式会社	登録意匠 第786859号
被告	野安製瓦株式会社	物品 かわら
		(L 6-1)
	適用条文	37条、39条1項
	掲載文献	判決速報(281)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・被告意匠は、原告意匠の要部たる構成を備えないものであり、原告意匠に類似しないとして、被告製品の製造・販売の差止請求、損害賠償請求などを棄却した事例。 ・被告意匠は、前記相違点③⑤⑥において原告意匠の要部たる構成を備えないものであり、殊にかわら同士を葺合わせて使用したときに外部に現れる部分であって、かわらの用途上見る者にひときわ目立つ平面中央部に設けられた六つの滑り止め部を被告意匠が備えていない点において大きく異なることに照らせば、その相違は、両意匠の共通点に由来する類似性を上回るものであって、原告意匠及び被告意匠を全体的に観察した場合に、両意匠を見る者に対し、視覚を通じての美感において異なった印象を与えるというべきである。 		
平成6年(ワ)第11086号判決	大阪地	B-294
判決言渡	平成10年9月3日	結論 請求棄却
原告	株式会社ソフト九九コーポレーション	登録意匠 第872754号
被告	株式会社リンレイ	物品 包装用缶
	外1名	(F 4-5)
	適用条文	24条、37条、39条1項
	掲載文献	判決速報(282)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・本件登録意匠は図面相互間に不一致があり、意匠の内容を把握することができないから、本件意匠権の侵害を理由に差止め及び損害賠償を求める原告の請求は理由がないとされた事例。 ・本件登録意匠は、当業者からみて、直線状のテーパ一面の角度及び寸法を平面図等によって示される程度のものでしたものであるか、正面図等によって示される程度のものでしたものであるかは、一般的に明らかであるということとはできない。その他、当業者の立場から、本件登録意匠の願書及び添付図面の記載内容並びに意匠に係る物品(包装用缶)の性状などを総合的に判断しても、合理的、客観的に、原告主張のように平面図等が作図上の誤記であると理解することができるとはいえないから、結局、本件登録意匠の内容を把握することはできないといわなければならない。 		

平成9年(ワ)第5492号判決	大阪地	B-295
判決言渡	平成10年9月22日	結論 請求棄却
原告	株式会社ニッショー	登録意匠 第929552号
被告	扶桑薬品工業株式会社	物品 輸液容器
		(J 7-4)
	適用条文	6条8項、24条、37条
	掲載文献	判決速報(282)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・イ号意匠は本件登録意匠に類似しないとされた事例。 ・願書の記載及び図面から当業者であれば自明のものとして理解される内容については、必ずしも願書又は図面には明確に記載されていなくても、なお意匠の内容として把握することが可能であり、このように解することは、意匠法24条に反するものではないと解される。 ・本件登録意匠のような筒状排出口の形状は、提出された公知意匠のどれにも見られない独自性の強いものであり、その全体に占める大きさと併せて、本件登録意匠の美感を大きく左右している要素の一つであると認められ、したがって、筒状排出口の形状の相違は無視できないものというべきである。 		
平成9年(ワ)第28230号判決	東京地	B-296
判決言渡	平成10年10月30日	結論 請求棄却
原告	イーグルクランプ株式会社	登録意匠 第673691号
被告	レンフローージャパン株式会社	物品 荷役用クランプ
		(G 1-0)
	適用条文	23条
	掲載文献	判決速報(283)
判示事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・被告意匠と本件意匠とは、要部である柄部について美感が大きく異なるとして類似しないとされた事例。 ・被告意匠は、全体として扁平な形状をしており、柄部が正面部の中央付近に位置し、他の部分に比べて大きな面積を占めていることから、被告意匠においても吊荷固定部や吊環部とともに柄部が要部である。 ・本件意匠の柄部と被告意匠の柄部の構成を比較すると、外縁、短円柱連結部の形状が異なる他、本件意匠には周縁部及び凹部があり、それが看者の注意を引く本件意匠の柄部の特徴的な部分となっているものと認められるのに対し、被告意匠にはそのようなものはなく、他方、被告意匠には本件意匠にはない略三角形の部分及びその左右の平板な部分がある。 		
平成8年(ワ)第23131号判決	東地	B-297
判決言渡	平成10年11月26日	結論 請求棄却
原告	株式会社竹内工業所	物品 タグシー用表示灯
被告	サンオート株式会社	意匠登録 第255705号
		掲載文献 パテント, 1999年, 52巻第5号, 71頁

平成10年(ワ)第11682号判決	東地	B-298
判決言渡	平成11年2月25日	結 論 請求棄却
原 告	ドルナ・プロモシオン・デル・デポルテ・エス・エイ 外1名	物 品 広告器
被 告	ジェイ坂崎マーケティング株式会社	意匠登録 第859852号
		掲載文献 判決速報(287)
判示事項		
1. 原告ドルナ・プロモーションが「要部」であると主張する点は、本件意匠権に係る物品である広告器が果たすべき機能ないし作用を述べたものにすぎず、その「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」によって特定される本件登録意匠の構成態様について何ら触れるものではないから、これをもつて本件登録意匠の要部（看者の注意を引く部分）であると認めることはできない。		
2. 本件登録意匠と被告意匠とは、視覚を通じて起こされる美感が著しく相違していることは明らかであるから、両者が類似しているとは到底認めることができない。3. 商品の機能は不正競争防止法による保護の対象となるものでないから、同法に基づいて「モータにより回転される広告が正面の全体に掲示される」広告器を独占することを求める原告ドルナジャパンの請求は、理由がない。		
3. 仮に、原告広告器の形態が同原告の商品等表示として出所表示機能を有し得るとしても、その場合に商品等表示となる原告広告器の形態は、本件登録意匠の構成と同一のものであると認められる。説示したとおり、本件登録意匠と被告意匠とが類似していないことは明らかである。したがって、原告広告器の形態と被告広告器の形態とが類似しているということも、需要者の間に誤認混同が生じ得るということもできないから、いずれにしても、同原告の請求は理由がないことに帰する。		
平成9年(オ)第306号判決	最高裁	B-299
判決言渡	平成11年5月18日	結 論 上告棄却
上 告 人	A	物 品 龍村の織物
被 上 告 人	株式会社龍村美術織物 外1名	掲載文献 判決速報(290)
原審番号	平成5年(ネ)第495号、第2185号[第1審 昭和63年(ワ)第339号、第870号]	
平成10年(ネ)第517号判決(侵害行為差止請求控訴事件)、平成10年(ネ)第1504号判決(侵害行為差止請求附帯控訴事件) 大高 B-300		
判決言渡	平成11年5月25日	結 論 控訴棄却
附帯被控訴人	ニチワ電機株式会社	物 品 クッキングテーブル
附帯控訴人	山岡金属工業株式会社	掲載文献 判決速報(291)
原審番号	平成7年(ワ)第7482号	
平成10年(ネ)第2916号判決	大高	B-301
判決言渡	平成11年5月25日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社ソフト99コーポレーション	物 品 包装用缶
被 告	株式会社リンレイ 外1名	意匠登録 第872754号
原審番号	平成6年(ワ)11086号	掲載文献 判決速報(291)

平成10年(ワ)第12425号判決	東地	B-302
判決言渡	平成11年5月31日	結 論 請求棄却
原 告	ケイコン株式会社	物 品 擁壁用ブロック
被 告	前田製管株式会社	意匠登録 第841840号
		掲載文献 判決速報(291)
判示事項		
1. 擁壁用ブロックの需要者たる工事業者は、取引に当り、前面パネルの形状のほか、側壁、底壁及びリブの位置及び形状並びに側壁及び底壁の開口部の位置及び形状に注目するものと推認することができる。本件意匠の要部とイ号意匠を比較すると、後方へ約七〇度傾斜した前面パネルと底壁と二枚の側壁とからなる擁壁用ブロックであること及び底壁の長さと同じ長さの底辺を持ち、前面パネルと同一の傾斜角度を持った縦横比が略二対一の平行四辺形の側壁が形成されていることは、共通するが、前面パネルを正面から見たときの形状、底壁の形状、前面パネルの背面部における側壁の位置、側壁の開口部の位置及び形状、前面パネルの背面中央部におけるリブの形状、底壁の開口部の位置及び形状が大きく異なっているから、本件意匠とイ号意匠は、需要者にとつて美観を異にするものであり、これらが類似すると認めることはできない。		
2. 本件意匠には、六つの類似意匠が登録されていること、類似意匠登録番号第六号は、イ号意匠と極めて似ていること、以上の事実が認められるが、意匠の類否の判断は、本意匠との比較でなすべきものであるから、右のとおり本件意匠とイ号意匠が類似していない以上、意匠権の侵害は認められない。		
平成10年(ワ)第62号判決	新潟地	B-303
判決言渡	平成11年6月22日	結 論 請求一部認容
原 告	A	物 品 ロープ連結環
被 告	株式会社ロストアロ	掲載文献 判決速報(300)
判示事項		
前訴において、「被控訴人は本和解成立後、被告製品を製造・販売しない。」との条項を含む和解が成立し、右条項の「被告製品」の下に「(被告製品よりも原告意匠に類似する方向で設計変更した製品を含む)」と括弧書きの文言が付されている。本訴における被告製品の意匠は、前訴被告製品の意匠に、柄部の構成として垂直吊環部を上部付近にまで取りこんだ略三角形(富士山型)の部分形成させたものにはほぼ相当し、この略三角形の部分の存在及び垂直吊環部頂部からの外縁の屈曲位置及び角度において全組成物被告製品の意匠と相違することが認められる。従つて、本訴の被告意匠が前訴被告製品の意匠と同一のものであると認めることはできない。次に、本訴の被告意匠の柄部の略三角形の部分は、本件意匠にないものであり、また、本訴の被告意匠と前訴被告意匠は屈曲部の位置が本訴の被告製品の方が上部にあり、屈曲角度が本訴の被告製品の方がよりなだらかである点において、垂直吊環部頂部からの外縁の形状の差異があり、この差異は、本件意匠の屈曲部よりもその位置が更なる方向のものと印象づけられる。従つて、本訴の被告製品は、前訴の和解条項中の「被告製品よりも原告意匠に類似する方向で設計変更した製品」に該当するものということもできない。よつて、前訴の和解の債務不履行を原因とする控訴人の請求も理由がない。		
平成9年(ワ)第27096号判決	東地	B-305
判決言渡	平成11年6月29日	結 論 請求認容
原 告	シチズン時計株式会社 外1名	物 品 腕時計用側
被 告	有限会社タイムリバー	意匠登録 第1008003号

平成9年(ワ)第4986号判決	東地	B-306
判決言渡	平成11年8月27日	結 論 請求棄却
原 告	コロナ産業株式会社	物 品 装飾用電球ソケット
被 告	株式会社ドウシシャ 外1名	適用条文 第793689号 掲載文献 判決速報(294)
判示事項		
<p>本件意匠出願前には、全高の上部側略三分の一を円筒状部とし、残りを断面正六角形の柱状部とし、直径と高さの比率が略一対二である基本的構成態様を有するソケットは、公然知られたものとなっていたところ、本件意匠の各基本的構成態様のうち、全体として筒状に構成されていること、上部側は、外面を円筒状に形成した円筒部であること、円筒部の下側には、断面正六角形の角筒部が連続していることは、いずれも右出願前公知の意匠と同じである。また、本件意匠の基本的構成態様のうち、全体の高さと円筒部の高さの比率が約一・〇対〇・三であることも、右出願前公知意匠とほとんど変わらないということが出来るし、全体の高さと最大幅の比率が約一・〇対〇・四であることも、右出願前公知の意匠とさほど大きな差ではない。そうすると本件意匠の要部としては、基本的構成態様のみならず、具体的構成態様をも含んだものとして考えなければならない。</p>		
平成9年(ワ)第21694号判決	東地	B-307
判決言渡	平成11年8月27日	結 論 請求認容
原 告	株式会社タナカ	物 品 羽子板ボルト
被 告	株式会社カナイ	意匠登録 第962251号 掲載文献 判決速報(294)
判示事項		
<p>平成9年(ワ)第21694号羽子板ボルトにおいて、矩形板の一端にボルトの一端を溶接した形態及び矩形板の一端をU字断面を形成するように屈曲成形した上、その両縁部にボルトを溶接した形態は、本件意匠出願時において知られていたが、本件意匠のように、矩形板の一端がU字状溝を形成し、かつ右U字状溝部の高い側(背部)にボルトの一端を溶接した形態の羽子板ボルトは、本件意匠出願時には知られていなかったものと認められるから、本件意匠において最も取引者の注意をひく点は、矩形板の一端がU字状溝を形成し、かつ右U字状溝部の高い側(背部)にボルトの一端を溶接した点にあるというべきである。被告意匠は、いずれも、矩形板の一端がU字状溝を形成し、かつ右U字状溝部の高い側(背部)にボルトの一端が溶接されている。その他の差異はいずれも全体の美感を左右するほどの大きな差異ということではできないから、被告意匠は、本件意匠と全体的な形状が似ているということが出来る。当時は、本件意匠権はいまだ登録されていないから、そのような時期にタナカスチール工業が被告製品の製造販売を承諾していたからといって、本件意匠権登録後も被告製品の製造販売を承諾していたということではできない。</p>		

平成10年(ワ)第4397号判決	大地	B-308
判決言渡	平成11年10月19日	結 論 請求一部認容
原 告	株式会社ユニオン	物 品 消化器収納用具、 消化器スタンド
被 告	株式会社満点商会	意匠登録 第808386号、第 959075号 掲載文献 判決速報(297)
判示事項		
<p>平成10年(ワ)第4397号本件第二意匠とハ号意匠は、立ち上がり部をそのまま後方に延設しているか、あるいは中途の部分で台座と平行方向へ屈折して延設しているかについて形状に差異があるが、看者の視点から両意匠を観察した場合、右形状の差異は、特に正面上方から観察した場合には目立つものではなく、また、斜め前方の上方から観察した場合には、両者の形状の差異は認められるものの、本件第二意匠の全体形状の斬新性からすれば、なお、全体形状の類似性に埋没する程度の微差にすぎないものというべきである。</p> <p>また、ハ号意匠は、台座部に四つの小突起を下方に向けて突出させている点でも本件第二意匠と形状が異なるが、この点は、右の看者の視点から見た場合にほとんど目立つものではない。更に、本件第二意匠が楕円形であるのに対し、ハ号物件が円形あるいはこれをやや変形させたものである点が異なるとしても、右の相違点は、本件第二意匠の全体形状の類似性に埋没する。よって、ハ号物件の意匠と、本件第二意匠は類似するというべきである。</p>		
平成10年(ワ)第15700号判決	東地	B-309
判決言渡	平成11年10月29日	結 論 請求一部認容
原 告	河淳株式会社	物 品 実演用ワゴンテ ーブル
被 告	株式会社太幸	意匠登録 第845569号 掲載文献 特許ニュース、 平成12年2月21日 判決速報(295)
平成11年(ネ)第1542号判決	東高	B-310
判決言渡	平成11年11月30日	結 論 請求棄却
控 訴 人	新和機械工業株式 会社	物 品 土留用プレート
被控訴人	日東鐵工株式 会社	意匠登録 第628336号
原審番号	平成5年(ワ)第824 号	掲載文献 パテント、平成12 年3月号、90頁 判決速報(297)
平成7年(ワ)第4285号判決	大地	B-311
判決言渡	平成11年11月30日	結 論 請求一部認容
原 告	新興機械工業株式 会社	物 品 ばね製造機の線ガ イド
被 告	株式会社宝精密	意匠登録 第822545号、同号 類似1号、第834995 号 掲載文献 判決速報(297)

平成10年(ワ)第24986号判決	東地	B-312
判決言渡	平成11年11月30日	結 論 請求棄却
原告	帝人株式会社	物 品 医療用酸素濃縮機
被告	株式会社フクダ産業 外3名	意匠登録 第960255号 掲載文献 判決速報(296) 判時1704号154頁 判タ1024号264頁
判示事項		
平成10年(ワ)第24986号イ号意匠の傾斜面部の面積が、函体の表面積に占める割合は、要部Bによつて示される本件意匠のそれよりも明らかに大きく、右傾斜面部が平面部及び垂直面部との間に形成する角度も、本件意匠のそれとは異なっているから、イ号意匠が本件意匠の要部Bを備えるものということとはできない。イ号意匠の傾斜面部に設けられた操作部には、左から順に電源スイッチ、つまみ、表示部、視流計、ノズルが配置されており、右配置の順序が要部Dとは明らかに異なる。また、要部Dでは、操作部は単純に横一列に配置されているのに対して、イ号意匠では、本件意匠に比べて、表面積に占める傾斜面部の面積の割合が大きいため、操作部の配置も自由度が高く、表示部とつまみが上下二段に配置されているので、イ号意匠が本件意匠の要部Dを備えるものということとはできない。したがって、本件意匠とイ号意匠は、全体として美感を異にするものといわざるを得ないから、これらが類似するとは認められない。		
平成10年(ワ)第2980号判決	京都地	B-313
判決言渡	平成11年12月24日	結 論 請求棄却
原告	株式会社タモツ紙工	物 品 化粧箱、小物入れ
被告	堀川経木株式会社	意匠登録 第733261号、 同号類似1~14号 掲載文献 判決速報(298)
平成10年(ワ)第11089号判決	大地	B-314
判決言渡	平成12年2月3日	結 論 請求一部認容
原告	高園産業株式会社	物 品 薬剤分包機用紙管
被告	有限会社メディカル サプライ	意匠登録 第625445号 掲載文献 判決速報(301)
平成10年(ネ)第3763号判決	大高	B-315
判決言渡	平成12年2月18日	結 論 控訴棄却
原告	株式会社キンキ外1名	物 品 破碎機用剪断刀
被告	日本スピンドル製造 株式会社	意匠登録 第941378号、同号 類似1号
原審番号	平成9年(ワ)第1291号	
平成10年(ネ)第3150号判決	大高	B-316
判決言渡	平成12年2月23日	結 論 控訴棄却
控訴人	株式会社ニッショウ	物 品 輸液容器
被控訴人	扶桑薬品工業株式会 社	意匠登録 第989089号、同号 類似1~4号
原審番号	平成9年(ワ)第5492 号	掲載文献 判決速報(301)
平成11年(ネ)第4884号判決	東高	B-317
判決言渡	平成12年2月29日	結 論 控訴棄却
控訴人	株式会社カナイ	物 品 羽子板ボルト
被控訴人	株式会社タナカ	意匠登録 第962251号
原審番号	平成9年(ワ)第21694 号	掲載文献 判決速報(299)
平成11年(ネ)第4022号判決	東高	B-318
判決言渡	平成12年3月7日	結 論 請求棄却
控訴人	株式会社ロストアロ ー	物 品 ロープ連結環
被控訴人	A	掲載文献 判決速報(300)
原審番号	平成10年(ワ)第62号	
平成11年(ネ)第5581号判決	東高	B-319
判決言渡	平成12年3月7日	結 論 請求棄却
附帯被控訴人	株式会社ロストアロー	物 品 ロープ連結環
附帯控訴人	A	掲載文献 判決速報(300)
原審番号	平成10年(ワ)第62号	

平成11年(ワ)第1995等号判決	東高	B-320
判決言渡	平成12年4月25日	結 論 請求棄却
原告	株式会社カナイ	物 品 建築用埋込みボルト
被告	株式会社カネシン	意匠登録 第1029503号 掲載文献 判決速報(301)
平成7年(ワ)第1110号判決(本訴)、平成7年(ワ)第4251号判決(反訴)	大地	B-321
判決言渡	平成12年5月23日	結 論 請求一部認容
原告(反诉被告)	株式会社システックキョーワ	物 品 家具の回転扉用ヒンジ
被告(反訴原告)	株式会社奥田製作所 外2名	意匠登録 第902691号 掲載文献 判決速報(303)
平成11年(ワ)第58号判決	京都地	B-322
判決言渡	平成12年6月29日	結 論 請求一部認容
原告	株式会社京都人形	物 品 置物
被告	有限会社ヤマヒロ	意匠登録 第989120号、第 989121号、同号類 似1号 掲載文献 判決速報(303)
平成12年(ネ)第54号判決	大高	B-323
判決言渡	平成12年7月5日	結 論 請求一部認容
控訴人	株式会社宝精密	物 品 ばね製造機の線 ガイド
被控訴人	新興機械工業株式会 社	意匠登録 第822545号、同号 類似1号、第 834995号
原審番号	平成7年(ワ)第4285 号	
平成7年(ワ)第2692号判決	大地	B-324
判決言渡	平成12年7月27日	結 論 請求認容
原告	株式会社コジット	物 品 結露水掻き取り具
被告	株式会社ファイン	意匠登録 第955817号 掲載文献 判決速報(306)
平成11年(ワ)第28596号判決	東地	B-325
判決言渡	平成12年8月29日	結 論 請求棄却
原告	有限会社小沢工業	物 品 組立て屋根
被告	有限会社フロンティ ア 外1名	意匠登録 第840906号、同号 類似1号 掲載文献 判決速報(305)
平成8年(ワ)第16782号判決	東地	B-326
判決言渡	平成12年8月31日	結 論 請求一部認容
原告	富士写真フイルム株 式会社	物 品 カメラ
被告	ケーアンドジェー株 式会社 外1名	意匠登録 第760922号、同号 類似7号、第913842 号、第919641号、 同号類似1号
平成10年(ワ)第11674号判決	大地	B-327
判決言渡	平成12年9月12日	結 論 請求棄却
原告	有限会社川原商店	物 品 包装用かご
被告	有限会社大西化成商 事	意匠登録 第913086号 掲載文献 判決速報(307) 判時1748号164頁
平成11年(ワ)第26383号	東地	B-328
判決言渡	平成12年11月8日	結 論 請求認容
原告	株式会社タイムリー エレガンス	物 品 絵画用照明灯
被告	A	意匠登録 第1026527号 掲載文献 判決速報(307)
平成12年(ネ)第728号	大高	B-329
判決言渡	平成12年12月1日	結 論 原判決一部取消
控訴人	有限会社メディカル サプライ	物 品 薬剤分包用紙の芯 管・薬剤分包機用 紙管
被控訴人	高園産業株式会社	意匠登録 第625445号 掲載文献 判決速報(309)

平成12年(ワ)第12774号判決	東地	B-330
判決言渡	平成13年1月30日	結 論 却下
原 告	株式会社ラビットデザインアンドクリエイティブオフィス	物 品 擬餌
被 告	株式会社モーリス	意匠登録 第1077939号
平成12年(ワ)第17875号判決	東地	B-331
判決言渡	平成13年2月16日	結 論 請求棄却
原 告	A	物 品 組立屋根
被 告	有限会社小沢工業	意匠登録 第840906号, 同号類似1号
	掲載文献	判決速報(311)
平成12年(ワ)第17877号判決	東地	B-332
判決言渡	平成13年2月16日	結 論 請求棄却
原 告	A	物 品 組立屋根
被 告	株式会社日本衛生センター	意匠登録 第840906号, 同号類似1号
	掲載文献	判決速報(311)
平成11年(ワ)第11203号判決	大地	B-333
判決言渡	平成13年2月20日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社アンクラフト	物 品 乗用自動車
被 告	ダイハツ工業株式会社	意匠登録 第899766号, 第1039384号, 同号類似1号
	掲載文献	判決速報(312)
平成12年(ネ)第4809号判決	東高	B-334
判決言渡	平成13年2月28日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	有限会社小沢工業	物 品 組立屋根
被控訴人	株式会社和孝 外1名	意匠登録 第840906号, 同号類似1号
原審番号	平成11年(ワ)第28596号	掲載文献
		判決速報(311)
平成12年(ワ)第2240号判決	大地	B-335
判決言渡	平成13年4月5日	結 論 請求棄却
原 告	ダイヤフーズ株式会社	物 品 包装用容器
被 告	株式会社栗原製作所	意匠登録 第1046602号, 同号類似1~7号
	掲載文献	判決速報(318)
平成11年(ワ)第10809号判決	大地	B-336
判決言渡	平成13年4月10日	結 論 請求棄却
原 告	芳澤鉛錫株式会社	物 品 据付台
被 告	フソー化成株式会社	意匠登録 第1039096号
	掲載文献	判決速報(318)
平成12年(ワ)第10050号判決	東高	B-337
判決言渡	平成13年4月20日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社アミックス	物 品 商品前出陳列用具
被 告	河淳株式会社	意匠登録 第1041955号
平成13年(ネ)第1280号判決	東高	B-338
判決言渡	平成13年6月28日	結 論 請求棄却
控 訴 人	A	物 品 組立屋根
被控訴人	株式会社日本衛生センター	意匠登録 第840906号, 同号類似1号
原審番号	平成12年(ワ)第17877号	掲載文献
		判決速報(315)
平成12年(ワ)第1455号判決	大地	B-339
判決言渡	平成13年7月12日	結 論 請求棄却
原 告	タカラベルモント株式会社	物 品 理容椅子
被 告	株式会社大廣製作所	意匠登録 第928572号
	掲載文献	判決速報(318)
平成12年(ワ)第2148号判決	京都地	B-340
判決言渡	平成13年8月2日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社カネシン	物 品 建築用埋込みボルト
被 告	松田金属工業株式会社	意匠登録 第905957号
	掲載文献	判決速報(316)

平成11年(ワ)第13242号判決	東地	B-341
判決言渡	平成13年8月30日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社プレスト工業研究所	物 品 ラック用カバー
被 告	カナフジ電工株式会社	意匠登録 第998342号, 第998343号
	掲載文献	判決速報(317)
		判時1762号140頁
		判夕1079号255頁
平成11年(ワ)第7300号判決, 平成11年(ワ)第7670号判決, 同第23050号判決	東地	B-342
判決言渡	平成13年8月30日	結 論 請求容認
原 告	株式会社ソシエテアペックス	物 品 携帯電話機用アンテナ
被 告	株式会社パール無線	掲載文献
		判決速報(317)
平成13年(ワ)第5737号判決	東地	B-343
判決言渡	平成13年11月30日	結 論 請求棄却
原 告	タキゲン製造株式会社	物 品 貨物トラックの荷台扉開閉用ハンドルの掛金
被 告	日本ボデー・パーツ工業株式会社	意匠登録 第957117号
	掲載文献	特許ニュース, 平成14年3月11日 (No. 10753)
		判決速報(320)
平成13年(ネ)第2616号判決	大高	B-344
判決言渡	平成13年12月6日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	A	物 品 フープ材カッター
被控訴人	相生精機株式会社	(剪断機)
原審番号	平成12年(ワ)第1874号	掲載文献
		判決速報(320)
平成13年(ワ)第172号判決	東地	B-345
判決言渡	平成13年12月18日	結 論 請求容認
原 告	株式会社皇漢薬品研究所	物 品 包装用箱
被 告	株式会社三翔 外1名	意匠登録 第1050007号, 第1058960号, 第1068121号
	掲載文献	判決速報(321)
平成13年(ネ)第1307号判決	東高	B-346
判決言渡	平成14年1月31日	結 論 原判決取消
控 訴 人	有限会社小沢工業	物 品 組立て屋根
被控訴人	A	登録意匠 第840906号, 同号類似1号
原審番号	平成12年(ワ)第17875号	掲載文献
		判決速報(322)
平成11年(ワ)第11856号判決	大地	B-347
判決言渡	平成14年2月19日	結 論 請求棄却
原 告	有限会社ケイエエム 外1名	物 品 足場板
被 告	阪神高速道路公団 外3名	意匠登録 第1034463号
	掲載文献	判決速報(327)
平成11年(ワ)第12866号判決	大地	B-348
決定言渡	平成14年2月26日	結 論 請求認容
原 告	株式会社パラデック	物 品 写真立て
被 告	服部製鏡株式会社 外1名	意匠登録 第1055039号, 同号類似1号
	掲載文献	判決速報(327, 338)

平成13年(ワ)第20027号判決	東地	B-349
判決言渡	平成14年3月19日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社桃源社	物 品 墓石
被 告	東京都	意匠登録 第769545号, 同号類似1号, 第814770号, 第968966号, 第832357号, 同号類似1・2号, 第987301号
平成14年(ネ)第150号判決	東高	B-350
判決言渡	平成14年5月23日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	タキゲン製造株式会社	物 品 貨物トラックの荷台扉用開閉ハンドル掛金
被控訴人	日本ボデー・パーツ工業株式会社	意匠登録 第957117号
原審番号	平成13年(ワ)第5737号	掲載文献 判決速報(326)
平成12年(ワ)第1874号判決	神戸高	B-351
判決言渡	平成14年6月22日	結 論 請求棄却
原 告	A	物 品 剪断機(フープ材カッター)
被 告	相生精機株式会社	掲載文献 判決速報(327)
平成13年(ネ)第5158号判決	東高	B-352
判決言渡	平成14年6月27日	結 論 請求棄却
控 訴 人	株式会社よこやま	物 品 両手なべ
被控訴人	明道株式会社	意匠登録 第1031423号
原審番号	平成12年(ワ)第711号	掲載文献 判決速報(327)
平成13年(ワ)第1560号判決	東地	B-353
判決言渡	平成14年6月28日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社コム	物 品 バルブ用筐体
被 告	エスエムシー株式会社	意匠登録 第1002366号
		掲載文献 判決速報(328)
平成13年(ネ)第3044号判決	大高	B-354
判決言渡	平成14年7月3日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社カネシン	物 品 建築用埋込みボルト
被 告	松田金属工業株式会社	意匠登録 第905957号
原審番号	平成12年(ワ)第2148号	掲載文献 判決速報(330)
平成11年(ワ)第2311号判決	名地	B-355
判決言渡	平成14年7月18日	結 論 請求棄却
原 告	シンポ株式会社	物 品 ロースターのプレート
被 告	ジョイテック株式会社	意匠登録 第777252号
		掲載文献 判決速報(329)
平成13年(ワ)第27317号判決(本訴), 平成14年(ワ)第2980号判決(反訴)	東地	B-356
判決言渡	平成14年8月22日	結 論 請求認容(反訴)
原告(反诉被告)	株式会社カンダ	物 品 せいろう用中敷き
被告(反訴原告)	旭化成株式会社 外1名	意匠登録 第1077019号
		掲載文献 判決速報(330)
平成13年(ワ)第26362号判決	東地	B-357
判決言渡	平成14年8月29日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社サーメル	物 品 座いす
被 告	ナカバヤシ株式会社	意匠登録 第1038537号
		掲載文献 判決速報(330)

平成13年(ネ)第4767号判決	東高	B-358
判決言渡	平成14年9月12日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	株式会社ソシエテア	物 品 携帯電話機用アンテナ
被控訴人	株式会社パール無線 外1名	掲載文献 判決速報(330)
原新番号	平成11年(ワ)第7300号, 平成12年(ワ)第7670号, 第23050号	
平成13年(ワ)第27381号判決	東地	B-359
判決言渡	平成14年9月27日	結 論 請求一部認容
原 告	石川島建材工業株式会社	物 品 コンクリート構築物用埋込み具
被 告	明電セラミックス株式会社	意匠登録 第755800号
		掲載文献 判決速報(331)
平成12年(ワ)第7271号判決	大地	B-360
判決言渡	平成14年11月26日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社ライズ	物 品 建築用柱取付足場
被 告	山根鉄構建設株式会社	意匠登録 第841484号, 同号類似1号
		掲載文献 判決速報(334)
平成14年(ネ)第4764号判決	東高	B-361
判決言渡	平成14年12月12日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	株式会社カンダ	物 品 せいろう用中敷き
被控訴人	旭化成株式会社 外1名	意匠登録 第1077019号
原審番号	平成13年(ワ)第27317号, 平成14年(ワ)第2980号	掲載文献 判決速報(333)
平成14年(ワ)第5556号判決	東地	B-362
判決言渡	平成15年1月31日	結 論 請求棄却
原 告	狭山精密工業株式会社	物 品 減速機
被 告	日本サーボ株式会社	意匠登録 第798521号
		掲載文献 判決速報(335)
平成14年(ワ)第1657号判決	東地	B-363
判決言渡	平成15年2月21日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社塚田メディカル・リサーチ	物 品 薬液持続注入器
被 告	エースクラップジャパン株式会社	意匠登録 第928441号
		掲載文献 判決速報(335)
平成14年(ネ)第4093号判決	東高	B-364
判決言渡	平成15年2月25日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	株式会社コム	物 品 バルブ用筐体
被控訴人	エスエムシー株式会社	意匠登録 第1002366号
原審番号	平成13年(ワ)第1560号	掲載文献 判決速報(335)
平成14年(ネ)第4786号判決	東高	B-365
判決言渡	平成15年3月11日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	株式会社サーメル	物 品 座いす
被控訴人	株式会社萬丸 外1名	意匠登録 第1038537号
原審番号	平成13年(ワ)第26362号	掲載文献 判決速報(336)
平成14年(ワ)第16938号判決	東地	B-366
判決言渡	平成15年3月28日	結 論 請求棄却
原 告	アイエスティー株式会社	物 品 作業用足場
被 告	株式会社住軽日軽エンジニアリング	意匠登録 第903265号
		掲載文献 判決速報(337)

平成14年(ワ)第457号判決	大地	B-367
判決言渡	平成15年4月15日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社タカギ・パックス	物 品 荷崩れ防止ベルト
被 告	オーエッチ工業株式会社 外1名	意匠登録 第713500号、同号類似1~6号、第872785号、同号類似1~5号
	掲載文献	判決速報(343)
平成14年(ワ)第18356号判決	東地	B-368
判決言渡	平成15年4月30日	結 論 請求棄却
原 告	アイエスティー株式会社	物 品 作業用足場
被 告	アルインコ株式会社	意匠登録 第903265号
	掲載文献	判決速報(338)
平成15年(ネ)第1119号判決	東高	B-369
判決言渡	平成15年6月30日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	狭山精密工業株式会社	物 品 減速機
被控訴人	日本サーボ株式会社	意匠登録 第798521号
原審番号	平成14年(ワ)第5556号	掲載文献 判決速報(339)
平成15年(ワ)第6950号判決	東地	B-370
判決言渡	平成15年10月29日	結 論 請求一部認容
原 告	株式会社友森鋭二郎デザイン研究所	物 品 建築用板材
被 告	ニチハマテックス株式会社	意匠登録 第980677号
平成14年(ワ)第26828号判決	東地	B-371
判決言渡	平成15年10月31日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社クレント	物 品 換気口用フィルタ
被 告	エステー化学株式会社	意匠登録 第1106147号
	掲載文献	判決速報(343) 判時1849号80頁 判夕1145号240頁
平成14年(ワ)第11150号判決	大地	B-372
判決言渡	平成15年11月13日	結 論 請求認容
原 告	A	物 品 手押し車用立席ボード
被 告	株式会社日本育児	意匠登録 第1083380号
	掲載文献	判決速報(345)
平成15年(ネ)第2884号判決	東高	B-373
判決言渡	平成15年11月27日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	アイエスティー株式会社	物 品 作業用足場
被控訴人	アルインコ株式会社	意匠登録 第903265号
原審番号	平成14年(ワ)第18356号	掲載文献 判決速報(344)
平成15年(ワ)第7936号判決	東地	B-374
判決言渡	平成15年12月26日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社コージン	物 品 盗難防止用商品収納ケース
被 告	エム・ケー・パビック株式会社	意匠登録 第1138441号
	掲載文献	判決速報(330)
平成16年(ネ)第628号判決	東高	B-375
判決言渡	平成16年5月11日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	株式会社コージン	物 品 盗難防止用商品収納ケース
被控訴人	エム・ケー・パビック株式会社	意匠登録 第1138441号
原審番号	平成15年(ワ)第7936号	掲載文献 判決速報(350)

平成15年(ネ)第5942号判決	東高	B-376
判決言渡	平成16年5月18日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	株式会社友森鋭二郎デザイン研究所	物 品 建築用板材
被控訴人	ニチハマテックス株式会社	意匠登録 第980677号
原審番号	平成15年(ワ)第6950号	
平成15年(ネ)第6117号判決	東高	B-377
判決言渡	平成16年5月31日	結 論 原判決取消
控 訴 人	株式会社クレント 外2名	物 品 換気口用フィルタ
被控訴人	エステー化学株式会社	意匠登録 第1106147号
原審番号	平成14年(ワ)第26828号	掲載文献 判決速報(350)
平成14年(ワ)第17577号判決	東地	B-378
判決言渡	平成16年6月4日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社サンワプラニンング	物 品 布団用除湿具
被 告	株式会社オーエムジ	意匠登録 第968609号
被告補助参加人	株式会社アサミ	掲載文献 判決速報(351) 判夕1188号320頁 判時1901号92頁
平成14年(ワ)第8765号判決	大地	B-379
判決言渡	平成16年7月15日	結 論 請求棄却
原 告	ニプロ株式会社	物 品 輸液バッグ
被 告	株式会社大塚製薬工場	意匠登録 第1107140号
	掲載文献	判決速報(353)
平成16年(ワ)第17501号判決	東地	B-380
判決言渡	平成16年10月29日	結 論 請求認容
原 告	呉羽化学工業株式会社	物 品 ラップフィルム摘み具
被 告	A	意匠登録 第1154249号
	掲載文献	判決速報(356) 判時1902号135頁 判夕1196号229頁
平成16年(ワ)第5644号判決	大地	B-381
判決言渡	平成16年12月21日	結 論 請求認容
原 告	株式会社東海	物 品 ライター
被 告	株式会社イングワン	意匠登録 第1066514号
	掲載文献	判決速報(358)
平成16年(ワ)第1099号判決	大地	B-382
判決言渡	平成17年1月17日	結 論 請求棄却
原 告	タカヤマ金属工業株式会社	物 品 床東
被 告	フクビ化学工業株式会社	意匠登録 第1004321号
	掲載文献	判決速報(358)
平成16年(ワ)第6266号判決	大地	B-383
判決言渡	平成17年1月27日	結 論 請求認容
原 告	宮浦金属工業株式会社	物 品 コーヒードリッパー
原 告	A	意匠登録 第1183888号
	掲載文献	判決速報(358)
平成15年(ワ)第90号判決	神戸地	B-384
判決言渡	平成17年2月10日	結 論 請求認容
原 告	株式会社ロイヤルコレクション	物 品 ゴルフクラブ用ヘッド
被 告	株式会社モーリス	意匠登録 第1201825号
	掲載文献	判決速報(360)
平成16年(ワ)第10431号判決	東地	B-385
判決言渡	平成17年2月23日	結 論 請求認容
原 告	株式会社フォア・フロント	物 品 装飾用下げ飾り
被 告	有限会社有富商会	意匠登録 第1201825号
	掲載文献	判決速報(359)

平成16年(ネ)第3517号判決	東高	B-386
判決言渡	平成17年3月16日	結論 控訴棄却
控訴人	株式会社サンワプランニング	物品 布団用除湿具
被控訴人	株式会社オーエムジー	意匠登録 第968609号
原審番号	平成14年(ワ)第17577号	掲載文献 判決速報(360)
平成15年(ワ)第2311号判決	京都地	B-387
判決言渡	平成17年6月30日	結論 請求認容
原告	株式会社内藤レース	物品 細巾レース地
被告	株式会社エスケー 外1名	意匠登録 第1039936号
		掲載文献 判決速報(363)
平成17年(ネ)第617号判決	大高	B-388
判決言渡	平成17年7月7日	結論 請求一部認容
控訴人	A	物品 コーヒードリッパー
被控訴人	宮浦金属工業株式会社	意匠登録 第1183888号
原審番号	平成16年(ワ)第6266号	掲載文献 第1183888号
平成16年(ネ)第2599号判決	大高	B-389
判決言渡	平成17年7月28日	結論 請求認容
控訴人	ニプロ株式会社	物品 輸液バッグ
被上告人	株式会社大塚製薬工場	意匠登録 第1107140号
原審番号	平成14年(ワ)第8765号	
平成15年(ワ)第3512号判決	京都地	B-390
判決言渡	平成17年8月4日	結論 請求認容
原告	シーシーエス株式会社	物品 検査用照明器具
被告	株式会社コスシステム	掲載文献 判決速報(365)
平成17年(ワ)第2065号判決	東地	B-391
判決言渡	平成17年8月31日	結論 請求棄却
原告	A	物品 前立腺治療器
被告	有限会社光漢堂	意匠登録 第1104350号
		掲載文献 判決速報(365)
平成17年(ネ)第570号判決	大高	B-392
判決言渡	平成17年9月15日	結論 請求棄却
控訴人	タカヤマ金属工業株式会社	物品 床束
被控訴人	フクビ化学工業株式会社	意匠登録 第1004321号
原審番号	平成16年(ワ)第1099号	掲載文献 判決速報(368)
平成17年(ネ)第10079号判決	知財高	B-393
判決言渡	平成17年10月31日	結論 控訴棄却
原告	株式会社伊藤製作所	物品 カラビナ
被告	有限会社ケイズインターナショナル	意匠登録 第1156116号
原審番号	平成16年(ワ)第249号	掲載文献 判決速報(367)
平成16年(ワ)第8657号判決	大地	B-394
判決言渡	平成17年11月24日	結論 請求棄却
原告	株式会社大塚製薬工場	物品 輸液バッグ
被告	ニプロ株式会社 外1名	意匠登録 第1107140号
		掲載文献 判決速報(368)
平成16年(ワ)第6262号判決	大地	B-395
判決言渡	平成17年12月15日	結論 請求一部認容
原告	株式会社ラッキーコーポレーション	物品 化粧用パフ
被告	株式会社サンファミリー	意匠登録 第1187684号
		掲載文献 判決速報(370)判タ1214号268頁判時1936号155頁

平成17年(ネ)第10112号判決	知財高	B-396
判決言渡	平成17年12月22日	結論 控訴棄却
控訴人	A	物品 前立腺治療器
被控訴人	有限会社光漢堂	意匠登録 第1104350号
原審番号	平成17年(ワ)第2065号	掲載文献 判決速報(369)
平成16年(ワ)第14355号判決	大地	B-397
判決言渡	平成18年1月17日	結論 請求棄却
原告	大和産業株式会社	物品 手さげかご
被告	太陽ビルメン株式会社	意匠登録 第863998号
		掲載文献 判決速報(370)
平成18年(ネ)第184号判決	大高	B-398
判決言渡	平成18年5月31日	結論 控訴棄却
控訴人	株式会社サンファミリー	物品 化粧用パフ
被控訴人	特許庁長官	意匠登録 第1187684号
原審番号	平成16年(ワ)第6262号	
平成17年(ワ)第3037号判決	大地	B-399
判決言渡	平成18年7月27日	結論 請求認容
原告	株式会社システック	物品 自動錠の本体側金具
被告	キョーワ A	意匠登録 第1065539号
		掲載文献 判決速報(377)
平成18年(ネ)第448号判決	大高	B-400
判決言渡	平成18年8月30日	結論 控訴棄却
控訴人	大和産業株式会社	物品 手さげかご
被控訴人	太陽ビルメン株式会社	意匠登録 第863998号
原審番号	平成16年(ワ)第14355号	掲載文献 判時1965号147頁
平成18年(ワ)第13406号判決	東地	B-401
判決言渡	平成18年10月30日	結論 請求棄却
原告	A	物品 ゴルフ用ボールマーカー
被告	横浜ゴム株式会社	意匠登録 第1217691号
		掲載文献 判決速報(381)
平成18年(ワ)第3563号判決	大地	B-402
判決言渡	平成18年11月30日	結論 請求棄却
原告	株式会社国元商会	物品 コンクリート型枠支持金具
被告	A	意匠登録 第1043396号
		掲載文献 判決速報(380)
平成18年(ワ)第1304号判決	大地	B-403
判決言渡	平成18年12月7日	結論 請求認容
原告	株式会社ライセンス & プロパティコントロール	物品 マンホール蓋受枠
被告	北勢工業株式会社	意匠登録 第868946号、同号類似1、3、4号、第971233号、同号類似1号
		掲載文献 判決速報(382)
平成18年(ワ)第7014号判決	大地	B-404
判決言渡	平成18年12月21日	結論 請求棄却
原告	山忠商事株式会社	物品 ブロックマット
被告	前田工織株式会社	意匠登録 第1180425号
		掲載文献 判決速報(382)
平成17年(ワ)第11765号判決	大地	B-405
判決言渡	平成19年2月1日	結論 請求棄却
原告	株式会社ジョイント工業	物品 金属管継手
被告	アルインコ株式会社	掲載文献 判決速報(385)判タ1273号238頁

平成17年(ワ)第11766号判決	大地	B-406
判決言渡	平成19年2月1日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社ジョイント	物 品 金属管継手
被 告	アルインコ株式会社	工業 掲載文献 判決速報(385) 判タ1273号238頁
平成17年(ワ)第11767号判決	大地	B-407
判決言渡	平成19年2月1日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社ジョイント	物 品 金属管継手
被 告	アルインコ株式会社	工業 掲載文献 判決速報(385) 判タ1273号238頁
平成17年(ワ)第11768号判決	大地	B-408
判決言渡	平成19年2月1日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社ジョイント	物 品 金属管継手
被 告	アルインコ株式会社	工業 掲載文献 判決速報(385) 判タ1273号238頁
平成17年(ワ)第12094号判決	大地	B-409
判決言渡	平成19年2月1日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社ジョイント	物 品 金属管継手
被 告	アルインコ株式会社	工業 掲載文献 判決速報(385) 判タ1273号238頁
平成18年(ワ)第9943号判決	東地	B-410
判決言渡	平成19年3月16日	結 論 請求棄却
原 告	ベルストーン株式会社	物 品 墓前用収納箱
被 告	カンノ・トレーディング株式会社	意匠登録 第114276号, 第1148094号 掲載文献 判決速報(385)
平成16年(ワ)第24626号判決	東地	B-411
判決言渡	平成19年3月23日	結 論 請求一部認容
原 告	株式会社豊栄商会	物 品 取鍋
被 告	株式会社陽紀	意匠登録 第1137667号、第1137869号 掲載文献 判決速報(385)
平成18年(ネ)第10084号判決	知財高	B-412
判決言渡	平成19年3月27日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	A	物 品 ゴルフ用ボール
被控訴人	横浜ゴム株式会社	意匠登録 第1217692号
原 審 番 号	平成18年(ワ)第13406号	掲載文献 判決速報(384)
平成18年(ワ)第19650号判決	東地	B-413
(意匠権侵害差止請求権不存在確認請求事件)		結 論 請求棄却
判決言渡	平成19年4月18日	物 品 増幅器付スピーカー
原 告	サンコー株式会社	意匠登録 第1276011号
被 告	ソニー株式会社	掲載文献 判決速報(386) 判タ1273号280頁
平成17年(ワ)第12207号判決	大地	B-414
判決言渡	平成19年4月19日	結 論 請求棄却
原 告	山本光学株式会社	物 品 ゴーグル・水中眼鏡
被 告	藤田光学株式会社	意匠登録 第988008号 掲載文献 判決速報(386)
平成19年(ネ)第253号判決	大高	B-415
判決言渡	平成19年7月5日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	山忠商事株式会社	物 品 ブロックマット
被控訴人	前田工織株式会社	意匠登録 第1180425号
原 審 番 号	平成18年(ワ)第7014号	

平成19年(ネ)第790号判決	大高	B-416
判決言渡	平成19年9月11日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	株式会社ジョイント	物 品 金属管継手
被控訴人	アルインコ株式会社	工業
原 審 番 号	平成17年(ワ)第11765号, 第11766号, 第11767号, 第11768号, 第12094号	
平成19年(ネ)第10023号判決	知財高	B-417
判決言渡	平成19年9月12日	結 論 控訴棄却、被控訴人請求容認
附帯被控訴人	A	物 品 自動錠の本体側金具
附帯控訴人	株式会社システックキョーワ	意匠登録 第1065539号
原 審 番 号	平成17年(ワ)第3037号	掲載文献 判決速報(390)
平成18年(ネ)第10069号判決	知財高	B-418
判決言渡	平成19年9月12日	結 論 控訴棄却、被控訴人請求容認
控 訴 人	A	物 品 自動錠の本体側金具
被控訴人	株式会社システックキョーワ	意匠登録 第1065539号
原 審 番 号	平成17年(ワ)第3037号	掲載文献 判決速報(390)
平成18年(ワ)第4494号判決	大地	B-419
判決言渡	平成19年10月1日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社鶴弥	物 品 平板瓦
被 告	株式会社木村窯業所	意匠登録 第1174461号
原 審 番 号	訂正2007-390125	掲載文献 判決速報(391)
平成18年(ワ)第14144号判決	大地	B-420
判決言渡	平成19年12月11日	結 論 請求棄却
原 告	岡田装飾金物株式会社	物 品 カーテンランナー
被 告	フェデポリマーブル株式会社	意匠登録 第1218001号 掲載文献 判決速報(393)
平成19年(ワ)第2366号判決	大地	B-421
判決言渡	平成20年1月22日	結 論 請求一部認容
原 告	株式会社ラインセンス&プロパティコントロール	物 品 マンホール蓋受枠
被 告	北勢工業株式会社	意匠登録 第868946号 掲載文献 判決速報(394)
平成19年(ワ)第1972号判決	東地	B-422
判決言渡	平成20年2月19日	結 論 請求棄却
原 告	越後商事株式会社	物 品 バケット先端装着具
被 告	株式会社樋口製作所	意匠登録 第1070003号 掲載文献 判決速報(396)
平成19年(ネ)第10097号判決	知財高	B-423
判決言渡	平成20年3月27日	結 論 控訴棄却
控 訴 人	株式会社小林工具	物 品 やすり
被控訴人	株式会社井澤 外2名	意匠登録 第1185286号
原 審 番 号	平成18年(ワ)第78号	掲載文献 判決速報(396)
平成20年(ワ)第1411号判決	大地	B-424
判決言渡	平成20年9月11日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社岳将	物 品 カップリングホーン
被 告	株式会社協進設計	意匠登録 第846504号 掲載文献 判決速報(402)
平成20年(ワ)第1089号判決	東地	B-425
判決言渡	平成20年10月30日	結 論 請求棄却
原 告	株式会社タヤ	物 品 衣料用ハンガー
被 告	株式会社サワフジ	意匠登録 第1050083号

平成18年（ワ）第22106号判決	東地	B-426
判決言渡	平成20年11月13日	結 論 請求認容
原 告	A	物 品 顕微鏡
被 告	株式会社 J A P A N CREATE 外1名	意匠登録 第1171883号